



文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究

「法と人間科学」 中間報告書

平成 25 年 3 月 31 日

目次

総括班

- 仲真紀子
新学術領域研究「法と人間科学」 2011年度・2012年度 活動報告 1

A01：法意識と教育

唐沢穰 班 【責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考案】

- 唐沢穰
責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考案 9
奥田太郎
責任概念の分類と内実 —瀧川裕英の分析に基づいて— 12
膳場百合子
社会心理学における責任判断モデル 15
松村良之
DWI Court、RISE プロジェクト 18
村上史朗
規範逸脱の「相場観」：記述的規範の効果の検討 22

河合幹雄 班 【厳罰化と死刑の効果を信じる人々はどうすれば意見を変えるのか】

- 河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人
犯罪と刑罰についての知識と熟慮が意見を変えさせることの検証方法について—中間報告 26

長谷川真里 班 【小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証】

- 長谷川真里
公募班（小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証）本年度の活動報告 30

A02：捜査手続き

高木光太郎 班 【虚偽自白発生防止機能を組み込んだ被疑者面接技法の開発】

- 高木光太郎・森直久・大橋靖史・脇中洋
被疑者面接のコミュニケーション・デザイン
～Reid テクニック、PEACE アプローチ、日本型取調べの比較検討～ 32

巖島行雄 班 【目撃証言の正確さを規定する要因および正確さを担保する識別・尋問方法に関する研究】

- 高橋雅延・川口敦生・北神慎司
車の目撃記憶とソース記憶 38
山田涼馬・巖島行雄
記憶に及ぼすスキーマの影響 41
白川徹・巖島行雄
凶器注目効果における視覚的注意の検討 —眼球運動を指標として— 46
山田寛・高橋望
顔の再生が顔の識別に及ぼす効果 51
原聰
識別後フィードバックが遅延写真識別の確信度に与える効果及び二重盲検法の基礎的研究 53
福島由衣・伊藤令枝・室井みや・巖島行雄
ラインナップ識別後の目撃者に対する肯定的フィードバック効果の検討 55
北神慎司・遠藤菜文・池田賢司・高橋知世
非言語音による発話者の同一性識別 61

佐藤達哉 班 【三次元地層モデリングを用いた供述過程の可視化システムの構築】

- 佐藤達哉・稲葉光行・岡田悦典
供述の三次元地層モデリング 63

A03 : 裁判員裁判

伊東裕司 班 【裁判員の判断過程に影響する情動的, 認知的, および社会的影響に関する研究】

松尾加代・伊東裕司

感情を喚起する情報が模擬裁判員の実事認定判断とネガティブ感情に及ぼす影響 6 8

松尾加代・伊東裕司

マインドセットと説示の効果: システマティック情報処理が判断と怒りに及ぼす影響 7 3

伊東裕司・松尾加代・藤田政博・淵野貴生・中川孝博・赤坂有紀

裁判員の実事認定における感情の影響: 被害者意見陳述の影響と感情制御の効果 7 7

淵野貴生

裁判員裁判と量刑予断の防止 8 2

指宿信 班 【取調録画と裁判員裁判-取調べ過程の可視化をめぐる制度構築と裁判員裁判への影響】

指宿信

取調べとその可視化 8 8

佐伯昌彦 班 【裁判員裁判における量刑審理・評議の在り方】

佐伯昌彦

裁判員裁判における量刑審理・評議に関する心理学的考察 9 4

石崎千景 班 【公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討】

石崎千景

公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討 9 8

山崎優子 班 【検察審査員の判断を規定する要因および判断に至る心的プロセスについての実証的研究】

山崎優子

検察審査員の判断に関する実証的研究 1 0 0

A04 : 司法と福祉

仲真紀子 班 【子どもへの司法面接: 面接法の改善その評価】

仲真紀子

子どもへの司法面接: 改善その評価・中間報告 1 0 6

白取祐司

刑事裁判における心理鑑定の可能性 1 1 0

城下裕二

情状鑑定の現状と課題 1 1 6

石塚伸一 班 【犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究】

石塚伸一

犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究 1 2 2

櫻井義秀 班 【カルト被害の救済と回復-レジリアンスの視角から】

櫻井義秀

大学のカルト対策 1 2 6

唐沢かおり 班 【犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築】

唐沢かおり・白岩祐子・小林麻衣子

犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築 1 2 9

安田裕子 班 【DV被害母子支援の地域連携-福祉・心理と司法の融合に向けたアクションリサーチ】

安田裕子

DV被害母子への支援とその連携可能性(中間報告) 1 3 3

田中晶子 班 【司法面接における子どもの語り: 質問形式と応答の関係性について】

田中晶子

司法面接における子どもの語り: 質問形式と応答の関係性について(予備調査報告) 1 3 8

新学術領域研究「法と人間科学」 2011年度・2012年度 活動報告

仲 真紀子
(北海道大学)

本研究課題は、法学者、司法の実務家、心理・社会学者が協働して研究を行い、人材育成の道筋をつくることのできる領域を確立することを目指している。具体的には、10の研究班と8つの公募班から成る4つのフィールド、すなわち「法意識・教育」「捜査手続き」「裁判員裁判」「司法と福祉」において、法学者、心理学者、実務家が協働し、①司法の実務に即した課題について、現場のフィールドを前提とする研究活動を行い、②得られた成果を制度や実務へと還元し、③制度や実務からのフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入する、という活動を進めている。

以下、4つのフィールドの概要と研究活動を示す。

【法意識と教育】裁判員制度の成立にともない、一般市民が司法に関心を寄せ、実務にも関わるようになった。市民の法意識や法に関する教育は重要な課題である。①唐沢班は、司法の基本的概念である「所有」意識の歴史的展開、発達を調べ、所有権に関する教育教材を開発している。②河合班では、厳罰化・死刑は犯罪を抑止しないという研究成果にもとづき、市民の厳罰化・死刑に関する信念、科学的データとの乖離を調査し、市民への知識提供法を行っている。③久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成している。④長谷川班では、小学校高学年を対象とした法教育の授業を企画し、その効果検証を進めている。

【捜査手続き】足利事件の虚偽自白をはじめ、事情聴取の方法や記録法は現代的な問題である。ここでは、⑤佐藤班が、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するシステムを作成中である。⑥高木班では、

虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法の作成を、⑦巖島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指している。

【裁判員裁判】裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。⑧伊東班は、衝撃的な犯罪現場の提示や証言など、情動情報が市民の認知や司法判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用に関する提言を行う。⑨指宿班は、裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインの策定中である。⑩佐伯班では、裁判員裁判における量刑判断の在り方について、手続二分や裁判員に提示される量刑傾向に関する情報の効果を検討している。⑪石崎班では、事件に関する情報の重み付けが評議に及ぼす影響について研究している。⑫山崎班では、検察審査員の心的プロセスを明らかにし、検察審査会の議決の妥当性を評価し得る心理学モデルの構築を目指している。

【司法と福祉】被害者をどのように保護支援するか、犯罪を犯した者の立ち直りにどう働きかけるかという問題を扱う。⑬仲班は発達心理学の視点に立ち、虐待被害を受けた子どもに対する事情聴取の方法を確立するとともに、司法関係者、医療関係者、福祉関係者との連携のあり方を調べている。⑭石塚班は、発達障害における成人・少年の一貫した処遇の検討などを通して、人間科学的知見の活用に関係について、そのあるべき姿を提案する。⑮櫻井班では、カルト問題に焦点を当て、逆境を経験したサバイバーの「生き抜く智慧」「立ち上がる力」について研究している。⑯唐沢班では心の推論や責任判断と対人行動との関連を踏まえ、被害者自身が望む「被害者理解」を促進する

知見の産出を目指している。⑰安田班では、DV被害を中心に、現場支援者間、現場支援者と弁護士といった異なる専門家間での連携の実態と可能性を調べている。そして⑱田中班では、司法面接に焦点を当て、面接者の質問形式と子どもの応答との関係性や、子どもの語りの特徴を調査している。

以上のすべての研究班において (a) 実務家との問題共有、(b) 基礎研究、(c) 実務家・市民への成果提供 (提言、ガイドラインの作成、実務家研修、教材の普及等)、(d) 実務家・市民からのフィードバック、というサイクルにより研究を推進する。特に(c)成果提供は総括班が指揮を取り、18グループが連携をもって実施する。

このように、法学、心理学、および司法の実務に携わるものが協働することにより、実証科学に支えられた法の実務、法制度の構築を導き、社会の福祉と幸福のために資することを目指している。

本報告書は、2年度を終了するにあたり、中間報告を行うものである。

2011年度 活動報告

1. HP の設置

2012年2月にホームページを新たに開設した。ホームページでは、領域の目的をトップに設け、研究概要、組織、ニューズレターの発行物などを掲載している。また、各研究グループの個別ページを設け、それぞれの研究内容をより詳細に紹介している。イベント情報・お知らせでは、領域全体に関わる情報のみならず、各グループの情報も随時掲載できるようにし、多彩な情報を市民、実務家、研究者に提供できるようにした。

2. 2011年度 実務家研修

(1) 第1回

2011年5月27日(金)、15時～17時、学習院大学文学部にて、2011年度第1回法と心理学者による実務家研修「目撃供述はなぜ誤るのか：その原因と目撃供述の評価法」を開催した。

研修では、講師の巖島行雄教授(日本大学)から、目撃供述が誤る心理学的原因についての解説、目撃供述の信用性を評価する方法が報告された。心理学の理論的な解説に加え、巖島氏が携わった実例による解説も行われた。講演後の質疑応答で

は、目撃供述の信用性についての様々な議論が交わされた。

(2) 第2回

2011年9月18日(日)、15時～17時、日本大学文理学部にて、2011年度第2回法と心理学者による実務家研修「被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のためにも」を開催した。

この研修では、R. ブル教授(英国レスター大学)を講師として招聘した。講演では、教授が実施した録画面接の分析から、面接中の暗示的/誘導的質問の存在について解説をいただいた。そして、面接のガイドライン、トレーニングマニュアルを制定することの必要性、イギリスにおける取り調べ面接の法制度化についても説明いただいた。警察関係者や弁護士の方々も数多く参加され、概ね好評な感想をいただいた。

3. 2011年 法と心理学シンポジウム

2011年10月1日、法と心理学会第12回大会(名古屋大学)においてシンポジウム「エビデンスに基づく取り調べの科学化」を開催した。

本領域からは、仲真紀子教授(北海道大学)が「科学的証拠に基づく取り調べの高度化—司法面接の展開とPEACEモデル—」、高木光太郎教授(青山学院大学)が「足利事件の虚偽自白事例から取り調べの科学化について考える」、指宿信教授(成城大学)が「取り調べの“高度化”をめぐる」の講演を行った。また、実務家である安原浩氏(兵庫弁護士会)からは「裁判実務から見た取り調べの問題点」の講演をいただいた。唐沢穰教授(名古屋大学)も討論者として参加し、取り調べの高度化に向けた現在の取り組み、今後の法制定などに向けた議論を行った。

4. 模擬裁判

2012年2月26日(日)、13時～17時、札幌市資料館にて、2011年度模擬裁判企画を開催した。この企画には、34名の一般市民と、22名の研究者が参加した。2011年度の企画担当は司法面接班(代表：仲)であったため、幼児への虐待、心理学者による専門家証言、量刑判断に焦点を当てた事案を取り上げた。

一般市民の参加者は、初めに法廷での裁判劇を視聴した後、模擬評議にて量刑判断を行った。その後、全体の討議が行われた。討議では、研究者からのみならず、市民の方々から様々な意見が飛び交い、意義深い議論がなされた。

5. ニュースレター1号発行

2013年3月に、ニュースレター1号を発行した。このニュースレターは、法と人間科学が主催したイベントの報告を主な目的としている。

1号ではキックオフ特集として、各班代表者の挨拶を掲載した。加えて、プロジェクトの概要説明や、2011年度に実施した企画（実務家研修、シンポジウム、模擬裁判）をレポートした。

また、領域の広報用ツールとして、リーフレット、クリアファイルもあわせて作成し、各関係機関に配布した。

6. 公募班の募集と決定

2011年中旬より公募班の募集を実施し、2012年度より新たに8つの研究課題が採択された。以下の研究班には2012年度より2年間、「法と人間科学」のメンバーとして新学術領域の基盤作りに貢献していただく。

- ・長谷川真里氏（横浜市立大学）「小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証」
- ・佐伯昌彦氏（千葉大学）「裁判員裁判における量刑審理・評議の在り方」
- ・石崎千景氏（名古屋大学）「公判の「振り返り」が裁判員による情報の重み付けに及ぼす影響の検討」
- ・山崎優子氏（立命館大学）「検察審査員の判断を規定する要因および判断にいたる心的プロセスについての実証的研究」
- ・櫻井義秀氏（北海道大学）「カルト被害の救済と回復 —レジリアンスの視角から—」
- ・唐沢かおり氏（東京大学）「犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築」
- ・安田裕子氏（立命館大学）「DV被害母子支援の地域連携 —福祉・心理と司法の融合に向けたアクションリサーチ—」
- ・田中晶子氏（四天王寺大学）「司法面接における子どもの語り：質問形式と応答の関係性につ

いて」

2012年度の活動報告

1. 2012年度 実務家研修

(1) 第1回

2012年6月1日（金）、14時30分～17時、岡山大学津島キャンパスにて、2012年度第1回法と心理学者による実務家研修「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」を開催した。本研修では、唐沢穰教授（名古屋大学）のコーディネートののもと、講師4名の講演と質疑応答を行った。

研究者からは、外山紀子教授（津田塾大学）が社会認識の発達について、吉岡昌紀教授（清泉女子大学）が道徳教育と法教育の共通点と相違点について講演を行った。実務家からは、梅田比奈子氏（横浜市教育委員会）が小学校での実践例、村松剛氏（横浜弁護士会）が中学校での実践例について講演を行った。研修の参加者は計30名で、研究者（心理学者・法学者・社会学者）のみならず、弁護士、検察官にも参加いただいた。

なお、本企画の開催に当たっては、日本認知心理学会第10回大会準備委員会、岡山大学、寺澤孝文先生、堀内孝先生、林創先生にご協力頂いた。

(2) 第2回

2012年9月14日（金）、13時～17時、専修大学生田キャンパスにて、2012年度第2回法と心理学者による実務家研修「コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：「情報収集アプローチ」の基礎」を開催した。本研修では、高木光太郎教授（青山学院大学）、仲真紀子教授（北海道大学）の講義と、面接演習を実施した。

初めに、高木氏は「コミュニケーション弱者への取り調べの問題点」について、仲氏は「情報収集アプローチの実践」について講演を行った。続く面接演習では、4名1グループとなり、各々に面接者、被面接者、バックスタッフ（2名）の役割を与え、ロールプレイを実施した。面接テーマは、多職種の専門家がいることをふまえ、社内不正の内部告発の聞き取りとした。演習後の質疑では、面接手順・方法に関する様々な質問がなされた。警察関係者を含む実務家34名に参加いただき、実務家との連携を深める企画となった。

なお、本企画の開催に当たっては、専修大学、村松励先生にご協力頂いた。

2. 領域内シンポジウム

2012年10月19日(金)、13時～16時30分、青山学院大学にて、領域内シンポジウム「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」を開催した。指宿信教授(成城大学)がモデレーターを担当し、3名のプレゼンターによる講演と、全体討議が行われた。

シンポジウムでは、松村良之名誉教授(北海道大学)が「教義学的法律学 対 非教義学的法律学—法学と人間科学の協同の可能性」、中谷陽二名誉教授(筑波大学)が「精神医学の立場から」、仲真紀子教授(北海道大学)が「法と心理」の題目で講演を行った。その後の討議では、精神鑑定に関する議論を中心に、今後の領域の方針などについて活発な議論が交わされた。領域内メンバーを初め、法と心理学会員、大学院生など30名の方に参加いただいた。

3. 公開シンポジウム

2013年1月12日(土)、13時30分～15時30分、東京商工会議所にて、公開シンポジウム「『法と人間科学』という学際的領域が切り開く未来」を開催した。

講演では、仲真紀子教授(北海道大学)、サトウタツヤ教授(立命館大学)、石塚伸一教授(龍谷大学)、唐沢かおり教授(東京大学)、指宿信教授(成城大学)の5名が登壇し、法学と人間科学の歴史、現在の状況、今後の展望について報告した。また、指定討論では浜田寿美男教授(立命館大学)、藤田政博准教授(関西大学)が登壇し、法と人間科学が取り組むべき今後の課題について話題を提供した。フロアからの質疑もあり、法と人間科学のこれからを考えるうえで意義あるシンポジウムとなった。

4. 2012年度企画「いじめ問題プロジェクト—いじめ・人権・教育・法—」

2013年3月3日(日)、9時30分～17時、秋田大学60周年記念ホールにて、「いじめ問題プロジェクト—いじめ・人権・教育・法—」を開催し

た。本企画は、法教育班の井門正美教授(秋田大学)が企画・運営を担当した。

午前の部では、秋田大学の学生による研究発表と、久保山力也氏(青山学院大学)からの基調提案「紛争解決と“生ける法”からとらえる“いじめ”」が行われた。

午後の部では、いじめPTSDの民事裁判を題材に模擬裁判を実施した。その後、5名のシンポジストのもとシンポジウム(討論)を行った。教育学からは梅野正信氏(上越教育大学)と神居隆氏(秋田大学特任教授)、法学からは岸田洋輔氏(札幌弁護士会)と久保山力也氏(青山学院大学)、心理学からは仲真紀子氏(北海道大学)が登壇した。各シンポジストからの提案を通して、いじめ問題で生じる紛争の解決方法について、様々な議論が展開された。

5. ニュースレター2号発行

2012年9月に、ニュースレター2号を発行した。巻頭特集では、2012年度から加入した公募班8班の代表者からの挨拶を掲載した。また、2012年度第1回実務家研修のレポートを、コーディネーターである唐沢穰教授(名古屋大学)が執筆した。

さらに企画の報告だけではなく、原聰教授(駿河台大学)が「ヨーロッパ裁判視察記～ストックホルム地方裁判所～」を寄稿した。その他、厳島班、櫻井班、指宿班が主催した研究会や、講演会の報告を行った。

なお、2013年3月にニュースレター3号を発行する予定である。

6. 法と人間科学通信 vol.1, vol.2の発行

より多くの市民・実務家に本領域の研究内容を知ってもらうために、電子媒体の「法と人間科学通信」の発行を開始した。また、本通信は外部へのアウトリーチのみならず、領域メンバー同士の情報交流の場となるようにも心がけている。

通信 vol.1は、2012年9月に発行された。この号では、実務家の竹田収氏(札幌少年鑑別所・所長)に、『法と人間科学』に期待するもの—少年鑑別所の実務から—を執筆いただいた。また、領域内からは指宿信教授(成城大学)が、翻訳書

「リーガル・ライティング」の紹介を行った。

通信 vol.2 は、2012 年 12 月に発行された。領域外からは守一雄教授（東京農工大学）に、「『独り仕事』についての独り言」を執筆いただいた。また、領域内からは森直久教授（札幌学院大学）が、論文「Style of remembering and types of experience: An experimental investigation of reconstructive memory」の紹介を行った。

今後は、2013 年 3 月に通信 Vol.3 を、2013 年 6 月に通信 Vol.4 の発行を予定している。ニューズレターよりも発行回数が多い分、より新鮮な情報を、よりわかりやすく伝えていきたいと考えている。

札幌法と心理研究会の開催

法と人間科学の運営、研究を推進するため、概ね月 1 回の頻度で札幌法と心理研究会を開催している。研究者のみならず、実務家の参加もあり、研究者から実務家、実務家から研究者への知見提供やフィードバックの一翼を担う場となっている。

以下、2011 年度、2012 年度に開催した札幌法と心理研究会について報告する。

■2011 年 12 月 13 日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W308）

題目：「目撃供述に関するアメリカ法の新動向～State v. Henderson 判決（New Jergey, 2011）を中心として～」

報告者：岡田 悦典 先生（南山大学）

■2012 年 2 月 2 日

場所：北海道大学・法学部研究棟（403）

題目：「PEACE モデルに見る情報収集アプローチ」

報告者：仲 真紀子 先生（北海道大学）

内容：被疑者取調べの問題、特に虚偽自白に関し、近年諸外国で行われている研究の成果を紹介し、真の自白と虚偽自白を見分ける被疑者面接法について考察した。その上で、英国で 1992 年より実施されている PEACE モデル（被疑者取調べにおける情報収集アプローチ）、およびそのトレーニングについて報告した。

■2012 年 3 月 5 日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W101）

題目：「フランス刑事司法と医学鑑定」

報告者：ロランス・ルテュルミー 先生（フランス・ボワチエ大学講師）

通訳：白取 祐司 教授（北海道大学）

内容：フランスでは、刑事司法において精神鑑定が判決前と判決後のそれぞれにおいて活用されている。前者は、刑事被告人に対する行為者人格、責任能力などの精神鑑定、被害者に対する精神的損害の程度に関する鑑定、証人の「信用性」鑑定もあるが、これについては問題も多い。ウトウロ事件では、子どもの証言の鑑定が問題にされた。判決後に関しては仮釈放の際の精神鑑定がある。司法の場で生じる困難さは、専門知識のない法律家にすぎない裁判官が、鑑定の出した結論を正しく評価できるかどうかにある。法的には、裁判官の自由心証にゆだねられることになっているが、非常に難しい問題である。

■2012 年 4 月 23 日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W104）

題目：「司法面接の成果と伝聞法則—刑事裁判における書証としての利用可能性」

報告者：緑 大輔 先生（北海道大学）

内容：幼児供述を記録した司法面接 DVD を、現行刑事訴訟法の枠内で証拠として法廷に顕出させることができる場合を、解釈論として整理して示した。実質証拠として用いる場合には関連性の問題、伝聞例外の諸規定の要件の充足可能性の問題が生じること、裁判所の証拠採否裁量との関係でも検討を要することを指摘した。

■2012 年 5 月 16 日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W408）

題目：「裁判員の意識の変容と裁判員制度—2004 年調査と 2010 年調査との比較検討—」

報告者：岡田 悦典 先生（南山大学）

内容：2004 年に行った裁判員制度の意識調査につき、施行後の 2010 年にも同様の調査を行った。本報告は、その調査のあらましを報告するとともに、その具体的な相違を明らかにし、裁判員制度の今後の課題を展望した。

■2012年6月27日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W401）

題目：「日本における被疑者の取調べをめぐる法心理学的問題～スキーマ・アプローチの視点から」

報告者：高木 光太郎 先生（青山学院 大学）

内容：足利事件などいくつかの取調べの事例をデータとして、日本における被疑者取調べがもつコミュニケーション上の諸特徴と問題点について、報告者らが提唱するスキーマ・アプローチの視点から検討した。

■2012年9月26日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W101）

題目：「心理学鑑定に必要な4つの要件」

報告者：仲 真紀子 先生（北海道大学）

■2012年10月10日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W101）

題目：「供述の心理学鑑定に必要な知見は何か」

報告者：森 直久 先生（札幌学院大学）

内容：自白や証言の信用性鑑定に利用される心理学的知見の性格を吟味し、その有効性と限界を考察した。ついで、鑑定により資する心理学研究のイメージを提案した。最後に、筆者がこれまでかかわった信用性鑑定を紹介し、心理学鑑定の可能性を報告した。

■2012年11月23日（法理論研究会の特別会とし合同で開催された。）

場所：北海道大学・人文社総合棟（W409）

報告者（1）：佐伯 昌彦 先生（千葉大学）

題目：「犯罪被害者による刑事裁判への参加が量刑判断に及ぼす影響の実証的研究」

報告者（2）：長谷川 真里 先生（横浜市立大学）

題目：「言論の自由に関する社会的判断の発達：なぜ年少者は言論の自由を支持しないのか？」

■2012年12月19日

場所：北海道大学人文社総合棟（W101）

題目：「主犯か従犯かが争点となっている再審請求事件に関する供述分析」

報告者：森 直久 先生（札幌学院大学）

内容：殺人事件への関与は認めつつも、当人は従犯であることを主張する服役囚の供述鑑定に、現在報告者は関与している。供述分析による、主犯 / 従犯の識別可能性に関して報告した。

■2013年2月6日

場所：北海道大学人文社総合棟（W401）

報告者（1）：松村 良之 先生（明治大学）

題目：「DWI Court について」

内容：報告者は1月2日～6日に対審構造をとらない課題解決型裁判所のひとつである DWI Court（DWI = Drunk-Driving While Intoxicated）を訪問した。DWI Court の概要、その意義などについて報告した。

報告者（2）：緑 大輔 先生（北海道大学）

題目：「尋ねられたことだけ答えて下さい — 刑事裁判における証人尋問の方式とその論理」

内容：刑事裁判の証人尋問では、いわゆる一問一答形式が用いられている。なぜ証人が自由に陳述する形式ではなく、一問一答形式なのか。歴史的な経緯や現状から、法律家が法廷で一問一答形式を採用する論理を報告した。

■2013年2月28日

場所：北海道大学・人文社総合棟（W401）

題目：「裁判員裁判に関する意識調査より — オープン質問 / クローズド質問による尋問方式が証言や量刑の判断に及ぼす影響 —」

報告：岡田 悦典 先生（南山大学）、仲 真紀子 先生（北海道大学）、藤田 政博 先生（関西大学）

内容：裁判員裁判に関する2011年度意識調査の結果について報告した。この調査では、オープン質問による尋問とクローズド質問による尋問が、証人 / 被疑者の主張に関する判断や量刑判断にどのような影響を及ぼすかについても検討した。特にこの結果について報告を行った。

表 法と人間科学 2011年度、2012年度の活動

| 月 日 | 時間 | 場所 | 内容 | 講師など | 【参加者】 | | | | | | | | | |
|------------|-------------|--------------|--|---|------------|----|-----|------|------|-----------|-----|----------|-----------|-----------|
| | | | | | 参加研究 班数 | 総数 | 法学者 | 心理学者 | 社会学者 | 研究者 ほか | 弁護士 | 警察 検査 | 家裁調 査官 | 児童相 談所 |
| 2011/5/27 | 15:00～17:00 | 学習院大学文学部 | 2011年度 第1回 法と心理学者による実務研修 「自筆供述はなぜ取るのか：その原因と自筆供述の評価 法」 | 日本大学 藤島行雄教授 | 3 | 17 | 11 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 3 |
| 2011/9/18 | 15:00～17:00 | 日本大学文理学部 | 2011年度 第2回 法と心理学者による実務研修 「被疑者へのビデオ録画面接の効果：面接技術の向上のた めにむく」(講師・ 法と心理学シンポジウム 「エビデンス(科学的根拠)にもとづく取調への科学化」 | 英国レスター大学 R.ブル教授 北海道大学 仲真紀子教授 青山学院大学 高木光太郎教授 名城大学 指宿信教授 兵庫弁護士会 安原浩弁護士 名古屋大学 唐沢謙教授 | 3 | 24 | 7 | 4 | 6 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| 2011/10/1 | 12:00～14:00 | 名古屋大学 | 2011年度 第1回 全体会議 法と心理学シンポジウム | 北海道大学 仲真紀子教授 | 9 | 23 | | | | | | | | |
| 2011/10/26 | 19:00～19:30 | 北海道大学 | 2011年度 第1回 コア会議 | 南山大学 岡田悦典教授 | 7 | 16 | | | | | | | | |
| 2011/12/13 | 18:30～20:00 | 北海道大学 | 2011年12月 札幌法と心理研究会 「自筆供述に関するアメリカ法の新動向～State v. Henderson判決(New Jergev, 2011)を中心として～」 | 南山大学 岡田悦典教授 | 7 | 16 | | | | | | | | |
| 2012/2/2 | 18:30～20:00 | 北海道大学 | 2012年2月 札幌法と心理研究会 「PEACEモデルに見る情報収集アプローチ」 | 北海道大学 仲真紀子教授 | 9 | 25 | | | | | | | | |
| 2012/2/26 | 9:00～11:30 | 札幌市資料館 | 2011年度 第2回 全体会議 | 北海道大学 仲真紀子教授 | 9 | 25 | | | | | | | | |
| 2012/2/26 | 13:00～17:00 | 札幌市資料館 | 2011年度 第2回 全体会議 | 北海道大学 仲真紀子教授 | 9 | 25 | | | | | | | | |
| 2012/3/5 | 16:00～18:00 | 北海道大学 | 2012年3月 札幌法と心理研究会 「フランス刑事司法と医学鑑定」 | フランス・ボワエ工科大学 ロランス・ル テュルミー講師 | 9 | 57 | 9 | 13 | | | | | | 34 |
| 2012/3/31 | | | 新ホームベーンの開校 | | | | | | | | | | | |
| 2012/3/31 | | | ニュースレター1号 発行 | | | | | | | | | | | |
| 2012/4/1 | | | 公職班 加入(2011年～公募班募集) | | | | | | | | | | | |
| 2012/4/23 | 17:45～18:30 | 北海道大学 | 2012年度 第1回 コア会議 | 北海道大学 緑大輔准教授 | 3 | 7 | | | | | | | | |
| 2012/4/23 | 18:30～20:00 | 北海道大学 | 2012年4月 札幌法と心理研究会 「司法面接の成果と伝聞法則—刑事裁判における書証とし ての利用可能性」 | 北海道大学 緑大輔准教授 | 3 | 7 | | | | | | | | |
| 2012/5/16 | 19:00～21:00 | 北海道大学 | 2012年5月 札幌法と心理研究会 「裁判員の意識の変容と裁判員制度—2004年調査と20 10年調査との比較検討—」 | 南山大学 岡田悦典教授 北海道大学 仲真紀子教授 関西大学 藤田政博准教授 | 8 | 14 | | | | | | | | |
| 2012/6/1 | 12:00～14:00 | 岡山大学 津島キャンパス | 2012年度 第1回 全体会議 | ●講師 横浜市教育委員会主任指導主事 梅田比奈子先生 津田塾大学 外山紀子教授 横浜弁護士会所属 村松剛先生 清泉女子大学 吉岡昌紀教授 ●コーディネーター 名古屋大学 唐沢謙教授 | 8 | 30 | 12 | 7 | 2 | 2 | 4 | | | 3 |
| 2012/6/1 | 14:30～17:00 | 岡山大学 津島キャンパス | 2012年度 第1回 全体会議 | ●講師 横浜市教育委員会主任指導主事 梅田比奈子先生 津田塾大学 外山紀子教授 横浜弁護士会所属 村松剛先生 清泉女子大学 吉岡昌紀教授 ●コーディネーター 名古屋大学 唐沢謙教授 | 8 | 30 | 12 | 7 | 2 | 2 | 4 | | | 3 |
| 2012/6/27 | 19:00～21:00 | 北海道大学 | 2012年6月 札幌法と心理研究会 「日本における被疑者の取調べをめぐる法心理学的問題～ スキーマ・アプローチの視点から」 | 青山学院大学 高木光太郎教授 | 2 | 36 | 1 | 1 | 4 | 18 | 0 | 2 | 8 | 2 |
| 2012/9/14 | 13:00～17:00 | 専修大学 生田キャンパス | 2012年度 第2回 法と心理学者による実務研修 「コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：「情報収集 アプローチ」の基礎」 | 青山学院大学 高木光太郎教授 北海道大学 仲真紀子教授 | 2 | 36 | 1 | 1 | 4 | 18 | 0 | 2 | 8 | 2 |
| 2012/9/26 | 18:30～20:00 | 北海道大学 | 2012年9月 札幌法と心理研究会 「心理学鑑定に必要な4つの要件」 | 北海道大学 仲真紀子教授 | 2 | 36 | 1 | 1 | 4 | 18 | 0 | 2 | 8 | 2 |
| 2012/9/31 | | | ニュースレター2号 発行 | | | | | | | | | | | |
| 2012/9/31 | | | 法と人間科学通巻1号 発行 | | | | | | | | | | | |
| 2012/10/10 | 19:00～21:00 | 北海道大学 | 2012年10月 札幌法と心理研究会 「供述の心理学鑑定に必要な知見は何か」 | 札幌学院大学 森直久教授 | 9 | 17 | | | | | | | | |
| 2012/10/19 | 10:30～11:00 | 青山学院大学 | 2012年度 第1回 総括会議 | 札幌学院大学 森直久教授 | 9 | 17 | | | | | | | | |
| 2012/10/19 | 11:00～12:00 | 青山学院大学 | 2012年度 第2回 全体会議 | 札幌学院大学 森直久教授 | 9 | 17 | | | | | | | | |
| 2012/10/19 | 13:00～16:30 | 青山学院大学 | 領域内シンポジウム 「法学と人間科学における学際的研究の展望と課題」 | ●企画 名城大学 指宿信教授 ●プレゼンター 北海道大学 松村良之名誉教授 筑波大学 中谷陽二名誉教授 北海道大学 仲真紀子教授 | 9 | 30 | 10 | 18 | 2 | | | | | |

責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の 解明と法的概念の教育方法の考案

唐沢 穰

(名古屋大学環境学研究科)

キーワード：責任、非難、素朴理解

研究目的

当班における研究目的は、法に関する専門教育を受けていない一般人に見られる「素朴法理解」、すなわち、法的概念に関する素人理論やナイーブな理解の構造を、社会心理学的な理論と方法を主な基礎としながら明らかにすることである。特に、責任の概念と、これに関連するさまざまな非難の構造について重点的に考察することを目指している。

主な研究活動

1. 研究会の開催と個別研究の推進

班員相互の研究内容を共有し、共同作業を推進するための合同研究会を、2011年度に4回、2012年度は本報告執筆時までに3回開催した。

2. 理論構築

(1) 責任概念の規範論的整理：奥田を中心に、哲学・倫理学などの分野における責任概念の整理を試みた。奥田の報告にもあるように、責任の種類を整理する際の基準となる、いくつかの次元を特定するとともに、これに沿った責任内容の比較検討を行った。このうち心理学的な実証研究の対象となりうるものとそうでないものを整理することが、次年度以降の課題である。

(2) 責任概念の心理学的整理：膳場を中心に、従来の社会心理学研究における責任概念モデルの変遷を概観し、その整理を行った。膳場の報告にもあるとおり、因果性の認知に基づく責任判断と、役割等に基づくものとの区別など、実証的仮説の導出が可能な、いくつかの理論モデルを比較検討した。また、今後実施する予定の文化比較的研究

の基礎を築く作業にも十分な進捗があった。

(3) 非難の根拠となる公正観の検討：唐沢を中心に、刑事事例に関する一般人の素朴判断の基礎となる心理過程の比較検討を行った。特に、Darley (2009) の議論などを参考にしながら、懲罰動機の根拠となる応報的公正観と功利主義的判斷に関する、従来の社会心理学的研究を概観し、検証可能な実験仮説をいくつか導出した。

3. 実証的研究

(1) 個人の責任と「組織風土」等の責任：交通違反行為のシナリオを題材とし、Web調査の手法を用いた一般サンプル対象の調査を、松村が実施した。結果の詳細については松村報告を参照。

(2) 命令的規範と記述的規範：異なる種類の規範意識が発動されることによって、違反行為への許容度が変化する過程を、村上が実験的に検討した。方法と結果の詳細は村上報告を参照。加えて、記述的規範に関する情報源が内集団・外集団のいずれであるかによって、規範遵守に変化が生じる可能性について、唐沢研究室・應治麻美を中心に行った実験研究によって検証した。

(3) 懲罰動機の根拠：刑事事件のシナリオを呈示して量刑判断を求めるとともに、懲罰動機の根拠となる心理的媒介過程を明らかにするための実験を、唐沢を中心に行った。応報的公正判断の規程要因として知られる、犯罪性、故意性、結果の重大さなどの要因に加えて、被告の道徳的人格性に関する情報を操作したところ、これらのいずれもが量刑判断に影響することが示された。また、道徳的人格性が重罪に関する量刑判断に及ぼす影響については、応報的動機と功利主義的動機の両方が媒介している可能性があるのに比べ、軽罪の

場合には主に応報的動機のみが関与していることを示唆する結果が得られた。結果の頑健さを確かめるために、今後さらに同様の研究を蓄積していく予定である。

また、被告を「非人間化」することが量刑判断にどのような影響を与えるかを検証するための実験を、唐沢研究室・塚本早織を中心に行った。結果は、非人間化が厳罰傾向を助長することを示した。従来の研究において、非人間化は差別や偏見の表明、維持、および正当化などと関連することが示されている。これと一貫する本研究の結果は、単に法と心理学だけにとどまらず社会心理学の幅広い分野における研究にも示唆を与えるものへと発展する可能性も備えたものであると言える。

(4) 一般市民の裁判参加の可能性との関連研究:

唐沢研究室・塚本早織を中心とする別の実験研究では、裁判員裁判に関する報道に触れた一般市民が、裁判におけるどのような要因に着目して、量刑判断を理解するのかについて検証を行った。結果は、一般市民が量刑判断の基準となるべき事件の内容だけでなく、裁判員の能力や感情といった認知、心理的な側面も量刑判断に影響を与えると推測することが明らかになった。

加えて、松村の報告にもあるように、修復的司法の評価に関わる研究プロジェクトの事例をはじめ、海外における司法制度の実情に関する事例的検討を行うことにより、市民の司法参加がもたらす効果についての予測と評価、問題点の同定等を行った。

(5) 集団間関係と公正判断：個人間だけでなく集団間においても、加害行為とそれに伴う罪悪感、敵意、偏見などの感情と、その帰結としての非難が起こる。その基礎となる心理過程と、謝罪の効果との関連などについて、唐沢研究室・後藤伸彦による一連の研究を行った。

4. 実務家研修の開催

法教育に関する研究および実践の事例を題材にとった実務家研修を、公募班（長谷川班）の協力を得ながら以下の内容で開催した。

テーマ：「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」
講師：梅田比奈子（横浜市教育委員会主任指導主事）、外山紀子（津田塾大学教授）、村松剛（弁護士 横

浜弁護士会所属）、吉岡昌紀（清泉女子大学 教授）
（岡山大学津島キャンパス、2012年6月12日）

5. 研究成果の公表

唐沢研究室における研究成果の公表は以下の通りである。

【書籍（分担執筆）】

Karasawa, M. (2011). Categorization-based versus person-based explanations of behaviors: Implications from the Dual-Process Model. In R. M. Kramer, G. J. Leonardelli, & R. W. Livingston (Eds.), *Social cognition, social identity, and intergroup relations: A Festschrift in honor of Marilynn B. Brewer* (pp. 9-26). New York: Psychology Press.

【論文】

唐沢 穰 (2013) 「正義」への心理学的アプローチの可能性—法と正義の心理学的基盤・コメント 2 『法社会学』 78号 (印刷中)

【学会発表】

[2011年度]

後藤 伸彦・唐沢 穰 (2011). 加害集団内の類似性と罪悪感表明が被害集団からの評価に与える影響. 日本社会心理学会第 52 回大会, 名古屋大学, 9月18-19日.

Goto, N., & Karasawa, M. (2012a). They said they are different from historical perpetrators and feel guilt. Now, what should we do? Effect of similarity expression on intergroup forgiveness. Society for Personality and Social Psychology Pre-Conference: Group Processes and Intergroup Relations, San Diego, CA, January 26-28.

Goto, N. & Karasawa, M. (2012b). Effect of similarity/dissimilarity expression and guilt expression from a historical perpetrator group on guilt assignment by a victim group. The 13th Annual Meeting of Society for Personality and Social Psychology, San Diego, CA, January 26-28.

Karasawa, M. (2011). Social groups as a basis

for explanations: How ordinary perceivers make sense of other people's behavior. Keynote address at the 9th Biennial Conference of the Asian Association of Social Psychology, Kunming, China, August 29.

塚本 早織・唐沢 穰 (2011) . 「非人間的」な被告は重罪か—被告の性格的特徴が懲罰判断に与える影響. 法と心理学会第 12 回大会, 名古屋大学, 10 月 1-2 日.

塚本 早織・菅 さやか・唐沢 穰 (2011) . 性別に関する本質論的認知が量刑の妥当性判断に与える影響. 日本心理学会第 75 回大会, 日本大学, 9 月 15-17 日.

Tsukamoto, S., & Karasawa, M. (2012). Are dehumanized defendants more guilty than "human-like" defendants?: Implications of dehumanization on the jury system. The 13th Annual Meeting of Society for Personality and Social Psychology, San Diego, CA, January 26-28.

[2012 年度]

Goto, N. & Karasawa, M. (2012c). Belief in a Just world for self and others as a determinant of collective guilt assignment toward an outgroup. The 14th Biennial Conference of the International Society for Justice Research, Tel Aviv, Israel, September 9-12.

唐沢 穰 (2012a) . 「ミニシンポジウム 法と正義の心理学的基礎」(指定討論) . 日本法社会学会学術大会, 京都女子大学, 5 月 12 日.

Karasawa, M. (2012). Punishment of an immoral character as a just desert: A case of Japanese lay judgments. Paper presented at the 14th Biennial Conference of the International Society for Justice Research, Tel Aviv, Israel, September 9-12.

唐沢 穰 (2012b) . 「ワークショップ 道徳判断研究の最前線」(話題提供) . 法と心理学会第 13 回大会, 武蔵野美術大学, 10 月 20-21 日.

應治麻美・石田正浩・唐沢穰 (2012) . 命令的規範と記述的規範の乖離状況における行動促進アプローチ. 日本社会心理学会第 53 回大会,

つくば国際会議場, 11 月 17-18 日.

塚本 早織・唐沢 穰 (2012) . 被告の非人間性が更生可能性の評価に与える影響. 日本心理学会第 76 回大会, 専修大学, 9 月 11-13 日.

Tsukamoto, S., Suzuki, A., & Karasawa, M. (2013). A dehumanization influence on the morality judgment of an environmental issue. The 14th Annual Meeting of Society for Personality and Social Psychology, New Orleans, LA, January 17-19.

【招待講演等】(すべて Karasawa, M.)

- When people use groups as a basis for explanations: Salience, entitativity, and essence of groups. Colloquium at the School of Psychology, University of Queensland, Australia (September 2, 2011).
- Immorality and Inhumanness influence punitive motives. Presentation at Department of Psychology, Princeton University. (March 16, 2012).
- Punishing immoral and inhuman characters: Potential roles of utilitarian and just desert motive. Presentation at Department of Psychology, New York University. (March 19, 2012)
- The perception of intentionality and responsibility for a group. Presentation at Columbia Business School. (March 22, 2012)

引用文献

Darley, J. M. (2009). Morality in the law: The psychological foundations of citizens' desires to punish transgression. *Annual Review of Social Sciences*, 5, 1-23.

責任概念の分類と内実—瀧川裕英の分析に基づいて—

奥田太郎

(南山大学人文学部／社会倫理研究所)

キーワード：責任、規範、負担の転嫁可能性

唐沢班は、その研究目的の一つとして、「責任」の概念を中心に、これと関連する諸概念について、法の専門家がもつ知識と一般人の「素朴法理解」との乖離や共通性を明らかにすることを目指している。それを目指して、関連する心理過程の解明を行うにせよ、法的概念の教育方法を考察するにせよ、まずは、私たちが「責任」ということでどのような概念をどのような文脈で用いているのかを整理・把握しておく必要がある。

法哲学者 H. L. A. ハートが取り上げた船の遭難についての記述例 (Hart 1968) を挙げるまでもなく、私たちが日常的に、あるいは特殊な文脈の中で用いる「責任」という言葉には、さまざまな種類の意味が含まれている。たとえば、個人責任、集団責任、行為責任、結果責任、道徳的責任、法的責任、政治的責任、果ては、形而上的責任まで枚挙に暇がない。

そうした多様な意味を有する「責任」について、まとまった形で集中的に論じられた書物は多数存在しており、「責任」を深く理解するうえでそれらは確かに有益である。(たとえば、成田 2004; 大庭 2005; 小坂井 2008; 常松 2009; French 1998 等) しかしながら、日常的に用いられる「責任」概念を網羅的かつ明晰に分類するという本稿の目的に適った作業を周到に遂行したものは、その困難さゆえに、それほど多くはない。そこで本稿では、そうした作業を比較的端正に遂行していると思われる瀧川裕英の仕事 (瀧川 2003) の一部を紹介することで、「責任」概念の整理の手がかりを示しておきたい。以下、特に断りがない場合は、瀧川による分析を要約し適宜パラフレーズしていく。

瀧川によれば、「責任」概念を整理し明晰に理解するためには、「どのような種類の責任であるか」という分類に関わる問いと、「責任とは何であるの

か」という責任概念の内実に関わる問いとにそれぞれ応える必要がある。分類に関わる前者の問いにおいて重要となるのは、責任をめぐる状況と構造である。他方、概念の内実に関わる後者の問いは、運や集合性に関わってくる。順に見ておこう。

責任概念の分類

責任が問われる状況には、以下の2種類がある。すなわち、「過去に関する責任状況」と「未来に関する責任状況」である。

過去に関する状況とは、ある行為の結果、何らかの問題が生じた状況である。そこでは、事態は加害／被害の関係の中で把握され、被害の特定、被害と加害者との関連性、それに伴う加害者への問責等が要請される。それゆえ、この状況においては、何らかの規範に対する違反が存在しているのでなければならない。たとえば、危険運転によって歩行者が障害を負うような場合がこれに該当する。

他方、未来に関する状況とは、何らかの果たされるべき課題が生じている状況である。そこでは、特定の規範への違反が存在しなくても責任が問題化され、さらに、なされるべき責務を明確化するように要請される。この責務の明確化に際して、何らかの規範が参照される。たとえば、親が子を養育する場合や、環境について未来世代に配慮する場合がこれに該当する。

これらの状況それぞれに対応する、以下のような責任の構造が考えられる。

過去状況型責任構造：ある存在者 [答責者] が、ある原因 [責任原因] で、ある規範 [責任規範] に違反した場合に、その事態 [責任対象] について、別の存在者 [問責者] に対して、責任を負う [責

任負担]。

未来状況型責任構造：ある存在者〔答責者〕が、ある原因〔責任原因〕で、ある規範〔責任規範〕に基づいて、ある事態〔責任対象〕について、別の存在者〔問責者〕に対して、責任を負う〔責任負担〕。

瀧川の分析によれば、これらの構造に含まれる共通の要素（責任規範、責任原因、答責者、問責者、責任対象、責任負担）の違いに応じて、以下のように責任概念を分類することができる。

(1) 責任が問われる際に参照される規範の種類に応じた分類：法規範→法的責任。道徳規範→道徳的責任。政治規範→政治的責任。学問規範→学問的責任。

(2) 責任の帰属根拠となる事態としての責任原因の種類に応じた分類（ただし、何が責任原因となるかは、責任規範の規定による）：行為→行為責任。結果の発生→結果責任。自己の裁量→自己責任。

(3) 責任を問われ、それに答える存在者（答責者）の種類に応じた分類：個人→個人責任。集団→集団責任。（この分類を用いることで、個人責任と自己責任が別の概念であることを明確に示すことができる。）

(4) 責任を問う存在者（問責者）の種類に応じた分類：特定の個人→通常責任。特定の個人に還元できない社会→社会的責任。

(5) 責任が問題となる事態（責任対象）の種類に応じた分類：人に関わる事態→対人責任。物に関わる事態→対物責任。

(6) 担われる責務（責任負担）の種類に応じた分類：損害賠償→民事責任。刑罰→刑事責任。（ただし、これは（1）に回収されうる。）

こうした瀧川の分析に基づいて、さらに掘り下げて考察すべき点は、(1)の規範と責任の関わりであろう。たとえば、政治規範に違反する場合、そこで問われる責任は政治的責任である、ということはいよとして、政治規範に違反した場合に責任が要請されることそれ自体は道徳規範に基づ

いているかもしれない。たとえば、説明の一つとして、ある事態に対して政治家が政治的責任をとる、という道徳的責任が政治家には課されている、というものが考えられるであろう。いずれにせよ、責任概念それ自体が規範的な文脈に属するものである以上、種類の異なる規範相互の位置関係を明確にし、責任概念それ自体の依拠する規範を明らかにしなければ、(1)の分類は不明瞭なものとなると思われる。このように、責任概念の分類の試みは、責任概念の内実の明確化を要請する。

責任概念の内実

瀧川は、責任概念の中心的な内実として、関与としての責任（関与責任）、負担としての責任（負担責任）、責務としての責任（責務責任）の3つを提出している。

(1) 責任概念の内実としての「関与」とは、過去の出来事に対する何らかの作用・生成・連関である。出来事の原因を特定の存在者に帰属させることで、私たちは関与責任を認定する。その基本形式は、「ある人はある過去の出来事に対して責任がある」であり、そこには次の2つの層が含まれている。

その層の一つは、あることがある出来事の生成原因であることを意味する「生成責任」であり、それは、出来事の生成責任、および、（ある出来事が行為と認定された場合の）行為の生成責任とに分けることができる。行為の生成責任は、行為者のところで責任追求が止まるという特徴をもつ。

もう一つの層は、ある行為者がさしあたりの非難対象者であることを意味する「有責責任」である。これは、行為者に固着するが、現実の非難行動とは区別されるものである。（有責責任のない無実の者を非難したり、有責責任のある者を教育的配慮から非難しなかつたりすることを想起せよ。）また、行為の生成責任は、有責責任の前提として要請される。

瀧川は、行為の生成責任と有責責任の関わりについて、次のような興味深い指摘をしている。「ある出来事が行為として認定される際に重要なのは身体動作ではなく、その意味連関である。通常、意味連関は規範によって提供される。…ある出来事が行為として認定されること、すなわち行為生

成責任の認定は、有責任の帰属の可能的対象であることを前提としている…。」（瀧川 2003、34 頁）

（2）責任概念の内実としての「負担」とは、過去に関して責任が問われる状況において、規範違反の結果として発生する負担や不利益である。具体的には、法的な刑罰、損害賠償、道徳的非難、社会的非難、辞任、解任等である。この負担責任は、規範違反の結果として発生するが、実際には、規範違反者のみならず、直接は規範に違反していない者も負いうるものであり、その意味で、規範違反者に固着せず転嫁可能性をもつ。

（3）責任概念の内実としての「責務」とは、人がある立場、地位、役割を占めることで発生する何らかの責務である。たとえば、「親は子どもの養育に責任がある」、「政治家は国政に責任がある」、「責任感が強い」、「無責任に行動する」、「責任ある人物」と言われるときに私たちが念頭に置くものがこれに相当する。この責務責任を特定の存在者に対して認める際に私たちは、その存在者に対して一定の能力・権限、それに基づく裁量を認定している。

有責任と負担責任の問題

瀧川は、こうした分析の後、考察すべき重要な争点として、有責任と負担責任の関わりについて述べている。たとえば、年少者が不法行為を行った場合は、有責任があるのに負担責任を負わないとされている。また、戦後世代が戦争責任を負う場合は、有責任がないのに負担責任を負うとされている。概念上、有責任は行為者に固着し転嫁不可能であるのに対して、負担責任は行為者に固着せず転嫁可能である。しかし、負担責任は、実践上、常に転嫁可能であるわけではなく、転嫁されることが正当な場合と不当な場合とがありうる。というのも、負担には、道徳的非難や社会的非難が含まれており、これらは、有責任と密接な関わりがあるからである。

たとえば、国家の戦争責任を戦後世代の国民が負う場合には、戦後世代は自分たちが生まれる前の戦争犯罪に対して有責任がない。しかし、戦後世代もまたその国家に属する以上、何らかの負担責任を負う。この問題は、従来、道徳的運の問

題 (Statman 1993) や集合的責任の問題 (May & Hoffman 1991) として論じられてきたものであるが、瀧川はこれを、直接責任 (有責任のある者が負担することによって初めて意味をもつ負担責任) と間接責任 (答責者と問責者の直接対面を離れても意味をもつ負担責任) という枠組みで捉えようとする。間接責任に属する被害救済の補償については責任の転嫁が可能だが、直接責任に属する非難や謝罪は、概念上転嫁可能であるにもかかわらず、実践上不当だとされることになる。

瀧川は、この直接責任と間接責任の区別を支える「意味」を解明するために必要な作業は、責任概念の分析ではなく、責任実践の解釈である、と述べ、自身は哲学的アプローチでそれを試みている。この瀧川の指摘を換骨奪胎し、今後の唐沢班の研究は、社会心理学的アプローチで「責任実践の解釈」を試みる方向に進むこともありうるであろう。

文献

- 大庭健 (2005) 『「責任」ってなに?』講談社現代新書。
- 小坂井敏晶 (2008) 『責任という虚構』東京大学出版会。
- 瀧川裕英 (2003) 『責任の意味と制度：負担から応答へ』勁草書房。
- 常松淳 (2009) 『責任と社会：不法行為責任の意味をめぐる争い』勁草書房。
- 成田和信 (2004) 『責任と自由』勁草書房。
- French, Peter A. (1998). *Individual and Collective Responsibility*. Schenkman Books.
- Hart, H. L. A. (1968). *Punishment and Responsibility*. Oxford University Press.
- May, Larry, & Hoffman, Stacey (1991). *Collective Responsibility: Five Decades of Debate in Theoretical and Applied Ethics*. Rowman & Littlefield.
- Statman, Daniel (1993). *Moral Luck*. State University of New York Press.

社会心理学における責任判断モデル

膳場 百合子
(早稲田大学創造理工学部)

キーワード：因果性、役割、バイアス

陪審制の歴史の長いアメリカでは、一般の人々の責任判断の分析が社会心理学の分野に膨大に蓄積されている。裁判員制度の導入で我が国でも、一般の人々の判断が法的な文脈に反映される機会が増え、一般の人々の責任判断の特徴を理解する必要性が高まっている。しかし、人々の責任判断過程を包括的に分析した研究は、日本ではまだ行われていない。唐沢班では、一般の人々の責任概念の理解や、責任判断の特徴を把握するステップとして、多分野（法社会学、哲学、社会心理学）にまたがるメンバーが、互いに各々の専門分野で責任がどのように扱われてきたかを共有する作業を行ってきた。ここでは、特に、社会心理学分野で責任がどのように扱われてきたかについて、報告する。既存のモデル（欧米産のモデル）を概観した上で、日本人の責任判断を今後分析していく上で注意が必要な事項について論じたい。

1. 社会心理学における責任判断研究の展開

社会心理学における責任判断研究は、対人認知研究（他者の観察可能な行動から、他者の性格や意図など内面を推測する研究）という分野から派生する形で 1950 年代に始まった。この分野で最初に責任を扱ったハイダー(Heider, 1958)は、人が、ある行為結果を見て行為者にどれだけ責任を帰属するかは、行為結果が行為者の内的な原因(意図など)と外的な環境要因のどちらに影響されていたとみなすかによる、とした。行為者の内的な要因に原因が帰属されるほど行為者に大きな責任が帰属され、環境要因に原因が帰属されるほど行為者は免責される、というハイダーの枠組みは責任判断の最も中心的な論理で、社会心理学の責任判断モデルの多くはこの枠組みに従ったものとなっている。

1960 年代から 70 年代にかけて、実証研究を通

じてハイダーの基本枠組みが検証され、大人も子供も、また西洋人も東洋人も、因果性に基づく責任判断をすることが確認された。それと同時に、責任判断は判断者の動機や信念によってバイアスがかかることが発見された。すなわち、責任判断は、客観的な因果関係だけでなく、判断者の「自己防衛動機」(Shaver, 1970; Walster, 1966)や判断者の「公正世界観（世の中は公正である、という信念）」(Lerner & Miller, 1978)によって影響を受けることが明らかになった。

1980 年代に入るところから、社会心理学の責任判断研究では、責任概念の混乱が問題とされるようになった。責任判断の実証研究が蓄積されるにつれ、一口に「責任」といっても、因果的な意味での責任か、道徳的な意味での責任か、制裁的な意味での責任か、によって判断結果が必ずしも一致しないことが明らかになってきたからである。このころから、責任判断にかかわるさまざまな概念(原因、責任、非難、制裁など)の関係を整理し、それらを包括した理論モデルがいくつか作られるようになってきた。モデルを類似性に基づいて分類すると、以下の 4 つに分類できる。1) 因果性に基づく責任判断モデル (Shaver, 1985; Shultz & Schleifer, 1983; Weiner, 1995)、2) 因果性(何をしたか)と役割(何をすべきだったか)に基づく責任判断モデル(Hamilton, 1978)、3) 機能主義的なモデル(望ましい責任判断結果をもたらすような判断基準の選択や原因帰属が行われる点を重視するモデル) (Lloyd-Bostock, 1983; Tetlock, 2002)、4) 因果性とバイアス(認知・感情・動機)を統合したモデル(Alicke, 2000)。

2. 代表的な責任判断モデル

1). 因果性に基づく責任判断モデル 1980 年代から 90 年代にかけて、責任判断過程を理論的に

分析した社会心理学者の多く (Shaver, 1985; Shultz & Schleifer, 1983; Weiner, 1995) は、「結果が行為者の内的要因に帰属されるほど行為者に責任が帰属される」というハイダーの基本枠組みを精緻化した責任判断過程モデルを構築した。これらのモデルは加害行為をした行為者に対する責任判断が行われる際、まず行為者の行為と結果の「因果性」が判断され、因果性があると判断されると次に、行為者に道徳的な「責任」があるかどうか判断され、道徳的な「責任」があるという判断がなされると、次に、「非難や制裁」が判断される、という流れを想定している。そして、この全体的な流れの中で、因果性・責任・非難や制裁、それぞれの大きさの判断は、個別の判断基準に従って判断されるとしている (図1 参照)。

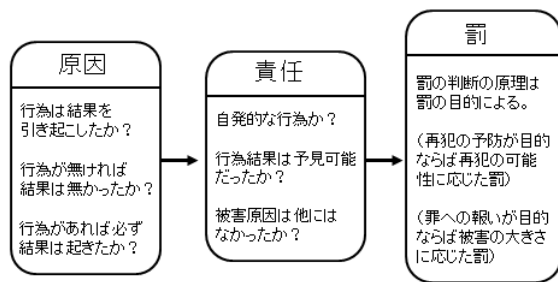


図1 Shultzら (1983)の責任判断過程モデルの要約

2). 因果性と役割に基づく責任判断モデル 1) のモデルは、人が個人として行動している場面を主に念頭においたモデルであったが、同じ時期、人が組織の文脈で行動している場面を念頭においた別の系統の研究者は (Hamilton, 1978)、因果性に加え、行為者の役割 (何をすべきだったか) を重視した理論モデルを構築した。このモデルでは、行為者の役割 (行為者に対する社会的な期待: 何をすべきであったか) に照らして、行為者の行為 (因果性: 何をしたか) が評価され、制裁を受ける責任がどれだけあるかが判断される、としている。1) のモデルと違い、2) のモデルは、部下のもたらした悪い結果に対して、因果的に離れた位置にいる上司が監督責任を問われるケースなども説明できるという特徴がある。

3). 機能主義的なモデル 1)、2) のモデルはいずれも、他者を責めたり制裁したりする際に人々

が用いる理屈や基準を描いたモデルである。これに対し、それらの理屈や基準を人が、なぜ用いるのか、という側面に焦点をあてたモデルに、機能主義的なモデルがある (Lloyd-Bostock, 1983; Tetlock, 2002)。これらのモデルは、責任判断が一定の社会的結果をもたらす (たとえば厳しい責任追求が高額賠償をもたらしたり、社会的見せしめ効果をもたらしたりなど) 点に注目し、判断者は判断者の望む社会的結果をもたらすような、(判断者にとって) 都合の良い理屈を選択し、責任を判断する、という過程をモデル化している。

4). 因果性とバイアスを統合したモデル 3) と同様、ある理屈や基準がなぜ用いられるのか、という側面に注目したモデルに、因果性とバイアスを統合したモデルがある (Alicke, 2000)。このモデルは、因果性の評定や非難の評定が、感情や動機や認知のバイアスを受ける点を重視し、バイアスを生むプロセスを詳しく論じている (たとえば、行為者に対してネガティブな感情を持った判断者は、ささいな逸脱をも非難する厳しい基準を適用したり、行為者の因果的貢献を証明するような証拠ばかり探したり)。

3. 日本人の責任判断を今後検討していく上で注意すべき事項

日本人の責任判断も、大枠は上記の西洋のモデルに従うと思われるが、いくつか注意すべき文化的な特徴が考えられる。以下にそれらを論じたい。

① 因果性の判断に見られる特徴

比較文化研究によると、非西洋の人々は物事の原因を考える際、西洋人より、「環境要因の影響」を重視し (Miller & Luthar, 1989)、「因果の連鎖」を重視し (Maddux & Yuki, 2006)、より多くの要因を原因として考慮する (Choi, et al. 2003) ことが知られている。結果を直接招いた個人を因果的な起点とみなさず、種々の背景要因を考慮したより複雑な因果判断をする傾向があるとしたら、こうした特徴が責任判断にもたらす結果に注意する必要があるだろう。行為者個人に責任を集中しないとしたら、行為者をとりまく人々 (上司、同僚、集団全体、社会を構成している消費者や市民、などなど) にどれだけ責任があると考えられるのか、などを十分調べる必要があるだろう。

② 因果性以外の判断基準の使用に見られる特徴

複雑な因果認知をする非西洋の人々は、厳密に「因果性」を認定した上での責任判断をすると、非常に時間がかかったり、あるいは、責任追及対象をしばれなくなったりするなどの不都合が生じそうである。複雑な因果認知をする人々がいかにして、素早い責任判断を実現しているのかは謎である。「因果性」以外の別の判断基準を多用しているのか（たとえば Hamilton のモデルにある「役割」という基準など）、また、別の判断プロセスを多く用いているのか（たとえば「因果性」の認定からスタートしない上記3）や4）のモデルのような判断プロセスが多く生じている可能性もある）、などに注意を払う必要があるだろう。

<引用文献>

- Alicke, M. D. (2000). Culpable control and the psychology of blame. *Psychological Bulletin*, 126, 556-574.
- Choi, I., Dalal, R., Kim-Prieto, C., & Park, H. (2003). Culture and judgement of causal relevance. *Journal of Personality & Social Psychology*, 84, 46-59.
- Hamilton, V. L. (1978). Who is responsible? Toward a social psychology of responsibility attribution. *Social Psychology*, 41, 316-328.
- Heider, F. (1958). *The psychology of interpersonal relations*. New York: Wiley.
- Lerner, M. J., & Miller, D. T. (1978). Just world research and the attribution process: Looking back and ahead. *Psychological Bulletin*, 85, 1030-1051.
- Lloyd-Bostock, S. (1983). Attributions of cause and responsibility as social phenomena. In J. Jaspars, F. D. Fincham & M. Hewstone (Eds.), *Attribution theory and research: Conceptual, developmental and social dimensions* (pp. 261-289). London: Academic.
- Maddux, W. W., & Yuki, M. (2006). The "Ripple Effect": Cultural Differences in Perceptions of the Consequences of Events. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 32, 669-683.
- Miller, J. G., & Luthar, S. (1989). Issues of interpersonal responsibility and accountability: A comparison of Indians' and Americans' moral judgments. *Social Cognition*, 7, 237-261.
- Shaver, K. G. (1970). Defensive attribution: Effects of severity and relevance on the responsibility assigned for an accident. *Journal of Personality and Social Psychology*, 14, 101-113.
- Shaver, K. G. (1985). *The attribution of blame*. New York: Springer-Verlag.
- Shultz, T. R., & Schleifer, M. (1983). Towards a refinement of attribution concepts. In J. Jaspars, F. D. Fincham & M. Hewstone (Eds.), *Attribution theory and research: Conceptual, developmental and social dimensions* (pp. 37-62). London: Academic.
- Tetlock, P. E. (2002). Social-functionalist metaphors for judgment and choice: The intuitive politician, theologian, and prosecutor. *Psychological Review*, 109, 451-471.
- Walster, E. (1966). Assignment of responsibility for an accident. *Journal of Personality & Social Psychology*, 3, 73-79.
- Weiner, B. (1995). Inferences of responsibility and social motivation. *Advances in Experimental Social Psychology*, 27, 1-47.

DWI Court、RISE プロジェクト

松村 良之

(明治大学研究・知財戦略機構)

キーワード：修復的司法、課題解決型裁判所、飲酒運転

現在世界的に進行している一般人の裁判参加（陪審員、裁判員、被害者その他さまざまな形態での）という文脈で見たとき、コミュニティとか、被害者とか、加害者の家族、友人がかかわる裁判プロセスである修復的司法とかコミュニティ司法は、責任の有無と程度の判断において、一般人のそれが強く反映することになるであろう。また、一般人が制度的には参加しない裁判（たとえば、以下に述べられる DWI Court）であっても、それがヴェーバーの言う形式的で合理的な裁判とは隔たったものであれば、一般人の持つ責任判断枠組みへの引照が明示的にあるいは少なくとも黙示的には行われるかもしれない。

このような目で見るとき、以下に述べる米国の DWI Court(DWI=Drunk-Driving While Intoxicated)を紹介し、さらに付随的に、オーストラリアキャンベラ特別地区の修復的司法の評価に関する RISE プロジェクトを紹介することは、本学術領域にとって重要であるし、また、筆者が属する「責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法的概念の教育方法の考察」班にとっても意味のあることであろう。

1. DWI Court について

(1) 課題解決型裁判所

筆者は、2013年1月2日から1月6日にかけて、Charlotte, NC の DWI Court と Alexandria, VA の National Center for DWI Court を訪問し、ヒヤリングを行った。この報告原稿はそこでの配付資料とヒヤリングに基づいている。

2013年1月11日に行われた「法と人間科学：新学術領域シンポジウム」において指宿信教授から、治療的司法についての報告があった。そこでは、米国において、1980年代から新しい司法観として治療的司法というアイデアと実践が広がっ

ていること、社会的に実践されているそのような裁判所は課題解決型裁判所(problem solving court)あるいは、治療型裁判所(treatment court)と呼ばれていること、その中の代表例としてドラッグ・コート（全米で2,600以上）があることが述べられた。本報告原稿で述べる DWI Court はそのドラッグ・コートの系列に属するものである。

(2) ドラッグ・コートから DWI Court へ

ドラッグ・コートは1989年にフロリダ州で始められ、指宿報告にあったように現在2,600以上に及ぶが、DWI Court はそこから分化したものである。2011年現在で、DWIに特化したものが192、DWI Hybrid が406あるとされる（立地は非都市部が多いがそれは都市部においてはもっと深刻な、人々が関心を持つ犯罪---殺人、強姦 etc.---が多いからだとされる）。つまり、飲酒運転者の少なからざる部分は薬物依存と同様にアルコール依存であり、そのような運転者は通常の刑事司法によって対応できないという認識から出発しているのである。そして、飲酒運転対策については、交通関係の団体からの資金的サポートが期待でき（たとえばNHTSA=National Highway Traffic Safety Administration）、それゆえ、ドラッグ・コートから分化したのである。なお、米国においては公的機関の資金的サポートは重要であり、同種の裁判所である Veterans' Court も、ドラッグ・コートから分化したものである（退役軍人には薬物で問題となる者の割合が多い。そして、軍事関連予算による資金的援助が期待できる）。

(3) DWI Court の概要

米国では2010年でも、アルコール関連交通事故死者が10,000をこえ、飲酒運転による逮捕者は143万人に及んでいる。このような運転者を通常の刑事司法手続きで罰し、たとえ重罰を科した

としても飲酒運転は減らないであろう。アルコール依存症は脳に変化をもたらしており、それを刑罰によって改善することはできない。ある程度時間をかけた矯正の処遇によってのみ改善が可能なのである。飲酒運転に対する厳しい措置を要求してきた団体である MADD(Mothers Against Drunk Driving)も、現在ではこのような立場なのである。もっとも、DWI Court が diversion (刑罰に代える何らかの措置。そこでは有罪の宣告に至らない)ではなく、post-conviction における処遇(有罪を前提とし、処遇の内容を変える)となっているのは、MADD が完全な diversion に反対したからだと言われる。

(4) DWI Court の手続き

DWI Court の手続きでは対審構造は取られない。DWI Court では裁判官も行刑に関わることになる。そして、DWI Court の法執行には、裁判官、検察官、弁護人の他、プロベーションオフィサー、薬物治療の専門家その他、裁判所外の組織が動員される。そこでは学校、職業訓練のための公的組織なども更正に向けての資源として利用される。そのことが、緊密なコミュニティとの結びつきという言葉で表現されることの内容である。また、必要的遵守事項のモニタリングのために、頻繁なアルコール検査、緊密なコミュニティ監督、裁判官のフォローアップのためのヒヤリングなどが組み込まれている。

(5) DWI Court の効果

DWI Court についてはいくつかの大規模な評価研究がなされている(Michigan DUI Courts Outcome Evaluation: Final Report, Michigan Supreme Court State Court Administrative Office, 2008、An Evaluation of the Three Georgia DUI Court, National Highway Traffic Safety Administration, 2011 など。なお、DUIとは Driving-Under-influence の意味であり、DWI Court と同じである)。統計的データにより、余命分析(Event Analysis)の手法を用いて、再犯可能性および再犯に至る期間が評価されているが、DWI Court は一定の効果があるとされている(DWI Court の維持に関わるコスト以上の、飲酒運転が生じないことによる社会的利得を生み出している)。

2. RISE Project について

次に、オーストラリアの首都特別区(キャンベラ)で採用された飲酒運転に対する Diversion の試みについての大規模な政策実験である RISE プロジェクトについて報告する。依拠する文献は、Tyler, T. et al., Reintegrative Shaming, Procedural Justice, and Recidivism: The Engagement of Offenders' Psychological Mechanisms in the Canberra RISE Drinking-and-Driving Experiment, Law and Society Review 41(3):553-586 (著者の Tyler が手続的公正の心理学の主導者であることに注意してほしい) ; Strang, H. et al., Experiment in Restorative Policing: A Program Report on the Canberra Reintegrative Shaming Experiment(RISE), Australian National University, 1999 (なお、共著者に修復的司法の主導者の一人である J. Braithwaite が名を連ねている) ; Strang, H. et al., Experiment in Restorative Policing: Final Report on the Canberra Reintegrative Shaming Experiment(RISE), Australian National University, 2011 (この最終レポートの共著者からは、Braithwaite は外れている)。

(1) オーストラリア首都特別区の新制度

いま述べたように、RISE Project とは Reintegrative Shaming Experiment のことであり、この名称からもオーストラリア首都特別区が導入した制度が J. Braithwaite の恥付けと再統合のモデルに依拠していることがわかる。RISE はオーストラリア首都特別区で 1995 年から始まったプロジェクト(政策実験、社会実験)であるが、オーストラリア首都特別区では 1994 年に少年裁判所への送致に代わるカンファレンスと呼ばれる制度が導入された。これは歴史的には先住民であるマオリ族が実践してきた紛争解決手法である FGC(Family Group Conference)につながるものである。さらにオーストラリア首都特別区では 2005 年に正式に Restorative Justice Act が施行された。

(2) RISE Project

RISE Project とは、常習犯に対する diversion としての RJ(=Restorative Justice) Conference

の再犯防止の効果についての評価研究である。対象となった非行は成人飲酒運転、少年財産犯、少年万引き、若者の暴力であるが、ここでは飲酒運転のみを取り上げる。

次に、実験手続を述べる。

(i)飲酒運転で逮捕された運転者を RJ カンファレンスと通常刑事手続きにランダムに割り当てる。再犯のウムは、処分後2年間の刑事事件記録と自己申告で測定される。

(ii)被験者は 1995-97 年に飲酒運転で逮捕された運転者である。

(iii)通常は、BAC（血中アルコール濃度）が一定以上だと、自動的に起訴され、免許の停止、罰金、氏名の公表などで終わる。なお、名前の公表は、まさに Braithwaite が言うところの *stigmatic shaming* に他ならない。

(iv)RJ カンファレンスの場合は、5 人のサポーターが出席する。運転者が RJ カンファレンスの要求に従っている限り起訴されない。記録にも載らず、氏名の公表もない。サポーターは運転者の家族、友人などが予定される。飲酒運転者と直接には関係のないコミュニティの代表も出席することがある（86%のカンファレンスで出席あり）。

RJ カンファレンスは通常、非行者がコミュニティへの害悪を償う努力をする合意で終了する（内容は寄付とかコミュニティの組織で働くとかである）。警察が、運転者が約束を守るかどうか監視する。

(v)飲酒運転の場合被害者がいないのであるから、被害者と加害者の和解を修復的司法の必須要素であると考えれば、修復的司法ではなく単なるコミュニティ司法ということになる。修復的司法の分類では RJ カンファレンスは RB(Reparative Board、補償委員会)であろう。被害者の参加を必ずしも必要としないために薬物やアルコール犯罪にも用いられるとされるが、修復的司法の純粹モデルを主張する人々は、RB を修復的司法に含めることには批判的である。

次に結果について述べる。自己申告でも警察記録でも、RJ カンファレンスは直接の効果は見いだせなかった。他方、RJ Conference が手続的公正 procedural justice（後に研究に関わる Tyler の一連の社会心理学的研究の基本的コンセプト）

と reintegrative shaming (Braithwaite の修復的司法における基本的コンセプト) を引き起こした場合、つまり、このような心理的プロセスを生じさせた場合には効果がある。

Tyler は RJ カンファレンスと手続的公正の概念を結びつける。つまりここでは、手続的公正の議論は対審構造、当事者主義の話とはと切り離され、当事者を集団のメンバーとして正当に遇するということに焦点が当てられている。

(付録) Web 調査の結果について

筆者は 2012 年の 3 月に Web 調査を行った。誌面に余裕があるのでその概要をここに記しておく。

1. 調査のデザイン

(i) 実験計画法（シナリオ実験）による

実験計画 4×2、サンプル数 各セル 100

第1要因 水準4 統制群、飲酒文化群、上司命令群、飲酒以外群（前方不注意）

第2要因 水準2 傷害群 死亡事故群

(ii) シナリオ（例：上司命令群）

Aは会社員で、自動車通勤しています。ある日会社が終わった後、飲み会をすることになり、Aは上司Gから「おまえは、新入社員だから送り迎え係だ。多少飲んだって、運転なんかできるのだから、帰りは近所の俺らを送っていけ」と言われました。そして、会社から遠くない店に飲みに行き、1～2時間お酒を飲み、食事をして、夜9時頃自分で自動車を運転して上司G、同僚を送り届け、自分の家に向かいました。Aは、最初は飲むのはいやだったのですが、上司Gが強く飲むことをすすめるので、すすめられるままに飲んでしまったのです。

Aは多少酔っぱらっていましたが、普通に運転していました。Aの車が自宅近くにさしかかったあたりで、Aは道路を横断しようとしていたBに気づくのが遅れて、あわてて急ブレーキをかけましたが、間に合わずにBをひいてしまいました。Bは、全治1ヶ月のけがを負いました。

(iii) 設問（例）

3.Bの被害に対してAには責任がある。

4.Aの行為は許し難い

5.Aに怒りを感じる

6.このような結果になったのはAが悪いからだ

7.Aの行為は悪質だ

8.Aは運が悪かった

***なお、上司命令群は、会社と上司の責任 etc. についても、飲酒文化群は、会社と同僚の責任 etc. についても、尋ねている。

***設問は9件尺度

2. 知見の要約（表は省略）

(i) 第1要因の4群の分散分析では、非飲酒群が他群と大きく異なる。

(ii) 設問によっては、上司命令群と統制群、飲酒文化群識別されている設問がある（問7 A Aに怒りを感じる 問8 A このような結果になったのはAが悪いからだ 問9 A Aの行為は悪質だ）。上司命令群ではA（直接加害者）への非難の度合い、悪質度が低くなっている。

(iii) 飲酒文化群と上司命令群では、上司または同僚の責任、会社自体の責任を尋ねているが、同僚より上司の責任が大きい。ただし、会社の責任については、傷害と死亡でパターンが異なるものがある。死亡事故の場合は、飲酒文化群の方が上司命令群より会社の責任が小さいが、傷害事故の場合は、会社の責任は上司の命令でも、飲酒文化でも同程度に重い。この点をどう解釈すべきかであるが、軽い事故なら本来あまり責任のないところに責任を求めてもまあいいが、深刻事故になるとそうはいかないということであろうか。なお、筆者と同じ班の膳場准教授のコメントによれば、アメリカ、シンガポールの比較調査では結果が深刻な場合、アメリカでは責任が個人に特定し、シンガポールでは拡散的というデータあるとされる。

規範逸脱の「相場観」：記述的規範の効果の検討

村上史朗
(奈良大学社会学部)

キーワード：規範逸脱、命令的規範、記述的規範

1. 責任判断の一要素としての「逸脱の許容」

これまでの社会心理学における責任判断研究で主に注目されてきたのは、原因帰属 (causal attribution) に関する心理的メカニズムの検討であった。犯罪や事故を起こした当事者がその行為を生じさせた原因が、当事者自身にあったのか、それとも周囲の環境など外的な要因であったのかに関する心理的判断が、その後の責任判断に及ぼす影響を検討してきたのである。責任判断を原因帰属の枠組みで検討する場合、基本的には対象となる行為が「望ましくない」ことは自明であり、その望ましくない行為を生じさせた原因に注目することになる。

しかし、実際には行為の望ましさ (望ましくなさ) の程度の判断自体に曖昧性があることもある。例えば、交通事故を起こしたときに制限速度を 10 キロ超えていた場合を考えよう。もちろん、制限速度を 10 キロ超えることは「望ましくないこと」である。しかし、事故を起こしたときと起こしていないときで同程度に望ましくないと判断されるわけではないだろう。そうだとすれば、この場合の制限速度を 10 キロ超えることへの判断は、行為そのものだけではなく結果を含めた判断と言える。そして、事故を起こしていない場合には、「制限速度を 10 キロ超える」という行為は、ある程度社会的に (暗黙にはあるが) 許容されていると言える。本稿では、このような社会的な逸脱の許容について考察し、規範逸脱と責任判断の関連について検討する予備的な研究を報告する。

2. 命令的規範と記述的規範

Cialdini らは 社会的規範を命令的規範と記述的規範に分類している (e.g., Cialdini, Reno, & Kallgren, 1990)。命令的規範とは、社会的に望ま

しい行為についての「なすべき」とされる規範であり、法規範をはじめとしたフォーマルな規範が典型的なものである。一方、記述的規範とは、社会における多くの人々の実際の行為の認知に基づき、「一般的な行為」についての判断基準を提供する。速度制限の例について言えば、「制限速度を遵守する」ことが命令的規範にあたり、「周囲の車の流れに乗る」ことが記述的規範にあたる。

Cialdini, Reno, & Kallgren (1990) はゴミのポイ捨て行動を題材に両者の効果を検討した。記述的規範への注目の効果として、周囲にゴミが散らばっている状況 (記述的規範が「ゴミを捨てても良い」場合) において、周囲の状況への注意を喚起するとゴミを捨てる割合が高くなることが示された。また、大学構内で配布したビラがポイ捨てされるかどうかを調べる実験場面において、ビラの内容がポイ捨てを批判するものであった場合 (命令的規範への注意喚起)、ポイ捨て行動が抑制された。このように、命令的規範と記述的規範はともに行動面への効果を持ち、特にそれぞれへの注目が高まっている場合に効果が大きいことが示されている。

3. 法規範からの逸脱への記述的規範の効果

法規範は遵守すべき事柄が明示的に定められており、そこから逸脱しないことが一般的には社会的に合意されているが、中には命令的規範と記述的規範が乖離するケースがある。特に、従前には一般的でなかった行為を法によって新たに規制した場合に見られる (乗用車の後部座席シートベルト義務化や住宅用火災警報器設置義務化など)。ここでは、住宅用火災警報器の設置に対する記述的規範の効果を検討した研究例を示す (村上・岡・栗岡・佐藤, 2010)。

アメリカでの住宅用火災警報器（以下、住警器と略す）の普及による死者数低減の実績をうけて、日本においても2004年6月に消防法が改正され、新規住宅については2006年6月から、既存住宅についても市町村条例の規定により住警器の設置が順次義務化されている。調査の行われた2009年時点で猶予期間の残されていた自治体もあるが、住警器設置そのものはすでに法令によって義務化されていた。その時点で、既存住宅における設置率は調査により異なるが概ね40%未満であり、必ずしも遵守されていないのが実情であった。

住警器の設置義務は上述のCialdiniらの分類における命令的規範と、実際に人々がどの程度この規範に従っているかという状態を記述的規範と、それぞれ捉えることが可能である。ここでは、住警器を設置していない状態を命令的規範からの逸脱状態と位置づけ、規範からの逸脱の観点から住警器設置抑制要因を検討した。

方法は以下の通りであった。戸建住宅の居住者で25歳以上の世帯主またはその配偶者を対象としたインターネット調査を行った（調査時期は2009年12月）。計画サンプルは7都県（東京都・群馬県・愛知県・栃木県・福岡県・秋田県・兵庫県）各600名（東京都のみ1200名）

を均等割り付けした計4800名で、有効回収数は5586であった。行動指標として、住警器を世帯で1台以上設置しているか否かを測定した（以下、「住警器設置」）。また、命令的規範からの逸脱としての設置拒否を考える場合に前提となる、設置義務の認知も測定した（以下、「設置義務認知」）。設置拒否層は、①現在住警器を設置していない、②今後も設置する予定がない、の2点を共に満たす層として定義した。

命令的規範態度について、5件法で6項目を用いて測定した（例：「住警器を設置するのは当然だと思う」「義務化されたのだから設置しなくてはならない」）。記述的規範認知の指標として、自治体における住警器設置率認知をパーセンテージで尋ねた。また、住警器以外の一般的な災害対策行動実施の指

標として、消火器設置（火災への対策）、家具転倒防止用具の設置（地震への対策）の有無について測定した。

心理的な関連変数として、住警器の設置義務を認知していたかどうか（住警器設置義務認知）と、楽観性・運命論的価値観に関する価値観の指標をそれぞれ2項目で測定した。また、設置義務の猶予期間について、居住都県の回答をもとに、各市町村条例の規定から1年おきに4段階で数値化した（1=平成20年6月以前、4=平成23年6月）。計画サンプルの段階で、猶予期間についてはほぼ均等になるように対象地域が選定されていた。また、地域の都市度について、東京都・愛知県・福岡県・兵庫県は「都市度高」、群馬県・栃木県・秋田県を「都市度低」とするバイナリ変数を作成した。

結果から、住警器の設置や設置拒否（調査時点で設置しておらず、今後も設置する意図のない層）に対して、命令的規範への態度などの他の変数を統制しても記述的規範認知の効果があることが示された（表1）。この結果は、周囲の他者がどの程度住警器を設置しているかという認知が、ある種の規範逸脱への許容度を測る相場観のような働き

表1 住警器設置、設置拒否へのロジスティック回帰分析

| 目的変数 | 住警器設置 | 設置拒否 |
|--------------|---------|-----------|
| 命令的規範意識 | .068 ** | -.112 ** |
| 記述的規範認知 | .038 ** | -.020 ** |
| 災害対策(消火器) | .106 | -.305 ** |
| 災害対策(家具転倒防止) | .419 ** | -.317 ** |
| 楽観性 | .004 | .039 |
| 運命論的価値観 | .035 | .020 |
| 設置義務認知 | 1.00 ** | -1.639 ** |
| 性別 | -.250 * | .092 |
| 年齢 | .002 | -.014 * |
| 高齢者同居 | .224 * | -.109 |
| 未就学児同居 | .153 | -.107 |
| 世帯年収 | .101 * | -.004 |
| 義務化年限 | .026 | -.118 ** |
| 都市度 | -.090 * | -.125 |
| -2対数尤度 | 4503.36 | 4014.17 |
| 擬似R2乗値 | .238 | .213 |
| n | 4179 | 4179 |

note: *: $p < .01$, **: $p < .001$

をしていることを示唆している。

また、この記述的規範認知は正確ではなく、実際の設置率よりも低い値となることが示された。つまり、住警器の設置に関しては、実際の周囲の他者の設置率よりも、記述的規範認知に基づく「相場観」の方が低く、これが設置行動を抑制していた可能性がある。

4. 社会的規範と法的規範の逸脱行為の比較

社会心理学においては、逸脱行為として検討されてきたのは主に社会的規範からの逸脱行為であった。命令的規範、記述的規範の効果について、法的規範は社会的規範とどのように異なるのだろうか。Murakami (2012) は、命令的規範と記述的規範の逸脱行為への効果について、命令的規範と記述的規範のそれぞれが自明視されていないほど効果を持つという仮説を立てて検討した。法的規範の場合、明示的に定められているため、遵守しなくてはならないという命令的規範については自明であり、個人の態度が影響する余地は小さいと考えられる。そのため、より曖昧性の高い記述的規範認知の方が逸脱行動への予測力は高いと考えられる。一方、社会的規範は多くの場合慣習的に成立しており、遵守すべきという命令的規範は自明とは見なされないため、個人の捉え方が影響する余地が比較的大きいと考えられる。上記をまとめると、社会的規範とは異なり、法的規範から

の逸脱については、記述的規範の方が命令的規範よりも逸脱行動への効果があると予測されることになる。

研究方法の概要は以下の通りであった。調査手法としてはインターネット調査を用い、18歳から59歳の男女516名（男性258名、女性258名、平均年齢36.1歳）からの回答を得た。回答のしやすさを考慮し、逸脱行動ではなく規範遵守行動の頻度を測定した。法的規範として、スピード遵守（違反しない）、後部座席シートベルト、住警器の設置を取り上げ、社会的規範として適切な駐輪（駐輪場に駐める）、電車内での携帯電話の使用マナーの遵守、エスカレーターで片側を空ける、のそれぞれ3つの行動を題材とした。記述的規範認知は、周囲の他者がどのくらいその行動をしていると感じるかについて0%から100%の数値で回答を求めた。命令的規範への態度は、6つの規範的行動それぞれについて、その規範はどの程度必要だと感じるかを測定した。

結果は上記の予測を支持しており、法的規範からの逸脱については命令的規範意識よりも記述的規範認知の方が強い効果を示していた（表2）。一方、社会的規範については命令的規範意識の方が記述的規範認知よりも効果が強かったものの、大きな差ではなかった。

この結果は、法的規範からの逸脱行為の個人差は、命令的規範への意識の差よりも、周囲の他者

表2 規範的行動の頻度を目的変数とした重回帰分析

| 説明変数 | 社会的規範 | | | 法的規範 | | |
|--------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 適切な駐輪 | 電車内携帯電話 | エスカレーター | スピード遵守 | 後部座席ベルト | 住宅用火災警報器 |
| 記述的規範認知 | .263 *** | .198 *** | .298 *** | .428 *** | .475 *** | .466 *** |
| 命令的規範の信念 | .336 *** | .371 *** | .397 *** | .132 ** | .267 *** | .089 |
| 規範の適切さの考慮頻度 | .000 | .012 | .042 | .056 | .118 ** | -.009 |
| 社会的規範への肯定的態度 | -.001 | .026 | .063 | .045 | .000 | .051 |
| 自尊心 | -.005 | .170 *** | .038 | .012 | .028 | .001 |
| 性別(男性=1, 女性=2) | .133 ** | .123 ** | .016 | .185 *** | .002 | .011 |
| 年齢 | .163 ** | .089 | .095 * | -.001 | .082 * | -.007 |
| R-squared | .290 | .262 | .320 | .325 | .427 | .263 |
| adjusted R-squared | .277 | .249 | .308 | .313 | .418 | .248 |
| N | 393 | 416 | 418 | 424 | 427 | 369 |

note: * $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$

がどのくらい逸脱しているかという認知の個人差との関連が強いことを示している。

5. まとめと今後の展開

ここまでの検討から、規範からの逸脱行為について、周囲の他者がどの程度逸脱しているのかの認知（記述的規範認知）が、逸脱が許容されるラインについて一種の「相場観」のようなものを提供していると考えられる。

結果を離れて行為だけに注目した場合、その望ましさや許容可能性についての判断は、明示的な規範によってのみ定まるものではないということは、責任判断を考える上で重要なポイントのひとつになると考えられる。

ただし、ここで示した視点は、決して目新しいものではない。命令的規範と記述的規範の対置は、川島（1967）が法律の規範性と現実の社会生活を対比した「当為と存在」という枠組みと基本的に同質のものである。規範的行為については法学、心理学、社会学など社会科学の複数の領域で個別に検討され、それぞれの学問スキームで類似の概念が検討されている。このような乱立する概念を俯瞰し統合していくことも今後の課題のひとつと言えるだろう。

また、ここで挙げた研究は行為者自身の逸脱行為を予測するものであって、観察者としての立場からの検討は行われていない。責任判断は多くの場合第三者的な視点から行われるため、ここで示した枠組みが観察者の立場からでも同様に機能するのかを検討していく必要がある。

引用文献

- Cialdini, R. B., Reno, R. R., & Kallgren, C. A. (1990). A focus theory of normative conduct: Recycling the concept of norms to reduce littering in public places. *Journal of Personality and Social Psychology*, *58*, 1015-1026.
- 川島武宜 (1967). 日本人の法意識 岩波新書
- Murakami, F. (2012). Informative values of injunctive and descriptive norms on normative behaviors. Paper presented at the 13th annual meeting of the Society for

Personality and Social Psychology, San Diego, CA.

村上史朗・岡泰資・栗岡均・佐藤博臣 (2010). 住宅用火災警報器設置と命令的・記述的規範認知の関連 日本社会心理学会第51回大会発表論文集, 778-779.

犯罪と刑罰についての知識と熟慮が意見を変えさせることの検証方法について ー中間報告

河合幹雄 (桐蔭横浜大学法学部) 葛野尋之 (一橋大学法学部)
木下麻奈子 (同志社大学法学部) 平山真理 (白鷗大学法学部)
久保秀雄 (京都産業大学法学部) 木村正人 (高千穂大学人間科学部)

キーワード： 死刑 厳罰化 討論型世論調査

はじめに

正しい知識と熟慮によって人々が意見を変えるのかということを検証する方法について検討した。これは、今後の、私たちの研究グループで幾つかの調査を実施するにあたっての準備としても必須であり、何度も研究会を開いて多角的に吟味した。

ただし、ある特定の知識を与えれば、あるいは保持していれば、そうでない人に対して、有意に差があるということを言うことが目的なのではない。有意差があっても、意見が揺らがない者も多数いる。そこにも注目していきたい。

正しい知識と熟慮とは、政治学では討議民主主義と呼ばれるものに属する。そこでは、討論型世論調査が、最近話題になっている。死刑と刑罰についても、そのようなアプローチが有効かどうか検討する価値があると考えられる。

最初にやるべきは、討論型世論調査の方法を詳細に把握することである。それから、私たちの興味を持っているテーマに応用できるかを検討する順序でいきたい。

討論型世論調査の方法

討論型世論調査とは、フィッシュキンが提唱する、新しいタイプの世論調査である。原子力発電所の是非をめぐる世論調査として日本政府によって用いられたことによって広く知られるようになった。基本的な方法は、無作為抽出された市民に対して、最初に、普通の世論調査と同様にアンケートにより意見を聞いておき、それから専門家による様々な意見に触れてもらってから小グループでの討論

に参加して貰う。その後、アンケートで再び意見を尋ねる。さらに、専門家との質疑のうえ、小グループでの討論を重ねた上で、最終的にどのような意見を持つようになったかアンケートによって調査する。

問題になるのは、無作為抽出のやり方、専門家の話す内容、グループ討論のさせ方である。順次、検討していこう。

日本で、この種の調査をする場合にネックになるのは、長時間の調査に協力できるだけの時間的な余裕とモチベーションがある参加者をどうやって確保するかである。人数だけなら多数の人に呼びかければよいが、このような調査に参加することができる人は、偏ったグループの人々ではないかという危惧がある。忙しい人が排除されるだけでなく、テーマに興味がある人が参加しがちであるということも問題である。いずれにせよ、呼びかけに応じてくれる人の比率が極めて低いため、代表制については、正直なところ、自信が持てない。これは、この調査を世論調査と称するにあたっては、大きな欠点である。

しかしながら、この問題点は解消する方法が見当たらないので、欠点を承知の上で実施するか、やめてしまうかの二択しか残されていない。

専門家の話す内容についても慎重な設定が必要である。いわゆる厳罰化に関しては、犯罪者のことを良く知るほど、また、刑事政策について良く知るほどに、それを支持しないことは、刑務官などの意識からうかがい知ることができる。しかしながら、討論型世論調査の場合は、討論になら

ねばならず、反対意見を主張する専門家を用意しなければならない。厳罰化を支持する、説得力のある話というのは、短いものならともかく、詳細に論じることはむずかしい。長期刑は、抑止効果は不明確だし、長く受刑させるほどに社会復帰は困難になり再犯のおそれは増す。理屈でせめて支持することは、基本的に困難である。犯罪に対する応報として、とにかく厳しい罰をとという意見にはそれなりの説得力はあるとしても、その一点張りになり、討論というより、揺らがぬ信仰を披露するだけとなってしまうがちである。そのような役割を担ってくれる弁士を見つけることがむずかしい。本当にそう思っていない人が代わりに話すことも、調査方法として問題が大きい。具体的な例で工夫ができるかどうかは後に検討したい。

最後に、小グループでの討論のやり方である。これについては、かなり方法が確立されており、モデレータが、うまく議論をコントロールすることが討論型世論調査では行なわれてきた。これについては、先行研究を参照する限りは、質の高い人選さえすれば、問題なくいけそうにも思えるが、テーマによっては簡単ではない。たとえば、今回の場合も、性犯罪などを選べば、羞恥心が邪魔をして討論しにくい。とりわけ男女が混ざったグループでの議論は問題がある。そこまでいかなくても、人前で言いにくい本音というのは、討論になじまないところもあって、大切な論点が議論の遡上にのせにくいということが起きる。犯罪者とはつきあいたくない、犯罪者は共同体から排除したいといった事柄は、意見としては言いにくく、アンケート上だけは、いわゆる「良い子の答え」を回答してしまうことが考えられる。刑事政策について討論させても、所詮、その結果が実行されるわけでもない、その意味で架空の討論という限界がある。

以上が一般論である。続いて、討論の素材選びについて検討しておきたい。

適切な素材と対立軸

調査の枠組みに立ち返ろう。「正しい知識が与えられるほど、厳罰化への賛意は落ちる。」「真剣に考えるほどに、厳罰化への賛意は落ちる。」というのが確かめたい仮説である。そうであれば、人々

の知識が不正確である題材こそ最適な素材となる。

その候補としてまず思い浮かぶのは、犯罪者に対する誤解が多い性犯罪と犯罪状況と対策に対する誤解が多い少年犯罪であろう。

性犯罪については、一般人が想像している犯人像と現実が重なり部分がないというほど乖離しており、情報提供に意義がある。しばしば想像されるように、性欲を抑制しきれずに飛びかかるという類の犯行は全くない。しかし、前述のように討論のしにくさの問題があるうえに、そもそも参加者を募ることがむずかしく、サンプルの偏りの問題が大きすぎる。

少年犯罪については、犯罪状況の誤解がはなはだしい。凶悪化を信じる人が多いが、凶悪事件は減っている。最近マスコミが大量報道した事件も、一昔前の事件と比較すればおとなしい。少年院の脱走者の統計を見れば、戦後、年間、百人単位いたのが、このところは、ゼロが普通である。また、犯罪白書の特集でも明らかにされているように、十五・六歳で検挙された少年の更生確率は、90%ぐらいと予測され、きわめて高い。説得力のある情報提供ができる。

ところが、困難は、意外なところにある。少年を厳罰化すべしという専門家が存在しない。正しい情報を与えられたら、意見が変わるということを確認したいのだが、これでは、一方的な情報により意見が変化したことと区別がつかない。民主主義的な熟議を経たものこそ、本当の世論ということを主張するには、不十分な調査と言わざるを得ない。

そこで、より身近で、討論することも容易な犯罪として、ありふれた窃盗を素材とすることも考えられる。この場合の欠点は、死刑にリアリティーがないことは当然として、長期刑が更生の妨げになる逆効果についても、それほどの長期刑が想定されないために議論ができない。犯罪者の保持する様々な特性や、事件のさいの特徴が、重罰化の要因なのか、軽減要因なのかの調査は可能であるが、それは、今回の調査目的とはズレてしまう。

結局、殺人を素材とすべきという案もある。確かに、殺人こそ人々が凶悪事件として真っ先に頭に浮かべる罪種である。しかし、実際の殺人事件は、過半数が身内で起きる事件に過ぎない。残り

もほとんどが喧嘩の延長線上のものである。新聞紙上ににぎわす殺人事件は、きわめて稀なケースである。特異な事件についての考察を一般化することは、それ自体が間違いであろう。殺人というカテゴリーに含まれる犯罪は、強く同情できる事件から、凄惨な事件まで幅が大きすぎる。対象を絞るとしても、家族内殺人については、人々の誤解は少なく、現状として科されている刑罰も大幅に軽減されている。

犯罪学者にとって、最も犯罪らしい犯罪は、強盗である。同情できる強盗というものは、ほぼありえないことで、犯罪に対する意識を因る上で代表的な犯罪として使えるように思う。ところが、日本においては、強盗は極めて発生件数が少ない。2000年に実施された犯罪被害者調査では、3000人の回答者のなかに、過去五年間のうちで強盗に遭った経験者はゼロであった。日本には職業的な窃盗犯はいるが、強盗犯はいないと考えられている。実際の強盗は、行き当たりバッタリか生活破綻の末といった間抜け事例が多く、案外討論に適切な対象とはならない。

このほか、放火、薬物犯などを他の罪種を検討しても、討論が、見事に意見を変えるように作動しそうな適切な例はない。犯罪は、そもそも逸脱行動であって、多様性が高く、少しの知識を与えられたぐらいで刑罰についての考え方を考えるのは容易ではないことが準備段階から予測されてしまう。

意見を変えられるという点で、別の角度から候補をだせば、殺人に対する公訴時効の廃止がある。この廃止の運動は、被害者団体が主導し、明日の会がアンケートを実施した結果として配布している資料によると、日本市民の9割が廃止に賛成だという。逃げ得を許すなどという言説への賛成者の数である。ところが、被害者と司法を考える会が、法学部学生や法科大学院学生を対象としてアンケートをした結果は、時効廃止に反対が多数である。知識があれば意見が変わる典型例として興味深い。捜査について調べれば、証拠の経年劣化は激しく、事件発生から一年以上経過すれば、ほとんど検挙できないというデータは、費用対効果も考えて捜査を断念することが合理的な選択であることを強く示してくれる。しかしながら、ここに別の問題

がある。一年以上たてば、ほぼ逃げ切れるなどということ世間に広く周知することが果たして正しいことなのかということである。それに、時効廃止の動きは厳罰化の動きの一部とみなすことは正しいとしても、これを刑罰と同等には考えにくい。

結局、厳罰化については、討議の素材として様々な困難があり、討論型世論調査の手法を使うなら死刑を題材とするほかないとの結論に達した。

しかしながら、死刑については、木村正人自身による先行研究があり、それを超えるものである必要がある。

他の調査方法

討論型世論調査にこだわらずに、知識と熟慮が意見を変えるのか検証する方法はある。

最も単純なものは、アンケートにより、知識があるかどうかを尋ね、そのレベル差により、死刑や厳罰化に対する意見に差があるかどうかを比較する方法である。犯罪と刑罰についての知識がある人と知識不足の人のグループ間を、他の要因の影響がないようにコントロールすることがどこまで可能かという問題があるが、ある程度の分析は可能であろう。また、どの種の知識が鍵になっているかの検証もできるかもしれない。

次に、近年発展中のインターネットを活用した調査を使う方法がある。なんらかの情報を与えて、そのうえで意見を聞くということが、一応可能である。しかし、1ページ分ぐらいの説明で状況認識や考え方を覚えてもらうことは想定しにくい。むしろ、ある犯罪状況を前提とするとか、更生が旨くいっているとしたらといった仮定で尋ねたほうが、それならという意見変更した回答を得られる可能性が高い。人々の注目点を明らかにするという目的なら、このほうが調査として適切であろう。

プリテスト結果

調査方法について論じてきたが、プリテストも行なっている。

河合が、早稲田大学法学部における犯罪学Ⅰ、犯罪学Ⅱの講義を受講した三年生の学生に対して、講義を受ける前と受けた後にアンケート調査を実

施、差がでたかどうかを比較する。意見は、両方が変化することによって相殺される可能性があるので、8人の学生から、詳細にインタビューし、意見の揺れ動き加減を確認する。

犯罪学Ⅰでは、犯罪状況を統計だけでなく、罪種ごとにどのような事件がどのくらいあるか示した。犯罪学Ⅱでは、刑罰と、警察、刑務所はじめ刑罰を科す側について講義した。交通事故により息子をなくされた犯罪被害者遺族が教室に語りに来る講義も一回含まれている。

現在、犯罪学Ⅰの開始時と終了後のデータ分析と学生インタビューの結果しかえられていないが、そこから幾つかの知見が得られている。

受講者の人数は84名と少ないが、出席率はおよそ9割、法学部3年生が9割で、やや男性が多い。回答率は100%で、検証には使えないが、参考にはできると考える。

死刑についての質問や、再犯者によるカラーテレビ盗に対する量刑、刑罰と更生についての考え方、犯罪状況の認識、保護司制度を知っているかなどを尋ねた。結果は、量刑も考え方も全く変化なし。知識だけが増えていた。

法学部の三年生である学生たちが、前もってある程度の知識を持ち、熟慮したことがあったから変化しなかったという解釈も成り立たないこともない。しかし、凶悪事件の実態については新たに知ったにもかかわらず、変化が出なかったことが注目される。インタビューで意見が動いたが相殺されたのではないことは確認している。

死刑には死生観、刑罰や犯罪者に対しても、深い倫理観や社会観が関係していて、犯罪が本当はどういうものかの知って驚きつつも、そう簡単には、意見は変わらなかったと解釈している。

調査の計画

以上を踏まえて、今後の調査を次のように準備している。

「更生保護事業に関する世論調査」（1980年実施、内閣官房広報室）と「死刑問題に関する世論調査」（1956年実施、内閣官房審議室）のなかから質問を抽出し、同じ質問をすることによって、長期にわたって意識が変わらないものと変わるものを峻別する。全国1200サンプルを多段階層化

抽出し、既に2012年12月に実施、600サンプル以上の回収を得たところである。

インターネット調査により、死刑と厳罰化の意見が、状況認識の変化などにより変わるか、あるいは、知識がある人の認識に違いがあるのかを測定する。これは2月実施予定である。

そして、来年度に、本格的な全国意識調査を予定し準備中である。上記の2調査の結果を踏まえて、死刑について、人々の意識をできるだけ正確にはかりたい。

死刑についての世論調査は、「やむをえない」などといった誘導的な選択肢を置くことによって、死刑容認の人が圧倒的多数であると主張するような問題が多い世論調査がなされてきた。

賛否に大いに悩み、他人の意見を聞けば意見を変えることが多いということが、討論型世論調査で明らかになっている。何が本当の輿論か、人々の真意は何かということは、なかなか確定できないものの、死刑の賛否を単純な形ではなく、様々な聞き方によって、重層的に明らかにしたい。そして、そこに、どのような知識や体験、熟慮が関係しているか明らかにしたいと考えている。

参考文献

佐藤舞、木村正人、本庄武「死刑をめぐる「世論」と「輿論」『死刑と向き合う裁判員のために』所収、現代人文社、2011

曾根泰教「エネルギー・環境の選択肢に関する討論型世論調査 調査結果報告」国家戦略室 HP 革新的エネルギー・環境戦略のなかに掲載 資料5-3-2 2012年8月22日

フィッシュキン ジェイムズ S.『人々の声が響きあうとき：熟議空間と民主主義』曾根泰教、岩木貴子訳、早川書房2011年

法務総合研究所『法務総合研究所研究部報告 10-第一回犯罪被害実態（暗数）調査-』法務総合研究所2000年

柳瀬昇「公共政策をめぐる民主的討議の場の実験的創設：わが国における初めての本格的な討論型世論調査の実施の概況」駒澤大学法学部研究紀要70巻 pp.150-161 2012年

公募班（小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証）本年度の活動報告

長谷川真里
（横浜市立大学）

キーワード：法教育、民主主義、道徳判断

1. 本プロジェクトの目的

本研究は、小学校高学年を対象とした法教育の授業を企画し、その効果を検証し、さらにその成果を広く一般に知らしめるものである。法教育で育成すべき資質は、多様であり総合的なものである。これまで、教育学、法学、心理学において独立して検討され蓄積されてきた知見を融合してこそ、真に子どもの発達に寄与する法教育実践が開発できると考える。本研究は、発達心理学者、教育学者、教育者、弁護士の協同により、それぞれの専門的知識と技術を用いて、法教育の実践プログラムを提案し、その効果を検証すること、また、実効性のある教案や子どもの実態把握のためのツールを公開することで、法教育の実践の議論の拡大を目指すことを目的とする。本年度は、(1) 法と心理学会大会でのワークショップ開催、(2) 小学5年生に対する法教育の実践およびその効果検証を予定している。本稿では、(1) については第2節でその概要を紹介し、2月に実施予定の(2) については第3節で計画案および質問項目の一部を掲載する。

2. 法と心理学会ワークショップ

法と心理学会第13回大会（武蔵野美術大学鷹の台キャンパス）において、「道徳判断研究の最前線」と題したワークショップを開催した。話題提供者として有馬齊氏、唐沢穰氏、高橋征二氏、指定討論者として外山紀子氏に登壇いただいた。日時は平成24年10月21日、13時から15時まで(2時間)であった。

まず、倫理学（有馬 齊）、社会心理学（唐沢 穰）、進化心理学（高橋征二）の立場から、道徳判断に関する研究の現状と課題の報告があった。3名の話題提供者に共通したテーマとして、論理（理性；reason-based）と直観（感

情；intuitive-based）の問題を指摘したい。有馬はジョナサン・バロン、ジョシュア・グリーンらをひきながら、「道徳的直観は多くの場合、考慮するに値しない論点によって歪められて」おり「感情的でバイアスのかかった」判断と「論理的で信頼できる」判断を区別すべきという考え方を紹介した。両者の関係について、唐沢は「論理（理性）が直観に追従する」とし、両者がともに量刑判断に影響を与えることを実証データに基づき議論した。さらに高橋はジョナサン・ハイトの「象と象使い」のメタファーを紹介しながら、論理（戦略的推論）が操っているようにみえても実は直観によって操られているという道徳判断の特性を指摘した。かつてトバスキーとカーネマンは直観的な確率判断と数学的正解の間に大きな相違があることを指摘し、これをヒューリスティクスと呼ばれる直観的な判断方略により説明した。ヒューリスティクスは論理的には誤っているものの、限られた情報処理能力や知識、時間のなかで素早く大まかな判断を導くという点で、適応的にはきわめて大きな意味をもっている。これと同じことが、道徳判断場面において働く直観にも認められるとは考えられないだろうか。

本ワークショップのねらいのひとつは、様々な分野の研究成果をふまえ、法教育への応用を考えることにあった。日本の伝統的な道徳教育は心情主義あるいは徳目主義と呼ばれ、他者の気持ちを想像する・思いやることを通して、道徳的価値の重要性を感じ取らせる実践が主流となってきた。一方の法教育では、法を基礎づける基本原則と価値に関する知識と技術の習得が目指されており、与えられた情報を鵜呑みにせず、論理的に思考する力（批判的思考）の育成に主眼がおかれている。では、道徳教育に

何を加えると法教育の目指す力が育成できるのか。それとも両者は根本的に異なるものなのか。それぞれの立場から、法教育のあるべき姿について議論が期待される。

3. 小学校での法教育実践

3.1 研究の背景 自由で公正な社会を作るためには、その担い手の育成が不可欠である。子どもに対する法教育は、新学習指導要領にも明確に位置づけられており、その重要性と緊急性は論をまたない。これまで、法曹関係者と小・中学校など学校現場の教育者の連携により、先駆的に法教育の実践が行われてきた。しかしながら、学校教育場面では、法教育ということば自体それほど認知されていないのが現状である。また、どのような能力の育成を目指せばよいのかという認識が共有されているともいいがたい。さらに、これまでの法教育の実践は、心理学で明らかにされてきた子どもの発達の実態が必ずしも十分に考慮されてはならず、実践の効果の検証が行われていないという問題点を指摘できる。

子どもの法的概念の理解や判断の発達は、発達心理学のなかの社会認識研究や道徳性発達研究の領域で研究されてきた。ひとくちに道徳的価値概念といっても、友情や親切といった「対人関係」の問題から、「社会正義」の問題まで幅広いが、なじみのある文脈であれば、小学生でも抽象的な政治的概念に対して理解を示すことが明らかになっている。特に小学校高学年から中学生の年代で発達的な変化が大きい。そこで、小学5年生を対象とした授業を行い、授業前後テスト（プレテスト-ポストテスト）パラダイムを用いて、授業の効果の検証を行う。

3.2 実施授業案 民主主義の理解を、子どもにもなじみのある「集団決定」の場面を用いて促進する。「みんなで決めてよいこと/いけないこと」を、ディスカッションを通して考え、民主的な意思決定のプロセスや個人の権利の理解をはかる。1日2コマを1セットとする。

3.3 方法 授業を行う授業群と、同時期に授業を行わない統制群の2群を構成する。授業群

に対しては3.2に示した授業実践を行う。授業群と統制群それぞれについて、プレテスト（実施2週間前）、ポストテスト（直後ポストテスト、1ヶ月後ポストテスト）を実施し、群間比較を行う。同時に、授業群での授業実践をビデオに撮影し、授業時の教師と子どものやりとり、子ども間のやりとり、論点の分析を行う。授業実施は2013年2月第1週を予定している。

3.4 テスト項目 プレテスト・ポストテストは、当該授業の効果測定のために、法教育の目的に対応したものを使用する。具体的には、(1) 社会に対する関心意欲を測定する尺度、(2) 授業に対応した形での、集団決定に関する質問項目を予定する(Table1)。

Table1 プレテスト・ポストテストで使用する質問項目（一部抜粋）

あるクラスで、次のことを、クラスみんなのすることとして決めようとしています。クラスみんなのすることとして決めたら、クラスみんなが守らなければいけないということになります。

それぞれについて、クラスで決めるべきだと思いますか。「ぜひ決めべきである」「決めべきである」「決めべきではない」「ぜひ決めべきではない」の中から、ひとつだけえらんで、○をつけてください。理由も書いてください。

〈1〉こぼしてもそうじが汚いので、お弁当はハンを持ってくる。

クラスみんなのこととして…

| | | | |
|---------------|-----------------|------------------|------------------------|
| ぜひ 決めべきである | 決め べき である | 決め べき ではない | ぜひ 決め べき ではない |
|---------------|-----------------|------------------|------------------------|

それはなぜですか？理由をかくてください。

連携研究者：外山紀子（津田塾大学）、吉岡昌紀（清泉女子大学）

研究協力者：梅田比奈子（横浜市教育委員会 主任指導主事）、村松剛（弁護士 横浜弁護士会所属）

被疑者面接のコミュニケーション・デザイン ～Reid テクニック、PEACE アプローチ、日本型取調べの比較検討～

高木光太郎 森直久 大橋靖史 脇中洋
(青山学院大学) (札幌学院大学) (淑徳大学) (大谷大学)

キーワード：被疑者取調べ、Reid テクニック、PEACE アプローチ

目的

本論文の目的は日本の捜査実務において観察された被疑者面接事例と、アメリカで開発された被疑者面接技法である”The Reid Nine Steps of Interrogation (以下、Reid テクニックと表記)

“(Inbau, Reid, Buckley, & Jayne, 2011)、およびイギリスで開発された PEACE アプローチ (たとえば (National policing improvement agency, 2009) を、コミュニケーション・デザインという観点から比較したうえで、日本の捜査実務において有効に機能する被疑者面接技法の開発において留意すべき点について予備的な考察を行うことにある。

検討の視点

本研究では被疑者面接技法の比較をコミュニケーション・デザインという視点から行うために、(1) フレームの明示性、(2) フレームと発話の関連性、(3) 段階的構造の有無、(4) 圧力の程度と質、(5) 社会文化的文脈との適合性、に注目した。以下、それぞれについて簡単に説明する。

「フレームの明示性」とは、当該コミュニケーションの話題、展開の方向、展開の手順についての制約 (フレーム) が、コミュニケーションの参加者たちに明示されている程度を指す。一般的に言って、フレームの明示性が高ければコミュニケーションはより安定する。一方、明示性が低いと、参加者たちが文脈や状況を十分に共有している場合を除いて、コミュニケーションに誤解や混乱が生じ易くなると予想される。

「フレームと発話の関連性」は、当該コミュニケーションにおいて明示的にあるいは暗黙のうち

に設定されたフレームが、個々の発話に与える制約の程度を指す。コミュニケーションの開始時にフレームを明確に設定した場合でも、その後の発話がフレームに適合しなくなってしまうことは、特に日常会話などでは多くみられる。たとえば休暇の過ごし方について相談するために会話を始めたのに、いつのまにかテレビ番組の話になってしまうといった展開である。この場合は、フレームが個々の発話に与える制約が弱いということになる。一方、式典などフォーマルなコミュニケーションの場では、司会の発言や登壇者の発言がフレームから大きく逸脱することは少ない。これはフレームが発話に与える制約が強いコミュニケーションの例となるだろう。

「フレームの明示性」と同様に、一般的に言って「フレームと発話の関連性」が高いほどコミュニケーションは安定することが予想され、それが低くなれば誤解や混乱が生じる可能性が高くなることが予想される。

「段階構造の有無」は、あらかじめ想定されたコミュニケーションの展開が、コミュニケーションの最終的な目的状態に向けて配置されたサブゴールを順に巡っていく構造となっているかどうかということ指す。一般的に言って日常会話が明確な段階構造を持つことはまれであり、その時々話題や状況に応じて柔軟に展開していく傾向が強い。これに対してたとえば刑事裁判の公判廷では、判決というゴールに向かって、人定質問から始まる一連の段階が明確に設定され、それに厳格に従ってコミュニケーションが展開していく。コミュニケーションが特定の結果を得ることを強く志向している場合、つまりコミュニケーションの最終的な目的状態が明確である場合は、それを達成するのに適した段階構造を設

計し、コミュニケーションに組み込むことは一般的に有効である。一方、こうした段階構造の導入は、各段階でのコミュニケーションの機能や展開の方向を強く制約するため、創造性が求められるコミュニケーションには通常は不向きであると考えられる。

「圧力の程度と質」とは、コミュニケーションの参加者の一方が他方に対して非対称的なかたちで意図的あるいは非意図的に行為（発話を含む）の方向づけを行うことができる程度と、そのために用いられる手段の種類を指す。近い者たち同士の雑談などは、話題の設定やそこからの逸脱、あるいはコミュニケーションそのものからの離脱などを参加者が互いに自由に行えるという点で圧力の低いコミュニケーションであると言える。これに対して、たとえば学校の通常の授業では、生徒の発言は教師に許可された場合のみ可能となり、かつ生徒が教師の発言を禁止または許可することはできないという非対称性が存在する。さらに教師の許可なくして生徒が授業のコミュニケーションから離脱することはできない。これらのことから学校の授業は教師による生徒への圧力が高いコミュニケーションであるということが出来る。コミュニケーションにおいて圧力を実現する手段は、拷問のように身体的な暴力を用いるものから、学校の授業のように常識的な言葉遣いを通して遂行されるものまで多様である。これら圧力を生じさせる手段の種類は、当然のことながらコミュニケーションの展開に大きく影響する。

最後に「社会文化的文脈との適合性」は、特定のコミュニケーションにおける話題、展開の方向や手順、圧力のあり方などの諸特性と、それが実際に展開する社会的状況や、それをを用いる人々の文化的背景との適合性の程度を指す。たとえば友人との雑談のように話題設定が自由で、展開も柔軟なコミュニケーションと、式典や事務的な会議といった社会的状況の適合性は低いだろう。また相手をストレートに批判する、自分の主張を最初から明確に示して押し通そうとするといったコミュニケーションは、婉曲な表現や主張を好む日本人には、なかなか受け入れられないことがあるかもしれない。

被疑者面接におけるコミュニケーション・デザインの基本要件

ここまで示した検討の視点に基づいて、被疑者面接技法が備えるべきコミュニケーション上の基本的な特性を整理する。

被疑者面接におけるコミュニケーションは、事件の真相解明にとって有用な情報を被疑者から最大限に引き出すと同時に、虚偽自白の発生可能性を最小限に抑えるようにデザインされる必要がある。捜査面接において被面接者からより多くの情報を得るためには、たとえばイギリス司法省の”Achieving Best Evidence in Criminal Proceedings” (Ministry of Justice, 2011) が推奨しているように、被面接者との間に適切なラポールを形成したうえで、開かれた質問形式を核とした段階的な質問構成を行い、聞き手による誘導的な影響を最小化することが有効であると言われている。これは前節で整理した検討の視点に基づけば、(A) 被面接者から事件について有用な情報を得るという面接のフレームを明確にしたうえで、

(B) このフレームに最適化された関連性の高い質問を準備し、(C) あらかじめ準備された段階に従って面接を進めていくというコミュニケーション・デザインである。しかし、被疑者が自分や関係者に不利益となる情報を意図的に隠蔽している可能性がある被疑者面接においては、面接者からの働きかけを無原則に最小化し、被疑者に事件について完全に自由に語らせるという方略は有効ではなく、(D) 情報の意図的な隠蔽を抑止するなんらかの「圧力」をコミュニケーションに組み込んだデザインが不可欠となる。だが容易に予想できるように、このような「圧力」は、それが不適切に作用した場合、犯行体験を持たない被疑者を虚偽自白に追い込んでしまうなど、深刻なトラブルに結びつく危険性をもつ。被疑者面接のコミュニケーション・デザインにおいては、そこに必然的に埋め込まれる「圧力」の質と量を適切にコントロールすることによって、虚偽自白の発生と被疑者による意図的な情報の隠蔽の双方を回避することが中心的な課題となる。

さらに被疑者面接技法を含む捜査面接技法は (E) それが使用される社会文化的文脈との適合性を十分に考慮する必要がある。たとえばイギリスで開発された PEACE アプローチは、街中に数多く設置された CCTV (監視カメラ) の映像を捜査機

関が証拠として活用可能なことや、黙秘が被疑者にとって不利益な証拠となりうるものが前提されており、このような捜査実務のあり方や法制度を持たない諸国に、このアプローチを機械的に導入しても十分に機能することはないと考えられる。

ReidテクニックとPEACEアプローチのコミュニケーション・デザイン

3で示した(A)から(E)までの基本要件に基づいて、ReidテクニックとPEACEアプローチのコミュニケーション・デザインの特徴を整理した結果をTable 1に示す。

ここから明らかなように Reid テクニックと PEACE アプローチは共に (A) 面接の冒頭で取調べのフレームを明示し、(B) 取調官の発話とフレームの関連性を高く保ち、かつ (C) あらかじめ定義された段階に基づいて取調べのコミュニケーションを展開させるように設計されている。これら

のことから、Reid テクニックと PEACE アプローチは共に取調べにおけるコミュニケーションの混乱を最小化し、あらかじめ設定された目的を達成することを目指したデザインになっていることが分かる。

一方、両者が異なっているのは、まず (A) 取調べの冒頭で示されるフレームの内容である。Reid テクニックでは、たとえば「ジョー、われわれの調査の結果によると、先週、ジェyson 宝石店に入ったのは君だということがはっきりしている。」と宣言したうえで、取調官が用意した犯行についての説明(テーマと呼ばれる:たとえば「ジョー、こういう事件で一番大事なことは、このことが起こった状況を理解することなんだ。君が昨年会社を解雇されてからどんなに大変だったかわかっている・・・」)を示し、これらを被疑者が受け入れ認めることが取調べのゴールとして明確

Table 1
Reid テクニックと PEACE アプローチにおけるコミュニケーション・デザイン

| | Reidテクニック | PEACEアプローチ |
|------------------|--|---|
| (A) フレームの明示性 | 明示的 (被疑事実の受け入れ要求) | 明示的 (被疑事実への釈明要求) |
| (B) フレームと発話の関連性 | 高い | 高い |
| (C) 段階構造の有無 | 段階的 0. 事前準備・権利の告知等 1. 直接かつ明確な対立 2. テーマの展開 3. 否認への対処 4. 反論の克服 5. 注意の誘導と維持 6. 否定的な感情への対処 7. 二者択一的な質問の提示 8. 口頭での説明 9. 自白調書の作成 | 段階的 0. プランと準備 1. 説明と引き込み 2. 釈明 3. 終結 4. 評価 |
| (D) 圧力の程度と質 | 自白力動の最大化 否認力動の最小化 (情動圧力) | 釈明と証拠との整合性 (情報圧力) |
| (E) 社会文化的文脈との適合性 | アメリカの諸制度・文化に最適化 | イギリスの諸制度・文化に最適化 |

に設定される。これに対してPEACEアプローチでは、たとえば「被害者は、～さんと同じ姿勢好の人に被害にあったと言っています。あなたのバッグからは犯人が押し入った時に使ったのと同じタイプの金槌が出てきました。」といったかたちで被疑者が犯人である可能性を示す証拠や状況があることを示した上で、「あなたと事件の関わりについて話してください」といったかたちで明確に釈明を求める。

このようなフレームの違いは当然のことながら、段階構造の違いに結びつく。Reidテクニックにおいては、取調官が提示したテーマに対する被疑者の抵抗を想定し、それを抑止してテーマを受け入れること（＝自白すること）を目指した段階設定が行われている。これに対してPEACEアプローチでは、被疑者による事件との関わりについての釈明を十分に聞き取ったのち、その内容について証拠や論理に基づいて疑問点をぶつけて、再釈明を求めることを繰り返す段階設定となっており、自白を得ることは直接のゴールとして設定されていない。

こうしたフレームと段階構造の違いによって、これら二つのアプローチでは、被疑者に作用する圧力の質と量も大きく異なるものになっている。Reidテクニックは、犯行の動機や理由の説明として被疑者が受け入れやすいテーマを設定することによって自白力動を最大化すると同時に、取調官が繰り返しテーマの受容を被疑者に求めることで被疑者の否認力動を低減させるというかたちで圧力が行使される。これは被疑者の「自白をしない」という意思の持続を二つの方向から困難なものにする圧力戦略であり、Reidテクニックにおいては、これが一貫して強力に被疑者に適用される。本論文ではこのタイプの圧力を「情動圧力」と呼ぶ。

これに対してPEACEアプローチでは、被疑者による釈明がもつ矛盾や不明確さを証拠や論理によって指摘し再説明を要求するという圧力戦略が採用されている。被疑者が自身の不利益となる事実を隠蔽している場合、このような要求によって釈明が破綻していくことになる。一方、被疑者が意図的な隠蔽をせずに釈明をした場合、証拠や論理との齟齬は最小限に止まり、取調官による再説明の要求は大きな圧力とはならないだろう。本論文で

は、このタイプの圧力を「情報圧力」と呼ぶことにする。

社会文化的文脈との適合性については、二つの技法がそれぞれアメリカとイギリスの制度や文化を前提にデザインされていることから、そこに最適化されていることは自明である。

以上の諸特徴について虚偽自白の発生可能性を最小限に抑えつつ、被疑者から有用な情報を最大限に得るという観点で検討した場合、情動圧力を用いるReidテクニックは、取調官が設定したテーマを離れた被疑者自身の自由な釈明による情報収集と、虚偽自白発生リスクに対するコントロールがコミュニケーション・デザインに組み込まれていない点で問題があると言わざると得ない。一方、PEACEアプローチは、被疑者自身の釈明に対して情報圧力を適用するという戦略によって、情報の効果的な収集と、虚偽自白発生リスクの低減を可能にするコミュニケーション・デザインになっており、被疑者面接技法としてはより適切なものになっていると考えられる。

日本型取調べの特徴に関する予備分析

日本の取調べ実務においては、ReidテクニックやPEACEアプローチのように意図的にデザインされた被疑者面接技法が体系的に導入されているという実態は存在しない。このため日本型取調べに共通する一般的特徴を明確に抽出することは非常に困難であると予想される。しかし、日本における取調べが一定割合で共有しているコミュニケーションの傾向性を把握することは可能であると考えられる。本論文では以下、そのような作業の出発点として、ある検察官取調べのコミュニケーション展開過程の分析を試みる。

対象事例：今回分析の対象としたのは、軽度の知的障害をもつ被疑者に対する検察官による被疑者面接の録画記録である。被疑者は当初犯行を否認していたものの、面接の過程で自白に転じている。録画された取調べの実施時間中に威圧や暴力あるいは便宜供与など不適切な取調官の対応は認められなかった。また知的障害をもつ被疑者が典型的に困難を経験する質問形式（たとえば二重否定文、難解な語彙、クローズドクエスションなど）によって誘導や意思疎通の失敗など明確な不具合

が取調べのコミュニケーションに生じた形跡も確認できなかった。当該面接にかかわるこのほかの詳細については、守秘義務の関係で記載を控える。

分析方法：録画された検察官と被疑者の発話を、検察官の質問ターンと被疑者の応答ターンをひとまとまり（以下、これを「質問-応答ペア」と呼ぶ）として、Table 2に示したカテゴリーに分類し、面接の展開のなかで生じたカテゴリーの遷移パターンを検討した。

結果：分析の対象とした面接では開始から被疑者が自白に至るまでに131の質問-応答ペアが生じた。これらの質問-応答ペアの時系列的展開には、大まかに言って間接事項、周辺事項、一般事項など犯行に直接関係しない事項から直接事項へと遷移するパターンがみられた。

この面接で最初に直接事項5ペアにたどり着くまでにラポール3ペア→周辺事項10ペア→メタコミュニケーション事項1ペア→間接事項7ペア→周辺事項3ペア→間接事項4ペアという遷移がみられた。このあとも検察官は直接事項にとどまることはなく、ふたたび間接事項をめぐるやりとり12ペアを経てから直接事項7ペアに戻っている。この直接事項の冒頭で検察官は被疑者が犯行現場にいたことを示す証拠を提示した。

しかし被疑者は犯行を認めず、検察官の発言の仕方が気にいらぬ旨を述べる、刑罰の仕組みについて質問するなど迂回的な発言を繰り返した。

これに対して検察官は直接事項に強く導くことはせず、被疑者の意見や質問に対応しながら、時折直接事項となる発話を差し挟んでいた。この部分のカテゴリー遷移は、間接事項3ペア→直接事項6ペア、間接事項2ペア→メタコミュニケーション1ペア→直接事項4ペア、メタコミュニケーション7ペア→直接事項1ペア、一般事項20ペア→直接事項1ペア、一般事項6ペア→間接事項3ペア→直接事項7ペア、一般事項10ペア→直接事項1ペア、一般事項7ペア→自白となっていた。

考察：前節で整理したようにReidテクニックやPEACEアプローチでは、ラポールなど冒頭の手順を経たのち、「直接かつ明確な対立」（Reidテクニック）、「説明と引き込み」（PEACEアプローチ）といったかたちで直接事項にかかわるコミュニケーションに遷移したのち、テーマをめぐるやりとり（Reidテクニック）、あるいは証拠や論理に基づく再釈明の要求（PEACEアプローチ）など、基本的に直接事項に定位して面接が展開する。これに対して今回検討した日本の検察官による取調べでは、間接事項、周辺事項、一般事項から直接事項に推移するパターンが確認できた。これは被疑者と犯行の結びつきをめぐる被疑者面接のコミュニケーションが展開するというフレームを明示化せず、曖昧にしたままで、しかし事件には相当程度関連のある事項についてコミュニケーションを進めるという展開構造である。これによって被疑者は、

Table 2

取調官の発話分類に用いたカテゴリー

| カテゴリー | 定義 | 例 |
|---------------|------------------------------------|-------------------------------|
| ラポール | 事前準備や良好な関係づくりのために行われる取調官の発言 | 録画の許諾をとる、権利の説明 |
| 直接事項 | 本件犯行と被疑者の結びつきに直接言及する取調官の発言 | 防犯カメラの映像を示して犯行との結びつきを問い質す |
| 間接事項 | 本件犯行と被疑者を間接的に結びつける事項に言及する取調官の発言 | 犯行現場への経路を尋ねる |
| 周辺事項 | 本件犯行とは直接関係のない被疑者にかかわる事項に言及する取調官の発言 | 被疑者の趣味について尋ねる |
| 一般事項 | 本件犯行と直接関係のない一般的な事項に言及する取調官の発言 | 刑事裁判の仕組みを説明する |
| メタコミュニケーション事項 | コミュニケーションの調整や管理のために行われる取調官の発言 | 「話すのがだるい」という被疑者に「だるいって？」と確認する |

面接者の発話がどのようなフレームに基づくものなのか十分明確に把握できず、不安定あるいは「疑心暗鬼」な状態に陥ることになる。相手の嘘を追求する場合に、直接嘘だと糾弾するのではなく、疑惑に関連性のある周辺情報を小出しにして相手を不安にさせる方法は、日本では日常場面（たとえば浮気の追究など）でもよく用いられているが、それと同様の「仄めかし型」の情報圧力が今回分析の対象とした被疑者面接でも用いられていたものと考えられる。

この被疑者面接事例をTable 1でReidテクニックとPEACEアプローチのコミュニケーション・デザインにみられる特徴を整理した枠組みにあてはめればTable 3のようになるだろう。

Table 3
分析対象事例の特徴

| | 分析対象事例 |
|------------------|--|
| (A) フレームの明示性 | 非明示的 |
| (B) フレームと発話の関連性 | 明示的 + 非明示的 |
| (C) 段階構造の有無 | 準段階的 —— ラポール 周辺・間接・一般事項 ↓ 直接事項 という傾向 |
| (D) 圧力の程度と質 | 仄めかし型の情報提示 (情報圧力) |
| (E) 社会文化的文脈との適合性 | 日本的追求？ |

今後の検討に向けて

今回検討の対象としたのはわずかに1事例であり、それに基づくTable 3の整理を日本型取調べの一般的特徴として捉えることは当然のことながら不可能である。しかし、捜査実務家や法学関係者からのインフォーマルな意見聴取に基づけば、こうした「仄めかし型」の被疑者面接を日本の警察、

検察における被疑者面接の特徴的な類型の一つとして理解できる可能性は十分にあるものと考えられる。

第2節で検討したようにフレームの明示性が低く、フレームと発話の関連性も不明確なコミュニケーションは一般的に誤解や混乱を生じさせやすい。このため今回検討の対象とした日本の被疑者面接事例では表面化していなかったが、被疑者に知的障害がある場合などには「仄めかし型」の情報圧力戦略が不必要なトラブルを生み出す危険性は高いと考えられる。しかし、一方で「仄めかし型」の嘘の追究が日本の社会文化的文脈に整合的なものであるとするならば、ReidテクニックやPEACEアプローチのように冒頭から被疑者に直接事項を突きつけるコミュニケーション・デザインでは別の混乱や停滞を生み出す可能性もあるだろう。

こうした問題を検討していくためには、本論文で行ったようなコミュニケーション・デザインの外形的な分析にとどまらず、それぞれの技法やスタイルの背後にあって、それを支えている人間、コミュニケーション、嘘とその追究に関する基本的な理解の特徴と差異にも目を向ける必要があるものと考えられる。今後の課題である。

引用文献

- Inbau, F. E., Reid, J. E., Buckley, J. P., & Jayne, R. C. (2011). *Criminal interrogation and confessions (5th edition)*. Jones & Bartlett Learning.
- Ministry of justice (2011). *Achieving best evidence in criminal proceedings: Guidance on interviewing victims and witnesses, and guidance on using special measures*. <http://www.cps.gov.uk/publications/docs/best_evidence_in_criminal_proceedings.pdf> (2012年2月26日)
- National policing improvement agency (2009). *National investigative interviewing strategy*. <http://www.npia.police.uk/en/docs/National_Investigative_Interviewing_Strategy_09.pdf> (2012年2月26日)

車の目撃記憶とソース記憶

高橋雅延・川口敦生・北神慎司
(聖心女子大学・愛知県立芸術大学・名古屋大学)

キーワード：車，目撃記憶，ソース記憶，無意識的転移

事故や事件における人物に関する目撃記憶 (eyewitness memory) の不正確さは、これまで数多くの研究で明らかにされてきた。しかし、車による事故や車を使った犯罪が多いことを考えるのならば、車に関する目撃記憶の検討も行われるべきであると思われる。残念ながら、このような車の目撃記憶の研究は絶対数が少ないだけでなく、車体の記憶能力には性差が存在するという研究しか認められない (Davies & Robertson, 1993; McKelvie, Standing, St. Jean, & Law, 1993)。

そこで、本研究では、このような車に関する目撃記憶について、車体そのものの記憶と、その車を目撃した際の場所の記憶という2つの側面から検討することとした。このような研究を行う背景には、いわゆる無意識的転移 (unconscious transference) という名称で知られているように (Read, Tollestrup, Hammersley, McFadzen, & Christensen, 1990; Ross, Cesi, Dunning, & Togliani, 1994), その車に見覚えがあっても、どこで見たのかが思い出せないことが起こるのかどうかを明らかにしようという実践的な問題意識が存在している。

さて、車を目撃した際の場所の記憶に関しては、情報源に関する記憶すなわちソース記憶 (source memory) の研究が参考になると思われる (Johnson, Hashtroudi, & Lindsay, 1993)。ソース記憶の研究の多くは言語材料を対象にしている、われわれの知る限り、視覚的材料のソース記憶の研究は、Glisky, Rubin, & Davidson (2001) 以外には存在していない。彼らの研究では、椅子の写真とその椅子が置かれた部屋の写真が呈示され、あとで、どの椅子があったかという椅子そのものの再認記憶と、それぞれの椅子がどの部屋に置かれていたのかというソース記憶が尋ねられた。

その結果、従来のソース記憶の研究結果と同様に、椅子そのものの再認記憶は優れていたのに対して、椅子の置かれていた場所のソース記憶の成績は低かった。

本研究では、この Glisky et al. (2001) の手続きを参考に、車の写真を2つの背景情報 (土の壁か蔦の壁) のいずれかと一緒に呈示した後で、車そのものの再認記憶と、その背景情報のソース記憶について、2つの実験 (実験1は女性参加者、実験2は男性参加者) によって検討した。

I 実験1—女性参加者による検討 方法

【参加者と実験デザイン】S 女子大学の女子学生 64 名 (年齢のレンジは、18~23 歳 : $M = 19.2$, $SD = 1.0$)。これら 64 名を 32 名ずつの 2 群に分け、車体だけを覚えるように教示する統制群と、車体と背景情報の両方を覚えるように教示する実験群とした。

【材料】市販の国産自動車のアルバム (2001 年版) より、36 枚の車の写真を選択し、本実験とは異なる 40 名の大学生に、それぞれの車の記憶しやすさを 5 段階で評定させた。この評定結果に基づき、10 枚のターゲット写真と 10 枚のディストラクタ写真を選出し、それぞれの写真をスキャナによってコンピュータに読み込み、背景情報と合成した (Fig. 1)。



Fig.1 Example of the stimuli used.

【手続き】 実験は4名ずつの小集団で行った。最初に、統制群には、呈示される車を覚えておくようにという教示を与え、実験群には、車と背景の両方を覚えておくようにという教示を与えた。その後、ターゲット写真10枚を1枚あたり7秒間ずつスクリーンに背景情報とともに（5枚は土壁の背景に、5枚は蔦壁の背景に）呈示した。呈示終了後、（背景情報を除去した）ターゲット写真とディストラクタ写真を対にして、1対あたり10秒間ずつ呈示し、いずれの車を見たかを答えさせる2肢強制選択再認テストを行った。引き続き、ソース記憶テストとして、ターゲット写真の背景を土壁か蔦壁にした写真を対にして、やはり1対あたり10秒間ずつ呈示した。そして、いずれの写真（車体プラス背景）を見たかを答えさせた。

結果と考察

車体だけの再認テストと車体プラス背景のソース再認テストのそれぞれについて、統制群(car-only)と実験群(car-location)別に、ヒット率と虚再認率を求め、さらに d' を求めた (Table 1 の上半分)。

これらのうち、 d' に関して、グループ (統制群, 実験群) \times テスト (車体再認, ソース再認) の分散分析を行ったところ、テストだけで有意な主効果が認められた ($F(1, 62) = 80.85, MSE = .54, p < .01$)。したがって、類似の先行研究 (Glisky et al., 2001) と同様、ソース記憶よりも車体の記憶の方が優れていることが明らかとなると同時に、背景情報を覚えようという意図はソース記憶に有効でないことも明らかとなった。

II 実験2—男性参加者による検討

方法

参加者が、N大学の男子学生64名（年齢のレンジは、18～41歳： $M = 19.5, SD = 2.9$ ）であった以外は実験1とすべて同じであった。

結果と考察

実験1と同様に、テスト別、群別に、ヒット率と虚再認率を求め、 d' を求めた (Table 1 の下半分)。

実験1と同様の分散分析を行ったところ、やはりテストだけで有意な主効果が認められた ($F(1, 62) = 94.81, MSE = .93, p < .01$)。すなわち、男性参加者の場合も、ソース記憶よりも車体の記憶の方が優れていることと、背景情報を覚えようという意図はソース記憶に有効でないことが明らかとなった。

実験1と実験2は参加者の性別が異なる以外はすべて同じであるので、試みに d' に関して、性別 (女性, 男性) \times グループ (統制群, 実験群) \times テスト (車体再認, ソース再認) の分散分析を行ったところ、性別 \times テストの交互作用が有意であった ($F(1, 124) = 5.26, MSE = .73, p < .05$)。下位検定を行った結果、車の再認記憶において女性より男性の方が優れていたが、ソース記憶テストには性差の認められないことが明らかとなった。

III 結論と実践的示唆

実験1と実験2の結果は従来のソース記憶の研究と一致する結果であり、本研究は車の背景というソース記憶は性別に関係なく悪いということを初めて明確にした研究であると結論づけられよう。背景情報が2種類の壁の違いだけであったという

Table 1: Mean hit (correct), false alarm (incorrect) rates, d' scores in car recognition and location identification as a function of group

| | Car Recognition | | | Location Identification | | |
|---------------------|-----------------|-------------|------------|-------------------------|-------------|----------|
| | Hit | False alarm | d' | Hit | False alarm | d' |
| <i>Experiment 1</i> | | | | | | |
| Car-only | .67(.16) | .19(.12) | 1.47(.80) | .54(.17) | .46(.17) | .15(.67) |
| Car-location | .64(.18) | .20(.15) | 1.42(.91) | .60(.17) | .40(.17) | .41(.72) |
| <i>Experiment 2</i> | | | | | | |
| Car-only | .71(.17) | .11(.11) | 2.20(1.11) | .58(.18) | .42(.18) | .32(.73) |
| Car-location | .73(.15) | .12(.12) | 2.18(.91) | .68(.14) | .32(.14) | .74(.70) |

Note. Standard deviations are in parenthesis.

点で、生態学的妥当性の点で問題点はあるものの、少なくとも、車の目撃記憶においても、いわゆる無意識的転移の起こる危険性があることを示唆していると結論づけられる。

引用文献

- Davis, G. M., & Robertson, N. (1993). Recognition memory for automobiles: A developmental study. *Bulletin of the Psychonomic Society*, **31**, 103-106.
- Glisky, E. L., Rubin, S. R., & Davidson, P. S. R. (2001) Source memory in older adults: An encoding or retrieval problem? *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, & Cognition*, **27**, 1131-1146.
- Johnson, M. K., Hashtroudi, S., & Lindsay, D. S. (1993). Source monitoring. *Psychological Bulletin*, **114**, 3-28.
- McKelvie, S. J., Standing, L., St. Jean, D., & Law, J. (1993). Gender differences in recognition memory for faces and cars: Evidence for the interest hypothesis. *Bulletin of the Psychonomic Society*, **31**, 447-448.
- Read, J. D., Tollestrup, P., Hammersley, R., McFadzen, E., & Christensen, A. (1990). The unconscious transference effect: Are innocent bystanders ever misidentified? *Applied Cognitive Psychology*, **4**, 3-31.
- Ross, D. F., Ceci, S. J., Dunning, D., & Toglia, M. P. (1994). Unconscious transference and lineup identification: Toward a memory blending approach. In D. F. Ross, J. D. Reed, & M. P. Toglia (Eds.), *Adult eyewitness testimony: Current trends and developments* (pp. 80-100). Cambridge: Cambridge University Press.

記憶に及ぼすスキーマの影響

山田涼馬・巖島行雄

日本大学人文社会科学部・日本大学文理学部

キーワード：スキーマ，再認記憶，Remember/Know 判断

日常場面の記憶は，体験した出来事の正確な記録ではない。鮮明に想起できる項目もあれば，想起できない項目もある。また，実際には体験していないにも関わらず間違っただけで想起してしまうという虚偽記憶が生じる項目も存在する。このような現象を引き起こす原因の一つが，スキーマとされている。

スキーマとは，Bartlett (1932)によって提唱された概念で，特定の場所や場面に関する過去経験を構造化した認知的枠組みとされている。スキーマが記憶に及ぼす影響は，以下のような手続きで検討される。まず，特定の場所や場面のスキーマに一致するターゲットとスキーマに一致しないターゲットが提示される。そして後に，スキーマ一致ターゲット，スキーマ不一致ターゲット，スキーマ一致ディストラクタ，スキーマ不一致ディストラクタからなる再認課題が行われる (Graesser, Gordon, & Sawyer, 1979; Graesser, Woll, Kowalski, & Smith, 1980; Nakamura & Graesser, 1985; Nakamura, Graesser, Zimmerman, & Riha, 1985; Pezdek, Whetstone, Reynolds, Askari, & Dougherty, 1989)。

これらの実験からは，二つの一貫した結果が見出されてきた。まず，ターゲットとディストラクタの区別は，スキーマ一致項目よりもスキーマ不一致項目の方が正確である (Lampinen, Copeland, & Neuschatz, 2001; Nakamura & Graesser, 1985; Nakamura et al., 1985; Neuschatz, Lampinen, Preston, Hawkins, & Toggia, 2002; Pezdek et al., 1989)。そしてスキーマ一致ディストラクタはスキーマ不一致ディストラクタよりも多くフォールスアラームされる (Graesser et al., 1979;

Graesser et al., 1980; Lampinen et al., 2001; Lampinen, Faries, Neuschatz, & Toggia, 2000; Nakamura et al., 1985; Neuschatz et al., 2002; Pezdek et al., 1989)。

Graesser らは，この二つの結果を説明するため，スキーマコピープラスタグモデル (the schema-copy-plus-tag model) を提唱した (Graesser et al., 1979; Graesser & Kessler, 1998; Graesser et al., 1980; Nakamura & Graesser, 1985; Nakamura et al., 1985)。このモデルによると，特定の場面の出来事を体験する際，その出来事を把握するためにスキーマが活性化される。スキーマに不一致な情報は，活性化されたスキーマとは合致しないために符号化されることになる。これに比べて，スキーマに一致するターゲットは符号化・精緻化されない。加えて，検索時にもスキーマは活性化される。この際，スキーマに一致する項目が生成されてしまい，そのため，スキーマに一致するディストラクタもターゲットとして受容されてしまう可能性が高まる。ターゲットが精緻化されていればこれらのディストラクタはコレクトリジェクションされるが，スキーマ一致ターゲットは精緻化されていないので，結果としてスキーマ一致ディストラクタに対してフォールスアラームが生じることとなる。これに対して，スキーマ不一致ターゲットは精緻化されたために，ディストラクタから容易に区別される。

スキーマコピープラスタグモデルのターゲットに関する想定は，Remember/Know 判断課題を用いた Lampinen et al. (2000), Lampinen et al. (2001) と Neuschatz et al. (2002) の結果から支持された。Remember/Know 判断手続きは Tulving (1985) によって提唱された手続きで

あり、ある項目を想起した時に、その項目の詳細を具体的に想起していた場合には「Remember」と答え、提示されたとは思いますが特定の詳細は想起できない場合には「Know」と答えることを求める手続きである。前者の場合、その項目の詳細をありありと回想していたと考えられ、後者の場合には、その項目に対して親近感を感じていたと考えられる。これらの研究では、スキーマ一致ターゲットよりもスキーマ不一致ターゲットに対して Remember 判断が生じたのである。つまり、スキーマ不一致ターゲットはスキーマ一致ターゲットよりも精緻化されていたと考えられるのである。

加えて、Lampinen et al. (2001)と Neuschatz et al. (2002)は、スキーマ不一致ディストラクタよりもスキーマ一致ディストラクタに対して Remember 判断が伴うことを示した。Lampinen et al. (2000)も、スキーマ不一致ディストラクタに対しては Remember 判断が生じていなかったのに対し、スキーマ一致ディストラクタに対するフォルスアラームの約半数に Remember 判断が伴ったことを示している。このような現象は、親近性確証モデル(the familiarity plus corroboration model)によって説明される (Lampinen et al., 2000; Lampinen, Meier, Arnal, & Leding, 2005; Lampinen, Ryals, & Smith, 2008)。例えばもし、スキーマ一致ターゲットとスキーマ一致ディストラクタが、その場所においてよく目にする場面に含まれる項目である場合、これらの2項目は概念的に非常に類似するものであるし、また形態的にも類似している可能性がある (例えば台所において料理を作る場面に関しての塩ビンとコショウビンが挙げられる)。この場合、スキーマ一致ディストラクタに対して強い親近感が持たれ、スキーマ一致ターゲットの詳細が誤って借用されると考えられる。

紹介した先行研究は、特定の場所や場面で行われる行為の記憶を検討対象としているか (Graesser et al., 1979; Graesser et al., 1980; Nakamura et al., 1985; Nakamura & Graesser, 1985; Neuschatz et al., 2002; Lampinen et al., 2000)、特定の場所に置いてあ

る物品を検討対象としているか(Lampinen et al., 2001; Pezdek et al., 1989)のどちらかである。この点において、先行研究には一つの問題がある。日常的に経験しうる場所や場面では、行為と物品がともに知覚・符号化されると考えられる。そのため、先行研究は日常的な場所・場面の記憶におけるスキーマの影響を十分に検討できていない。実際、現実場面の記憶を検討する主たる研究領域の一つである目撃証言研究では、行われる行為と、置いてある物品を初めとする詳細な情報の両方が、その場面を構成する要素であると主張されることがある(Migueles & García-Bajos, 1999)。つまり、日常的な場所・場面でスキーマが記憶に及ぼす影響を検討するには、行為と物品の記憶の両方を扱う必要があると考えられる。

そこで本研究では、特定の場所における行為のスキーマと物品のスキーマ、そして行為に使用される物品に関するスキーマが、再認記憶と想起意識に及ぼす影響を検討した。特定の場所において登場人物が行為を行なっていて、その周りに物品が置いてある場合、まず「そこがどこなのか」認識されると考えられる。次に行為と物品が認識されるが、物品等の項目よりも行為の方が記憶成績がいいという Migueles & García-Bajos (1999)の結果から、物品よりも行為の方が優先的に認識される可能性が挙げられる。以上より、我々は、場所、行為、物品の順に優先的に認識されるという仮説を立てた。これより、行為と物品を比較した場合、物品の記憶の方が曖昧なので、スキーマの影響が大きいと考えられる。また、場所から活性化するスキーマの方が、行為から活性化するスキーマよりも、記憶に及ぼす影響が大きいと考えられる。そして、それらのスキーマに一致しない項目は符号化されると考えられる。

以上を踏まえ、実験1, 2, 3では、まず、行為と物品の記憶に、場所スキーマが及ぼす影響を比較検討した。具体的には、台所において登場人物が行為を行なっており、その周囲に物品が置いてあるスライドを提示し、その後再認課題と Remember/Know 判断手続きを行なった。実験1では、台所において行われそうな行為と

置いてありそうな物品（以降、場所一致ターゲット）と台所において行われなさそうな行為と置いていなさそうな物品（以降、場所不一致ターゲット）を提示した。再認課題は、ターゲットと場所一致ディストラクタ、そして場所不一致ディストラクタから構成されていた。実験 2 では場所一致ターゲットのみを、実験 3 では場所不一致ターゲットのみを提示した。場所不一致ターゲットに対して **Remember** 判断を伴うヒットが生じること（実験 1, 3）、場所一致ディストラクタに対してフォルスアラームが生じること（実験 1, 2, 3）、物品ターゲットよりも行為ターゲットに対してヒットが生じること（実験 1, 2, 3）、そして場所一致行為ディストラクタよりも場所一致物品ディストラクタに対してフォルスアラームが生じること（実験 1, 2, 3）を予想した。

実験 1, 2, 3 のターゲットに関する結果を要約する。実験 1 では、場所一致物品ターゲットよりも場所一致行為ターゲットに対して **Remember** 判断を伴うヒットが生じた。同様の結果は実験 2 でも示された。これは Migueles & García-Bajos (1999) の誘拐場面の記憶における結果と同様の結果である。特定の場所の認識にあたっては、その場所で行われそうな行為を認識することで、「どのような場面なのか」把握しようとする試みがなされると考えられる。

実験 1 において、場所一致物品ターゲットよりも場所不一致物品ターゲットの方が **Remember** 判断を伴うヒットが生じていた。台所に置いていなさそうな物品が符号化されたと考えられる。Loftus & Mackworth (1978) は、特定の場面を描写した絵を見せて、眼球運動を測定した。その結果、その場面のスキーマに一致しない物品の方が、スキーマに一致しない物品に比べて、早く、多く、そして長く注視されることが示された。この結果から、実験 1 においても、スキーマに一致しない物品が注意を引くことで符号化されたと考えられる。ただ、注目すべきことに、場所不一致行為ターゲットに対しては、場所不一致物品ターゲットよりもヒットが生じていなかった。しかし実験 3 では、場所不一致行為ターゲットに対して場所不

致物品ターゲットと同程度のヒットが生じていたのである。この違いをもたらした原因として、先述した場面把握の試みの影響が挙げられる。実験 2 では、台所で行われそうな行為ばかりが行われていたため、どのような場面か把握するのが比較的容易であったと考えられる。しかし、実験 1 では、台所において行われなさそうな行為も同数行われていたため、場面把握が困難であった可能性がある。そのため、場所不一致行為の認識を抑制することで、場面把握を試みた可能性がある。その結果、実験 1 で、場所不一致行為に対してヒットが生じなかったと考えられる。これに対して実験 3 では、行われる行為も置いてある物品も全て台所になさそうな項目であったため、場面把握の試みがそもそもなされなかったと考えられる。結果として、行為も物品も符号化されたと考えられる。両項目共に明確に符号化されたため、ヒット率に差が生じなかったと考えられる。

次に、実験 1, 2, 3 のディストラクタに関する結果を要約する。実験 1, 2, 3 で、行為でも物品でも、場所不一致ディストラクタよりも場所一致ディストラクタに対してフォルスアラームが生じていた。場所スキーマが活性化されたためと考えられる。また、行為よりも物品に対してフォルスアラームが生じた。つまり、行為よりも物品の記憶においてスキーマの影響が顕著に確認されたといえる。

実験 2 において、場所一致物品ディストラクタに対して、**Remember** 判断を伴うフォルスアラームが生じた。先述したとおり、実験 2 ではどのような場面か把握しやすかった可能性がある。このような状況では、スキーマに一致するディストラクタに対して強い親近感が抱かれ、ターゲットの詳細が借用されたと考えられる。

実験 1, 2, 3 の結果をまとめると、その場所において行われそうな行為を認識することで、場面把握がなされる。その場所に置いていなさそうな物品は明確に符号化されるが、置いてある物品は精緻化されることはない。そのために場所スキーマ活性化による影響が大きく、虚偽記憶が生じる。

実験 1, 2, 3 では、行為と物品を独立した項目として設定し、比較検討を行なった。しかしながら、行為と物品の関連性に関するスキーマもまた存在すると考えられる。例えばある行為が認識された場合、その行為に使用される物品に関するスキーマが活性化すると考えられる (Silva, Groeger & Bradshaw, 1999)。そこで実験 4 では、物品の再認記憶と想起意識を検討対象とし、特定の場所における行為と物品に関するスキーマに加え、どの行為がどの物品を使用し得るかに関するスキーマの影響を検討した。以降、行われている行為に使用されそうな物品を行為一致物品、使用されなさそうな物品を行為不一致物品とする。具体的には、一人の登場人物が、洗面所で行われそうな行為を行っている画像（場所一致行為条件）か、洗面所で行われなさそうな行為を行なっている画像（場所不一致行為条件）を提示した。登場人物の周囲には、行為一致物品と、行為不一致場所一致物品と、行為不一致場所不一致物品の 3 種類の物品を配置した。行為不一致場所不一致物品ターゲットに対して **Remember** 判断を伴うヒットが生じること、行為一致物品ディストラクタと行為不一致場所一致ディストラクタに対してフォルスアラームが生じること、そして場所不一致行為条件では行為一致物品ディストラクタよりも行為不一致場所一致ディストラクタに対してフォルスアラームが生じることが予想した。

ターゲットに関する結果を要約する。場所一致行為条件でも場所不一致行為条件でも、行為不一致場所不一致物品ターゲットに対して **Remember** 判断を伴うヒットが生じた。場所スキーマにも「行為に使用される物品」スキーマにも一致しないために、明確に符号化されたことが原因と考えられる。また、行為一致物品ターゲットに対しても、行為不一致場所不一致物品ターゲットと同程度のヒットが生じていた。ただし、場所一致行為条件では **Know** 判断率が伴っていたために、これらの物品は符号化されていたというよりも、「行為に使用される物品」スキーマが活性化することで親近感がもたれ、ヒットが生じたと考えられる。

ディストラクタの結果について要約する。まず、場所一致行為条件でも場所不一致行為条件でも、行為不一致場所不一致物品ディストラクタに対してフォルスアラームが生じた。場所スキーマが活性化したためと考えられる。行為一致物品ディストラクタについて、場所行為一致条件ではフォルスアラーム率が最も高かったのに対し、場所不一致行為条件では行為不一致場所一致物品ディストラクタよりも低いフォルスアラーム率であった。前者の条件では、場所スキーマと「行為に使用する物品」スキーマが活性化し、加算的にフォルスアラームを生じさせたと考えられる。これに対し後者の条件では、「行為に使用する物品」スキーマの活性化のみの影響が反映されたと考えられる。

行為不一致場所一致ターゲットよりも行為不一致場所不一致物品ターゲットに対してヒットが生じた結果から、行為の認識よりも場所の認識の方が優先的である可能性が示唆された。また、場所不一致行為条件で、行為不一致場所一致物品ディストラクタに対してフォルスアラームが生じた結果から、記憶に及ぼす影響は、「行為に使用する物品」スキーマよりも場所スキーマの方が大きい可能性が示唆された。

本研究をまとめると、場所の認識が行為の認識よりも優先的であり、スキーマの影響に関しても同様のことが言えると考えられる。また、スキーマの影響は、生地化されていない物品に大きく反映される。ただし、スキーマに一致していない物品は、明確に符号化されるので、スキーマの影響を受けにくいと考えられる。

<引用文献>

- Bartlett, F. C. (1932). *Remembering: A study in experimental and social psychology*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Graesser, A. C., Gordon, S. E., & Sawyer, J. D. (1979). Recognition memory for typical and atypical actions in scripted activities: Test of a script pointer + tag hypothesis. *Journal of Verbal Learning and Verbal Behavior*, **18**, 319-332.
- Graesser, A. C., & Kassler, M. A. (1998). Verification of statements about story worlds that deviate from normal

- conceptions of time: What is true about *Einstein's Dreams?*. *Cognitive Psychology*, **35**, 246-301.
- Graesser, A. C., Woll, S. B., Kowalski, D. J., & Smith, D. A. (1980). Memory for typical and atypical actions in scripted activities. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition*, **6**, 503-515.
- Lampinen, J. M., Copeland, S. M., & Neuschatz, J. S. (2001). Recollections of things schematic: Room schemas revisited. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition*, **27**, 1211-1223.
- Lampinen, J. M., Faries, J. M., Neuschatz, J. S., & Toglia, M. P. (2000). Recollections of things schematic: The influence of scripts on recollective experience. *Applied Cognitive Psychology*, **14**, 543-554.
- Lampinen, J. M., Meier, C. R., Arnal, J. D., & Leding, J. K. (2005). Compelling untruth: Content borrowing and vivid false memories. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition*, **31**, 954-963.
- Lampinen, J. M., Ryals, D. B., & Smith, K. (2008). Compelling untruth: The effect of retention interval on content borrowing and vivid false memories. *Memory*, **16**, 149-156.
- Loftus, G. R., & Mackworth, N. H. (1978). Cognitive Determinants of Fixation Location during Picture Viewing. *Journal of Experimental Psychology: Human Perception and Performance*, **4**, 565-572.
- Miguelles, M., & García-Bajos, E. (1999). Recall, recognition, and confidence patterns in eyewitness testimony. *Applied Cognitive Psychology*, **13**, 257-268.
- Nakamura, G. V., & Graesser, A. C. (1985). Memory for script-typical and script-atypical actions: A reaction time study. *Bulletin of the Psychonomic Society*, **23**, 384-386.
- Nakamura, G. V., Graesser, A. C., Zimmerman, J. A., & Riha, J. (1985). Script processing in a natural situation. *Memory & Cognition*, **13**, 140-144.
- Neuschatz, J. S., Lampinen, J. M., Preston, E. L., Hawkins, E. R., & Toglia, M. P. (2002). The effect of memory schemata on memory and the phenomenological experience of naturalistic situations. *Applied Cognitive Psychology*, **16**, 687-708.
- Pezdek, K., Whetstone, T., Reynolds, K., Askari, N., & Dougherty, T. (1989). Memory for real world scenes: The role of consistency with schema expectation. *Journal of Experimental Psychology: Learning, Memory, and Cognition*, **15**, 587-595.
- Silva, M. M., Groeger, J. A., & Bradshaw, M. F. (2006). Attention-memory interactions in scene perception. *Spatial Vision*, **19**, 9-19.
- Tulving, E. (1985). Memory and consciousness. *Canadian Psychology*, **26**, 1-12.

凶器注目効果における視覚的注意の検討

—眼球運動を指標として—

¹白川 徹・²巖島行雄

(¹ 日本大学大学院文学研究科・² 日本大学文理学部)

キーワード：凶器注目効果，視覚的注意，凶器注目効果に関する先行知識

目 的

目撃証言の心理学において，殺人や強盗等の犯罪現場に遭遇した際に，目撃者の視覚的注意が犯人の所持している凶器に引き付けられ，その結果，凶器に関する記憶が促進される一方で犯人の顔や衣服等の外見的特徴に関する記憶が抑制される現象は凶器注目効果と呼ばれている (Cutler, Penrod, & Martens, 1987; Hope & Wright, 2007; Kramer, Bukenhout, & Eugenio, 1990; Maass & Köhnken, 1989; Saunders, 2009)。

Pickel, Ross, & Truelove (2006) は，実験参加者に対して刺激提示前に凶器注目効果についての情報を与えることで，ターゲットに関する記憶の抑制を回避することができるという結果を得ており，凶器の存在は，目撃者の視覚的注意を自動的に引きつけるわけではないことを示唆している。しかし，Pickel et al. (2006) は，記憶成績のみを従属変数としており，実験参加者がどこを注視していたかを測定できていない。

ここで，Hoffman & Subramaniam (1995) は，眼球運動を用いて視覚的注意の検討を行っており，眼球運動と視覚的注意の間には密接な関係があると考察している。したがって，眼球運動を測定することによって，実験参加者が視覚的注意を向けている箇所を特定することが可能であると考えられる。

よって，本研究では，Pickel et al. (2006) と同様の方法で実験を行い，従属変数として記憶成績だけではなく眼球運動を用いることで，実験参加者が凶器またはターゲットへ視覚的注意を向けているかどうかを検討することを目的とした。また，Loftus & Mackworth (1978) は，新奇性の高い物は新奇性の低い物に比べて，停留回数が多く，停留

時間が長いという結果を得ている。Yarbus (1967) は，刺激となる絵画を見る前に実験参加者が受ける教示によって，教示に関連した部分に注視分布が集まるという結果を得ている。これらの研究から，凶器注目効果についての情報を事前に提示されることで，凶器ではなくターゲットを注視することができると考えられる。

方 法

実験参加者 18 歳から 24 歳 (平均年齢 = 19.8 歳, $SD = 1.91$) の大学生 52 名 (男性 19 名, 女性 33 名) であった。

刺激 19 枚から成る 2 種類のスライドで，1 枚目から 16 枚目までは 2 種類とも同一のスライドを用いた。17 枚目から 19 枚目において，一方のスライドでは，飲食店のレジで男性が包丁を用いて強盗を行う場面が提示され，もう一方のスライドでは，同じ男性が千円札を用いて会計を行う場面が提示された。

装置 眼球運動の測定には，EyeLink2000 (SR Research) を用いた。

実験計画 凶器注目効果に関する先行知識 (有, 無) × 凶器 (有, 無) の 2 要因実験参加者間計画を用いた。

手続き 実験参加者は，凶器注目効果に関する先行知識有条件では凶器注目効果について説明された文章を，凶器注目効果に関する先行知識無条件ではバーナム効果について説明された文章を提示され，理解して覚えるように教示を受けた。その後，凶器有条件では強盗場面のスライドが，凶器無条件では会計場面のスライドが提示された。各スライドの提示時間は 1.5 秒で，17 枚目から 19 枚目までに眼球運動の測定が行われた。最後に，

ターゲットに関する質問項目と、所持物に関する質問項目から構成された質問紙に回答した。

結果

従属変数に対し、凶器注目効果に関する先行知識×凶器の2要因分散分析を行った。

ターゲットに関する記憶成績 条件別のターゲットに関する質問項目の平均正答数を Figure 1 に示す。ターゲットに関する質問項目の正答数について分散分析を行った結果、交互作用が有意であった (Table 1)。単純主効果検定を行った結果、凶器有条件において、先行知識有条件は先行知識無条件に比べて、有意に正答数が多く ($F(1,48) = 13.43, p < .001, \omega^2 = .86$)、先行知識無条件において、凶器無条件は凶器有条件に比べて、有意に正答数が多かった ($F(1,48) = 11.10, p < .01, \omega^2 = .83$)。

ターゲットへの停留回数 条件別のターゲットへの平均停留回数を Figure 2 に示す。ターゲットへの停留回数について分散分析を行った結果、交互作用の有意傾向が認められた (Table 2)。単純主効果検定を行った結果、凶器有条件において、先行知識有条件は先行知識無条件に比べて、有意に停留回数が多い ($F(1,48) = 5.01, p < .05, \omega^2 = .07$)、先行知識無条件において、凶器無条件は凶器有条件に比べて、有意に停留回数が多い ($F(1,48) = 7.59, p < .01, \omega^2 = .11$)。

ターゲットへの停留時間 条件別のターゲットへの平均停留時間を Figure 3 に示す。ターゲットへの停留時間について分散分析を行った結果、交互作用が有意であった (Table 3)。単純主効果検定を行った結果、凶器有条件において、先行知識有条件は先行知識無条件に比べて、停留時間が長いという有意傾向が認められ ($F(1,48) = 3.27, p < .10, \omega^2 = .04$)、先行知識無条件において、凶器無条件は凶器有条件に比べて、有意に停留時間が長かった ($F(1,48) = 12.98, p < .01, \omega^2 = .19$)。

所持物に関する記憶成績 条件別の所持物に関する質問項目の平均正答数を Figure 4 に示す。所持物に関する質問項目の正答数について分散分析を行った結果、凶器の主効果が有意で (Table 4)、凶器有条件は凶器無条件に比べ、有意に記憶成績が高かった。

所持物への停留回数 条件別の所持物への平均

停留回数を Figure 5 に示す。所持物への停留回数について分散分析を行った結果、主効果および交互作用は有意でなかった (Table 5)。

所持物への停留時間 条件別の所持物への平均停留時間を Figure 6 に示す。所持物への停留時間について分散分析を行った結果、凶器の主効果が有意で (Table 6)、凶器有条件は凶器無条件に比べ、有意に停留時間が長かった。

考察

ターゲットへの視覚的注意 ターゲットへの停留回数が多いほどターゲットへの停留時間が長くなると考えられ、1回の停留における停留時間は条件間でほぼ一定であったと考えられる。

記憶成績の結果と眼球運動の結果は、ターゲットへ多く、そして長く停留している条件ほど、ターゲットに関する記憶成績が高いことを示しており、ターゲットへの注視が行われていると考えることができる。そして、ターゲットへの注視が行われているということは、ターゲットへ視覚的注意が向けられた結果と考えられる。凶器が登場するより前に凶器注目効果に関する知識を獲得していた場合には、ターゲットへ視覚的注意を向けることができ、凶器注目効果に関する知識を獲得していなかった場合には、凶器へ視覚的注意が向けられるので、結果としてターゲットへの注視が困難になると考えられる。

所持物への視覚的注意 記憶成績および停留時間の結果において凶器の主効果が認められたことから、凶器注目効果に関する先行知識を獲得している場合でも、凶器に視覚的注意が引きつけられると考えられる。

また、所持物への停留時間が長いほど所持物に関する記憶成績が高くなっている。一方で、所持物への停留回数の結果では、凶器注目効果に関する先行知識と凶器の主効果、および凶器注目効果に関する先行知識×凶器の交互作用はいずれも有意でなかった。このことは、凶器が実験参加者の視覚的注意を引きつける際に、停留の頻度ではなく時間に影響を与えることを示している。

引用文献

Cutler, B. L., Penrod, S. D., & Martens, T. K. (1987).

- The reliability of eyewitness identification: The role of system and estimator variables. *Law and Human Behavior*, **11**, 233-258.
- Hoffman, J. E. & Subramaniam, B (1995). The role of visual attention in saccadic eye movements. *Perception & Psychophysics*, **57**(6), 787-795.
- Hope, L & Wright, D. (2007). Beyond unusual? Examining the role of attention in the weapon focus effect. *Applied Cognitive Psychology*, **21**, 951-961.
- Kramer, T. H., Bukenhout, R., & Eugenio, P. (1990). Weapon focus, arousal, and eyewitness memory: Attention must be paid. *Law and Human Behavior*, **14**(2), 167-184.
- Loftus, G. R., & Mackworth, N. H. (1978). Cognitive determinants of fixation location during picture viewing. *Journal of Experimental Psychology: Human Perception and Performance*, **4**, 565-572.
- Maass, A., & Köhnken, G. (1989). Eyewitness identification: Stimulating the 'weapon effect.' *Law and Human Behavior*, **13**(4), 397-408.
- Pickel, K. L., Ross, S. J., & Truelove, R. S. (2006). Do weapon automatically capture attention? *Applied Cognitive Psychology*, **20**, 871-893.
- Saunders, J. (2009). Memory impairment in the weapon focus effect. *Memory & Cognition*, **37**(3), 326-335.
- Yarbus, A. L. (1967). *Eye movements and vision*. New York, NY, USA: Plenum.

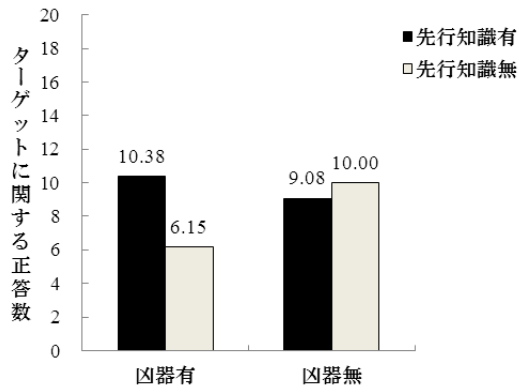


Figure 1. 条件別のターゲットに関する平均正答数

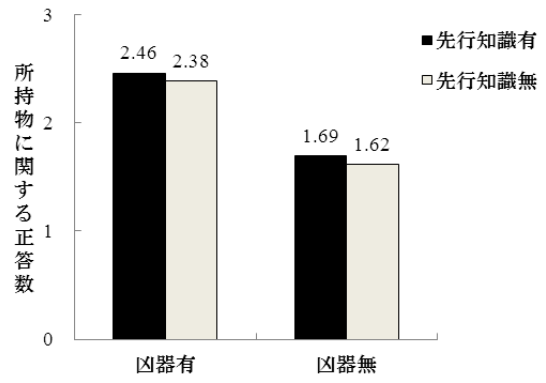


Figure 4. 条件別の所持物に関する平均正答数

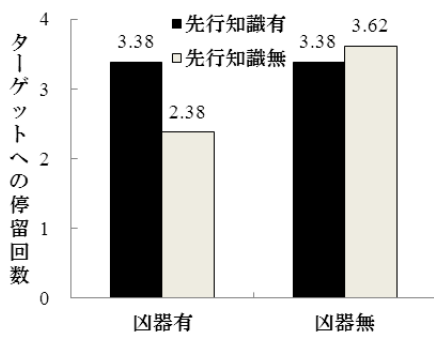


Figure 2. 条件別のターゲットへの平均停留回数

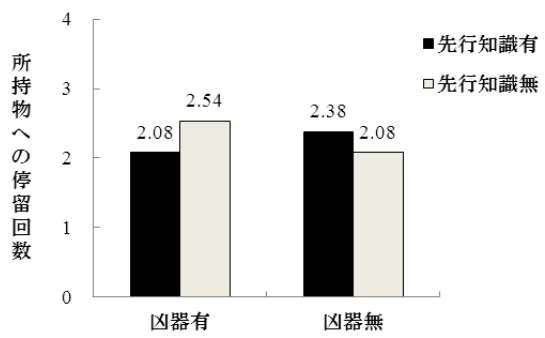


Figure 5. 条件別の所持物への平均停留回数

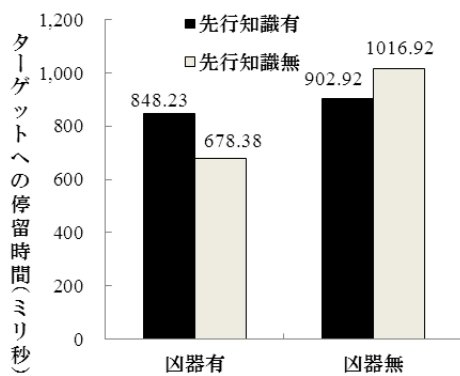


Figure 3. 条件別のターゲットへの平均停留時間

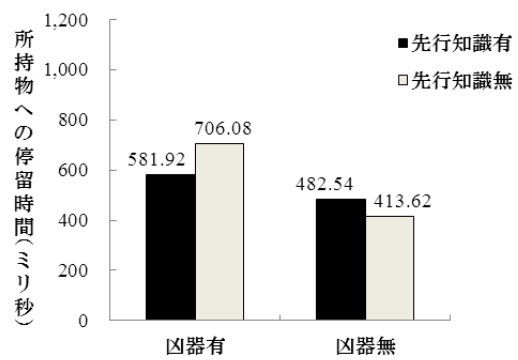


Figure 6. 条件別の所持物への平均停留時間

Table 1. ターゲットに関する正答数についての2要因分散分析表 (N = 52)

| 要因 | 平方和 | 自由度 | 平均平方 | F | ω^2 |
|---------|--------|-----|-------|---------|------------|
| 先行知識 | 35.56 | 1 | 35.56 | 4.11 * | 0.047 |
| 凶器 | 20.94 | 1 | 20.94 | 2.42 | 0.022 |
| 先行知識×凶器 | 86.33 | 1 | 86.33 | 9.97 ** | 0.137 |
| 残差 | 415.69 | 48 | 8.66 | | |

* $p < .05$, ** $p < .01$

Table 2. ターゲットへの停留回数についての2要因分散分析表 (N = 52)

| 要因 | 平方和 | 自由度 | 平均平方 | F | ω^2 |
|---------|-------|-----|------|--------|------------|
| 先行知識 | 1.92 | 1 | 1.92 | 1.48 | 0.008 |
| 凶器 | 4.92 | 1 | 4.92 | 3.79 + | 0.048 |
| 先行知識×凶器 | 4.92 | 1 | 4.92 | 3.79 + | 0.048 |
| 残差 | 62.31 | 48 | 1.30 | | |

+ $p < .10$

Table 3. ターゲットへの停留時間についての2要因分散分析表 (N = 52)

| 要因 | 平方和 | 自由度 | 平均平方 | F | ω^2 |
|---------|------------|-----|-----------|---------|------------|
| 先行知識 | 10136.08 | 1 | 10136.08 | 0.18 | 0.000 |
| 凶器 | 502548.92 | 1 | 502548.92 | 8.76 ** | 0.124 |
| 先行知識×凶器 | 261848.08 | 1 | 261848.08 | 4.56 * | 0.057 |
| 残差 | 2753883.23 | 48 | 57372.57 | | |

* $p < .05$, ** $p < .01$

Table 4. 所持物に関する正答数についての2要因分散分析表 (N = 52)

| 要因 | 平方和 | 自由度 | 平均平方 | F | ω^2 |
|---------|-------|-----|------|--------|------------|
| 先行知識 | 0.08 | 1 | 0.08 | 0.05 | 0.000 |
| 凶器 | 7.69 | 1 | 7.69 | 5.42 * | 0.081 |
| 先行知識×凶器 | 0.00 | 1 | 0.00 | 0.00 | 0.000 |
| 残差 | 68.15 | 48 | 1.42 | | |

* $p < .05$

Table 5. 所持物への停留回数についての2要因分散分析表 (N = 52)

| 要因 | 平方和 | 自由度 | 平均平方 | F | ω^2 |
|---------|-------|-----|------|------|------------|
| 先行知識 | 0.08 | 1 | 0.08 | 0.08 | 0.000 |
| 凶器 | 0.08 | 1 | 0.08 | 0.08 | 0.000 |
| 先行知識×凶器 | 1.92 | 1 | 1.92 | 2.00 | 0.020 |
| 残差 | 46.15 | 48 | 0.96 | | |

Table 6. 所持物への停留時間についての2要因分散分析表 (N = 52)

| 要因 | 平方和 | 自由度 | 平均平方 | F | ω^2 |
|---------|------------|-----|-----------|---------|------------|
| 先行知識 | 9913.92 | 1 | 9913.92 | 0.16 | 0.000 |
| 凶器 | 499016.08 | 1 | 499016.08 | 7.83 ** | 0.116 |
| 先行知識×凶器 | 121155.77 | 1 | 121155.77 | 1.90 | 0.015 |
| 残差 | 3060322.15 | 48 | 63756.71 | | |

** $p < .01$

顔の再生が顔の識別に及ぼす効果

山田寛¹、高橋望²

(¹ 日本大学文理学部, ² 日本大学文学研究科)

キーワード：顔の示差性, 表情, 再認課題

目的

人物同定過程と表情認知過程間を独立と仮定した Bruce & Young (1986) のモデルに対して、近年、両過程の相互作用の可能性を支持するような結果が報告されているが、その結果は一貫していない。例えば、篠崎他 (2009) と Fox et al. (2008) は、表情が人物同定に影響を及ぼすかについての検討を行った。その結果、篠崎他 (2009) は人物同定時間に差が認められたことから、人物同定過程への表情情報の影響を示唆したが、Fox et al. (2008) は人物同定課題の成績が表情の違いによらないことから、人物同定過程に表情情報の影響は見られないと結論付けている。

結果の不一致の原因として、実験方法や分析指標の違いはさることながら、いずれの研究でも刺激人物の顔の示差性が考慮されていない点が浮かび上がった。顔の示差性は、「人ごみの中での見つけやすさ」として定義される顔の知覚的特性であるが、この示差性が顔の記憶にも深くかわり、示差性の高い顔ほど正確に識別されるという示差性効果が確認されている (Valentine, 1991)。しかし、前述の 2 研究では、そのように識別に影響を与える顔の示差性の要因を考慮した刺激選定がなされている訳ではない。従って、これまでの実験結果の違いは、それぞれに刺激とした顔の示差性がある特定のレベルに偏っていたことに基づいていたという可能性もあるのではないだろうか。もう少し具体的に述べると、余りよく知らない、ごく普通の顔の人の場合、例えば喜び表情の写真と中性表情の写真を見て、類似性の低さから同一人物とは思えないようなことはよくあるのではないだろうか。つまり、示差性の低い顔では、表情による顔の変化がストレートに現れ、場合によっては個人の顔の特徴を打ち消すほどの変化が起こ

ることがある。このような場合には、異なる表情画像間の個人の顔の類似性を見出すことが困難になる可能性が高くなると考えられる。しかし、示差性の高い顔であれば、そのようなことは起こりにくくなることが予想される。なぜなら、例えば表情が変化しても、示差性の高い人の顔の特徴は維持されやすいのではないかと考えられるからである。もしそうだとすれば、刺激セットの顔の示差性レベルの偏りは、表情と交絡する要因になってくるだろう。以上のように、顔からの人物同定に及ぼす表情要因の影響を検討するにあたっては、人物同定にも深くかわる顔の示差性要因との関係を見捨てることはできないといえる。さらに踏み込めば、個人の顔の示差性要因と表情要因の関係を明確にしておく必要がある。

そこで、高橋・山田 (2011) は、個人の顔の示差性要因と表情要因の関係を明確にすることを主要な目的とし、まず、顔の示差性が表情によって変化するかについて検討した。具体的には、113 枚の中性表情画像の示差性評定を行った高橋・山田 (2010) より評定値の高、中、低の顔を選出し、それらのモデルの様々な表情画像の示差性評定を行い、各群で中性表情と各表情の示差性の相関関係を検討した。その結果、高群と低群は、概ね各表情と中性表情の示差性の相関が高いことが示された。一方、中群は一貫して各表情と中性表情の示差性の相関が低いことが示された。中群は 113 枚の評定値の分布の中心から選出した顔画像であるため、示差性が低いものと考えられる。従って、評定値からは大部分で予想通りの結果が得られたといえる。しかし、これはあくまでも主観的評価データによる説明のため、行動データによってもこのような傾向を示す必要があるといえる。

従って、本研究は、高橋・山田 (2011) の知見

をもとに、示差性と表情の関係を心理、行動的に精緻化することを目的として、偶発的再認課題を用いた検討を行った。

方法

実験計画 表情（中性・喜び・驚き・恐れ・悲しみ・怒り・嫌悪）、示差性の程度（高群・中群・低群）の2要因参加者内計画であった。

実験参加者 大学生の男性14名、女性27名の計41名（ $M=19.00$ 歳、 $SD=1.19$ ）であった。

刺激 高橋・山田(2011)と同様の顔画像を計168枚用いた。顔画像は男女同数24名のモデルのグレースケール変換された7表情顔画像（中性、喜び、驚き、恐れ、怒り、嫌悪、悲しみ）であった。モデルは、中性表情顔画像の示差性評定を行った高橋・山田(2010)より、評定値の高い8名（ $M=6.36$ ）、中程度の8名（ $M=4.31$ ）、低い8名（ $M=3.03$ ）を男女同数ずつ選定し、順に示差性高群、中群、低群とした。またフィルターとして新たに24名のモデル（男女同数）の様々な表情顔画像を1枚ずつの計24枚選出した。全顔画像の髪、耳、首を排除し、背景はグレーとして、モニターへの提示サイズを $6.5\text{deg} \times 9.5\text{deg}$ に統一した。168枚の顔画像を24枚ずつの7セットに分けた。1セットの内訳は、24名のモデルの様々な表情画像24枚であった。7セットの正答率とフォルスアラーム（FA）率を算出するため、それらがターゲットとなる条件と妨害刺激となる条件の計14条件を設定した。参加者には、ある1条件に対して課題を行うことを求めた。セットがターゲットとなる条件では、フィルターは妨害刺激として提示され、妨害刺激となる条件では、フィルターはターゲットとして提示された。

手続き 偶発的学習手続きによる再認課題を暗室で個別に行った。まず、学習課題では、24枚の顔画像がどれくらい男性的かについて1（まったく男性的でない）から9（非常に男性的である目立つ）で評定を求めた。顔画像1枚を3秒間提示し、画像間に1秒ブランク画面を表示した。参加者には、顔画像が提示されている間はそれを観察し、ブランク中に評定をするように指示を与えた。10分間の単純計算課題の後、再認課題を行った。課題では、ターゲットと妨害刺激各24枚ずつの計48枚の顔画像を継時的に提示した。参加者が

学習課題で見た顔画像かどうかをyes/noのキーを押して回答するまで顔画像を提示した。

結果と考察

本研究は途中段階であるため、現在までの実験結果（ $N=41$ 名）について報告する。各条件におけるターゲット条件と妨害刺激条件の平均正答率をまとめて算出した（図1）。各群の中性表情と各表情の正答率の差に注目すると、高群は際立った差が示されていない反面、中群の中性表情と悲しみ表情の間や、低群の中性表情と驚き表情の間には比較的明確な差が示されているように見受けられる。従って、高群については、高橋・山田(2011)の結果を支持するような傾向が示されていると考えられる。今後、データを増やすとともに、 A' を指標とした分析等を行い、それらを含めた成果を発表する予定である。

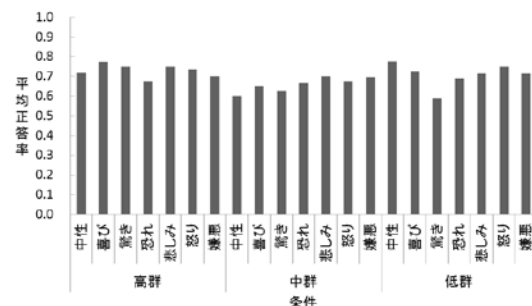


図1 各条件における平均正答率（ $N=41$ ）

引用参考文献

- Bruce, V., & Young, A. (1986). Understanding face recognition. *British Journal of Psychology*, *77* (3), 305-327.
- Fox, C. J., Oruc, I., & Barton, J. J. S. (2008). It doesn't matter how you feel. The facial identity aftereffect is invariant to changes in facial expression. *Journal of Vision*, *8* (3), 1-13.
- 篠崎健彦・米村恵一・杉浦彰彦 (2009). 表情認知との相互作用を考慮した顔認識モデル, 電子情報通信学会論文誌, **J92-A** (6), 397-402.
- 高橋望・山田寛 (2011). 顔の示差性に着目した人物・表情認知過程間の相互作用についての基礎的検討, 電子情報通信学会技術研究報告・ヒューマンコミュニケーション基礎研究会, **111** (214), 19-22.
- 高橋望・山田寛 (2010). 示差的な顔が注意処理に及ぼす影響, 電子情報通信学会 HCG シンポジウム 2010 論文集, I-11.
- Valentine, T. (1991). A unified account of the effects of distinctiveness, inversion, and race in face recognition. *The Quarterly Journal of Experimental Psychology*, *43A* (2), 161-204.

識別後フィードバックが遅延写真識別の確信度に与える効果及び二重盲検法の基礎的研究

原 聰
(駿河台大学)

キーワード：確信度・識別後フィードバック・遅延識別・二重盲検法

識別後フィードバックが1週間の遅延写真識別における確信度に及ぼす効果検証と、ラインナップを用いた識別手続における二重盲検法の効果を実証することを試みた2つの研究について紹介し、中間報告とする。

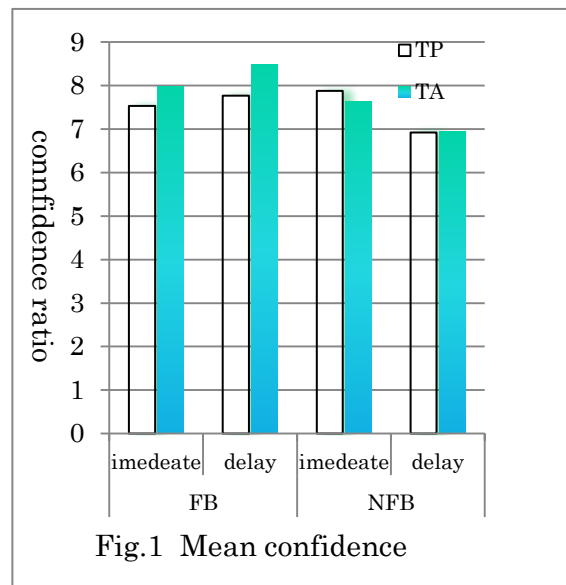
I 識別後フィードバックが遅延写真識別の確信度に与える効果

問題と目的：ターゲットの識別後に与えられる肯定的フィードバック(以下FB)は、識別確信度を増加させる効果を持つことが報告されている(Well & Bradfield,1998)。本実験目的は、FBの効果は、1週間後の遅延識別においても維持され、識別確信度を高めることを検討することである。さらに、我が国における犯人識別は、警察、検察、そして裁判と、時間をかけて反復実施されることが常態化しており、目撃者や被害者による識別に対するFBの効果に関して、識別直後以上に、遅延識別における効果を検討する必要があるとの問題意識を持って本実験を企画・実施した。

方法：フィードバック(あり・なし)とラインナップ(ターゲットあり・なし;以下TGあり・なし)の2要因被験者間計画。実験参加者は50名で、FBなし・TGあり群11名、他の3群は13名を配置した。実験参加者は、「背中を向けて倒れている女性の脇に、黒いバットを持ったTGが立っており、女性を見降ろし、正面を見たのち、画面左手に逃げ去る」8秒間の映像を見せた。次に、2分間の逆唱の後、映像に関する半構造化面接を用いた自由再生を実施した。さらに、7枚の顔写真を1枚ずつ呈示し(順次呈示手続)TGであるか否かを回答させ、その反応に対する確信度を10段階で報告させた。すべての写真に対する反応終

了後、「正解です。良く分かりましたね。」とFBを与えた。1週間後、同様の識別手続を実施した。

結果と考察：直後と1週間後における識別確信度を書く条件群別にFig.1に示した。FB条件で、TGあり、なしのいずれにおいても確信度は高くなっているが、FBなし(NFB)条件ではいずれも低下している($F(1,4)=11.053, p<.05$)。



さらに、キャリブレーションの値を算出すると、全条件で遅延識別において直後識別よりも確信度が過小評価されていることが明らかになった。しかし、過小評価量に着目すると、NFB条件で、FB条件よりも過小評価量が大きいことから、肯定的フィードバックが1週間後の遅延識別における確信度に与える効果として、確信度の過小評価量を低減させることで、確信度の低下を防ぐことにより、FB効果が得られるのではないかと考えた。

II 二重盲検法の基礎的研究

問題と目的：目撃証言が極めて脆く、誤起訴・誤判を生む重要な要因になっていることは、心理学的研究が示してきたところであり、このことは、イノセンス・プロジェクトの報告においても明らかになっている。さらに、目撃証言の危険性を低減させるためには、システム変数のひとつである犯人識別手続の改善が有効であることが提言されている(Wells, 1998)。犯人識別手続の改善において、注目されている一つに、二重盲検法の採用があげられる。二重盲検法とは、取調べ場面においては、犯人が誰であるかに関する情報を持たない取調べ官が犯人識別手続を実施する方法である。心理学研究においては、実験者効果として Rosenthal(1963)によって報告されている。実験者が持つ事前知識や期待が、実験参加者の反応に無自覚的な影響を与え、結果的に実験者の持つ情報や期待に沿った反応を引き起こす効果である。実験者効果が取調べ場面において、無自覚的な誘導を引き起こし、結果的に捜査側が期待する証言や識別結果がもたらされる危険性が指摘され、先に述べた二重盲検法が推奨されている。しかし、この二重盲検法を用いた識別手続の有効性に関する実証的研究は極めて少ない。また、ラインナップを用いた二重盲検法の効果に関しては、これまで推奨されてきた順次・同時呈示との関係で、安定的な結果が得られてきてはいない状態である(Phillips, 1999; Perlini, 2007)。そこで、本研究は、二重盲検法の効果に関して、これまでのラインナップ呈示法との関係を確認する基礎的な知見を得ることを目的として実施した。我が国の犯人識別手続は、依然として単独面通などが主流であるが、今後ラインナップなどのより公正性が高い手続に移行していくことが期待されるであろうから、犯人識別手続に関してより客観的、実証的な知見を得ておくことが必要だと考えた。

方法：盲検法(二重対単)、ターゲット(あり対なし)、呈示方法(順次対同時)の3要因被験者間計画。実験参加者は、各群20名で計160名。実験参加者は、駐車場において車上荒らしを行う模擬犯罪場面を撮影した18秒間の映像を見せた。2分間の逆唱課題の後、事前確信度を10段階で報告させた後、9枚の顔写真を用いた識別手続を実

施した。反応後に再度確信度を10段階で報告させた。第1回目の識別後、再度2度目の識別手続を実施した。実験の全過程はDVD録画した。

結果と考察：第1要因である二重盲検法と単盲検法においては、Hit、FA、CR、Missのいずれにおいても有意な差は見られなかった。順次呈示と同時呈示においては、同時呈示においてFA、Missの比率が高く($\chi^2(1)=5.079, p<.05$)、同時呈示法は、順次呈示法に比べて、誤識別を増加させた。盲検法の効果に関して、反復識別手続において興味深い結果が得られた。第1識別と第2識別において、選択写真の変更の有無を見たところ、二重盲検法に比べて、単盲検法においては有意に多い変更数を示していた($\chi^2(1)=6.788, p<.01$)。反応変化の方向性に関して、(例えばFAからHitなど)有意差は見られなかった。

反復識別は、同一手続きの反復という意味だけに収まらない効果を持っている可能性がある。犯人識別手続を実施しているのであるから、実験者が再度識別を実施するように依頼することは、「最初の反応は誤りであり、その反応の変更の必要がある」という課題要求が発生する可能性がある。子供の証言において、同一内容の反復質問において、子供が証言を変更する傾向は、こうした反復が持つ効果を表している(反復効果)。しかし、単純な反復効果が本実験結果に生じたとは言えない。反復効果によるのであれば、二重盲検法条件においても、反応変更が生起するはずであり、単盲検法条件にのみ生じたことは反復効果によって説明することができない。また、複数の実験者を用いていたが、これらの実験者間で反応変化数に偏りは見られない。

実証的に二重盲検法の効果を検出することは、かなり困難であり、単純な手続きでは検出できないだろうことは想定していた。そこで、我が国の識別手続きにおいて常態化されている反復識別を導入しようと考えた。実務で採用されている、こうした手続きを用いたことで、本実験において盲検法の効果の違いを数量的に生起させたのではあるが、この結果を説明できる根拠は未発見である。全実験のDVD録画の詳細な分析を現在実行中であり、それらの分析結果などを待って結論することとしたい。

ラインナップ識別後の目撃者に対する 肯定的フィードバック効果の検討

福島由衣¹ 伊藤令枝² 室井みや³ 巖島行雄⁴

(¹ 日本大学大学院文学研究科, ² 日本大学理工学部, ³ 兵庫医科大学,
⁴ 日本大学文理学部)

キーワード：識別後フィードバック効果, ラインナップ, 確信度

冤罪が起きる原因としてRattner(1988)はその誤判研究のなかで、誤った告発に最も寄与したエラーに目撃者の誤識別をあげている。これは、彼が調べた205件の事例のうちの約半数である100件を占めていた。また、DNA鑑定によって冤罪証明を行っている非営利活動機関イノセント・プロジェクト(<http://www.innocenceproject.org/>)によると、彼らの活動で無実が証明された元受刑者の75%は誤った目撃者識別によって有罪判決を受けていたという。

目撃者の記憶が誤る原因には様々な要因が関与していることが明らかにされてきているが(例えば、巖島、仲、原(2003)を参照のこと)、犯罪場面を写した動画を見た後に、ラインナップから犯人の識別を終えた参加者の選択に対してフィードバックを与える研究が行われている。確証を与えるフィードバック(「いいでしょう、犯人を選びましたね」)を受けた参加者(以下確証的フィードバック; **confirming feedback**)は、非確証的フィードバック(「本当は、__番が犯人なんですよ」)を返された参加者(以下非確証的フィードバック; **disconfirming feedback**)や、フィードバックを受けなかった参加者(以下統制条件; **no-feedback**)に比べ、自身の識別に対する高い確信度や、裁判での証言をより快諾しやすくなるという傾向があることが報告された(Wells & Bradfield,1998)。Wells and Bradfield (1998)が用いた記憶テストには、記憶に対する確信度だけではなく、犯人の顔がどれくらい良く見えたか、どれくらいの時間見えていたか、ビデオから犯人までの距離、判断の難易度なども含まれていた。実験では、ラインナップ識別で選択をした参加者全員が間違ふよう

な手続きが採用され、実際に参加者全員が写真識別を行ったのにも関わらず、これらほとんどの設問に対して非確証的フィードバック条件と統制条件よりも確証的フィードバック条件の記憶に対する評価が有意に高かった。このように、確証的なフィードバックが与えられることで、参加者が記憶の正確さへの確信度を高めたり、実際に目撃した映像よりも鮮明だと報告したり、詳細になる現象は識別後フィードバック効果(**post-identification feedback effect**; 以下フィードバック効果)と呼ばれている。

これまでの識別後フィードバック効果研究

フィードバック効果は様々な方法で検証されているので、代表的なものをいくつかここに紹介しておく。Semmler, Brewer and Wells (2004)では、確証を与えるフィードバックとして「この実験には87名の方に参加して頂いていますが、うち84名の方はあなたと同じ判断でしたよ」という、参加者の社会的同調を促すようなフィードバックを用いており、フィードバック効果は、参加者と同じ回答をした人数が多いと知らされた場合、少ないと知らされる条件よりも強く表れた。Skagerberg and Wright (2009)では、情報源となる人物の信頼性を操作する事でも同様に参加者の確信度に影響を及ぼす事ができると示した。

一方で、このフィードバック効果を抑制する方法も検討されている。例えば、Lampinen, Scott, Pratt, Leding and Arnal (2007)の研究では、識別後の質問紙に回答する前に、与えられたフィードバック信用出来ないという内容の警告をコンピューターの画面上に呈示した。その結果、この警告を受けた参加者は、警告文を呈示されなかった群

に比べてフィードバックの影響を受けなかった。また、フィードバックを与えた人物の真意を尋ねられたりした場合でも、フィードバック効果が中和されてしまうこともある(Neuschatz, Lawson, Fairless, Powers, Neuschatz, Goodsell & Toglia, 2007)。

以上のようなフィードバック効果はなぜ起こるのであろうか。Charman, Carlucci, Vallano, and Gregory(2010) は、Bradfield, Wells and Olson (2002)の手がかり仮説を発展させて、フィードバック効果を説明する選択的手がかりフレームワーク(the selective cue integration framework)を提案した。このフレームワークは大きく3段階に分けられ、どのように確信度が決定されていくかの道筋を示している。その第一段階は査定段階(the assessment stage)と呼ばれる。この段階で自らの識別に強い確信を持っている限りは、外的手がかりに頼る必要はないとしている。確信度とは評価を求められてから決定されるものではなく、あらかじめ参加者がある程度持っているものであるが、評価を求められる前であれば識別後に起きた出来事(例えばフィードバック)を評価に取り入れる事が可能である。しかし、すでに高い確信度を持っている参加者は後に来る情報に影響されにくく、外的手がかりを必要としないが、確信度が低い場合は外的手がかりに頼らざるを得なくなる。そこで第二段階、検索段階 (the search stage) に移行する。ここでは外的手がかりを精査するが、その基準として Charman ら (2010) は、人は自らの以前の行動を正当化する傾向にあるとする、フェスティンガーの認知的不協和理論を引き合いに出している。つまりこの段階では、自分の信念を支持する情報(識別があっていたと言われた)を受け入れ、信念を支持しない情報(識別は間違っていた)は吟味され、この信念と合わない外的手がかりは確信度評価に取り入れられない。そして最後の段階である評価段階 (the evaluation stage) では、得られた外的手がかりの信頼性を検証する。手がかりの信頼性が高いと評価されれば、その外的手がかりは確信度評価に統合されるが、手がかりの信頼性を否定するような情報がある場合、そ

の外的手がかりは確信度評価に統合されない。このフレームワークに基づけば、外的手がかりが確信度評価に統合されないケースなども理論的な説明が可能である。

本研究ではフィードバック効果を最初に検討した Wells and Bradfield (1998)の実験を異なる刺激を用いて追試し、得られた結果を Charman ら(2010) のフレームワークの諸段階に照らし合わせてどのような説明が可能か検証する(実験1)、その後、フレームワークの質的な検討を行うため、半構造化面接を用いたフィードバック効果の実験を行う(実験2)。

実験1

実験参加者

122名(確証的フィードバック条件40名、非確証的フィードバック条件41名、統制条件41名)が参加した。

実験計画

フィードバック(確証的フィードバック条件 / 非確証的フィードバック条件 / 統制条件)を要因とした1要因3条件の参加者間計画とした。

実験材料

1分程度のビデオ(置き引きの犯罪場面)と男性の写真5枚をラインナップとして用いた。ラインナップの写真の中に、ビデオに出てくるターゲットは存在しなかった。記憶課題には Wells and Bradfield(1998)で用いられたリッカート法による7段階尺度の記憶課題を翻訳し、これを用いた(11問)。

手続き

実験は1人ずつ実験室で行った。参加者は確証的フィードバック条件、非確証的フィードバック条件、統制条件のうちの一つに分けられた。参加者にはまず「これからビデオを見て頂き、その後でビデオに出てくる人についての質問に答えて頂きます」と教示し、ビデオの内容をあらかじめ知らせた。ビデオ呈示後、ラインナップを呈示し、ターゲットを選択してもらった。この際「いない」と回答する事も可能である事を参加者に伝えたが、出来るだけ識別するまで待った。識別後確証的フィードバック条件には「正解です、よくわかりましたね」、非確証的

フィードバック条件には「残念、本当は__番が正解なんです」というフィードバックを与え、統制条件には何もフィードバックを与えなかった。そして全参加者に記憶テストの回答を求め、デブリーフィングを行った。

結果

各質問の得点の平均値と標準偏差を Table1 に記載した。フィードバックの種類を要因とする、1 要因 3 水準の分散分析を行った結果、10 問中、「どれくらいよく犯人の特徴をビデオから掴む事が出来ましたか？」(以下「特徴」) ($F(2,119) = 4.19, p < .05$), 「ビデオを見ている間どれくらい犯人に注目していましたか？」(以下「注目度」) ($F(2,119) = 3.47, p < .05$), 「写真から犯人を識別するのは、どれくらい簡単、あるいは難しかったですか？」(以下「難易度」) ($F(2,119) = 4.86, p < .05$), 「あなたの犯人の記憶に基づいて、あなたが識別した人物について、どれくらい裁判で証言してもいいと思いますか？」(以下「裁判」) ($F(2,119) = 5.17, p < .01$), 「犯人を選ぶのに、どれくらい十分な情報を得られたと感じましたか？」(以下「情報」) ($F(2,119) = 3.85, p < .05$)の5つの質問においてフィードバックの主効果が得られた。LSD 法を用いた多重比較の結果、「特徴」では確証的フィードバック条件と非確証的フィードバック条件との間に ($MSe = 1.07, p < .05$), 「注目度」では確証的フィードバック条件と統制条件との間に ($MSe = 1.43, p < .05$), 「難易度」と「裁

判」では確証的フィードバック条件は非確証的フィードバック条件、統制条件の両者との間に有意差が得られた ($MSe = 1.31, p < .05$; $MSe = 1.52, p < .05$)。「情報量」では非確証的フィードバック条件と確証的フィードバック条件の間に有意差が認められた ($MSe = 1.36, p < .05$)。

全体的にこの結果は Wells and Bradfield (1998) の結果を支持し、Charman ら (2010) のフレームワークを裏付けるものと考えられる。つまり、識別を行った後、評価を求められる前であれば、実験者が参加者に与える外的手がかり(フィードバック)は確信度評価に統合されるということである。しかし、参加者の信念に合わない手がかり(非確証的フィードバック)は確信度評価を低下させたのである。

考察

確証的なフィードバックを受けた参加者は、5つの記憶テスト項目で有意に自らの記憶の質を高く見積もったことが示された。これは Wells and Bradfield (1998) を支持する結果であり、Charman ら (2010) のフレームワークに則って説明することが可能である。以下このフレームワークに従って説明すれば次のようになる。正棄却率の低さ(125名中3名)から、本研究の参加者達はフレームワークの査定段階では内的手がかりが弱かったために、検索段階で利用可能な外的手がかり(フィードバック)に頼って回答を行ったと考えられる。さらに、参加者のほとんどが大学の学部生であり、実験

Table 1
各条件ごとの質問項目別平均得点

| 質問項目 | 確証的フィードバック条件 | 非確証的フィードバック条件 | 統制条件 |
|-------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 見え方 | 4.22 (1.27) | 3.51 (1.45) | 3.82 (1.32) |
| 特徴 | 3.65 (1.19) ^a | 3.00 (0.88) ^b | 3.19 (0.96) |
| 距離(m) | 11.47 (4.78) | 10.09 (4.01) | 10.53 (3.51) |
| 注目度 | 5.57 (1.32) ^a | 5.14 (1.11) | 4.87 (1.10) ^b |
| 確信度 | 3.22 (1.68) | 2.56 (1.28) | 2.58 (1.48) |
| 難易度 | 2.60 (1.35) ^a | 1.95 (1.08) | 1.87 (0.91) ^b |
| 識別時間 | 3.25 (1.63) | 3.31 (1.47) | 3.19 (1.45) |
| 裁判 | 2.72 (1.51) ^a | 1.85 (0.92) | 2.17 (1.14) ^b |
| 他人の証言 | 3.47 (1.43) | 2.97 (1.17) | 3.21 (1.38) |
| 情報量 | 2.60 (1.13) ^a | 2.07 (1.02) ^b | 2.75 (1.28) ^a |
| 全体 | 3.48 (1.67) | 2.93 (1.52) | 3.08 (1.51) |

※標準偏差値は括弧内に記した。全体の平均得点は「距離」を除く。異符号間に有意差あり ($p < .05$)

者が大学院生であったことから、評価段階で吟味される情報源の信頼性も保たれていたといえよう。また、設問に対する平均点がやや低いのは特徴的である。例えば確証的フィードバック条件の「確信度」の平均値は7段階評価で3.22という評価であった。全体的な平均値が低いことや前述の正棄却率の低さから、本実験の参加者は Charman ら (2010) のフレームワークの査定段階において潜在的に持っていると思われる確信度が低かったため、検索段階で外的手がかりを受け入れやすくなっている状態であったと考えられる。しかし、確証的フィードバック条件全体の平均値が 3.48 であることを考慮すると、検索段階で吟味される外的手がかりであるフィードバックも確信度を底上げするにはそれほど強いものではなかったと推測される。

実験2

実験2では、Charman ら(2010)のフレームワークの質的な検討を行うため、フィードバックだけでなく設問と回答も口頭で行う。そこで、次の3点を本実験の探索的な検討課題として挙げる。(a)設問と回答を対人方式によって行った場合、フィードバックの効果はより強くなるのか、あるいは弱くなるのか、(b)フィードバックを与えられた条件と与えられなかった条件で報告内容に質的な差は見られるのか、差があるとしたらどこに差異があるのか。(c)実験2の結果は Charman ら(2010)のフレームワークで説明が可能か。

実験参加者

34名(フィードバックあり条件18名、フィードバックなし条件16名)が参加した。

実験計画

フィードバックの有無を要因とする1要因2水準の参加者間計画であった。

実験材料

実験1で用いたのと同じ置き引きのビデオを参加者に視聴させた。質問は実験1で用いた Wells and Bradfield (1998) の記憶テストを基準に作成し、口頭で質問を行い、回答は録音した。ただし、実験2ではフィードバックが参加

者に影響を与えていたかを確認する質問を行った。

手続き

まず参加者が実験室の席に着いた後、実験者は動画視聴後の質問と回答を録音することについての承諾を求めた。承諾を得られた参加者には、個人情報や録音内容の扱いに関する説明をした後、承諾書へサインを求めた。その後の手続き、教示は実験1とほぼ同じであったが、回答はそれぞれの質問に対して「なにが、どの程度」など、出来るだけ具体的な回答をするように求めた。その他に異なる点はフィードバックあり条件に与えたフィードバックの内容(「ああ、やっぱり当てられますね。正解です。中には間違える人もいますよ」と、質問と回答を口頭で行いそれを録音したこと、そしてフィードバックあり条件への質問に1項目(「今回、私は選んで頂いた写真について、「あっています」と言ったのですが、このことは今答えて頂いた質問の回答に影響しましたか)を追加した3点であった。

結果

録音で得られたデータはすべて、実験者の主観が入らないよう、実験目的を知らない第三者に依頼して質問ごとに要点を書き起こすよう求めた。 χ^2 検定を記憶テスト9問に対して行い、その結果、「注目度」と「顔」において両条件間の差が有意であった($\chi^2(3) = 12.86, p < .05$; $\chi^2(3) = 8.66, p < .05$)。 χ^2 検定を行った9問全体では $\chi^2(3) = 1.85, p = .66$ であった。フィードバックが回答に影響したかどうかの質問に対して、「影響した」と回答したのはフィードバックあり条件18名中12名であった。「距離」「特徴」の2問に対しては具体的な数値を求めたのでその平均値に対して t 検定をおこなったがどちらにも有意差は見られなかった($t(22.96) = 0.07$; $t(32) = -0.83$)。前述した検討課題(a)~(c)は、考察にて検討する。

考察

検討課題として前述した(a)~(c)について以下に記述する。

(a)設問と回答を対人方式によって行った場合、フィードバックの効果はより強くなるのか、あるいは弱くなるのか：フィードバックあり条件となし条件間の統計的な有意差は個別の2問（「注目度」と「顔」）を除いて得られなかった。このことから、フィードバックの効果は質問紙を用いて回答を求めた時よりも弱まったといえよう。また、Semmlerら(2004)と同じように、他の大多数の参加者と同じ回答であったと暗示する、情報源の信頼性を高めたフィードバックも効果を高めることはなかった。質問方法による差が出た理由として、回答をする相手が質問紙ではなく実験者であったことがまず考えられる。質問紙ではその場で回答を見られることはなく、時間的圧力もなく自分のペースで回答を進めたり考え直したりすることが容易に出来る。だが、口頭で自らの記憶に対する評価を報告しなければならない場合には、参加者は常に自らの回答を「待っている」実験者と対面しているだけでなく、その判断について訊き返される可能性がある。そのために、報告の正確性について聞き返されないように、実際よりも低い当たり障りのない回答を好んだこともフィードバックの効果を弱めた一因であると推測される。

(b)フィードバックを与えられた条件と与えられなかった条件で報告内容に質的な差は見られるのか、差があるとしたらどこに差異があるのか：両条件の統計的有意差は得られなかったが、条件によって参加者の答え方の姿勢に違いがみられた。たとえば、フィードバックなし条件は「正面からはぜんぜん見えなかった。後ろとか斜めからしか見えなかった」などというように、一貫して否定的なのに対し、フィードバックあり条件では「顔はぜんぜん見えなかった。後ろ姿は見えた。映像としてはそれなりに鮮明に見えた」と否定的ではあるが、映像としては「鮮明に」や「よく（見えた）」という言葉を使って肯定的な側面をみせた参加者が4名いた。この報告については両条件とも要点は確かに「顔はぜんぜん見えなかった」なのだが、両条件の回答にはこのような姿勢の違いが見られた。本実験ではこのような参加者の報告に

対して深く追求することはしていないが、聞き手の推測や促しによっては報告が変化していく可能性もあるといえよう。

(c) 実験2の結果はCharmanら(2010)のフレームワークで説明が可能か：(a)で述べた参加者が実験者から感じる対人圧力の影響はCharmanら(2010)のフレームワークでは説明がつかない。フレームワークの査定段階では外的手がかりの信頼性が吟味され、それを確信度に取り入れるか否かが検討される。このフレームワークで重要とされているのはあくまで手がかりの情報源とその内容であるが、手がかりを与えられる環境の圧力までは考慮されていない。一方で、強い内的手がかりを持たない参加者は、検索段階で外的手がかりに頼らざるを得なくなるとされているが、この点については実験参加者の報告によって彼らのフレームワークの裏付けがされた。実験参加者Aはフィードバックが回答に影響しているかを尋ねた質問に対して「はい」と答え、回答するにあたっての考え方として、「不安ながら選んで、あつてって言われた安心感からものを見て」と報告した。つまり、内的手がかりがない状況で外的手がかり（フィードバック）が質問に回答する手助けをしたのだと解釈できる。このことは彼らのフレームワークを支持する報告であると言えよう。だが、質問紙法と面接法でフィードバックの効果の現れ方が異なるということもやはり彼らのフレームワークでは説明がつかないことである。今後はフィードバックを与える人物による圧力は確信度判断のどの過程に与えるのかを明らかにする必要がある。

総合考察

本研究における実験は、Wells and Bradfield (1998)の結果ならびにCharmanら(2010)のフレームワークを概ね支持する結果であった。実験1では確証的なフィードバックを受けた参加者は他の条件に比べて記憶の質を高く見積もった結果となった。この結果はフレームワークが予測する、内的手がかりの弱い参加者は外的手がかりであるフィードバックに依存する、ということをサポートするものである。実験

2における参加者の報告（「不安ながら選んで、あつて言われた安心感から、ものを見てる」）はこの実験1の結果を裏付けることとなった。しかし、実験2の面接を用いて回答を求める手法では実験1に比べて効果が弱まった。質問の回答を、面接者という回答を待つ相手がいると、質問紙に回答するのは違い自分のペースで回答出来ない、そして聞き返されたりする可能性がある。このような環境要因により、参加者は実際に持っていた確信度より控えめな回答をしたと推測する。

これまでのフィードバック効果研究で得られてきたほとんどの結果を、このフレームワークを用いて説明することが出来ると考えられるが、このフレームワークにはまだ検討されるべき点がある。例えば、先述した環境の要因はフレームワークでは考慮されておらず、この要因がフレームワークのどの段階に影響しているかは今後の検討が必要である。また、検索段階で得た外的手がかりが信念と合致するものであれば、その手がかりは確信度評価に統合され、信念と合致しない場合には評価に統合されないと Charman ら(2010)はしているが、この手がかりが統合されない場合は確信度評価が元々あったものと変わらないのか、それとも元々あった評価を低下させるのかを明らかにしていない。本研究の結果を見る限り、非確証的フィードバック条件と統制条件の間に有意差が見られた項目は殆どないため、手がかりが統合されない場合に確信度評価は元々参加者が持っていたものとほぼ変わらないといえよう。つまり、自らの識別を否定されたからといって評価を更に下げる訳ではなく、その否定を違和感なく受け入れたものと考えられる。

参考文献

Bladfield, A. L., Wells, G. L., & Olson, E. A. (2002). The damaging effect of confirming feedback on the relation between eyewitness certainty and identification accuracy. *Journal of Applied Psychology, 87*, 112-120.

Charman, S. D., Carlucci, M., Vallano, J., & Gregory, A. H.(2010). The selective cue

integration framework : A theory of postidentification witness confidence assessment. *Journal of Experimental Psychology : Applied, 16*, 204-218.

巖島行雄, 丸山昌一, 藤田政博. (2005) 目撃証言への社会的影響; 推定変数とシステム変数からのアプローチ. *心理学評論, 48*, 258-273.

Lampinen, J. M., Scott, J., Pratt, D., Leding, J. K., & Arnal, J. D. (2007). 'Good, you identified the suspect...but please ignore this feedback': Can warnings eliminate the effects of post-identification feedback? *Applied Cognitive Psychology, 21*, 1037-1056.

Neuschatz, J. S., Lawson, D. S., Fairless, A. H., Powers, R. A., Neuschatz, J. S., Goodsell, C. A., et. al. (2007). The mitigating effects of suspicion on post-identification feedback effect and on retrospective eyewitness memory. *Law and Human Behavior, 31(3)*, 231-248.

Rattner, A. (1988). Convicted but innocent : Wrongful conviction and the criminal justice system. *Law and Human Behavior, 12*, 283-293.

Semmler, C., Brewer, N., & Wells, G. L. (2004). Effects of postidentification feedback on eyewitness identification and nonidentification. *Journal of Applied Psychology, 89*, 334-346.

Skagerberg, E. M. & Wright, D. B. (2009) Susceptibility to postidentification feedback is affected by source credibility. *Applied Cognitive Psychology, 23*, 506-523.

Wells, G. L. & Bradfield, A. L. (1998). "Good, you identified the suspect?" Feedback to eyewitnesses distorts their reports of the witnessing experience. *Journal of Applied Psychology, 83*, 360-376.

非言語音による発話者の同一性識別

北神慎司・遠藤菜文・池田賢司・高橋知世
(名古屋大学大学院環境学研究科)

キーワード：耳撃証言，同一性識別，非言語音

犯罪場面に遭遇した場合、必ずしも犯人の顔を目撃するとは限らない。マスクを被ったり変装をしたりする犯人や、暗闇にいる犯人、電話を使った犯人については、顔を目撃することはできない (Yarmey, 2006)。また、被害者や証人が視覚障害を持っている場合も同様である。そのような場合では、犯人の顔ではなく、声が重要な証拠となってくる。このような音声の記憶は、目撃記憶に対して、耳撃記憶と呼ばれる。そして、事件や事故といった、何らかの出来事を目撃ではなく耳撃した後に、その記憶を思い出して証言することを、耳撃証言と呼ぶ。例えば、*United States v. Duran* (1993)では、強盗に襲われた銀行の出納係が犯人の声について証言し、その証言が公判での主たる証拠となり、有罪判決が下されている。

さて、実際の犯罪場面においては、被害者が唸り声や咳、溜息などの非言語音しか耳撃していないケースが考えられる。しかしながら、そういった非言語音の同一性識別については、これまで全く検討されてこなかった。そこで、本研究では、耳撃記憶における非言語音の同一性識別が可能であるか否かを検討するために、学習と再認の発話内容の異同を操作して、2つの実験を行った。

実験 1

方法

実験参加者：大学生，大学院生，社会人 44 名
実験計画：学習（言語音・非言語音）×再認（言語音・非言語音）の 2 要因参加者間計画
刺激：音声刺激は、予備調査で選定した発話者 25 名と、言語音 10 種類・非言語音 10 種類の発話内容 20 種類、計 500 個を使用した。学習と再認で発話内容を異なるものにし、再認テストでは、ターゲット 1 人とフォイル 4 人を設定した。

手続き：学習フェーズでは、言語音もしくは非言語音の音声は 2 回繰り返して提示された。その後、干渉フェーズとして 30 秒間計算問題を実施した。最後に、再認フェーズでは、ラインナップを 2 回聞いた後、5 つの音声の中から 1 つを 5 段階の確信度とともに回答するように求めた。

結果と考察

各実験条件の平均再認率を図 1 に示す。再認率について、学習（言語／非言語）×再認（言語／非言語）の 2 要因分散分析を行った結果、学習と再認ともに主効果が有意であった（学習： $F(1, 40) = 4.34, p < .05, \text{partial } \eta^2 = .10$ ；再認： $F(1, 40) = 12.07, p < .01, \text{partial } \eta^2 = .23$ ）。これに対して、学習と再認の交互作用が有意ではなかった（ $F(1, 40) = .02, p = .89, \text{partial } \eta^2 = .00$ ）。また、チャンスレベル（20%）との t 検定を行った結果、言語一言語条件、言語一非言語条件、非言語一言語条件でチャンスレベルよりも有意に高い再認率であった（言語一言語条件： $t(10) = 3.92, p < .01$ ；言語一非言語条件： $t(10) = 2.60, p < .05$ ；非言語一言

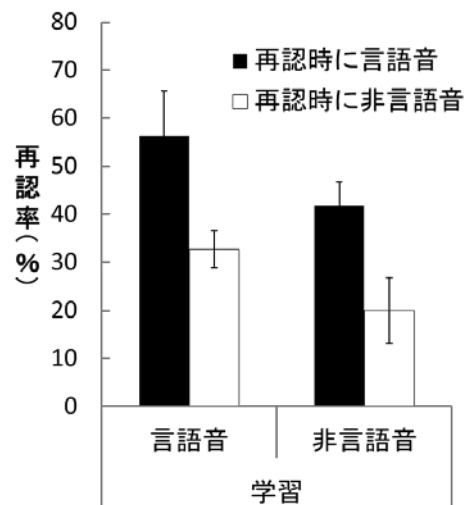


図 1 実験 1 の結果

語条件： $t(10)=3.18, p<.05$ ）。これに対して、非言語—非言語条件では、チャンスレベルと有意な差はなかった ($t(10)=.00, p=1.00$)。

つまり、学習、再認のいずれの条件でも、音声と言語音である場合の方が、再認成績が高かった。この結果は、同一性識別は、学習時、再認時共に、言語音で呈示されていた場合に、より正確になることを示すものである。したがって、同一性識別は、学習時、再認時ともに、言語音で呈示されていた場合に、より正確になることが示唆された。さらに、非言語—非言語条件以外の条件で、チャンスレベルよりも、再認成績は有意に高かったことから、学習、再認のいずれかで、非言語音が呈示されていても、いずれかで言語音が呈示されていれば、ある程度の精度を持って弁別可能であるといえる。

実験 2

方法

実験参加者：大学生，大学院生，社会人 20 名

実験計画：実験 1 と同様

刺激・手続き：実験 1 と同様。ただし、学習と再認で発話内容を同じものとした。

結果と考察

各実験条件の平均再認率を図 2 に示す。各実験条件の再認率の差を見るために、 t 検定を行ったところ、有意な差は見られなかった ($t(18)=-.73, p=.78, d=-.15$)。また、チャンスレベル (20%) との t 検定を行った結果、言語条件、非言語条件ともに、チャンスレベルより有意に高い確率であ

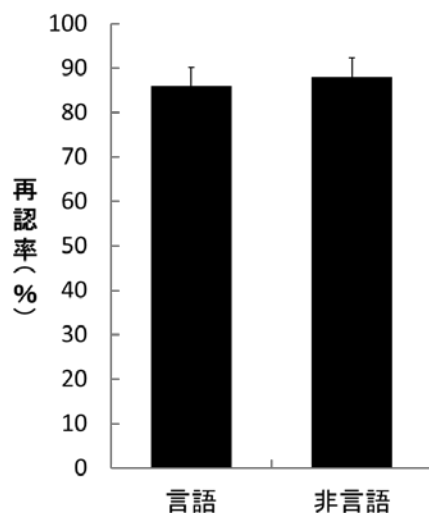


図 2 実験 2 の結果

った (言語条件： $t(9)=15.46, p<.01$ ；非言語条件： $t(9)=15.38, p<.01$)。

つまり、学習時と再認時で、同じ発話内容が呈示される場合は、言語音、非言語音に関わらず、高い精度を持って弁別可能であるといえる。このような結果が得られた背景には、学習と再認で同一の音声を使用したことで、音声の弁別の手がかりが豊富であったためだと考えられる。

総合考察

本研究では、実際の犯罪場面において、犯人の唸り声や笑い声、溜息などの非言語音を耳撃した場合、警察の捜査や裁判において、ラインナップに言語音を使用するか、あるいは、耳撃した音声と同一の発話内容をラインナップとして使用することで、裁判において重要な耳撃証言として採用できる可能性が示唆されたといえる。つまり、非言語音が耳撃証言の対象となることで、警察による捜査手段の幅が広がり、さらに、裁判の円滑な進行につながるであろう。

しかしながら、声のラインナップ手続きにおけるガイドラインには、ラインナップ作成時に、犯人による特定の単語や語句の意図的な歪曲を防ぐため、犯行中に犯人が発話した単語や語句を含めるべきではないと示されている (Yarmey, 2006)。これに対して、耳撃した音声为非言語音の場合、犯人が発話した音声をラインナップ音声に含めることによって、証言者が確信をもって同一性を識別できる可能性があることから、今後、非言語音を耳撃した場合には、耳撃した発話内容と同一の発話内容を、ラインナップ音声として使用可能なように、ガイドラインを改定する必要がある。そのためには、非言語音においても発話者による意図的な歪曲が可能であるのか、また、その歪曲された音声は、同一性識別の正確性に影響を与えるのか否かを、今後の研究で検討することが重要になってくる。

引用文献

United States v. Duran, 4 F.3d 800 (9th Cir. 1993).
Yarmey, A. D. (2006). The Psychology of Speaker Identification and Earwitness Memory. In Lindsay, R. C. L., Ross, D. F., Read, J. D., & Toglia, M. P. (Eds.), *The Handbook of eyewitness psychology. Volume II: Memory for people*. Lawrence Erlbaum Associates, Publishers. New Jersey, pp. 101-136.

供述の三次元地層モデリング

佐藤達哉¹ 稲葉光行¹ 岡田悦典²
(1 立命館大学 2 南山大学)

キーワード：KTH CUBE システム、供述調書、裁判員制度

本班では、情報学・心理学・法学が協働することにより、(刑事) 裁判過程を三次元地層モデリングを用いて可視化するシステムの構築を目指している。

裁判員裁判においては限られた時間で市民裁判員が判断をする必要があり、必要な時に必要な情報を取り出せるシステム、裁判員の認知的負荷を低減するシステムの開発が求められている。

本班が開発するシステムは KTH キューブである。このシステムは三次元情報提示法(Kachina)、ナラティブ分析(TEM)、虚偽自白分析(浜田式分析)の3つの要素からなるものであり、裁判員裁判など現場への実装を目指している。また、裁判以外の事象についても、KTH キューブシステムの活用により、複雑な情報を可視化することの有効性を検討している。

2011 年度～2012 年度の研究活動は主として次の7点が挙げられる。様々な種類の情報の保全と整理を行うことで、人間科学の研究と実践を充実させることを目的とし、データをわかりやすく表示、かつ蓄積するための三次元キューブの開発を軸に、それを用いた実例についての検討を行った。

(1) 3次元キューブによる可視化システムの開発と情報理論の構築

まず、高度情報化社会、あるいはデジタル環境における図的表現の役割について考察した。Web 環境におけるe-リサーチに必要な要件の整理をおこない、「データベース化」段階、「ネットワーク化」段階、「視覚化」段階という3ステップからなるフレームワークを提示した。特に「視覚化」段階の重要性について掘り下げて言及し、「認知的負荷の低減」「知見導出の具体的支援」「資料空間の把握」の3つの観点から考察を加えた。また、ユ

ーザーインターフェースに Flash や Java アプレット、Ajax などを用いて、単純な HTML で記述されたページよりも操作性や表現力に優れた Web アプリケーションである RIA (rich internet application) の重要性と「ページの表現」からの脱却の必要性などを指摘した。

われわれが開発する KACHINA CUBE (KC) は、1次元を時間軸、残りの2次元をマップ(空間的もしくは概念的)とするものであり、このフレームワークの中に多様な情報をプロットすることができる。ユーザーは、プロットされたフラグメントをクリックすることで、個別のデータの詳細を確認できる(斎藤, 2012a)。

なお、KC ver.2 では、Data-Diving 機能が追加された(Fig.1)。時間軸とマップから構成される3次元空間(親キューブ)内にある任意の子キューブ(フラグメント)をクリックすると、親キューブの中に“ダイブ”するかのようにビューがズームインしていく。また、一歩ひいたビューで親キューブを鳥瞰し、子キューブ(データ)の分布を分析する行為と、親キューブ内にダイブし、子キューブに格納されている詳細情報を閲覧する行為を柔軟に切り替えることができる。一般に、資料やデータの分析を行う際に「木(要素)を見て森(全体)を見ず」「森を見て木を見ず」といった視点の偏りが生じがちであるが、この機能は「森と木を自由かつ柔軟に行き来できる」画期性があると考えられる。

本システムを用いることで、特定のデータベース全体を視覚的に俯瞰することが可能であると同時に、断片的なデータの詳細を分析することが可能となる。大量の資料と対峙する際、この脱「ページ」表現としての立方体型情報ビューアを用いることによって、認知的負荷が低減されることが

示され、3次元RIAの可能性やビジュアルマイニングの有用性が示唆された。

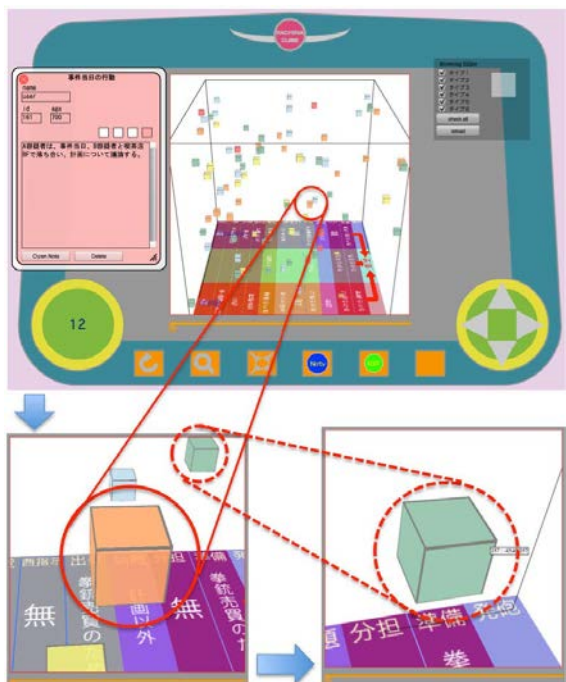


Fig.1 KACHINA CUBE と Data-Diving 機能

(2) 情報的正義概念の構築

当人にとって不利益かもしれない情報（病歴・障害歴・被告人の有罪を証明するとされる証拠など）の扱いは、それが短期的・局所的に不利益であっても、より大きな文脈で考えれば利益となる場合もある。こうした問題について情報的正義の見地から議論を行った。

ここで情報的正義とは「多種多様な情報に向き合い、それらを咀嚼した上で社会的判断を下すこと、またそのような判断が可能であることが担保されている状態」と定義できる。

その際に、情報的正義の実現に必要な要素

- 1) 大量の情報を処理する際に生じる認知的負荷を低減する
- 2) 固定的な見方に囚われず、柔軟に多様な観点から情報を概観するマルチプルパースペクティブの実現

KC は、このコンセプトを具象化可能なツールであり、社会、とりわけ司法における証拠情報の保存・開示・理解・利用について「情報的正義」という観点から検討するための新しい手法である。

(3) 刑事裁判における供述調書の理解を促進するツールの検討

裁判員制度によって、市民が刑事裁判に参加することになった。法律の「素人」である市民が「わかりやすい」裁判を実現するためには、供述調書が信用できるか否かを判断するための工夫が必要である。その鍵となるのが視覚的な工夫である。刑事事件での被告人や証人の証言、供述調書の評価に関する供述心理学の技法のひとつとして供述分析がある。日本においては、心理学者の浜田寿美男が供述調書そのものを題材とした研究を行っている。虚偽自白を含む供述調書は、詳細に分析することによって内容に不合理な点を見つけることができるという（浜田式供述分析）。

供述のプロセスを視覚化するために、複数の対立する主張を複線経路・等至性モデル（TEM）を用いて整理した。これは、人間の行動、特に何らかの選択とその後の安定や変化を複線性の文脈で描くための枠組みである。検察側と弁護側が対立している裁判でも、最終的にはひとつの結果に至る（等至点）ことから、TEM を用いることで2つの対立する経路について検討することが可能になる。

事件の時間の流れ、事件における対立軸、供述の時間的順序の3つの次元をそのまま生かすには、3次元表現が必要となる。そのために前述のKACHINA CUBE を用いた。KC、TEM、浜田（Hamada）式供述分析という3つの手法を用いたことから、KTH CUBE システムと名づけた。なお、KC でいうフラグメントに該当するのが、被告人の供述調書における出来事一つひとつの項目である。

被告人が供述した事件の事象についての概念マップを作成し（Fig. 2）、供述調書が録取された時間軸を用いて3次元で表現することで、フラグメントに関するマップ、時間の観点からみた分布が視覚化される。このように作成された KTH システムを用いて供述調書を参照することで、被告人の中には検察官が主張する項目を一切通らない径路を供述していること、検察官が主張する項目よりも弁護人の主張する項目を通る径路を供述していることが多いということが視覚的に示されやすくなった（Fig. 3）。

| 開始 | 掴む | 接触 | 転倒 | 対峙 | 暴行 | 強奪 | 致傷 | 強奪 | 逃走 |
|----|----|-----|----|----|-------|----|-----|----|-----|
| 走る | 両手 | 抜ける | 転倒 | 無 | 無 | 無 | 倒れる | 有 | 逃げる |
| | 右手 | | | | 両手・両肩 | | | | |
| | 左手 | 抜かず | 保持 | 有 | 右手・左肩 | 有 | | 無 | |

Fig.2 KTH の元となる地図

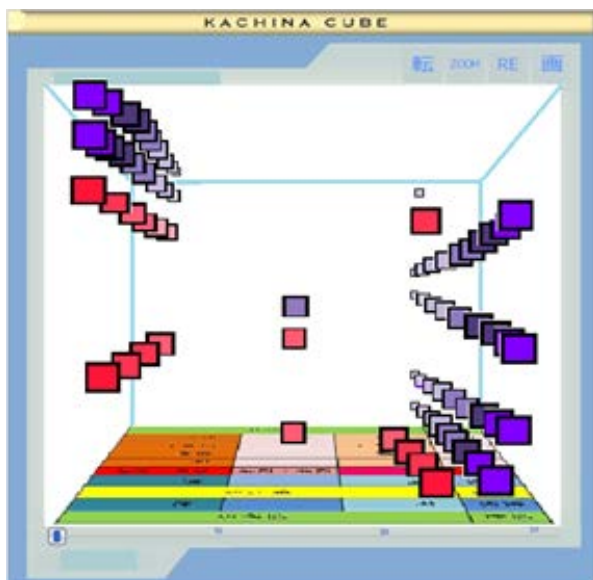


Fig.3 供述調書における経路の分布

したがって、KTH システムの運用によって裁判員が虚偽自白検出を行ないやすくなる可能性が示唆された。

また、参照する媒体（紙条件、ビデオ条件、KTH 条件）によって、理解度テスト、わかりやすさ評定、事件経緯の判断でいかなる違いが出るのかという検証実験を行った（山田・サトウ，2012）。3 条件の比較から、KTH 条件と他の 2 つの条件の間には有意差はみられなかった。事件の判断においても KTH 条件は確信度が低く、誤答しやすい傾向が明らかになった。KTH システムが誤答を誘引し、わかりやすく提示できない理由としては、実験時間の長さや KTH システムの機能性、

操作性も要因となっている可能性が示唆された。

本研究の意義は、KTH システムの弱点について把握することができたことである。KTH システムが本来は供述分析の結果を示すためのものであったことから、作成側が「わかりやすい」とたとえ判断したとしても、提示される側にとっては非常に「わかりにくい」状態になりやすかった。作成者による説明がない限り、作成した側と提示された側との間には「わかりやすさ」について認識の違いが生じてしまう可能性が示唆された。以上のことは、将来的に KTH システムを実際に裁判で用いる場合には必要不可欠な検証であると言える。今後は、わかりやすさに関する探索的な研究、KTH システム使用の説得場面の研究などが必要である。

(4) 政策決定過程の可視化と分析

政策決定に国民が関与する方向になることをにらみつつ、ゲーミング・シミュレーション (GS) と KTH を組み込んだ支援システムを構築した（破田野・斎藤・山田・滑田・木戸・若林・山崎・上村・稲葉・サトウ，2011）。

本研究で対象とした GS は、実際に行なわれた議論を題材とした（本研究は福島第一原発事故の前に行われた）。「高速増殖炉もんじゅ建造」の歴史的経緯を参考に、1. 建造決定～完成、2. 運営～安定、3. 事故発生、4. 運営再開という 4 つのイベントを発生させ、これに対する態度および意見の表明を求めた。その議論に携わるいずれかのステークホルダーの立場から、参加者に仮想的な議論を行なわせた。これには、実際に起こった事象を他者の立場からダイナミックに経験させることで、多角的な視座と体験を通じた理解を獲得させるという狙いがあった。ただし本研究では、KTH キューブとの連携を視野に入れているため、発言をすべてコンピュータ・ネットワーク上でを行い、全員の発言を随時自由に閲覧できるようにしたうえ、実験者の指示に従って議論に対する態度を表明できるツールを独自に開発した。

このシステムの効果を検証した結果、GS は参加者の視点の多角化と体験を通じた理解の獲得に寄与し、KTH による可視化は GS の結果を直感的に提示することに成功していると判断できた。

GSの特徴は、文章が伝えられない、議論のダイナミズムを体感できるところにあるが、第三者はおろかGSに参加した当事者でさえ、そのダイナミズムを顧みることが困難である。しかし、KTH キューブはそれを可能にする。今回提案したシステムを使えば、政策決定にまつわる多様な意見の変化や錯綜を表現できる道も開かれると思われる。

(5) 災害情報の蓄積と活用

多量の情報から重要なものを取り出す技術を開発し、アーカイブの情報が持続的に活用される方法について検討した (Nameda, Wakabayashi, Nakatsuma, Hatano, Saito, Inaba & Sato, 2012)。内閣府が公表している阪神淡路大震災の震災教訓資料集の情報を、底面に被災地の地図、縦軸に時間軸が設定されている KACHINA CUBE に入力し、それぞれの情報がいつ、どの地点に関わる情報かを一覧できるようにした

(Fig.4)。その結果、大量の資料情報が地理的、時間的に整理されて全体像の理解が進み、情報の分布をきっかけにして細部を検討することが可能となった。

次に、東日本大震災の情報の活用について検討した。再び来るかもしれない大地震に備えるためには、これまで集積された大量の情報のなかから、教訓となる意味のある情報を抽出することが重要である。人々の経験あるいは語りのなかからそのような情報を抽出するために、どのような情報の視覚化が有用であるかの検討を行った。茨城県鹿嶋市によって実施された質問紙調査の結果を基に、表、テキストマイニング分析、KC システムを用



Fig.4 災害情報の表示

いた視覚化のそれぞれの特徴を検討した。その結果、すべての視覚化において情報の論理的理解が進められることが示唆された。

一方で、情報における重要語の抽出にはテキストマイニング、情報の空間的および時間的な関連の把握には KC システムが有用であることが示唆された。表とテキストマイニングによって情報の概要と重要概念の理解を深めた後、KC によって各情報の空間的、時間的な関係をみることで、意味のある情報を抽出する方法が有用であると考えられた。

(6) 対人援助の現場における個人情報の取り扱い

多様な文脈から検討を行った。特に、障害児・者の就労に関する継続的支援のあり方について、全国規模の調査を行うチームに参加した。そこでは、この問題の現状と、個々の団体・機関が情報蓄積と移行についてどのように考えているのかが検討された。このほか、人類学・科学史・社会学などの文脈における個人情報の取り扱いに関する倫理について検討を行った。これに関連して、戦前日本の傷痍軍人団体に関する資料を収集している。また戦後日本の患者・障害者団体の発行物を収集保存する方法論を構築している。

さらに、学内に保存・貯蓄システムを構築する方途を探っている。具体的には、情報バンクの使い方や、研究倫理にかかわってデータ保存をどのように体系的に行うのかについての理論的実践的検討を行っている。資料保存の前提となる患者・障害者のあり方について、心理学の方法論によって記述するための方法論開拓、特に質的研究法の開拓も行った。

(7) 経営情報管理モデルの提案

経営情報を管理するツールとして KACHINA CUBE ver.2 を用いるため、以下のような運用シミュレーションを行っている (斎藤, 2012b)。

(a) 組織情報の共有と人事労務管理 組織の人員構成や部・課単位のタスク管理といった企業における組織マネジメントを行う。

(b) 顧客の声の共有 特定の製品や商品についての顧客の意見、あるいは特定企業が提供する何ら

かのサービスに対するクレーム等を KC ver.2 を用いて視覚化・アーカイブ化するという試みである。

(c) 戦略分析と意志決定支援 マーケティングにおいて、しばしば活用される SWOT 分析 (表) やポジショニングマップに時間軸を加えることで、自社のマーケティング戦略を時系列にしたがって視覚化するという試みも行っている。

以上のように多種多様な情報を一覧し、格納し、活用するための技術的、理論的研究を行った。引き続きこれらの研究を進めつつ、多様な用途について検討していく予定である。

引用文献

破田野智己・斎藤進也・山田早紀・滑田明暢・木戸彩恵・若林宏輔・山崎優子・上村晃弘・稲葉光行・サトウタツヤ (2011). 決定過程の可視化と分析に向けて—議論過程のシミュレーションとそのKTHキューブによる表現— 立命館人間科学研究, 24, 63-72.

Nameda, A., Wakabayashi, K., Nakatsuma, T., Hatano, T., Saito, S., Inaba, M. and Sato, T. (2012). “Towards social application and sustainability of digital archives: The case study of 3D visualization of large-scale documents of the Great Hanshin-Awaji earthquake”, In J. Hsiang (Ed.), “Essential digital humanities: Defining patterns and paths”, National Taiwan University Press, 213-230.

斎藤進也 (2012a). Web 技術と視覚表現: e-リサーチの視点から. 稲葉光行 (編) デジタル・ヒューマニティーズ研究と Web 技術 (pp. 25-44). 京都: ナカニシヤ出版.

斎藤進也 (2012b). 立方体型情報ビューアーによる知識管理モデルの提案. 経営情報学会 2012 年秋季全国研究発表大会 大会プログラム. http://www.jasmin.jp/activity/zenkoku_taikai/2012_fall/program/index.html

山田早紀・サトウタツヤ (2012). 供述調書の理解を促進するツールの有用性の検討. 立命館人間科学研究, 25, 15-31.

感情を喚起する情報が模擬裁判員の事実認定判断と ネガティブ感情に及ぼす影響

松尾加代

伊東裕司

(慶應義塾大学先導研究センター)

(慶應義塾大学文学部)

キーワード：被害者意見陳述・グロテスクな写真・ネガティブ感情

裁判員裁判では多くの情報や証拠が提示される。その中には傷口や死体等のグロテスクな写真や被害者遺族が述べる悲嘆や苦悩の声など、ネガティブ感情を喚起するようなものも含まれ得る。法に素人の裁判員は、これらの情報に直面することによりネガティブ感情が喚起され、提示されたすべての情報を論理的に吟味して認知的判断を行うことが困難になる可能性が考えられる。

グロテスクな写真が判断に及ぼす影響を検討した研究は少数である。例えば、民事裁判を設定した研究で、Whale & Blanchard(1982) は、事故現場の被害者の写真をカラーまたは白黒で実験参加者に提示した後、被害者に対する損害賠償額を決めてもらった。その結果、白黒写真を提示された参加者が判断した損害賠償額よりもカラー写真を提示された参加者が判断した損害賠償額のほうが有意に高かった。刑事裁判を設定した研究では、グロテスクな写真を提示した場合、提示しなかった場合と比べて、有罪判断が2倍になったという報告がある。Douglas, Lyon, & Oglloff (1997) は、実験参加者をカラー写真群、白黒写真群、写真なし群の3つに分け、裁判シナリオを提示した。その結果、写真がカラーまたは白黒に関係なく、写真を提示された参加者の有罪判断の割合が、写真を提示されなかった参加者の2倍高くなった。その他、グロテスクな情報は写真だけでなく、ビデオテープや表現であっても、模擬陪審員の判断を有罪方向に導く効果が報告されている(Bright &

Goodman-Delahunty, 2006; Kassin & Garfield, 1991)。

被害者側による意見陳述はアメリカでは victim impact statements (VIS) と呼ばれ、被害者や被害者遺族が事件によって被った精神的・経済的な被害等について述べるものである。アメリカやカナダの陪審員裁判では、事実認定判断と量刑判断の手続きが2分化されており、VIS は被告人の有罪が決定した後、量刑判断をする際に提示される。そのため、海外での研究ではVIS が量刑判断に及ぼす影響を検討したものがほとんどである(Green, Koehring, & Quiat, 1998; McGowan & Myers, 2004)。例えば、VIS を提示された参加者は、事件のひどさに関係なく、VIS を提示されなかった参加者より多く死刑を選択しており(Luginbuhl & Burkhead, 1995)、VIS が量刑判断に影響を及ぼすことを示している。一方、VIS が有罪・無罪判断への影響を検討したものはほとんどない。Myers & Arbuthnot (1999) の実験では、VIS が有罪・無罪判断に及ぼす影響は認められず、有罪判断率は、VIS を提示された参加者が49.4%、提示されなかった参加者が50.6%であった。しかし、有罪判断をした参加者の中で、量刑判断についてVIS の提示あり・なしを比べたところ、VIS ありの参加者のほうがVIS なしの参加者に比べて、より多く死刑判断を下していた。この実験結果では、VIS は模擬陪審員の有罪・無罪判断には影響を及ぼさないことを示しているが、それを結論づ

けるには、VIS と事実認定判断についての研究数が圧倒的に少ない。

VIS が有罪・無罪判断に及ぼす影響の検討は、手続きが2分化されていない日本の裁判員裁判では非常に重要である。VIS が、他の証拠（事実認定のための証拠）と同じ段階で提示されることから、VIS が裁判員の有罪・無罪判断に影響を及ぼす可能性が考えられる。

VIS やグロテスクな写真が判断に影響を及ぼす理由として、ネガティブ感情の喚起が挙げられている。感情が判断に及ぼす影響は、気分一致判断で説明することができる。気分一致判断とは、ある特定の気分一致した判断を行う傾向のことを指す。Forgas (1994) は、気分一致判断は情報としての感情 (affect-as-information; Clore, Schwarz, & Conway, 1994) もしくは感情プライミング (Bower, 1981) によって起こると論じている。情報としての感情仮説では、喚起された感情が、判断を下すための情報の一部として働き、判断を偏った方向に導くと考える。感情プライミング説では、喚起された感情が、同じタイプの感情に関連している過去の記憶を思い起こさせ、個人はその記憶に基づいて目の前の情報を解釈するため、判断が偏った方向に導かれるとする。

裁判ではどのようなタイプの感情が喚起されるのだろうか。Bright & Goodman-Delahunty (2006) は、グロテスクな写真によって喚起される感情のタイプを調べるために、30 のネガティブ感情を、怒り、悲しみ、嫌悪、恐れ/不安の4カテゴリーに分けた質問紙、Juror Negative Affect Scale (JUNAS) を作成した。そして、実験参加者に裁判シナリオを視聴する前後に JUNAS に回答することを求めた。その結果、グロテスクな写真を提示された参加者は、グロテスクな写真を提示されなかった参加者より嫌悪感を有意に多く感じていた。また被告人に対する怒りも多く感じていた。その他の研究でも、グロテスクな写真が嫌悪や怒りを喚起することを報告している (Douglas, Lyon, & Oglloff, 1997; Feigenson, Park, & Salovey, 2001)。VIS がネガティブ感情の喚起に及ぼす影響についても報告されているものの (Myers & Greene, 2004)、感情のタイプを詳しく調べている研究はごく少数である。Paternoster & Deise (2011) によ

ると、VIS は怒りを強く喚起することを報告している。したがって、VIS やグロテスクな写真が提示されることによって、怒りが強く喚起されるようである。

怒りは反社会感情の一種であり、怒りを感じている個人は、状況よりも人を責めたり、曖昧な情報をネガティブに解釈したり、他者に対して厳しい対応を示したりする (Lerner, Goldberg, & Tetlock, 1998; Lerner & Keltner, 2000; Smith & Ellsworth, 1985; Staub, 2004)。裁判では怒りの感情が喚起されること、そして感情が判断に影響を及ぼすことから、感情 (特に怒り) を喚起した裁判員は、有罪判断の方向に傾くことが考えられる。本研究では、グロテスクな写真と VIS が裁判員の有罪・無罪判断およびネガティブ感情の喚起に及ぼす影響について検討を行った。

方 法

実験参加者

慶應義塾大学の学生 126 名 (男= 37 名 女= 90 名; 年齢 18- 48 歳、 $M = 20.83$) が実験に参加した。実験参加者には謝礼として 1000 円が支払われた。

デザイン

グロテスクな写真の提示 (あり・なし) と VIS の提示 (あり・なし) を要因とする 2 x 2 で実験が行われた。

実験課題

感情の測定: 現在の怒り、悲しみ、嫌悪、恐れ/不安、の4タイプのネガティブ感情 (30 項目) について測定する質問紙 JUNAS (Bright & Goodman-Delahunty, 2006) を用いた。

裁判シナリオ: 南山大学法律学研究会が作成した公判台本を基にして、殺人事件を題材とした裁判シナリオを、新たに作成した。被告人は、一度は自供したものの、後に否認に転じて無罪を主張している設定とした。証拠は状況証拠のみで、被告人を有罪とするには証明力の弱いものばかりが提示された。グロテスクな写真は、被害者役のモデルの腹部に特殊メイクが施されたものを使用した。VIS は、被害者家族の悲しみや被告人に対する憤りの感情、および被害者の学生生活や将来の夢が、被害者の父親によって語られ、被害者の生

前の写真と共に提示された。裁判シナリオは、音声（ナレーション）とパワーポイント（シナリオを文字化）で提示された。シナリオ全体の提示時間は、VIS ありが23分、VIS なしが20分であった。

手続き

参加者は、まず JUNAS に回答（1= まったく当てはまらない、5 = 非常に当てはまる）した。その後、裁判のシナリオが提示された。写真あり群の参加者は、犯行の状況が説明されている間に、犯行現場での被害者の写真が提示された。VIS あり群の参加者は、シナリオの最後に VIS が提示された。再び JUNAS に回答した後、裁判についての質問紙に回答した。質問紙では、有罪・無罪判断、量刑（有罪の場合）、確信度（1 = 絶対無罪、10 = 絶対有罪）、被告人が真犯人である可能性（0% - 100%）、検察の提示した証拠の証明力（1 = 非常に弱い、10 = 非常に強い）に回答した。また、写真あり群の参加者は、写真の衝撃の程度について（1 = まったくショックでない、10 = 非常にショック）回答した。

結果

127 名中、質問紙のすべての質問に回答しなかった実験参加者 15 名を分析から除外した結果、112 名のデータが分析の対象となった。全体では有罪判断が 74 名（66%）、無罪判断が 38 名（34%）であった。有罪判断率についてカイ 2 乗検定を行った結果、グロテスクな写真の主効果は有意傾向であり（ $\chi^2(1, N = 112) = 2.55, p < .10$ ）、VIS の主効果は有意であった（ $\chi^2(1, N = 112) = 3.98, p < .05$ ）。4 群間の有罪判断率についてカイ 2 乗検定を行った結果、有意差が見られた（ $\chi^2(3, N = 112) = 7.17, p < .05$ ）。有罪判断率は、写真あり・VIS あり群で最も高く（78.57%）、ついで写真なし・VIS あり群（71.43%）、写真あり・VIS なし群（67.86%）、そして写真なし・VIS なし群で最も低かった（46.43%）（Table 1）。

確信度、被告人が真犯人である可能性、証拠の証明力について分散分析を行った結果、すべての変数において VIS の効果が見られた（確信度： $F(1, 108) = 5.53, p < .05$ [VIS あり： $M = 7.18, SD = 2.00$; VIS なし： $M = 6.23, SD = 2.25$]、真犯人の可能性： $F(1, 108) = 6.28, p < .05$ [VIS あり： $M = 7.20, SD = 2.04$; VIS なし： $M = 6.13, SD$

$= 2.44$]、証明力： $F(1, 108) = 3.26, p < .10$ [VIS あり： $M = 6.77, SD = 2.00$; VIS なし： $M = 5.98, SD = 2.55$]）。グロテスクな写真の効果、および交互作用はどの変数においても見られなかった。量刑判断について VIS の効果を分析した結果、VIS なし群で死刑を選択した参加者が 16%だったのに対し、VIS あり群では 33%が死刑を選択しており、その比率は 2 倍以上となった。

Table 1.

有罪/ 無罪判断の人数（括弧内は有罪判断率）

| | 写真あり | 写真なし | 合計 |
|--------|-------------------|-------------------|-------------------|
| VIS あり | 22/ 6 (78.57%) | 20/ 8 (71.43%) | 42/14 (75.00%) |
| VIS なし | 19/ 9 (67.86%) | 13/15 (46.43%) | 32/24 (57.14%) |
| 合計 | 41/15 (73.21%) | 33/23 (58.93%) | 74/38 (66.07%) |

感情の変化について、全体をペア t 検定で分析した結果、裁判シナリオを提示される前（ $M = 1.56, SD = .51$ ）と提示された後（ $M = 2.35, SD = .81$ ）で有意差（ $t(111) = -10.70, p < .001$ ）があった。この結果より、模擬裁判員は裁判シナリオによってネガティブ感情が喚起されたことが示唆された。シナリオ後の JUNAS の回答を分析した結果、写真あり群（ $M = 2.36, SD = .85$ ）と写真なし群（ $M = 2.33, SD = .77$ ）の参加者の間に有意差は見られず（ $F(1, 108) = .04, ns$ ）、VIS あり群（ $M = 2.51, SD = .79$ ）と VIS なし群（ $M = 2.19, SD = .80$ ）の参加者の間には有意差が見られた（ $F(1, 108) = 4.56, p < .05$ ）。2 要因の交互作用は有意傾向（ $F(108) = 3.88, p < .10$ ）であり、写真の提示がある場合には VIS の効果は見られず、写真の提示がない場合に VIS の効果が見られた（Figure 1）。JUNAS の怒りのカテゴリーについて分析した結果、VIS の主効果がみられた（ $F(1, 108) = 6.99, p < .01$; VIS あり： $M = 2.34, SD = .92$; VIS なし： $M = 1.91, SD = .81$ ）。しかし、写真の主効果および交互作用はみられな

かった (Table 2)。

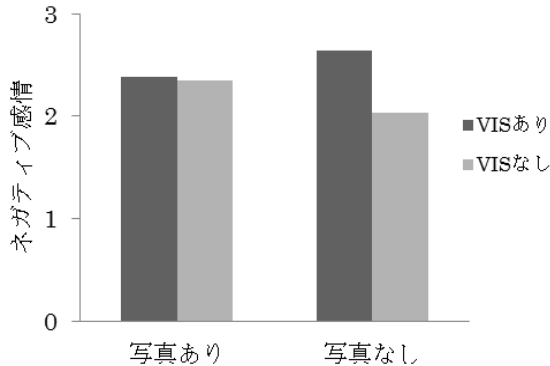


Figure 1. 裁判後 JUNAS のネガティブ感情

考 察

本研究では、グロテスクな写真と VIS の提示が、模擬裁判員の有罪・無罪判断およびネガティブ感情に及ぼす影響を検討した。VIS が判断に及ぼす効果は有意であり、VIS が提示された場合、提示されなかった場合と比べて、有罪判断が多く下された。また VIS が提示された場合の方が、提示されなかった場合と比べて、死刑が多く選択された。一方、グロテスクな写真が有罪・無罪判断に及ぼす効果は有意傾向にとどまり、先行研究の結果と若干の差がみられた。本研究では、特殊メイクによってモデルの腹部に傷を施して撮影した写真を使用した。写真あり群の参加者 56 名に、提示された写真の衝撃度について 10 段階で尋ねたところ、56 名中 41 名が、6 以上を回答したにも関わらず、判断においての写真の効果が有意傾向にとどまった理由としては、模擬裁判自体が実験室内で行われたため、写真に現実味が欠けてしまった可能性

が考えられる。また、先行研究では、実際の裁判で使用された本物の死体写真などを実験参加者に提示していた (Bright & Goodman-Delahunty, 2006) ことも、本研究と先行研究の結果に差が生じた理由の一つかもしれない。さらに別の理由としては、音声での情報提示は個人の想像を制約しないため (Heath, Grannemann, & Peacock, 2004)、写真を提示されなかった参加者は、シナリオを聞きながら、本実験で使用した写真以上にグロテスクな状況を想像していたことが考えられる。

VIS とグロテスクな写真がネガティブ感情の喚起に及ぼす影響については、VIS はネガティブ感情の喚起、特に怒りの喚起に影響を及ぼすことが示された。しかしグロテスクな写真については、ネガティブ感情、怒りともに影響がみられなかった。これらの結果から、VIS はネガティブ感情の喚起と有罪判断に影響を及ぼすことが示された。またグロテスクな写真がネガティブ感情に及ぼす影響が有意でなかったことは、写真の有罪・無罪判断に及ぼす影響が有意傾向にとどまった理由の一つになり得るかもしれない。

グロテスクな写真は、事件の酷さの程度を知るためには有益な情報であるが、被告人の有罪を示すものではない。そして VIS も、被告人の有罪・無罪について影響すべきではない情報である。実際の裁判では、グロテスクな写真や VIS が提示される事態が想定されるが、それらの提示が模擬裁判員の判断およびネガティブ感情に影響を及ぼす結果が見られた本研究は、応用性においても意義深いものとなった。

Table 2. 裁判後 JUNAS の怒りカテゴリーの平均値 (括弧内は標準偏差)

| | 写真あり | 写真なし | 合計 |
|--------|------------|------------|------------|
| VIS あり | 2.17 (.89) | 2.51 (.93) | 2.34 (.92) |
| VIS なし | 2.00 (.74) | 1.82 (.87) | 1.91 (.81) |
| 合計 | 2.08 (.82) | 2.16 (.96) | 2.12 (.89) |

引用文献

- Bower, G. H. (1981). Mood and memory. *American Psychologist*, 36, 129-148.
- Bright, D. A., & Goodman-Delahunty, J. (2006). Gruesome evidence and emotion: Anger, blame, and jury decision-making. *Law and Human Behavior*, 30, 183-202.
- Clore, G., Schwarz, N., & Conway, M. (1994). Affective causes and consequences of social information processing. In R. Wyer & T. Srull (Eds.), *Handbook of social cognition* (2nd ed., vol. 1, pp. 323-417). Hillsdale, NJ: Erlbaum.
- Douglas, K., Lyon, D., & Ogloff, J. (1997). The impact of graphic photographic evidence on mock jurors' decisions in a murder trial: Probative or prejudicial? *Law and Human Behavior*, 21, 485-501.
- Feigenson, N. R., Park, J., & Slovey, P. (2001). The role of emotions in comparative negligence judgments. *Journal of Applied Social Psychology*, 31, 576-603.
- Forgas, J. P. (1994). The role of emotion in social judgments: An introductory review and an Affect Infusion Model (AIM). *European Journal of Social Psychology*, 24, 1-24.
- Greene, E., Koehring, H., & Quiat, M. (1998). Victim impact evidence in capital cases: Does the victim's character matter? *Journal of Applied Social Psychology*, 28, 145-156.
- Heath W. P., Grannemann, B. D., & Peacock, M. A. (2004). How the defendant's emotion level affects mock jurors' decisions when presentation mode and evidence strength are varied. *Journal of Applied Social Psychology*, 34, 624-664.
- Kassin, S. M., & Garfield, D. A. (1991). Blood and guts: General and trial specific effects of videotaped crime scenes on mock jurors. *Journal of Applied Social Psychology*, 21, 1456-1472.
- Lerner, J. S., Goldberg, J. H., & Tetlock, P. E. (1998). Sober second thought: The effects of accountability, anger, and authoritarianism on attributions of responsibility. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 24, 563-574.
- Lerner, J. S., & Keltner, D. (2000). Beyond valence: Toward a model of emotion-specific influences on judgment and choice [Special issue: Emotion, cognition, and decision making]. *Cognition and Emotion*, 14, 473-493.
- McGowan, M. G., & Myers, B. (2004). Who is the victim anyway? The effects of bystander victim impact statements on mock juror sentencing decisions. *Violence and Victims*, 19, 357-374.
- Myers, B., & Arbuthnot, J. (1999). The effects of victim impact evidence on the verdicts and sentencing judgments of mock jurors. *Journal of Offender Rehabilitation*, 29, 95-112.
- Myers, B., & Greene, E. (2004). The prejudicial nature of victim impact statements: Implications for capital sentencing policy. *Psychology, Public Policy, and Law*, 10, 492-515.
- Paternoster, R., & Deise, J. (2011). A heavy thumb on the scale: The effect of victim impact evidence on capital decision making. *Criminology*, 49, 129-161.
- Smith, C. A., & Ellsworth, P. C. (1985). Patterns of cognitive appraisal in emotion. *Journal of Personality and Social Psychology*, 48, 813-838.
- Staub, E. (2004). Basic human needs, altruism, and aggression. In A. G. Miller (Ed.), *The social psychology of good and evil* (pp. 51-84). New York: Guilford Press.
- Whalen, D.H., & Blanchard, F. A. (1982). Effects of photographic evidence on mock juror judgment. *Journal of Applied Social Psychology*, 12, 30-41.

マインドセットと説示の効果： システマティック情報処理が判断と怒りに 及ぼす影響

松尾加代

伊東裕司

(慶應義塾大学先導研究センター)

(慶應義塾大学文学部)

キーワード：情報処理の2過程理論・説示・感情

裁判では膨大な数の情報が提示される。誤った判断（えん罪）を回避するためにも、裁判員は、公判で提示される証拠の一つ一つを注意深く吟味し、合理的な判断を行う必要があるが、法に素人の裁判員にとって、すべての情報を冷静に検討することは、大変な任務である。特に、感情を喚起する情報に直面することによってネガティブ感情が喚起されると、ヒューリスティックな情報処理を行い、結果として、十分な証拠の吟味を行わずに、直感的な判断を下してしまう可能性が考えられる。

情報処理の2過程理論によると、情報処理にはヒューリスティック処理・システマティック処理の2種類の方略があると考えられている（Chen & Chaiken, 1999）。ヒューリスティック処理では、簡便で表面的なトップダウンの全体的処理を行い、システマティック処理では、分析的・理論的・合理的で認知的努力を必要とする処理を行うとされる。個人が意識的にシステマティック処理に従事しない限り、情報はヒューリスティック処理で自動的に処理される。また、ヒューリスティック処理は感情との密接な関わりがあるとされる（Epstein, 1994）。過去の研究では、裁判の場面で怒りが強く喚起されると、被告人に対する刑罰が重くなることが示されているが（Paternoster &

Deise, 2011）、これは怒りによるヒューリスティック情報処理の結果と考えられる。このような事態を避ける方法として、事前にシステマティック処理の活性化を行うことが考えられる。裁判員がシステマティックに情報を処理することにより、ネガティブ感情、特に怒りの喚起が抑制され（または、怒りの影響を受けにくくなり）、合理的な判断を行うことが予想される。しかし、裁判員として判断を行う際に自発的にシステマティック処理を行わないものもいると考えられるため、システマティック処理を活性化するための操作を事前に行うことが効果を持つかもしれない。このような操作として、認知課題によるマインドセットの確立と関連知識の提供が挙げられる。裁判の場面での知識の提供としては、説示（裁判の原則説明）があるが、裁判員は説示が与えられることにより、裁判での判断方法についての知識を獲得し、それによってシステマティック処理が活性化されることが考えられる。また、システマティックな処理を促す認知課題に従事させることによりシステマティックマインドセットを作り出し（Gollwitzer, Heckhausen & Steller, 1990）、システマティック処理が活性化されることが期待される。その結果、後に裁判で提示される情報に対してシステマティックな情報処理を行い、合理的な判断を行う可能

性が考えられる。

本研究では、認知課題による事前のマインドセット操作と説示の有無によって情報処理の操作を行い、情報処理が有罪無罪判断および怒りの感情に及ぼす影響を検討した。実験では、松尾・伊東(2013)の実験で使用した裁判シナリオとほぼ同様のものを使用し、感情を喚起する証拠として、被害者遺族による意見陳述を裁判の最後に提示した。システムティック処理の方が、ヒューリスティック処理に比べて有罪判断、怒りの喚起が少なくなることが予測された。

方 法

実験参加者

一般成人 105 名(男=48 名 女=57 名; 年齢 20-80 歳、 $M=48$) が実験に参加した。参加者は謝礼金 1,600 円が支払われた。

デザイン

マインドセット操作(システムティック・ヒューリスティック)と説示(あり・なし)を要因とする 2×2 の計画で実験が行われた。実験参加者は 4 群のいずれかにランダムに割り当てられた。

実験材料および手続き

実験参加者は、初めにマインドセット操作のための課題にそれぞれ取り組んだ。システムティック群の参加者は、現在、実行するか否か悩んでいる個人的な事柄(例えば、引越するか否か、転職するか否か)をひとつ選択し、それを実行した場合の利点と不利な点を箇条書きで 8 分間書き出した。次に、もしその事柄を実行した場合、2 年後はどうなっているかを想像し、7 分間書き出した。ヒューリスティック群の参加者は、10 秒毎に提示される白黒の風景写真 90 枚を 15 分間眺めた(Gollwitzer, Heckhausen & Steller, 1990)。次に、ネガティブ感情測定のために Juror Negative Affect Scale (JUNAS; Bright & Goodman-Delahunty, 2006) に 7 段階(1= まったく当てはまらない、7 = 非常に当てはまる)で回答した。説示あり群の参加者は裁判シナリオの前に、裁判員法 39 条についての説明文から 4 項目(無罪推定の原則、検察官の立証責任、合理的疑いのない立証、証拠裁判主義)抜粋されたものを語り口調で音声とパワーポイントによって提示された。

また、被害者や被害者家族による意見や感情は証拠にはならないため、有罪・無罪判断の根拠としてはならないことが、被害者遺族による意見陳述についての注意事項として提示された。その後、すべての参加者に同じ内容の裁判シナリオが提示され、シナリオの最後に、被害者遺族による意見陳述が提示された。裁判シナリオ後、説示あり群の参加者には、裁判シナリオ前と同様の説示が再び提示された。最後に JUNAS および裁判についての質問紙に回答した(JUNAS、裁判シナリオ詳細、質問紙内容については松尾・伊東(2013)を参照)。

結 果

105 名の参加者中、実験手続きを正しく理解していなかった 5 名のデータは分析から除外した。その結果 100 名のデータが分析された。

全体では 61% の参加者が有罪判断を下し、39% の参加者が無罪判断を下した。有罪判断率について、それぞれの要因をカイ 2 乗検定で分析した結果、マインドセット、説示とも主効果は見られなかった。しかし、交互作用が見られた。ヒューリスティック群の参加者では、説示ありとなしの間に有意差があり($\chi^2(1, N=50) = 4.37, p < .05$)、説示なし群の参加者は説示あり群の参加者に比べて有意に多く有罪判断を下した。また、説示が提示されなかった参加者では、システムティック群とヒューリスティック群の間に有意傾向が見られ($\chi^2(1, N=50) = 3.31, p < .10$)、ヒューリスティック群の参加者はシステムティック群の参加者に比べて有罪判断が多かった(Table 1)。

Table 1.

有罪/ 無罪判断の人数 (括弧内は有罪判断率)

| | 説示あり | 説示なし | 合計 |
|-----------|----------------|----------------|----------------|
| ヒューリスティック | 13/12 (52%) | 20/ 5 (80%) | 33/17 (66%) |
| システムティック | 14/11 (56%) | 14/11 (56%) | 28/22 (56%) |
| 合計 | 27/23 (54%) | 34/16 (68%) | 61/39 (61%) |

ネガティブ感情の変化については、全体をペア t 検定で分析した結果、裁判シナリオの前 ($M=1.85$, $SD=.107$) と後 ($M=3.17$, $SD=1.52$) で有意差があった ($t(99)=-10.70$, $p<.001$)。裁判シナリオ後のネガティブ感情について分散分析を行った結果、マインドセットの主効果が見られ ($F(1, 96) = 4.59$, $p<.05$)、システムティック群の参加者 ($M=2.85$, $SD=1.50$) よりもヒューリスティック群の参加者 ($M=3.49$, $SD=1.45$) の方がネガティブ感情を強く喚起していた。説示の主効果 ($F(1, 96) = .65$, ns) および交互作用 ($F(1, 96) = .00$, ns) は見られなかった (Figure 1)。JUNASの怒りのカテゴリーについて分析したところ、ネガティブ感情と同様の結果となり、マインドセットの主効果のみが見られた ($F(1, 96) = 4.88$, $p<.05$; システムティック: $M=2.69$, $SD=1.53$; ヒューリスティック: $M=3.38$, $SD=1.56$)。説示の効果および交互作用は見られなかった (Table 2)。

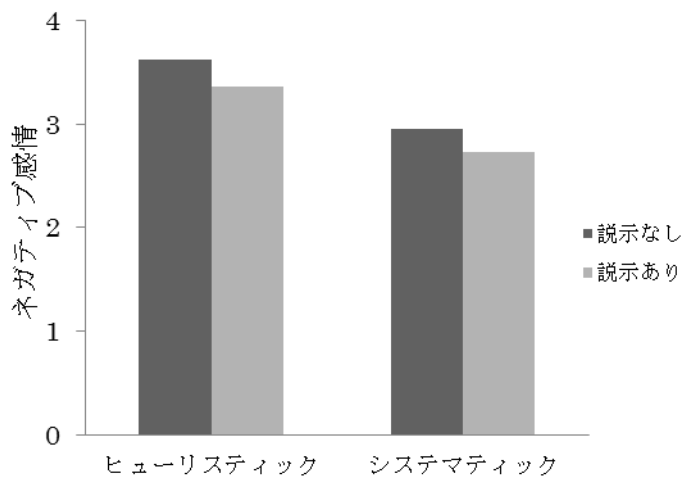


Figure 1. 裁判後JUNASのネガティブ感情

Table 2. 裁判後 JUNAS の怒りのカテゴリーの平均値 (括弧内は標準偏差)

| | 説示あり | 説示なし | 合計 |
|-----------|-------------|-------------|-------------|
| ヒューリスティック | 3.20 (1.75) | 3.56 (1.37) | 3.38 (1.56) |
| システムティック | 2.50 (1.28) | 2.89 (1.75) | 2.69 (1.53) |
| 合計 | 2.85 (1.56) | 3.22 (1.59) | 3.04 (1.58) |

考 察

本研究では、認知課題によるマインドセットおよび説示によって操作された情報処理が、模擬裁判員の有罪・無罪判断とネガティブ感情に及ぼす影響を検討した。結果は、マインドセット・説示とも主効果は見られなかった。したがって、マインドセットによって操作された情報処理がシステムティック、ヒューリスティックどちらであっても、また、説示が与えられても与えられなくても、有罪・無罪判断の違いは見られなかった。しかし、両要因の交互作用が見られ、説示が与えられなかった場合、システムティックマインドセットの参加者はヒューリスティックマインドセットの参加者に比べて有意に有罪判断が少なかった。この結果から、裁判での判断方法についての知識がなくても、システムティック処理の状態を裁判を視聴した場合、論理的・分析的に情報処理を行い、合理的な判断を行ったことが示唆された。また、ヒューリスティックマインドセットの参加者では、説示が与えられなかった場合と比べて、説示が与えられた場合で、有罪判断が少なかった。このことより、ヒューリスティック処理の状態であっても、説示が与えられたことにより、裁判での判断方法についての知識を獲得し、後に提示された裁判の内容・情報をシステムティックに処理することが可能になったことが示唆された。まとめると、説示による知識の獲得または認知課題によるマインドセットのいずれかの方法で、情報処理がシステムティックに操作された場合、後に裁判内で提示される情報をシステムティックに処理することが可能になると考えられた。

ネガティブ感情については、システマティックマインドセットの参加者よりもヒューリスティックマインドセットの参加者の方が感情の喚起が多かった。これは、感情がヒューリスティック処理と関連しているという理論 (Epstein, 1994) を支持する結果となり、また、システマティック処理が、ネガティブ感情の喚起の軽減に繋がることを示唆した。したがって、システマティックな情報処理は、裁判中に提示される感情を喚起する情報に対処する方法の一つとなり得るかもしれない。しかしながら、実際場面で、裁判が始まる前に裁判員に認知課題を与えて情報処理の操作をすることは適当ではなく、システマティック処理を活性化させるための実用的な方法が考案される必要があるだろう。

また、本研究では実験参加者に対して、主要な説示のみを提示したため、説示の理解が比較的容易であったかもしれない。しかし、実際の裁判ではより多くの説示が与えられるだろう。裁判員にとっては説示への馴染みが薄く、それ自体を理解するためにシステマティック処理を必要とされるかもしれない。したがって、システマティック処理は、説示を理解するための、法廷で提示される証拠を吟味するための、そして感情喚起を抑制するための、大きな要因となりうるだろう。

引用文献

- Bright, D. A., & Goodman-Delahunty, J. (2006). Gruesome evidence and emotion: Anger, blame, and jury decision-making. *Law and Human Behavior, 30*, 183-202.
- Chen, S., & Chaiken, S. (1999). The heuristic-systematic model in its broader context. In S. Chaiken & Y. Trope (Eds.), *Dual-process theories in social psychology* (pp. 73-96). New York: Guilford Press.
- Epstein, S. (1994). Integration of the cognitive and the psychodynamic unconscious. *American Psychologist, 49*, 709-724.
- Gollwitzer, P. M., Heckhausen, H. & Steller, B. (1990). Deliberative and implemental mind-sets: Cognitive tuning toward congruous thoughts and information. *Journal of Personality and Social Psychology, 59*, 1119-1127.
- 松尾加代・伊東裕司 (2013). 感情を喚起する情報が模擬裁判員の事実認定判断とネガティブ感情に及ぼす影響. 本報告論集.
- Paternoster, R., & Deise, J. (2011). A heavy thumb on the scale: The effect of victim impact evidence on capital decision making. *Criminology, 49*, 129-161.

裁判員の事実認定における感情の影響： 被害者意見陳述の影響と感情制御の効果

伊東裕司¹ 松尾加代² 藤田政博³ 渕野貴生⁴ 中川孝博⁵ 赤坂有紀¹
(¹慶應義塾大学文学部 ²慶應義塾大学先端研究センター
³関西大学社会学部 ⁴立命館大学法務研究科 ⁵國學院大学法学部)

キーワード：被害者意見陳述、感情制御、事実認定

刑事裁判においては、その場にいるものの感情を喚起するような証拠が提示されることが多く、また感情的な形で提示されがちである。このような証拠が、特に裁判員の感情を喚起した場合に、裁判員の判断が感情に左右され、不適切な判断がなされることが懸念されている。日本の裁判においては、事実認定と量刑判断の手続きが分離されておらず、そのため本来量刑判断のためのものと考えられる証拠も事実認定の前に提示されることになる。たとえば被害者や被害者遺族による意見陳述 (victim impact statement; 以下 VIS) のように事実認定とはかかわりのないはずの情報が事実認定に影響を与えてしまう可能性が指摘されている。(松尾・伊東、2013a)

松尾と伊東(2013a)は、模擬裁判員に殺人事件の裁判シナリオを提示し有罪か無罪かの判断を求め実験において、被害者の遺族による VIS が提示されると、提示されなかった場合に比べネガティブな感情、特に怒りが強く喚起され、また有罪判断が多くなることを示した。一方で、松尾と伊東(2013b)は、同様の模擬裁判実験において、裁判シナリオの提示の前に分析的、理論的、合理的で認知的努力を必要とする認知処理を促す課題に従事させたり、刑事裁判の原則と裁判での判断の仕方についての説示を与えることが、ネガティブ感情を抑え、有罪判断を減少させることを示した。

欧米における陪審研究においては、多くの国において事実認定と量刑判断の手続きが二分されていることから、VIS が有罪・無罪の判断に与える影響についての研究はほとんどない(松尾・伊東、2013a)。松尾と伊東(2013a)が指摘するように、VIS

が有罪・無罪の判断に影響を及ぼすかどうかを明らかにするためにはさらに実験研究が必要である。本研究の目的の一つは、松尾と伊東とは異なった裁判シナリオを用いて、VIS が事実認定に影響を与えるかどうかを検討することである。

また松尾と伊東(2013b)ではシナリオ提示前の認知課題や説示がネガティブ感情を抑えたり、有罪判断を少なくすることを示したが、本研究では、シナリオ提示後に感情を抑えると考えられる操作を加えることにより、ネガティブ感情が抑えられ、有罪判断が減少するかについて検討する。さらに、模擬裁判員の感情に関する個人特性や感情状態の指標として、質問紙によりさまざまな項目を測定し、実験条件とこれらの測定、および有罪・無罪判断の間の関係について検討することも本研究の目的とする。

方 法

実験参加者

人材派遣会社を通して集めた 20 代～60 代の男女 120 名(男性 61 名、女性 59 名、平均年齢 37.38 歳)が実験に参加した。

デザイン

感情制御の操作(説示・説明・なし)と VIS(あり・なし)を要因とする 3 x 2 の計画で実験が行われた。実験参加者は 6 群のいずれかに男女比、年齢構成がほぼ均等になるように割り当てられた。

実験材料

実際の事件を参考に審理内容を再現したビデオ(北蒲アパート殺人被告事件一審再現ビデオ、伊東裕司研究室で作成)を使用した。事件は、アパートの隣室に住む姪の部屋に包丁を持って押し入った

男を、叔父が奪った包丁で刺殺したというもので、実際の裁判では正当防衛が認められ無罪となった事件に基づいている。検察官、弁護人による冒頭陳述に続く、裁判官による公判前整理手続きの結果の説明の中で、正当防衛が成立するか否かが第1の争点であること、正当防衛が成立するための要件などが説明されている。ビデオはVISなしのバージョンと、被害者の母親による、悲しみの感情を前面に出して、被害者の良い性向と自身の悲しみと事件の理不尽さを訴えるVISを挿入したバージョンが用いられた。ビデオの長さは、VISなしバージョンで32分30秒、VISあり条件で37分13秒であった。

実験参加者のネガティブ感情や怒りに関する傾向を測定する尺度として、3つの尺度の質問項目が用いられた。一つは、伊藤と上里(2001)によるネガティブな反すう尺度14項目である。「一日中ずっと、嫌なことばかりを考え続けることがある」「何日もの間、嫌なことを考えるのに没頭することがある」などからなり、1(あてはまらない)~6(あてはまる)の6段階で回答を求めた。評定値は1~6点で、値が高いほど反すう傾向が強いことを意味する。二つ目は、渡辺・小玉(2001)によって作成された、怒り喚起・持続尺度のうち、怒りの持続しやすさ尺度8項目(「むかついたときのことを思い出すと、平静ではいられない」「自分をないがしろにされたときの気持ちはいつまでも忘れられない」など)を用いた。1(全く当てはまらない)~5(よく当てはまる)の5段階で回答を求め、各項目の得点を合計して尺度値を得た。もう一つは、鈴木・春木(1994)によるState-Trait Anger Expression Inventory日本語版のうち、特性怒り尺度10項目(「人の前で非難されたりすると怒りを感じる」「良いことをしたのに認められないといらいらする」など)を用いた。回答は1(全く当てはまらない)~4(よく当てはまる)の4段階で、項目の評定値を合計して尺度値を求めた。

また、ネガティブな感情状態を測定するために、松尾と伊東(2013a, b)で用いたものと同じJuror Negative Affect Scale (JUNAS; Bright & Goodman-Delahunty, 2006)を用いた。裁判員としての判断などを尋ねる質問項目として、松尾と伊東(2013a, b)と同様のものを用意したが、被

告人に対する怒りと同情、被害者に対する同情と嫌悪、被害者の母親に対する同情と嫌悪の程度を尋ねる項目(5段階)が加えられた。

手続き

小集団実験で行い、1セッション1~4名が参加した。初めに、参加者に対し、ビデオの審理を見て、裁判員になったつもりで被告人に対する有罪無罪判断を行うように教示を行った。基本的な実験の流れとしては、参加者はまず、ネガティブな反すう、怒りの持続しやすさ、特性怒りを測定する質問項目に回答し、模擬裁判ビデオを視聴したのちに、裁判員としての判断などの質問紙に回答した。半数の参加者は、VISを含む模擬裁判ビデオを、残りの半数は、VISを含まないビデオを視聴した。

説示条件の参加者は、裁判員としての判断を行う直前に、口頭で以下の内容の説示を受けた。「これから、裁判員として有罪か無罪かを判断する際の原則を2点ご説明します。1点目は、『裁判は証拠に基づき判断する必要がある』ということです。ビデオの中には『冒頭陳述』や『検察側の論告』『弁護側の意見』などがありますが、それらは意見であって証拠ではありません。参考にしても構いませんが、基づく必要はありません。2点目は、『疑わしきは被告人の有利に』ということです。これは、被告人の有罪が十分証拠づけられた場合に有罪と判断する、ということです。以上の2点を踏まえて、被告人の有罪無罪を判断してください。」説明条件の参加者は、ビデオを視聴しての自らの考えを他者に説明するつもりで紙に書くよう求められた。これらの操作は、ネガティブな感情を抑制する効果を持つことを期待して導入された。

すべての参加者は、実験の各段階で2回から3回、JUNASに回答するよう求められた。これらの段階は、ビデオ視聴前(全参加者)、ビデオ視聴後(全参加者)、感情制御手続(説示もしくは説明)後(説示条件と説明条件のみ)の3つであった。

結 果

有罪判断率

各条件における有罪判断率を図1に示す。カイ二乗検定を行った結果、感情制御の有意な効果がみられた($\chi^2(2, N=119)=7.99, p<.05$)。ライアン

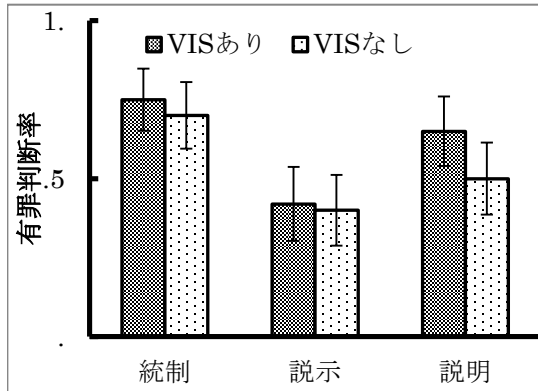


図 1. 各条件における有罪判断率
(エラーバーは標準誤差を示す)

法による下位検定を行ったところ、コントロール条件(.73)と説示条件(.41)の差が有意であった($\chi^2(1, N=79)=7.98, p<.005$)。説明条件(.58)と他の2条件との間には有意差はなかった($p>.1$)。また、VIS 要因による効果は見られなかった($\chi^2(1, N=119)=0.72, p>.10$)。

JUNAS による感情状態

裁判員としての判断を行う直前の、最後の JUNAS の評定値について VIS の有無と感情制御を要因とする 2×3 の分散分析を行ったところ、主効果、交互作用とも有意ではなかった。ビデオ視聴前の JUNAS 評定値に条件により高低が見られたため、最後の JUNAS 評定値からビデオ視聴前の JUNAS 評定値を引いた差を求め、同様の分散分析を行った。差の全体平均は 0.28 と正の値となり、ネガティブ感情が強くなったことがうかがわれたが、やはり主効果、交互作用とも見られなかった。感情カテゴリー別の下位評定値についての分析も同様の結果であった。

裁判ビデオの VIS 以外の部分の視聴によりネガティブ感情が変化するかを見るために、VIS なし感情制御なし(コントロール)の条件におけるビデオ視聴前後の JUNAS 評定値の比較を行った。ビデオ視聴前(1.12)に比べ視聴後(1.50)は有意に高く($F(1,19)=9.76, p<.01$)、VIS を視聴しなくても裁判ビデオの視聴によってネガティブ感情が強くなったことが示された。さらに VIS の視聴も加わった効果を確認するために、VIS あり条件の3群についてビデオ視聴前とビデオ(VIS 含む)視聴後の JUNAS 評定値について評定の時期と感情制

御を要因とする 2×3 の分散分析を行った。その結果、視聴前(1.45)に比べ視聴後(1.75)の JUNAS 評定値は有意に高かった($F(1,56)=1.92, p<.05$)が、感情制御の効果は有意ではなかった。ビデオの視聴前後の評定値の差は、VIS を含まないバージョンを視聴した場合に比べ大きくはなく、数値上はむしろ小さかった。次いで、感情制御操作による感情の変化を見るために、VIS あり条件のうち感情制御を行った2群において、感情制御前(VIS 視聴後)と感情制御後の JUNAS 評定値を比較した。2(評定時期) \times 2(感情制御; 説示 vs. 説明)の2要因の分散分析の結果、評定時期の効果に有意な傾向が見られた($F(1,37)=3.91, p<.10$, 感情制御前; 1.71、感情制御後; 1.62)。

以上、個人内の比較では、裁判ビデオや VIS の視聴、感情制御といった実験操作は参加者のネガティブ感情に影響を与えていることが示されたが、個人間の比較では感情状態に有意な違いは見られなかった。さらに VIS の提示が単独で効果を持っているかどうかは実験計画の都合上、確認ができなかった。

個人に対する感情

被告人、被害者、被害者の母親に対する計6つの感情評定値について、VIS の有無と感情制御操作を要因とする 2×3 の多変量分散分析を行った。その結果、VIS の効果が有意であった($F(6, 108)=5.34, p<.001$)。また、交互作用に有意傾向が見られた($F(12, 216)=1.71, p<.10$)。感情制御の効果は有意ではなかった。個々の感情についてみると、有意な VIS の効果が、被害者に対する嫌悪と被害者の母親に対する嫌悪に見られ($ps<.05$)、被告人に対する怒りと被疑者の母親に対する同情に有意傾向が見られた($ps<.10$)。VIS は被告人に対する怒りと被害者の母親に対する嫌悪を強め、被害者に対する嫌悪と被害者母親に対する同情を弱めていた。

感情と有罪・無罪判断の関連

参加者のネガティブ感情に関する特性、感情状態、有罪・無罪判断間の関連を調べるために、これらの指標間の相関係数を計算したものを表1に示す。1%水準で有意な相関がみられた指標に注目すると、有罪の確信度との間に相関がみられるのは、被告人に対する怒りと同情のみであり、ピ

表 1. 感情に関する個人特性、感情状態、有罪確信度間の相関

| | AL | TA | J1 | J3 | AD | SD | SV | DV | SM | DM |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 反すう RUM | .370** | .273** | .193* | .206* | .150 | .076 | .070 | .140 | .028 | .020 |
| 怒りの持続 AL | | .625** | .283** | .307** | .308** | .053 | .122 | .104 | .153 | .105 |
| 特性怒り TA | | | .192* | .252** | .290** | .137 | .116 | .251** | .070 | .179 |
| ビデオ前の JUNAS J1 | | | | .475** | .172 | -.002 | .027 | .091 | .124 | .131 |
| 判断前の JUNAS J3 | | | | | .415** | .194* | .231* | .163 | .252** | .123 |
| 被告人への怒り AD | | | | | | -.191* | .334** | -.041 | .168 | .240** |
| 被告人への同情 SD | | | | | | | .097 | .557** | .193* | .150 |
| 被害者への同情 SV | | | | | | | | -.092 | .468** | .273** |
| 被害者への嫌悪 DV | | | | | | | | | .084 | .171 |
| 母親への同情 SM | | | | | | | | | | -.045 |
| 母親への嫌悪 DM | | | | | | | | | | |
| 有罪確信度 CG | | | | | | | | | | |

*: 5%水準で有意、** 1%水準で有意

ビデオ視聴前や判断前の JUNAS 評定値との間にはほとんど相関がみられなかった。また、怒りの持続しやすさや特性怒りなど、怒りに関する個人の特性は、JUNAS や個人に対する怒りや嫌悪と関連を持つことが示された。

そこで、有罪確信度と 1%水準で有意な相関を示した被告人に対する怒りと同情の評定値を取り上げ、また、個人に対する感情に VIS の有無が有意に効果を持っていたことにも注目し、これらとの間に有意な相関がみられた怒りに対する個人特性、有罪確信度との因果関係のモデル化を、共分

散構造分析を用いて、試みた。さまざまなモデル(逐次的モデル)を比較したところ、図 2 に示すモデルの適合度が最もよかった。適合度指標は、GFI=.978、AGFI=.945、CFI=.983、RMSEA=.033 であり、推定値もすべて 5%水準で有意であった。VIS の有無、被告人に対する怒り、被告人に対する同情、有罪確信度間のパスの引き方を変更した場合、図 2 のモデルより適合の良いモデルは得られなかった。

考 察

本研究の目的は、被害者による感情的な意見陳述、および感情制御操作が、裁判員による有罪・無罪の判断および裁判員の感情に影響を与えるか否かを検討することであった。実験の結果、有罪判断率は VIS の有無によって変わらず、JUNAS による感情状態の評定値にも VIS の有無による影響は見られなかった。一方感情制御についてみると、裁判員としての判断を求める直前に説示を与えることが、有罪判断率を減少させた。しかし、感情制御の操作が JUNAS の評定値に影響を与えることはなかった。

松尾と伊東(2013a)では見られた、VIS のネガティブ感情、有罪判断率への影響が見られなかった理由としては、本実験においては喚起された感情が十分に強くなかったことが考えられよう。個人内の比較では、裁判ビデオの視聴や感情制御が感情に影響を与えていることは示されているが、

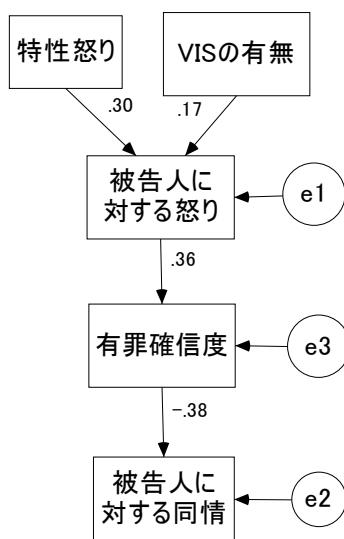


図 2. VIS の有無、被告人に対する感情、有罪確信度間の関係のモデル (数値は標準化推定値)

VIS が単独で感情に影響を与えているかは疑わしい。より強い感情を喚起する VIS の材料を用いた実験を行うことが必要であろう。

実験材料として用いた VIS に関しては、松尾と伊東(2013a)の実験ではスライドの文章とナレーションにより VIS が提示されたが、本実験では役者が演じたビデオであった。このような材料の場合、実験参加者が「役者が演じているのだ」という見方をしてしまい、強い感情が喚起されなかった可能性も考えられよう。

一方、被告人、被害者、被害者遺族(母親)に対する感情に目を向けると、VIS の影響が見られるものがいくつかあった。対象や感情の種類によって効果の方向が異なっていることから、これらの感情は認知的な解釈が強かかわった感情であるといえよう。このような感情に対しては、VIS の影響は表れやすいのかもしれない。この理由の一つとして、対象がはっきりしている場合の方が自分の感情を評価しやすいのではないか、ということが考えられる。あるいは、「このような状況ではこのような感情を感じるはずだ」といった、むしろ認知が先行した判断が評定に現れたためである可能性も考えられよう。

感情に関する個人特性、感情状態、有罪・無罪判断の間の関連に関しては、以下の点が注目に値しよう。まず、個人特性、特に怒りの持続しやすさと特性怒りがいくつかの感情状態の指標と有意な相関を示している点である。もう一つは、感情状態の中で有罪確信度と相関がみられたのは、JUNAS で測られた一般的で特定の対象に限定されないネガティブ感情ではなく、特定の個人に向けられた感情である、という点である。これらの関係と、先に述べた、VIS の影響が JUNAS の評定値には見られないが特定の個人に対する感情には見られた、という結果を合わせて考察すると、VIS の効果が個人に対する感情を介して有罪・無罪の判断に影響を与えている可能性も考えられる。

この可能性を確かめるために、個人特性、個人に対する感情評定値、有罪確信度の関係のモデルでは、図 2 に示したモデルがよい当てはまりを示した。すなわち、VIS は被告人に対する怒りをある程度強めるが、被告人に対する怒りの程度は、怒りっぽい、怒りが持続しやすい、といった個人

差の影響を強く受ける。そして、被告人に対する怒りは被告人を有罪とする方向に裁判員を動かす。一方、被告人に対する同情は、被告人を有罪と考えることにより弱まるものと考えられる(悪いことをしたのだから、同情には値しない、など)。このモデルの妥当性は、より多くのデータにより検討される必要があると考えられるが、本実験の結果は VIS の有罪・無罪判断への影響を否定するものというより、影響が存在する可能性を示すものであるということができよう。

感情制御は、個人内の比較結果からは、ある程度の効果があったことが示されているが、個人間の比較で差が表れるほどの効果は見られなかった。にもかかわらず判断前に教示を与えることが有罪判断率を減少させたのは、感情の変化を介して、というよりも、認知に直接的に働きかけたためと考えられるであろう。

文 献

- Bright, D. A., & Goodman-Delahunty, J. (2006). Gruesome evidence and emotion: Anger, blame, and jury decision-making. *Law and Human Behavior, 30*, 183-202.
- 伊藤拓・上里一郎 (2001). ネガティブな反すう尺度の作成およびうつ状態との関連性の検討. *カウンセリング研究, 34*(1), 31-42.
- 松尾加代・伊東裕司 (2013a). 感情を喚起する情報が模擬裁判員の事実認定判断とネガティブ感情に及ぼす影響. 本報告論集.
- 松尾加代・伊東裕司 (2013b). マインドセットと説示の効果: システムティック情報処理が判断と怒りに及ぼす影響. 本報告論集.
- 鈴木平・春木豊 (1994). 怒りと循環器系疾患の関連性の検討. *健康心理学研究, 7*(1), 1-13.
- 渡辺俊太郎・小玉正博 (2001). 怒り感情の喚起・持続傾向の測定 —新しい怒り尺度の作成と信頼性・妥当性の検討—. *健康心理学研究, 14*(2), 32-39.

裁判員裁判と量刑予断の防止

泷野貴生
(立命館大学)

キーワード：量刑予断 適正手続 裁判員

I 課題と方法

施行から3年余りが経過した裁判員制度には、理論的にも運用の面でもさまざまな問題点が残されている。とりわけ、手続二分や裁判員に量刑判断をさせることの是非が、裁判員制度施行後も検討課題としてしばしば挙げられているところからもわかるように、裁判員制度が現に抱えている問題点の一つとして、量刑の不安定さに対する懸念を挙げるができるように思われる¹。

もちろん、量刑をめぐる問題は主として刑法の領域に属する。しかし、量刑に当たっていかなる要素を使用し、あるいは重視するにせよ、刑事裁判において個別の事案との関係で具体的な刑の量を定めるためには、量刑上斟酌されるべきそれぞれの要素の存在または不存在を確定させるための事実が認定されていることが前提となる。言うまでもなく、刑事裁判において事実の認定は証拠に基づいて行われなければならないから、量刑に関しても、いかなる証拠を使用し、どのような証拠調べを行って事実を認定すべきか、という手続法上の問題は常に付いて回る。

ところが、裁判員裁判の実施に伴い、本来、当事者による十分な吟味を経るべき資料が当事者によって十分にチェックされることなく、証拠としての位置づけがあいまいなままに、事実上、裁判員・裁判官の心証形成に用いられているのではないか、という疑問が顕在化してきているように思われる。

そこで、以下では、アメリカでの量刑手続について、陪審によっては審理されず、認定されない事実を判決前調査報告などを通じて量刑資料として用いることの是非をめぐる議論を検討し、そこでの知見から、裁判員制度の下での量刑手続における適正手続保障のあり方を探ることとしたい。

II 量刑事実の立証をめぐるアメリカの判例動向

1 Williams 判決

量刑資料に対して反対尋問の機会を保障すべきか否かという点について判断し、現在でも判例とされているのは、1949年のWilliams判決²である。事案は次のような経緯を経て、連邦最高裁に持ち込まれた。

ニューヨーク州裁判所において、陪審は被告人を第1級殺人罪で有罪と判断し、量刑として終身刑を勧告したが、量刑審理で、事実審裁判官は被告人に対して死刑を言い渡した。死刑判決を科す理由として裁判官は、陪審が有罪を認定した証拠を裁判所が「保護観察局およびその他の情報源を通じて」得た追加の情報に照らして考慮したと述べた。追加の情報に対して、量刑手続で反対尋問の機会は与えられていなかった。連邦最高裁は、以下のように述べて、保護観察官報告書に対して反対尋問の機会を保障しないことは憲法に違反するものではないと判示した。

「我々は、もし情報が公開の法廷での反対尋問に晒された証人によって提供された情報に限られるとしたら、理性的な量刑を導くために現在、裁判官によって依拠されている情報のほとんどが利用できなくなってしまうことを認識しなければならない。そして、現代の保護観察官報告書は被告人の生活のあらゆる側面に関する情報に接近している。このような質、量の情報を公開の法廷で反対尋問を伴う証言で得ることは、不可能ではないとしても全く現実的ではない。」³

しかし、連邦最高裁は、2000年代に入ると、Apprendi判決⁴、Blakely判決⁵、Booker判決⁶の3判決を立て続けに出し、Williams判決の射程を絞り、量刑事実の認定にも適正手続の保障を拡充

する方向を示すようになった⁷。

2 Apprendi判決⁸

Apprendi 判決の事案は、以下のようなものであった。

被告人 (Apprendi) は、アフリカ系アメリカ人の家族が住む家に数発の弾丸を撃ち込んだ。逮捕後の取調べで被告人は警察官に対して、後に撤回したが、「彼らは肌の色が黒いので近所にいて欲しくない」と供述した。ニュージャージー州では憎悪犯罪 (hate crime) 法によって、事実審裁判官が証拠の優越に基づいて、「被告人が、人種、肌の色、…を理由に個人あるいは集団を脅す目的で犯罪を行った」と認定した場合に、刑が加重されることになっていた。事実審裁判官はけん銃発射の有罪答弁を受け入れた後、被告人の犯行目的を争点とした証拠に関する審理を行い、被告人の供述についての警察官の証言を信頼できると認定したうえで、証拠は「犯罪が人種的偏見に動機づけられた」ことを支えていると根拠づけた。裁判官は、「証拠の優越によって」被告人の行為は法律で規定された「脅しを目的として」行われたと認定して、憎悪犯罪による刑の加重を適用したので、これを争って被告人が連邦最高裁に上訴した。

法廷意見 (スティーブズ裁判官執筆。スカリア、スータ、トマス、ギンズバーグ各裁判官同調) は、まず、Williams判決を引用して、事実審裁判官は個別の事件において法律の制限の枠内で量刑を科す本質的な自由裁量を行使できるとした。つまり、連邦最高裁は、Williams判決自体は破棄しなかった。しかし、他方で法廷意見は、修正 14 条の適正手続条項と修正 6 条の公平な陪審による裁判を受ける権利とを合わせると、これらの権利は議論の余地なく、「被告人が訴追されている犯罪の全ての構成要素について有罪であることを合理的な疑いを越えて陪審が決定すること」を求める権利を被告人に与えているとした⁹。

すなわち、結果として、連邦最高裁は、規定された法令の上限を越えて犯罪に対する刑を重くする事実は、前科に関する事実を除きいかなるものであっても陪審に提出され、合理的な疑いを越えて証明されなければならない、という新たな規範定立を行い、Williams 判決の射程を限定したので

ある。そして、本事案の解決としても、犯罪を行う際の被告人の目的は、犯罪の構成要件の中核に接しているから陪審の決定を必要とするとして、被告人に対する加重された量刑を破棄した。

これに対して、ブライヤー裁判官 (レンキスト裁判官同調) は、陪審に対して関連しうる量刑要素の全て (あるいはその多く) を提出することを許すには関連する要素があまりに多すぎるし、連邦の量刑裁判官は、保護観察官の判決前調査報告書から関連する量刑事実情報を得る一方で、有罪判決を受けた犯人に対して、公判と同じ型の証拠法の利益は与えていないけれども、裁判官の面前での審理の際に情報の正確性を争うことは許してきたとして、法廷意見を厳しく批判する反対意見を述べたが¹⁰、連邦最高裁の多数派を形成することはできなかった。

3 Blakely判決

連邦最高裁は、次いで、Blakely判決において、Apprendi 判決で連邦最高裁が打ち出した立場を一層明確にした。Blakely 判決の事案は次のようなものであった。

被告人 (Blakely) は、火器所持を伴った第 2 級誘拐罪で有罪答弁を行った。州法は、その罪で有罪判決を受けた者に対して、10 年を越える拘禁刑を科してはならないと規定していた。さらに、ワシントン州量刑改革法は、火器所持を伴った第 2 級誘拐の「標準的刑期」を 49 カ月から 53 カ月と定めており、裁判官は、「例外的量刑を正当化する実質的かつやむにやまれぬ理由」を認定した場合に限って、標準的刑期を越える量刑を科すことができるとしていた。本件で、検察官は標準的刑期の範囲内で求刑したが、誘拐についての被害者の供述を聞いた後、裁判官は検察側の勧告を拒否して、「故意に残忍に」行為を行ったとの理由で、例外的量刑を適用して 90 月の拘禁刑を言い渡したので、被告人が連邦最高裁に上訴した。

法廷意見 (スカリア裁判官執筆、スティーブズ、スータ、トマス、ギンズバーグ各裁判官同調) は、Apprendi判決の目的とする“法律上の上限”とは、裁判官が陪審評決に反映されたか、あるいは被告人によって自白された事実のみにもとづいて科すことのできる刑の上限のことであり、裁判

官が追加的事実の認定をした後に科すことのできる刑の上限ではない、旨判示した¹¹。そして、本事案において、「故意に残忍な」という事実を認定しないと刑の加重はできなかったが、この事実を陪審は認定していないので、被告人に対する量刑は破棄されると結論付けた。

本事案でも、ブライヤー裁判官（オコナー裁判官同調）は、裁判官が判決前調査報告書を見て、陪審公判で立証されたか否かにかかわらず行為者が実際に関与した犯罪行為に重きを置いて量刑をすべきとする刑罰個別化思想および、報告書に対して被告人は量刑審問の場で反論することができたことを拠り所に反対意見を述べたが¹²、法廷意見を形成するには至らなかった。

4 Booker 判決

Booker 事件においては、量刑ガイドラインを越える量刑が問題となった。被告人（Booker）の犯罪歴および陪審によって認定された薬物の量（92.5グラム）に基づいて、量刑ガイドラインは地方裁判所裁判官に210月以上262月以下の基礎刑を選択するように求めていた。しかしながら、裁判官は、公判後の量刑手続を行い、証拠の優越でもって、被告人はさらに566グラムのクラックを所持していること、司法妨害罪で有罪であることを結論づけた。それらの事実認定はガイドライン上、裁判官に対して360月以上または終身刑の選択をするように要求しており、裁判官は被告人に対して360月の拘禁刑を科した。すなわち、陪審によって合理的な疑いを越えて証明された事実を基礎にしたときに科すことのできる21年10月（262月）の刑の代わりに、被告人は30年の自由刑を言い渡された。この判決を連邦控訴裁判所が破棄したため、検察側が連邦最高裁に上訴した。

この事案に対して、連邦最高裁はスティーブンズ＝スカリア両裁判官を中心とするグループとブライヤー＝オコナー両裁判官を中心とするグループとに意見が分かれ、ギンズバーグ裁判官がそのどちらの意見にも同調したため、異なる方向性を持つ2つの法廷意見が同居するという一種のねじれ状態が生じるようになった。

まず、Apprendi判決以降の判例規範が量刑ガイドラインにも適用されるか、という問題について

は、スティーブンズ＝スカリア両裁判官グループ（ほかに、スータ、トマス、ギンズバーグ各裁判官が同調）が法廷意見を形成し、適用を肯定する結論を導き出した¹³。

これに対して、量刑ガイドラインをどのように変更すれば、Apprendi判決の規範の適用を外すことができるか、という論点については、ブライヤー＝オコナー両裁判官グループ（ほかに、レンキスト、ケネディ、ギンズバーグ各裁判官同調）が法廷意見を形成し、ガイドラインを強行規定にしている条項に限って効力を失わせ、その結果、ガイドラインを勧告的規定として位置づければ、Apprendi判決規範は適用されなくなると判示した。ところが、他方で、ブライヤー法廷意見は、量刑法が、犯罪の重大性を反映し、法に対する尊重を促進し、適正な処罰を提供し、十分な抑止効果を与え、市民を保護し、そして被告人に必要とされる教育的あるいは職業的訓練ならびに医療的保護を効果的に与える量刑を科すことを裁判官に求めている以上、勧告的規定になったとしても、裁判官は他の量刑目標とともにガイドラインを考慮することを要求されるとも述べており、事実上、ガイドラインを考慮するように強く要求する内容になっていたのである¹⁴。

このようにBooker判決によって、判決前調査報告書を利用した「現実行為」に基づく量刑、すなわち、陪審による合理的な疑いを越える証明によらない事実に基づく量刑を實際上、可能にする方法に対して道が開かれることとなった。

5 その後の連邦最高裁判例

量刑事実について、陪審公判のもとで完全な適正手続を被告人に対して保障したうえで、合理的な疑いを越える証明に基づいて認定する必要があるか、という点に関する連邦最高裁の対立は、Booker判決以降も、裁判官の退任、任用に伴ってその構成を変えつつも、依然として続いている。

Cunningham事件¹⁵では、裁判官が1つ以上の追加的加重事実を認定しない限り、12年の中間期間を被告人（Cunningham）に言い渡すべきことを義務付けていたカリフォルニア州定期量刑刑法のもとで、公判終了後の量刑審理に基づいて、事実審裁判官が証拠の優越でもって、被害者が特に

傷つきやすい者であることや被告人の暴力行為など6つの加重状況を認定して、被告人に対して長期間の16年を宣告したことが、修正6条および修正14条によって保障された被告人の陪審裁判を受ける権利を侵害するか否かが争われた。本事案では、スカリア裁判官グループ（ギンズバーグ執筆。ほかに、ロバーツ、スティーブンス、スータ、トマス裁判官同調）が法廷意見を形成し、カリフォルニア州法は修正6条に違反すると結論付けた。すなわち、「カリフォルニア州定期量刑刑法のもとでは、長期間刑は、事実審裁判官が加重事情を認定した場合に限って科されうる。…。それゆえ、Blackely判決と調和させると、長期間ではなくて、カリフォルニア州法で規定された中間期間が関連する規定の上限である。…。加重事情は陪審ではなくて裁判官によって認定され、合理的な疑いを越える証明ではなく、単に証拠の優越で証明されればよいので、カリフォルニア州定期量刑刑法は、Apprendi判決の明確な基準ルールに違反している」¹⁶とされたのである。

一方、Ice事件¹⁷では、裁判官が法律で規定された事実を認定しない限り、複数の事案に対して科された複数の刑は同時並行して執行されると定めるオレゴン州法のもとで、裁判官が、「犯罪結果が同一の一連の行為から生じている」か、あるいは「犯罪行為が、2つ以上の犯罪を犯そうとする被告人の意図を示している」か、または「犯罪行為が、被害者…に対してより大きなあるいは量的に異なった損失、傷害、害悪をもたらした…」ということ認定して、複数の刑を連続的に執行する刑を科することができる（したがって、全体の刑期は長期化することになる）とするオレゴン州法の規定が、Apprendi判決規範に反しないかどうか争われた。この事案では、ブライヤー裁判官グループ（ギンズバーグ裁判官執筆。ほかに、スティーブンス、ケネディ、アリート各裁判官が同調）が法廷意見を形成し、連続的執行を認める規定にApprendi判決規範は適用されず、同規定は修正6条に違反しないと結論付けた¹⁸。これに対して、スカリア裁判官グループ（スカリア裁判官執筆。ほかにロバーツ、スータ、トマス各判事同調）は、「オレゴン州の量刑枠組みは、陪審ではなくて裁判官が被告人をより長期にわたって収容するため

に必要な事実を認定することを許容しているので、我々が8年前に判示し〔Apprendi判決を指す〕、それ以来何回かにわたって再確認してきたことに直接、矛盾する。…本事案では、被告人が、2つの有罪判決をもたらした行為によって被害者に対する“別の害悪”をもたらしたという事実を認定することなしに連続的刑期の量刑を科することはできなかった。したがって、裁判官の事実に関する認定が、彼が科した刑罰にとって“必須”のものであったことに疑う余地はない¹⁹と述べて、法廷意見を厳しく批判している。

III 分析と展望

1 判例の分析

現在でも判例としての効力を失っていないWilliams判決は、量刑手続への適正手続保障に消極的であった。Williams判決がそのような結論に至った背景には、量刑資料を制限することが改善更生判断のための多様な情報の獲得を阻害し、妥当な量刑を得られにくくするという考えと、さらにその背景として保護観察官を被告人に対する援助的性格を有するものと理解し、判決前調査報告書も被告人に対する援助的な内容を持つものであるとする報告書に対する信頼がある。

しかし、Apprendi判決、Blakely判決は無制限な証拠の許容に一定の制限をかける方向に転換した。とくに、当該事実が認定されなければ加重できないような事実に基づいて、もとの規定の範囲を越えて刑を加重する際には、規定の形式を問わず、陪審による合理的な疑いを越える証明を要求したこと、およびその要求を修正6条の憲法上の要求としたことの意義は少なくない。ただ、これらの判決も5対4のきわどい差であり、判例としての安定性には欠くきらいがあった。また、問題となっている事実が、構成要件に当たる事実か、単なる量刑上の事実かの振り分け基準は必ずしも明確にされていない点にも、規範として不安定な要素を抱えている。

そして、現に、任意規定化すればそこで規定されている事実を考慮して陪審による認定なく刑を加重してもかまわないという、Apprendi判決、Blakely判決とは逆の流れが、Booker判決によって再び出てきている。

しかも、スカリア派の意見も、陪審によって認定されるかあるいは被告人が自認した事実のみに基づいて許される科刑の幅の範囲内であれば、陪審が認定していない事実に基づいて刑をその幅の範囲で重くすることは認められるとしており²⁰、加重事実すべてに公判での適正手続保障を完全に適用すべきとは考えていないことがわかる。要するに、争われている事実がいったん単なる量刑上の事実と振り分けられれば、現在でも、Williams判決の規範が適用され、厳格な適正手続の保障は要求されないのである。実際、その後の下級審判例でも、Williams判決に照らして、量刑手続における密告者²¹あるいは共犯者²²、被害者²³についての捜査官による伝聞供述や共犯者の供述書²⁴の使用が、認められている。

他方、注意すべきなのは、第一に、Booker判決の再転換の流れ自体もまだ不安定であるということである。Ice判決からも分かるように、Apprendi判決はBooker判決後も判例としての効力を失っていない。また、Cunningham判決から分かるように、Booker判決後、陪審による認定が必要な事実と振り分けられる事実が縮小一辺倒になっているわけでもない。

第二に、ブライヤー派も、量刑手続に適正手続保障が不要であるとは一貫して言っていないということである。ブライヤー派は、単に厳格な伝聞法則などの適正手続の完全な適用までは量刑の妥当性を阻害するから不要であると言っているのにすぎず、判決前調査報告書などで挙げられた事実について裁判官の面前で争う機会が保障されるべきことを前提に議論している。この点は、下級審判例でも、量刑手続における伝聞証拠の使用に何らの憲法上の制限も存在しないわけではなく、使用するためには、補強証拠²⁵あるいは、それに代わる合理的正確性を支える信頼性についての十分な徴²⁶または信頼性についての最小限の徴²⁷が要求されることが繰り返し確認されている。実際に、補強証拠もなく供述の信頼性を立証する他の証拠もないとして共犯者の宣誓供述書に依拠して行われた量刑を破棄した事例も存在する²⁸。さらに、連邦量刑ガイドラインおよび運用指針でも、量刑手続においても適正手続に対する一定の保障は要求されることが明記されている²⁹。

2 課題と展望

このように見てくると、アメリカの議論も、量刑手続への適正手続保障の適用について確固とした方向性を確立できているわけではなく、適正手続保障の必要性和量刑資料の多様性の確保（適切な処遇にふさわしい結論の確保）との間のどこに調和点を求めるかで揺れている状況にあるように見える。しかし、ブライヤー派にしても、量刑に関する資料が何らの制約もなく判断者に提供され、判断者は自由な形式でその資料に含まれる情報を取得して、量刑についての心証を形成する裁量を有するとは考えておらず、一定の適正手続保障が必要であるとする点では共通している。また、Apprendi判決以降の流れは、揺り戻しはあるものの全体としては緩やかながら適正手続保障の強化の方向に動きつつあると評価することもできそうである。このようなアメリカの問題意識および具体的な解決方法のあり方は、日本においても十分参考にすべきであると考えられる。

¹ 裁判員裁判の判決書に現れた量刑理由を実証的に分析して、量刑の不安定さに対する懸念を表明するものとして、金岡繁裕「裁判員裁判における量刑理由の検討—主として公平性の観点から」季刊刑事弁護 64号（2010年）82頁。

² Williams v. New York, 337 U.S. 241(1949).本判決を紹介するものとして、参照、島田良一「量刑手続と被告人の『対面権』」阪大法学 54巻4号（2004年）107頁以下。

³ Id. at 249-250.

⁴ Apprendi v. New Jersey, 530 U.S.466(2000).

⁵ Blakely v. Washington, 542 U.S. 296(2004).

⁶ United States v. Booker, 543 U.S. 220(2005).

⁷ Apprendi, Blakely, Booker の各判決について詳細に紹介し、アメリカにおける陪審に対する歴史的理解の相違の観点から判決の意義を分析するものとして、勝田卓也「米国における陪審審理を受ける権利と量刑に関する近年の最高裁判決（1）（2・完）」大阪市立大学法学雑誌 54巻1号（2007年）409頁、同54巻3号（2008年）213頁。なお、参照、田中利彦「量刑基準と陪審裁判の権利」法律のひろば 59巻6号（2006年）66頁、ステイブン L. チャネンソン（平山真理訳）「革命か進化か—米国連邦量刑手続における最近の展開」

比較法学 44 卷 3 号 (2011 年) 33 頁。

⁸ *Apprendi* 判決については、なお参照、丸田隆「アメリカ刑事陪審における量刑実情—裁判員による量刑を考えるために」甲南法学 51 卷 4 号 (2011 年) 32 頁以下、岩田太「ヘイト・クライムをめぐる手続的保障—陪審の領分を中心に—」ジュリスト 1200 号 (2001 年) 196 頁、高山佳奈子「刑の加重と陪審裁判を受ける権利の範囲」アメリカ法 2001 年 1 号 270 頁。

⁹ *Apprendi v. New Jersey*, 530 U.S.466, 476-477(2000).

¹⁰ *Id.* at 557.

¹¹ *Blakely v. Washington*, 542 U.S. 296, 303-304(2004).

¹² *Id.* at 338-339, 342.

¹³ *United States v. Booker*, 543 U.S. 220, 235, 243-244(2005).

¹⁴ *Id.* at 259-260.

¹⁵ *Cunningham v. California*, 549 U.S. 270(2007).

¹⁶ *Id.* at 288-289.

¹⁷ *Oregon v. Ice*, 555 U.S. 160(2009).

¹⁸ *Id.* at 168, 170-171.

¹⁹ *Id.* at 173.

²⁰ See, *United States v. Booker*, 543 U.S. 220, 278(2005).

²¹ *United States v. Chau*, 426 F. 3d 1318(11th Cir. 2005).

²² *United States v. Pratt*, 553 F.3d 1165(8th Cir. 2009); *United States v. Littlesun*, 444 F.3d 1196(9th Cir. 2006).

²³ *United States v. House*, 551 F.3d 694 (7th Cir. 2008); *United States v. Cook*, 550 F.3d 1292(10th Cir. 2008); *United States v. Docampo*, 573 F.3d 1091(11th Cir. 2009).

²⁴ *United States v. Roche*, 415 F.3d 614(7th Cir. 2005).

²⁵ *United States v. Pratt*, 553 F.3d 1165(8th Cir. 2009); *United States v. Docampo*, 573 F.3d 1091(11th Cir. 2009).

²⁶ *United States v. House*, 551 F.3d 694(7th Cir. 2008); *United States v. Roche*, 415 F.3d 614(7th Cir. 2005).

²⁷ *United States v. Fields*, 483 F. 3d 313, 337(5th Cir. 2007); *United States v. Cook*, 550 F.3d 1292(10th Cir. 2008); *United States v. Littlesun*, 444 F.3d 1196(9th Cir. 2006).

²⁸ *United States v. Jimenez-Martinez*, 83 F.3d 488(1st Cir. 1996).

²⁹ 2011 Federal Sentencing Guidelines Manual6A1.3.(a)(http://www.ussc.gov/Guidelines/2011_Guidelines/Manual_HTML/Chapter_6.htm).情報の信頼性についての十分な徴と反対当

事者による情報提供の機会の付与を要求。

取調べとその可視化

指宿 信
(成城大学法学部)

キーワード：被疑者取調べ、可視化、裁判員裁判

1. はじめに

1) 取調べの機能と目的

犯罪捜査にあたっては、被疑者の取調べが不可欠の手段と考えられている。取調べで被疑者から自白を得られれば、動機から手段や方法、証拠の在処まで公判において有罪を立証するのに必要な情報や資料の多くを獲得できる。憲法も刑事訴訟法も、自白だけで有罪とできないと定めているもの（日本国憲法 38 条 3 項、刑事訴訟法 319 条 1 項）、自白は証拠の王と言われるとおり、自白以外の証拠についても自白から得られることが多い。したがって捜査機関はこれまで、自白を得るために取調べを重視してきた。

刑事訴訟法は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる」（第 198 条）と定めて、捜査機関に取調べの権限を認めている。その目的と機能は、取調べをする相手方（被疑者）に問いを発し答えを求め、供述という「証拠」を収集するところにある¹。加えて、法執行機関による被疑者の取調べには、反省や悔悟を促すカウンセリング機能が備わっていて再犯防止に有効に働くという見解が示されることもある²。

取調べで語られる供述は、「調書」と呼ばれる書面に記録（録取）される。記録者は取調べ官であったり補助者である場合もある。録取にあたってはすべての発言が逐語的に記録されるのではなく、通常、一人称のかたちで整序された物語形式の文章となっていることが多い。まれには一問一答式の

場合もある。調書を証拠とするために、法は供述者に調書の内容を読み聞かせ誤りのないことを確認させた上で、調書の末尾に被疑者が署名・押印をおこなうよう要求している（被疑者については刑事訴訟法 322 条 1 項）。要するに、供述調書がいかに大量に作成されたとしても、調書とは取調べ室でのやりとりをそのまま記録再現したものではなく、あくまで後の刑事手続に向けて捜査機関によって作成された（証拠化された）記録である。

2) 取調べが生んだ誤判えん罪

取調べにおいて被疑者が自己に対する犯罪の嫌疑を承認する供述を「自白」というが、これまで多くの誤判えん罪事件が起きており、自白に信用性がないとして無罪とされたケースもあれば、有罪がいったん確定した後に長い年限を経て再審段階で有罪の根拠となっていた自白の信用性が否定されたケースも少なくない³。たとえば、足利事件（誘拐殺人事件）や富山氷見事件（強姦事件）といった凶悪事件が近時の典型例である。つい最近では、コンピュータのなりすまし事件について被疑者の自白が得られていたにもかかわらず、真犯人の存在が確認されたケースが発覚したことは記憶に新しい。また、志布志事件（投票買収事件）のようにアリバイの成立が認められたケースで自白の信用性が否定された例もある。

どうして取調べは無実の者から虚偽の自白を取ってしまうのか。確かに被疑者の中には圧力に弱い性格から容易にウソをついてでもその場の厳しい取調べという厳しい状況を逃れようとする者も

¹ 村上尚文『取調べ』（立花書房、1979）など。

² 渥美東洋「取調べの適正化-とりわけ電子録音・録画=いわゆる可視化について」判例タイムズ 1262 号（2008）45 頁。

³ 虚偽自白と誤判えん罪に関する文献は数多いが、たとえば、日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』（現代人文社、1998）特に 73 頁以下を参照。

存在する（「供述弱者」と呼ばれるカテゴリー）。そうした取調べられる側に虚偽自白の原因が存在するケースもあるものの、一般に取調官は目の前の被疑者を逃しては「真犯人であったら問題」だと考えてしまう⁴。そこでは目の前の被疑者が「真犯人でなかったら問題」だという思考が働きにくい⁵。だが、後者の場合にも被疑者が真犯人でないのに虚偽の自白をさせたときには真犯人を逃すことになってしまう。すなわち、虚偽自白とは一個の重大な間違いに止まらず、真犯人を逃すという社会にとって大きなリスクを生み出すことから二個の重大な間違いを犯すことになる⁶。

3) 取調べの心理学

我が国の取調べには弁護人の立ち会いが許されていない。そのため、密室でおこなわれた取調べで獲得された自白の任意性や信用性が法廷で争われた場合にはしばしば水掛け論となっていた。そこで、被疑者の取調べを録音録画しておけば、不毛な議論を簡単に解決できるのではないか、あるいは、上記のような虚偽の自白の出現を防ぐことができるのではないか、という期待が生まれた。1960年代には海外の警察で取調べの録音が報告されている。わが国でも複数の事件で被疑者の自白がテープ録音されたケースが確認されているが、こうした録音は取調べをコントロールする目的ではなく、もっぱら供述の任意性や信用性を担保する観点からごく一部分だけ記録されていた。

このような被疑者取調べの録音録画のことをわが国では「取調べの可視化」と呼ぶ。この呼び方には、調書作成がおこなわれている密室の取調べを透明化するという意図が込められており、犯人の供述を調書に記録するという趣旨とは異なった発想に立っている。

⁴ 浜田寿美男『自白の心理学』（岩波新書）、同『取調室の心理学』（平凡社新書）等を参照。

⁵ 日本では、取調官は否認する被疑者が「もしかしたら白ではないか」という疑念をもって取り調べてはならない、と教えられてきた。増井清彦『犯罪捜査101問』（立花書房、2000年）参照。

⁶ そうした二重の間違いの典型例が足利事件である。SさんはDNA型鑑定によって犯人とされ、18年を獄中で過ごした。その間に時効が成立してしまい、何件もの同種事件の解明が不可能となった。

2. 取調べの可視化

1) 可視化前史

我が国では、1980年代に死刑再審四事件が無罪となった際にいずれの事案でも自白がもとの裁判で中心的証拠であったことを踏まえて、被疑者取調べをどう規律するが論議され始めた。初期に取調べのテープ録音を積極的に提案した論者として、故・渡部保夫がいる。渡部は最高裁調査官まで勤めた刑事専門の裁判官で自白の信用性判断に関する論文を執筆するなどしていたが、イギリスで導入された録音制度を参考とするよう我が国への導入を主張した⁷。実務家を中心として賛同意見は示されたものの、学者から強い賛同を得ることは少なかった⁸。

他方、取調べの録音録画を積極的に訴えたのは弁護士たちであった。2003年10月に日本弁護士連合会は「被疑者取調べ全過程の録画・録音による取調べ可視化を求める決議」を上げ、同年、録音録画を義務づける刑事訴訟法の改正を提案し、以後、可視化を求める最大のアクターとなった⁹。当初は日弁連の動きに積極的な反応は見られなかったが、2009年に施行される裁判員裁判の実施がこの問題に大きな影響力を与えることとなった。すなわち、国民が関与する裁判員裁判で自白の任意性・信用性判断を的確におこなうための資料として、これまでの調書に代わる道具を用意する必要があるという考え方から、被疑者の取調べについて（たとえ一部ではあっても）録音録画を

⁷ 渡部保夫「被疑者の尋問とテープレコーディング」判例タイムズ566号（1985）1頁等参照。

⁸ 学界では、取調べを拒否する権利を被疑者に認めるか、あるいは取調べを受ける場合でも弁護人の立ち会いが不可欠だとする見解が強く、現状の取調べを肯定する発想として可視化論を遠ざけていた。たとえば、刑事訴訟法研究者が40人も参集して作られた、井戸田侃『総合研究＝被疑者取調べ』（日本評論社、1991年）は800頁を越える大著で、わが国における取調べに関する最も包括的な研究成果と言えるが、取調べの録音録画に関する言及は驚くほど少ない。可視化論を含む取調べの改善方向については特に、川崎英明「違法取調べの抑制方法」同書85頁参照。

⁹ 小坂井久『取調べ可視化論の現在』（現代人文社、2009年）参照。

しておくべきだ、という流れが生まれたのである。特に現役の裁判官の中からこうした観点に立った強力な可視化賛成論が現れたことが捜査機関には強いプレッシャーとなっていった。

そうした中、2006年には検察庁で、2008年には警察庁で、それぞれ限定的ながら取調べの録画が始まった。2007年5月には東京地裁が検察庁で記録された取調べ録画DVDを初めて証拠採用し、法廷で再生された。その間、民主党（当時、野党で参議院では第一党であった）から被疑者取調べの録画を義務づける、いわゆる「可視化法案」が二度にわたって参議院に提出され可決されたものの、衆議院で賛成を得られずに廃案となっている。しかし、法的義務はないものの、検察庁では裁判員裁判の開始に伴い2010年8月から試行的拡大として裁判員裁判対象事件において全過程の録音録画をおこない始めた。

2) 可視化論争

当初の日弁連案や民主党案は、検察や警察によって試行された一部記録方式とは異なり、あくまで取調べの最初から最後までを全部することを義務づけようとしていた。すなわち、全部記録方式は、前述したような誤判の経験を踏まえて、虚偽自白や違法な取調べを規制するという意図が背後にあったが、検察や警察は、あくまで裁判員裁判で検察側立証の際に自白の任意性や信用性の判断を容易にさせるということが目的とされていた。

したがって、検察や警察サイドからは全部記録方式に対しては強い異論が当初から示されていた。学界にもそうした思考を支持し、全部記録方式の危険性を指摘する声もあった。具体的に反対の理由としては、第一に、被疑者と取調官の人間関係が自白を得るには重要であり、全て録画されている状態では被疑者が心を開くことが阻害する恐れがあること、第二に、組織犯罪やホワイト・カラー犯罪のようなケースでは被疑者が組織の報復や業界等での不利益を恐れて会話や供述を拒む恐れがあること、第三に、全ての取調べ経過を記録することは被害者や第三者のプライバシーに関わる事柄が記録されてしまうため不適切であること、第四に、取調べ時間が長時間に及ぶためコスト的

にも負担が大きいこと、が指摘されてきた¹⁰。

こうした反対論は、良好な人間関係を築くことが出来ていることが前提とされていることが伺われるが、実際の虚偽自白事例やえん罪事例をみればそうした前提自体に疑問も生じてくる。たとえば、志布志事件では、投票買収にかかわったとして取り調べを受けていたKさんが容疑を否定するのに対して、取調官は、A4の用紙に「お前をそういう息子に育てた覚えはない」などと書いた上にKさんの足首を掴んで踏ませるといった行為をおこなった。これは後に「踏み字事件」として有名になった¹¹。また、オウム真理教が起こした松本サリン事件で、最初に犯人と疑われ取り調べを受けた河野義行さんは、「いきなり私を指さして“お前が犯人だ”というわけです。・・“さっさと自分がやったことを認めろ”と言われた」と述懐している¹²。

すなわち、虚偽自白を生み出す温床として批判されてきた取調室内部の密室性と、そこで行われる取調べ実態の深い闇こそが可視化問題の焦点となっていたわけである。そうした批判を受けた警察庁は、裁判員裁判の開始を翌年に控えた2008年11月に「警察捜査における取調べの適正化について」を策定し、捜査部門以外の取調べの監督、監督対象行為の明確化、取調べ時間管理の厳格化、取調室への透視鏡等の設置をおこなった。

3) 全面的可視化に向けた動き

ところが、可視化先進国と呼ばれるイギリス（80年代から録音制度を開始）などでは取調べ全体を記録することが義務づけられているし、アメリカ諸州のように殺人罪等に限定した録画をおこなうところでも全部記録方式が標準とされている。そのため、海外にならって、裁判員裁判の立証といった限定的な目的のためではなく、もっと広い

¹⁰ 川出敏裕「被疑者取調べの在り方について」警察政策11号（2009）162頁。

¹¹ 朝日新聞鹿児島総局『「冤罪」を追え』（朝日新聞社、2008年）110頁以下、朝日新聞志布志取材班『虚構 ドキュメント志布志事件』（岩波書店、2009年）250頁以下など参照。

¹² 河野義行「取調室でなにがあったか」『取調べの可視化で変えよう、刑事司法！』（現代人文社、2004年）4頁参照。

範囲で録音録画をおこなう全部記録方式が有力に唱えられるようになった。

こうした流れを決定づけたのは、2010年に郵便不正事件（村木事件）にかかわって発生した検察不祥事である。いわゆる特捜事件（裁判員裁判対象事件ではない）において検察官による証拠改ざんが発覚したことを受け、法務大臣の私的諮問機関として設置された「検察の在り方検討会議」が2011年3月に公表された意見書¹³では、「被疑者の取調べの録音・録画は、検察の運用及び法制度の整備を通じて、今後、より一層、その範囲を拡大するべきである」とされた。

こうした動きを受けた検察庁は、2011年3月から東京、大阪、名古屋の各特捜部が取り扱う事件の取調べをすべて録音録画し、7月からは検察庁の独自捜査事件について検察官調書を証拠調べ請求することが見込まれる事件について“相当と認められる部分”を選択して録音録画することを始めた。また、同じ頃、放火事件で自白したものの虚偽であることが判明した知的障がい者のケースが起きたため¹⁴、知的障害によりコミュニケーション能力に問題がある事件でも全過程を含む録音録画が開始され、専門家の立ち会いも始まった。

警察庁では2009年4月から2年間にわたって裁判員裁判該当事案で自白事件を対象とした全国的に試行をおこなった後、2011年4月から対象とする事件を否認事件にも拡大し（全部ではなく主として弁解について録取する場面に限られている）、知的障害者でコミュニケーション能力に問題のあるケースでも可能な限り広い範囲で録音録画をおこなうこととなった。

3. 可視化の心理学—ポスト可視化時代

1) 取調べ技法と心理学

取調（尋問）技術について、心理学の知見を捜

査や司法の場に応用しようとしたのは、20世紀初頭のドイツやイタリアに始まるようである。その当時の到達点はドイツのウンドウィッチ教授の『証言の心理』（1967年）にまとめられ、植村秀三判事の手により73年に翻訳出版された¹⁵。ウンドウィッチ教授の研究成果はスウェーデンのトランケル教授に受け継がれ、90年代にイギリスのグッドジョンソン教授の手によって完成を見た（『取調べ・自白・証言の心理学』¹⁶）。20世紀には欧州が供述心理学の先頭を走っていた。

こんにち世界の捜査尋問技術には大きく二つの流れがある。第一は、米国シカゴ警察の二人の心理専門官によって開発され、米国を中心として普及している、リード・テクニック（RTと略す）である¹⁷。第二は、英国において取調録音制度導入後発展した技術をまとめたPEACEテクニック（Planning & Preparation, Engage & Explain, Obtain an Account, Closure, Evaluationの頭文字から取られた。以下、PTと略す）¹⁸である。前者は「自白追求型」の取調べ手法であり、後者は「情報収集型」の取調べ手法とされている。

RTの体系化は1960年代に遡るが¹⁹、米国で高い支持が寄せられている²⁰。このRTにおいて許容されるテクニックとして「選択質問（alternative question）」と呼ばれるものがある。これは「わたし（取調官）に協力するか、それと

¹⁵ U.ウンドウィッチ（植村秀三訳）『証言の心理』（東京大学出版会、1973年）。

¹⁶ G.H.グッドジョンソン（庭山英雄他訳）『取調べ・自白・証言の心理学』（酒井書店、1994年）。

¹⁷ フレッド・E・インボー他（小中信幸・渡部保夫訳）『自白 真実への尋問テクニック』（ぎょうせい、1990年）。

¹⁸ レベッカ・ミルン&レイ・ブル編（原聡編訳）『取調べの心理学—事実聴取のための捜査面接法』（北大路書房、2003年）。

¹⁹ Fred E. Inbau, John E. Reid, Joseph P. Buckley III & Brian C. Jayne, CRIMINAL INTERROGATION AND CONFESSION, 4th Ed. (Jones & Bartlett Learning, 2004).

²⁰ <http://www.reid.com/> 同社ホームページによれば、2001年から2年にかけて研修を受けた受講生に対するランダム調査（2000人対象）がなされ、研修後も97%がRTを使用しており、研修後の自白獲得率は25%以上増加したとの回答があったという。

¹³ <http://www.moj.go.jp/content/000072551.pdf>

¹⁴ 「大阪、検事誘導で自白調書 知的障害男性に」共同通信配信 2011年1月20日。詳細は、荒井俊英「取調べ一部録画がなされている場合に自白の任意性を争った弁護活動 有罪判決獲得が困難として公訴が取り消された事例」季刊刑事弁護 66号 89頁（2011）など参照。

も5年から7年裁判にかかわらされるか？」とか「一級殺人で起訴されたいのか、それとも故殺に落としてもらいたいのか?」、「今日、すぐに釈放してもらいたいのか、それとも、もう二、三日牢屋で考えてみるか?」といった類の問いかけである。一種の心理的な選択強制であり、日本でもPCなりすまし事件で同種の「否認したら少年院送りだ」といった言辞が否認する被疑者に対して使われたといわれている²¹。

こうしたRTのテクニックをめぐる強い批判も寄せられており、心理学者たちはRTが虚偽自白を引き出しやすいと指摘する²²。特に近年、その正当性について根源的な批判がなされている²³。その中心は、RTは「被疑者（被尋問者）は有罪」であるという前提で進められる点にある。反対に、PTでは「被疑者が有罪かどうかはわからない」という前提でおこなわれなければならないことになっている。PTから見たRTの問題性を明らかにする実証的研究は多いが、たとえばMeissnerらはイギリス型のPTとアメリカ型のRTを用いた模擬取調実験をおこない、PTの方が虚偽自白をより少なくし真実自白を引き出すことに成功したと報告している²⁴。

PTはイギリスにおいて被疑者取調べの全部録音が法令で義務づけられた80年代に開発が始まり、90年代に完成を見た。PTは「捜査面接技法」の訓練パッケージの総称であり、警察官だけでなく、企業の内部調査や保険調査、ソーシャルワーカーや臨床心理の場面でも利用可能とされた汎用

性のあるインタビュー技法である。尋問者に対して、①挨拶とラポールの構築、②面接のねらいの説明、③自由報告、④質問、⑤多様な検索・広範な検索、⑥要約、⑦終結、といったステップで進められる。PEACEのガイドブックには、面接中の会話の管理法や捜査面接に特有の「特殊な」スキル、被暗示性の効果、誤記憶の埋め込み、虚偽自白の誘発プロセス、「供述弱者」と呼ばれるインタビューにおいて困難や危険を有する人に対する特別な注意、子どもを面接する場合の注意などにわたって広範なガイダンスが組み込まれている。

他方、日本での被疑者取調べは、RTと同様、基本的に「被疑者は有罪」という前提で進められ、自白追求型である。インターネットに流出した愛媛県警のマニュアルにも、「被疑者取調べには気迫が必要：調べ官の『絶対に落とす』という、自信と執念に満ちた気迫が必要」と記されていたという²⁵、警察官向けの取調べに関する教本でもこうした姿勢の重要性が強調されている²⁶。

警察庁では2011年4月の録音録画対象事件の拡大と共に、取調べ技術を体系的に整理し全ての警察官が一定のレベルの技術を習得できる体制構築に着手した。対象者から虚偽情報を含まない適切な供述確保をおこなうための技法を心理学に学ぶためのマニュアルが2012年12月に完成した²⁷。

²¹ 読売新聞記事「遠隔操作「否認したら少年院送り」に」など不適切取調べ」2012年12月15日配信。

²² Kassin, S.M., "The psychology of confession evidence", *American Psychologist*, 52, 1997, pp 221-233; Kassin, Saul and Christina Fong, "I'm Innocent!": Effects of Training on Judgments of Truth and Deception in the Interrogation room", *Law and Human Behavior*, Vol. 23 No. 5, 1999, p. 499-516.

²³ Skerker, M. AN ETHICS OF INTERROGATION, (2010, University of Chicago Press).

²⁴ Meissner, C.A., Harwig, M. & Russano, M.B., "The need for a positive psychological approach and collaborative effort for improving practice in the interrogation room", *Law and Human Behavior*, 34, 2010, pp 43-45.

²⁵ 「自供させるまで出るな～愛媛県警が手引書作成」朝日新聞2006年4月13日。

²⁶ 綱川政雄『被疑者の取調べ技術』（立花書房、1977年）は、「取調べは技術である」としながらも、「しかし、取調べはつねに真実を追求し、事案の真相を明らかにしなければならないという真剣味と、うそやごまかしは絶対に許さない、という気迫といったものを内に秘めていなければならない」とする。また、元刑事の書いたものでも、「取調べ室では、真実を求める刑事の“姿勢”や“人格”にホシの気持ちちが近づいてくるのです」（萩生田勝『刑事魂』（ちくま新書））などである。

²⁷ 「取調べ官がまず名乗り、挨拶して・・・初の“虎の巻”」読売新聞2012年12月13日配信。このマニュアルは、司法面接の第一人者である仲真紀子の協力を得て作成された。仲真紀子「司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景」ケース研究299号（2009）3頁、同「科学的証拠に基づく取調べの高度化：司法面接の展開とPEACEモデル」法と心理12号27頁（2012）などを参照。翻訳として、

2) 取調べ撮影と心理学

2006年、ラッシャー（オハイオ大学教授）らは『ビデオ録画された自白：万能薬か、それともパンドラの箱か？』²⁸と題する論文を”Law & Policy”誌に発表した。これは、同教授らが長年、心理学の分野で研究を進めてきたビデオ録画自白に関する実験結果をまとめたもので、映像を観る者の判断を誤らせる危険性を実証的に示したはじめての法律分野の論文である。

ラッシャーらは、映像に関する「錯覚原因 (illusory causation)」²⁹と呼ばれる影響が自白録画の場合にも現れ、取調べの録画に期待される有益さとはかけ離れた危険性を有していると指摘した。錯覚原因とは、映像を観る者に無意識のうちに与えられる偏向(bias)を指す。これをカメラ・パースペクティブ・バイアス (CPB) と呼ぶ。それは、とりわけ観察対象者 (被疑者) だけをクローズアップした撮影方法 (被疑者フォーカス (suspect-focus:SF)方式) において最も顕著に現れるという。そして、こうした危険を完全に回避する手段はなく、危険性を減少させる方法として、取調官だけを撮影する (detective-focus:DF)方式か取調官と被疑者の双方を撮影する方法 (両者フォーカス (equal-focus:EF)方式) が望ましいという実験結果を示したのである³⁰。

英国内務省・英国保健省『子どもの司法面接』(誠信書房、2007年)等参照。

²⁸ Lassiter, G.D., J.J. Ratcliff, L.J. Ware, and C.R. Irvin (2006) “Videotaped Confessions: Panacea or Pandora’s Box?” *Law & Policy*, Vol. 28, No. 2, p192

²⁹ 錯覚効果に関する初期の文献としては、Storms, Michael D. (1973) “Videotape and the Attribution Process: Reversing Actors’ and Observer’s Points of View,” *Journal of Personality and Social Psychology* 27: 165-75; Taylor, Sheely E., and Susan T. Fiske (1975) “Point of View and Perceptions of Causality,” *Journal of Personality and Social Psychology* 32: 439-45 など。

³⁰ ラッシャーらの研究につき邦文では、指宿信「取調べ録画制度における映像インパクトと手続き法的抑制策の検討」判例時報 1995 号 3 頁 (2008)、指宿信・黒沢香「取調べの可視化」法と心理 9 号 (2010) 82 頁、ダニエル・ラッシャー (大江洋平訳)「取調べの可視化における「映像のあり方」」日本弁護士連合会編集協力・指宿信編『取調べの可視化へ！』(日本評論社、2011) 214 頁等参照。

もちろん、日本ではアメリカで一般におこなわれているような単一カメラ映像ではなく、2台のカメラで撮影する2画面同時表示方式を採っているため、独自の検証が不可欠となる。若林らは、日本の警察検察で採用されている2画面同時表示方式と同じ映像を使った実験をおこないCPB効果を検討したところラッシャーらの指摘する任意性判断の差や有罪判断にカメラ・アングルの影響を確認できなかったものの、実験参加者の視線が画面上のどこに向けられていたかについて視線解析装置を使用し測定すると、参加者の視線が提示画面内の大きい画面に集中することを確認した。そこで若林らは、2画面での映像提示に当たっては被疑者中心の映像を大きい画面に提示しないことが望ましいと主張する³¹。

日本ではまだこうした問題を指摘する見解は強くないものの、ニュージーランドではラッシャーらの研究を受けてEF方式を採用しているし³²、日本弁護士連合会も「可視化」をおこなうに当たって撮影に当たってラッシャーらの知見を参照するよう勧告した³³。

4. おわりに

我が国でも被疑者の取調べは録音録画が当たり前の時代が到来した。いわば「ポスト可視化」時代の刑事司法の在り方を検討しなければならない。

これからは、心理学の取調べに対する貢献はこれまでの調書分析とは異なり、生の供述や会話の分析をおこなうことが求められるだろう。そして、録画された取調べの記録映像が、観る者にどのような影響を与えるかについて、一層研究が進められる必要もある。もしも影響が確認されたなら、それらを回避・減少させるための工夫の方法についても心理学に期待が寄せられるだろう。(了)

³¹ 若林宏輔・指宿信・小松加奈子・サトウタツヤ「録画された自白：日本独自の取調べ録画形式が裁判員の判断に与える影響」法と心理 12 号 (2012) 89 頁。

³² 指宿信「テレビ的パフォーマンスあるいは取調べの監視？ ニュージーランドにおける被疑者取調べ録画制度について」季刊刑事弁護 54 号 146 頁 (2008)。

³³ 日本弁護士連合会「取調べの録画の際の撮影方向等についての意見書」2011年12月15日

裁判員裁判における量刑審理・評議に関する 心理学的考察

佐伯昌彦
(千葉大学法経学部)

キーワード：手続二分・量刑分布グラフ・コミットメント

問題の所在

裁判員裁判のもとで、裁判員は、裁判官とともに量刑判断をも行うこととされている（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 6 条 1 項）。ここでは、裁判員が関与する量刑審理や量刑評議の在り方を検討するうえで参考となる知見を提供するために、心理学の観点から、いくつかの考察を行うこととする。

とは言え、量刑審理や量刑評議の在り方を検討するうえで、考察すべきポイントは数多く存在する。本稿において、その全てについて検討を加えることは不可能であるので、手続二分論的運用と量刑分布グラフという 2 つの具体的な問題に絞って検討を加えることとする。

手続二分論的運用の考察

裁判員裁判における量刑審理の在り方を検討するにあたって、ここでは、手続二分論的運用の問題に焦点を当てることとする。近年、裁判員裁判において手続二分論的運用の実践を提唱する議論があるが、これは、主として、被告人の罪責判断を適正化すべきであるということ、その主張の根拠としている（杉田, 2012）。ここで、手続二分論的運用が被告人の罪責判断の在り方に及ぼす影響について検討することの重要性は認めつつも、そのような運用が、量刑判断の場面ではどのように作用するのかについても検討しておく価値があるだろう。ここでは、検討を進める足掛かりとして、アメリカにおける Capital Jury Project (CJP) の知見を見てみる。

CJPにおいては多くの知見が示されているが¹、本稿の問題関心との関係で重要な知見としては、以下の諸点を指摘することができる。まず、手続が二分されていることが、実際の陪審員の判断過程をも二分していることにはならないことが指摘されている。すなわち、量刑審理が始まる前に、一定の量刑意見を形成している陪審員が、少なからぬ割合で存在している（Bowers, 1995, p.1089; Bowers, & Foglia, 2003, pp.56-57; Bowers, Sandys, & Steiner 1998, pp.1518-1521; Sandys 1995, pp.1192-1193）。そして、量刑審理が開始される以前に一定の量刑意見を形成している陪審員の内訳を見ると、どちらかと言えば、終身刑が適当であるとの判断に傾いている者よりも、死刑が適当であるとの判断に傾いている者の方が多いことが指摘されている。この点は、とりわけ、ケンタッキー州における調査結果に依拠した Sandys (1995, pp.1192-1193) によって指摘されている。複数の州での調査結果に依拠した場合には、この傾向はそれほど顕著ではないようにも見受けられるが、やはり、量刑審理以前に一定の量刑意見を形成している陪審員のなかでは、終身刑に傾いている陪審員よりも、死刑に傾いている陪審員の方が多い可能性が、指摘されている（Bowers et al., 1998, pp.1487-1489, p.1494）。さらに、量刑審理開始以前に、一定の量刑意見を形成している陪審員の大多数が、その意見に強い自信を有していることが示されている（Bowers, 1995, pp.1089-1090; Bowers & Foglia, 2003, p.57; Bowers et al., 1998, pp.1489-1490; Sandys, 1995, pp.1193-1194）。そして、実際に、早期に量刑意見を形成している陪審員は、その後も、その

意見を一貫させる傾向が強い (Bowers & Foglia, 2003, pp.57-58; Bowers et al., 1998, pp.1491-1494)。これらの知見を踏まえるならば, Sandys (1995, p.1193) が指摘するように, 有罪・無罪の審理を経て, 陪審員は死刑判断に傾いた心証を抱くようになり, それが, 量刑審理において提出される証拠の見方を規定するという可能性が考えられるかもしれない。

ここで検討したいことは, Sandys (1995, p.1193) が指摘するような, 陪審員の判断傾向が生じるメカニズムは何であるのかということと, それと手続二分との関係がどのようなものであるかということである。1つの可能性として, この問題を確証バイアスの観点から捉えることが許されるであろう。確証バイアスとは, 推論や判断を行う際に有している一定の予期が, 推論や判断を, その予期する方向に歪めるバイアスのことである (工藤, 2005, pp.33-34)。もし, ここでの問題を確証バイアスの観点から捉えるならば, 以下のように指摘することができるだろう。すなわち, 被告人の有罪を支持する証拠から, 被告人が重い刑に値するとの予期が形成され, そのことから, 量刑審理において被告人にとって不利なバイアスが生じるかもしれないということである²。もちろん, 被告人の有罪を支持する証拠から, そのような予期が形成されるか否かは, 事案によって異なり得ることに注意しておく必要がある。

しかしながら, 確証バイアスの問題は, 手続二分論的運用を行うか否かにかかわらず生じ得る問題であると言うことができる。なぜならば, 犯罪事実に関しないことが明らかな情状に関する証拠の取調べは, 犯罪事実に関する証拠の取調べと区別して行うように努めることが定められており (刑事訴訟規則 198 条の 3), 確証バイアスの問題は, このような証拠の順序によっても生じうるものだからである。この点で, 被告人の有罪・無罪を決めるための審理において陪審員が形成したストーリーは³, その後においては変更されにくいものであり, また量刑を決めるにあたっても重要な含意があることが指摘されている (Hans, 1988, p.162)。すなわち, 確証バイアスの観点に注目するのであれば, それを手続二分論的運用固有の問題として捉えることは, 難しいであろう。

他方で, 被告人の罪責について一定の判断を明示することが, その後の量刑審理における情報処理等のバイアスにつながる可能性を問題とすることもできる⁴。日本において提案されている手続二分論的運用の文脈に即して表現するならば, 中間評議において被告人が有罪であるとの立場を明らかにすることが, その後の量刑審理や量刑評議における認知や判断等におけるバイアスにつながるかもしれないということである。もし, そうであるとすると, これは, 手続二分論的運用に固有の問題であると捉えることができるかもしれない。このような問題は, コミットメントの効果として把握することが可能であろう。陪審評議の場面においても, 自分の立場を明示するというコミットメントの効果了指摘する研究 (Kerr & MacCoun, 1985) があることからすれば, 裁判員裁判における手続二分論的運用についても, コミットメントという観点から検討を加えていくことに, 一定の価値があるように思われる。もっとも, ここでのコミットメント効果は, 被告人が有罪であるとの立場を明確にすることによって生じるものであるが, 被告人が有罪であることの意味は多様であり得る。すなわち, 量刑審理や量刑評議において, 例えば, 被告人に不利な方向での情報処理・意思決定のバイアスが発生しうるのは, 被告人を重く処罰すべきであるという方向性を持つような, 被告人の有罪という立場へのコミットメントであると予測される。したがって, ここにおいて指摘するコミットメント効果の方向性は, 事案の内容如何にもよってくるであろう。

以上の検討を踏まえるならば, 手続二分論的運用が量刑判断に及ぼす影響については, それをコミットメント効果の観点から研究していくことに, 一定の意義があると考えられる。もっとも, ここで指摘したようなコミットメント効果があるか否かは, 今後の実証的な課題であることはもちろんであるが, そのような効果が実証されたとしても, 直ちに手続二分論的運用への批判につながるものではないことに留意されたい。すでに述べたように, 現在の手続二分論的運用の主張の力点は, それによる被告人の罪責認定の適正化にある。そうであるとすれば, ここで指摘したコミットメントの問題があるとしても, なお手続二分論的運用を

実施することが適切であると主張することは、可能であろう。他方で、コミットメントに関する問題を踏まえて、そのような問題を最小限度に抑えるようなかたちで手続二分論的運用を実施するためにはどのような方策が考えられるか、ということを検討する方向性もあり得ると思われる。

量刑分布グラフの考察

量刑評議に関して本稿で取り上げる課題は、量刑分布グラフの問題である。裁判員が量刑意見を形成するにしても、何らかの具体的な量刑資料が必要であることから、裁判員には、量刑検索システムに基づいて出力される量刑分布グラフが示されることとなっている（最高裁判所事務総局刑事局 2009, p.35; 司法研修所 2012, pp.25-26）。ここで、裁判員に具体的な量刑意見を形成してもらうために量刑分布グラフを示すこと自体に大きな反対はないようであるが、問題は、そのタイミングである。つまり、それを裁判員が量刑意見を述べた後に示すのか、それともその前に示すのかという点について、両様の考え方があったようである（最高裁判所事務総局刑事局 2009, p. 35）。この点で、伊藤・前田（2010, p. 378）は、量刑分布グラフについて、裁判員が量刑意見を述べる前に示すべきであるとしている⁵。そして、その理由として、「いったん口に出した意見については固執したくなる人もいる」（伊東・前田 2010, p.378）ことに触れている。これは、まさにコミットメント効果への懸念の表明であると評価することができよう。そうであるとすると、量刑評議の場面においても、コミットメント効果に着目した研究を行うことが、量刑分布グラフの提示のタイミングについて考えるうえで、一定の参考となる知見を提供するものと考えられる。例えば、量刑分布グラフを示す前に裁判員が自身の量刑意見を述べることで、コミットメント効果を生じさせるのか否か、生じさせるとして、その強度はどの程度であるかを調べることは、量刑分布グラフを示すタイミングを検討する際に、このコミットメントの問題をどの程度意識する必要があるかについての情報を提供してくれるであろう。その結果として、やはりコミットメント効果を避けるべく、先に分

布グラフを示すべきということになるかもしれない。逆に、コミットメント効果がそこまで強固ではないということになれば、むしろ、裁判員の評議への満足度という観点から、分布グラフを示す前に自由に意見を表明する機会を付与した方が良いということになるかもしれない。もちろん、そのように主張する場合には、その前提として、そのような機会の提供が、裁判員の評議への満足度を高めるということが示されている必要がある。いずれにせよ、この量刑分布グラフの問題についても、コミットメントの観点から研究してみることの意義自体は、残されているように思われる。

コミットメント効果

以上までに、手続二分論的運用と量刑分布グラフについて、心理学的な観点、とりわけコミットメントの観点から検討を加えてきた。もっとも、以上の考察は、心理学における知見や、アメリカにおける CJP に依拠しながら考察したものであり、今後は、裁判員裁判を対象とした実証的な検証が必要であることは論を待たない。

したがって、ここでの考察結果は、あくまで探索的なものに過ぎない。しかしながら、人間科学に関する知見を援用しながら、裁判員裁判に関連する問題を検討することに意義があることは示せたように思われる。以上のような問題提起を踏まえて、実証的な観点から、さらに研究を進展させることが、今後の課題である。

引用文献

- Bowers, W. J. (1995). The Capital Jury Project: Rationale, Design, and Preview of Early Findings. *Indiana Law Journal*, 70, 1043-1102.
- Bowers, W. J., & Foglia, W. D. (2003). Still Singularly Agonizing: Law's Failure to Purge Arbitrariness from Capital Sentencing. *Criminal Law Bulletin*, 39, 51-86.
- Bowers, W. J., Sandys, M., & Steiner, B. D. (1998). Foreclosed Impartiality in Capital

- Sentencing: Jurors' Predispositions, Guilt-Trial Experience, and Premature Decision Making. *Cornell Law Review*, **83**, 1476-1556.
- Hans, V. P. (1988). Death by Jury. In K. C. Haas, & J. A. Inciardi (Eds.), *Challenging Capital Punishment: Legal and Social Science Approaches*. Newbury Park: Sage Publications. pp.149-175.
- 伊藤雅人・前田巖 (2010). 裁判員との量刑評議の在り方 原田國男判事退官記念論文集刊行会 (編) 原田國男判事退官記念論文集 新しい時代の刑事裁判 判例タイムズ社 pp.371-382.
- Kerr, N. L., & MacCoun, R. J. (1985). The Effects of Jury Size and Polling Method on the Process and Product of Jury Deliberation. *Journal of Personality and Social Psychology*, **48**, 349-363.
- 岩田太 (2009). 陪審と死刑 信山社
- 工藤恵理子 (2005). 社会的推論 唐沢かおり (編) 社会心理学 朝倉書店 pp.29-50.
- Pennington, N., & Hastie, R. (1991). A Cognitive Theory of Juror Decision Making: The Story Model. *Cardozo Law Review*, **13**, 519-557.
- Sandys, M. (1995). Cross-Overs –Capital Jurors Who Change Their Minds about the Punishment: A Litmus Test for Sentencing Guidelines. *Indiana Law Journal*, **70**, 1183-1221.
- 最高裁判所事務総局刑事局 (2009). 模擬裁判の成果と課題: 裁判員裁判における公判前整理手続, 審理, 評議及び判決並びに裁判員等選任手続の在り方 判例タイムズ, **1287**, 8-52.
- 酒巻匡・大澤裕・菊池浩・後藤昭・栃木力・前田裕司 (2012). <座談会> 裁判員裁判の現状と課題 論究ジュリスト, **2**, 4-42.
- 司法研修所 (編) (2012). 裁判員裁判における量刑評議の在り方について 法曹会
- 杉田宗久 (2012). 裁判員裁判の理論と実践 成文堂
-
- ¹ CJPについては、岩田 (2009) による紹介が詳しい。
- ² なお、初期の判断を一貫させる陪審員の傾向について、Bowers et al. (1998, p.1493) は、量刑審理における証拠や主張を、彼らが重視していない可能性を示すものであるとしている。しかし、確証バイアスの観点からは、むしろ、自分の予期した判断に沿った情報を積極的に取り入れた結果、当初の判断に固執しているということになる。いずれの説明が正しいかについて、ここで確定することは難しいように思われる。
- ³ 被告人の罪責判断に際して、陪審員は、一定の動機等に基づく事態の連鎖というストーリーを構築するように証拠を評価していくことを指摘するものとして、Pennington & Hastie (1991) を参照されたい。
- ⁴ Sandys (1995, p.1193) は、被告人の罪責に関する自身の立場を明示することの効果については触れていない。しかしながら、手続二分のもとでは、陪審員は、被告人が有罪であるとの立場を明示してから量刑審理に臨むこととなるので、ここで指摘する問題状況は、アメリカの陪審制度においても当てはまるであろう。
- ⁵ 現在の実務運用について、量刑の大体の感覚を裁判員につかんでもらうために、量刑評議に入った際に、まずは量刑検索システムを見てもらうということが多いとの裁判官の指摘がある (酒巻・大澤・菊池・後藤・栃木・前田 2012, p.22 栃木発言)。

公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討

石崎千景
(名古屋大学)

キーワード：裁判員、情報の焦点化、重みづけ

問題

公判から得られる情報は膨大であり、裁判員は必ずしもすべての情報を焦点化する（関心を持ち留意する）わけではないと考えられる。焦点化される情報の範囲が狭い場合、他の情報との関係性が吟味されないままに特定の情報が過度に重みづけられることや、ある情報が評議で取り上げられても十分吟味されないといったことが起こり得るだろう。そこで本研究は、裁判員による情報の焦点化の特徴を調べるとともに、焦点化の範囲を拡張するための方法論の検討を行うことを目的とした。

本年度は、以下の模擬裁判実験を行った。回顧的な自己意識（retrospective self-awareness）に関するメタ認知研究の方法論を援用し、公判を「振り返り」ことによって、焦点化される情報の範囲が拡張されるか検討を行った。その際、(1) 質問紙による調査と、(2) 評議の発話分析を行うことで、裁判員の意識レベルと行動レベルの両面からこの問題を検討した。

方法

刺激 殺人事件に関する公判の様子が書かれた冊子（模擬裁判シナリオ）を作成した。別居中の妻を刃物で刺殺したとされる殺人事件であり、3名の証人が証言をしている。本冊子は、刑事訴訟法を専門とする大学教員によって作成された原案を実験者が編集（地名等の変更、内容の短縮）の上使用した。

質問紙 公判で示された情報から 30 項目を実験者が抽出し、各項目について次の回答を求める質問紙を作成した。質問紙 1 では、各項目につい

て「被告人にとってどの程度不利・有利な情報だと思うか」を 9 件法（1. 非常に不利～9. 非常に有利）で尋ねた。質問紙 2 では、各項目について「どの程度気に留めながら評議に参加していたか」を 9 件法（1. 気に留めていなかった～9. 気に留めていた）で尋ねた。

参加者 本中間報告の時点において 35 名の大学生、大学院生、専門学校生がアルバイトとして参加した。このうち 23 名を統制条件に、12 人を振り返り条件に無作為に振り分けた。

手続き まず模擬裁判シナリオの冊子を参加者に提示した。冊子を読んでいる間、参加者はメモ用紙にメモをとることができた。冊子は参加者が読了後に回収した。

次に、振り返り条件の参加者には、質問紙 1 に回答することで公判の「振り返り」を行った。統制条件の参加者には、事件とは関係のない課題（質問紙 1 と同様 30 問からなる計算課題）を行った。

その後、参加者は裁判員として、5 人または 6 人のグループで、被告人が有罪か無罪かの話し合い（評議）を行った。評議の時間は 30 分程度であった。評議の際、参加者はメモ用紙を参照することが可能であった。評議の冒頭で、参加者は順番に、現時点で被告人が有罪だと思うか無罪だと思うかと、その理由を簡単に述べた。これ以外に評議は構造化せず、その後は被告人が有罪か無罪かについて自由に議論が行われた。議論が終了後、多数決で被告人の有罪無罪を決定した。

評議終了後、メモ用紙を回収の上、参加者がどのような情報を焦点化していたか調べる目的で、「各情報についてどの程度気に留めながら評議に参加していたか」を尋ねる質問紙 2 に回答を求め

た。

結果と考察

評議での発話内容については現時点で反訳作業中であることから、本中間報告では質問紙2の結果にもとづき、参加者の意識レベルの観点からのみ分析を行う。

質問紙2で得られた評定値について、実験条件(統制条件、振り返り条件)×質問項目(30項目)の2要因混合計画法による分散分析を行った(Figure 1)。その結果、質問項目の要因に有意な主効果が見られた($p < .001$)。このことは、各参加者が必ずしもすべての情報を一様に高い水準で焦点化していたわけではないことを示唆している。

一方、実験条件の要因の主効果に有意差はみられなかった。また、実験条件と質問項目の要因との交互作用は有意傾向であった($p < .10$)。本中間報告ではサンプル数がまだ少なく、有意傾向の解釈には慎重を期す必要はあるが、暫定的な傾向を確認する目的で単純主効果の検定を行った。その結果、「項目27:以前万引きをして捕まったことがある」と「項目28:夜11時までアルバイトをしていたというのは嘘で、実際は夜10時40分頃に早退した」という、被告人の素行や性格を推察する上で中心的な根拠となり得る情報についてはより強く焦点化される傾向がみられた(いずれも $p < .05$)。一方、「項目20:被害者の死亡推定時刻より少し前の10時10分頃に、被告人がピザホット高島店の前から出てくる所を見た」

という情報は、有罪無罪判断を行う上で中心的と考えられる情報であるにもかかわらず、焦点化されにくくなる傾向がみられた($p < .10$)。

こうした傾向は、公判の振り返りによって、焦点化のリソースが特定の情報に集中した可能性を示唆している。裁判員が行う情報処理における認知的なリソースには限りがある。公判から得られる情報は膨大であり、評議においてすべての情報を気に留め、十分に吟味しながら議論することは負荷が大きい。振り返りによって公判で得られた情報を俯瞰する機会が得られたことで、こうした負荷を解消するための方略として相対的な情報の重みづけが促進され、その結果として評議で焦点化される情報とそうでない情報との差別化が促進されたのかもしれない。このように焦点化される情報の範囲を狭めてしまう形での情報処理の効率化が行われるとしたならば、そうした傾向は評議が適切に行われる上で必ずしも歓迎されるものではないだろう。

今後の予定

今後は、さらにデータを追加することで知見の精緻化を行う予定である。また、評議における発話内容を反訳し、抽出語の幅の広がりや、裁判員の立ち位置(被告人は有罪だと思うか無罪だと思うか)と特徴語の関係などの観点から分析を行うことで、振り返りが情報の焦点化に及ぼす影響について行動レベルでの検討を行う予定である。

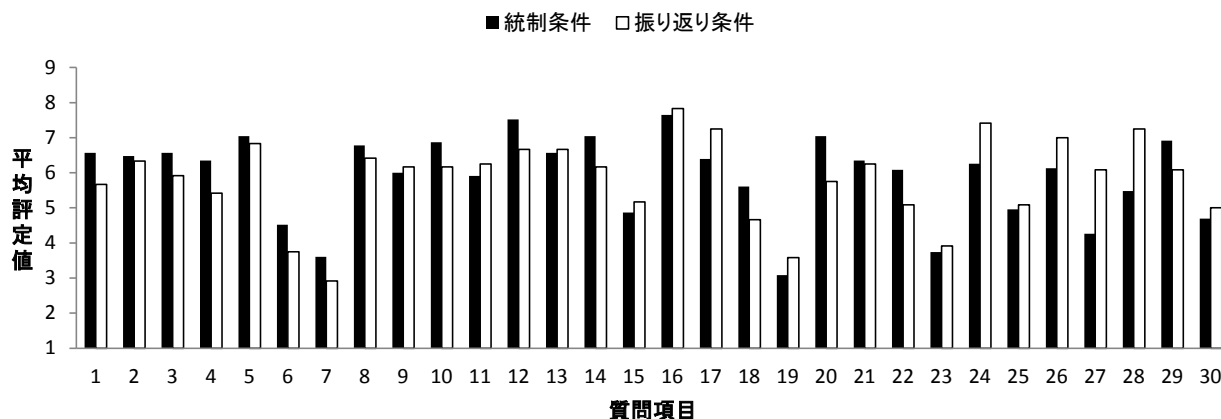


Figure 1. 各情報についてどの程度気に留めながら評議に参加していたか(質問紙2)

図中の値は9件法(1. 気に留めていなかった~9. 気に留めていた)による評定値の平均である。

検察審査員の判断に関する実証的研究

山崎優子
(立命館大学)

検察審査会制度・強制起訴・検察審査員

本研究の目的は、検察審査員（市民）の議決を規定する要因、議決に至る心的プロセスを明らかにし、検察審査会の議決の妥当性を議論するうえで基盤となる実証的知見を提供することにある。

犯罪被害者や犯罪を告訴・告発した人から、検察の不起訴を不服として検察審査会に審査申立を求めた場合、市民から選ばれた検察審査員が審査を行ない、起訴相当・不起訴相当・不起訴不当の議決を行う。2009年に検察審査会の議決に強制力が付与され、起訴相当と2回議決された場合には弁護士が検察官役となり強制起訴されることになった。このことにより、市民の判断が司法に反映される可能性が高まったが、議決の妥当性をめぐっては、議論がなされている。例えば、議論の1つに、起訴の際の嫌疑の程度（起訴の際に有罪の確信は必要か）の問題があげられる（福井, 2011）。

本研究では、検察審査員経験者を対象にした調査、市民を対象にした模擬検察審査会実験を行い、審査員の判断に影響を及ぼす要因について検討を行った。

1. 検察審査員経験者に対する質問紙調査

検察審査会制度についての認識、審査にあたって影響した要因について明らかにする目的で調査を実施した。

方法

材料 質問紙（A4用紙5ページ）

協力者 検察審査協会所属の検察審査員経験者31人。

審査にあたった時期は、3年未満（検察審査会の議決に強制力が付与されてから）3人（60代2人、70代1人）、6～10年前7人（40代1人、50代1人、70代2人、80代以上2人、不明1人）、11年前～15年前8人（50代1人、60代5人、70

代2人）、16年前～20年前5人（60代1人、70代4人）、21年以上前6人（70代3人、80代3人）。審査員に選ばれたが審査にあたらなかった人2人（60代1人、不明1人）。

手続き 郵送あるいは対面で調査用紙を配布し、回答を求めた。

結果

(1) 検察審査会についての知識、(2) 審査内容、(3) 検察審査会制度の意義および改善点、に対する回答結果を下記に示す。

(1) 検察審査会についての認識

質問「審査員になる前に検察審査会の存在について知っていたか」、「審査員候補に選ばれた時の説明は十分になされたか」、「説明内容は十分に理解できたか」に対する回答結果をTable 1に示した（いずれも5件法であったが回答結果は3カテゴリに分類した）。審査員になる前に検察審査会の存在を知らなかった者は71%と多く、このうち説明内容を理解「できなかった」と回答した者が6人（27%）と少なくない（Table 1）。

Table 1 検察審査会の知識および説明の理解（人）

| | | 審査員になる前に検察審査会を | | |
|----------------|--------|--------------------|------------------|---------------|
| | | 知らなかった 22 (71%) | 知っていた 8 (26%) | その他 1 (3%) |
| 説明 内容 | 十分 | 13 | 8 | 0 |
| | 十分でない | 2 | 0 | 0 |
| | その他 | 7 | 0 | 1 |
| 説明 内容 理解 | できた | 13 | 8 | 0 |
| | できなかった | 6 | 0 | 1 |
| | その他 | 3 | 0 | 0 |

(2) 審査内容(複数の場合最も印象に残った事案)

「交通事故」21人(75%)、「横領」2人(7%)、「詐欺」、「個人情報流出」、「遺産相続」、「隣人問題」、「マンション管理」、無記入は各1人(4%)、実際の審査にあたらなかった者2人(7%)であった。

以降の質問については、上記の事案について回答を求め、以降の分析は実際に審査にあたった29人の回答を対象とした。

質問「審査の際に法律の知識は必要だったか」に対する回答結果(5件法であったが回答は3カテゴリに分類した)をTable 2に、質問「必要な法律の知識をどのように得たか」(自由記述)、質問「必要な法律の知識を理解できたか」(5件法)に対する回答結果をTable 3に示した。

交通事故の審査にあたった43%が「法律の知識が必要だった」としている(Table 2)。また、70%近くが必要な法律の知識を事務局から得ており、概ね「理解できた」と判断している(Table 3)。

Table 2 審査の際の法律の知識の必要性 (人)

| | 有 | 無 | どちらとも いえない |
|---------|----------|---------|---------------|
| | 13 (45%) | 8 (28%) | 8 (28%) |
| 交通事故 | 9 | 7 | 5 |
| 横領 | 2 | 0 | 0 |
| マンション管理 | 1 | 0 | 0 |
| 遺産相続 | 1 | 0 | 0 |
| 隣人問題 | 0 | 1 | 0 |
| 個人情報流出 | 0 | 0 | 1 |
| 詐欺 | 0 | 0 | 1 |
| 無記入 | 0 | 0 | 1 |

Table 3 必要な法律の知識を得た元 (人)

| | 事務局 | 自分(で 調べた) | 事務局 と自分 | 他の人 |
|---------|--------|--------------|------------|--------|
| 交通事故 | 6(3.8) | 2(4.0) | 1(4.0) | 0 |
| 横領 | 0 | 1(4.0) | 1(4.0) | 0 |
| マンション管理 | 0 | 0 | 0 | 1(2.0) |
| 遺産相続 | 0 | 0 | 1(4.0) | 0 |

(()内は理解度(1全く理解できなかった~5十分に理解できた))

質問「審査の際に、1被害の大きさ、2申立人の処罰感情、3社会に与える影響、4被疑者が裁判で有罪となる可能性、が判断に影響したか」に対する回答結果をTable 4に示した(5件法であったが回答は3カテゴリに分類した)。判断に影響した程度(1~5)について、質問項目を要因とする1要因の分散分析を行ったが、有意な効果は得られなかった($p>.1$) (平均3.0, $SD=1.1$)。

質問「法律家と同じように判断しようと思ったか」に対する回答結果をTable 5に示した(5件法であったが回答は3カテゴリに分類した)。「法律家と同じように判断しようと思った」と回答した者は21%と少なかった(Table 5)。

Table 4 審査の際、判断に影響した事象 (人)

| | 影響した | 影響しな かった | どちらとも いえない |
|-----------|---------|-------------|---------------|
| 1被害の大きさ | 11(39%) | 11(39%) | 6(21%) |
| 2処罰感情 | 9(32%) | 12(42%) | 7(25%) |
| 3社会に与える影響 | 12(42%) | 10(36%) | 6(21%) |
| 4有罪の可能性 | 10(36%) | 12(43%) | 6(21%) |

Table 5 審査する際に法律家と同じように判断しようと思ったか (人)

| 思った | 思わな かった | どちらとも いえない |
|--------|------------|---------------|
| 6(21%) | 15(54%) | 7(25%) |

質問「審査の際に、1被害の大きさ、2申立人の処罰感情、3社会に与える影響、4被疑者が裁判で有罪となる可能性、が判断に影響したか」に対する回答、質問5「審査する際に法律家と同じように判断しようと思ったか」に対する回答間に関連があるかを確かめるために、スピアマンの順位相関係数を求め、有意性検定を行った。その結果、質問項目1~4の回答間の相関が有意であった(いずれも $p<.01$)が、質問項目5の回答と他の質問に対する回答間に有意な相関はみられなかった($p>.1$) (Table 6)。つまり、「被疑者が有罪になる可能性」を考慮する程度が高まっても、「法律家と同じように」判断する傾向が増すわけではない。質問「審査申立て人の口頭での意見陳述があっ

たか」に対する回答に対して、「無」と回答した者は28人(100%)であった(未記入1人除く)。過半数の審査員が要求すれば申立人を呼び出し、直接話しを聞くことが可能であるが、口頭での意見陳述を聞いた者はいなかった。

Table 6 回答間の相関係数と有意性検定の結果

| | 2 | 3 | 4 | 5 |
|------------|--------|--------|--------|-------|
| 1 被害の大きさ | .611** | .718** | .453** | -.092 |
| 2 処罰感情 | | .696** | .591** | -.117 |
| 3 社会に与える影響 | | | .467* | -.133 |
| 4 有罪の可能性 | | | | -.002 |
| 5 法律家と同じ判断 | | | | |

(N=29) * $p < .05$, ** $p < .01$

(3) 検察審査会制度の意義および改善点

質問「検察審査会制度の意義」、「審査にあたって改善したらよいと思ったところ」に対する回答(自由記述)をKJ法によりカテゴリ分類した結果をそれぞれTable 7とTable 8に示した。

Table 7 検察審査会制度の意義

| カテゴリ | 回答数(割合) |
|-----------------|---------|
| 被害者の救済 | 6(23%) |
| 市民の常識的判断の司法への反映 | 11(42%) |
| 検察の判断の妥当性のチェック | 6(23%) |

Table 8 審査にあたって改善したらよいと思った点

| カテゴリ | 回答者数(割合) |
|----------------|----------|
| 文書(量の多さ、読みづらさ) | 10(34%) |
| 任期期間が短い | 4(14%) |
| 審査員の選出方法 | 4(10%) |
| 法律等の知識の提供 | 3(10%) |
| 時間的拘束が長い | 3(7%) |
| 審査の時間が短い | 2(7%) |
| 司法教育の充実 | 2(7%) |
| 専門家の指導必要なし | 1(3%) |
| その他 | 2(7%) |
| 無 | 9(31%) |

考察

検察審査会制度についての認識は、審査員候補

に選ばれて説明を受けるまでは総じて低い、説明を受けた後の理解度は概ね高い。しかし、審査員に選ばれる前に検察審査会についての知識がなかった者の中には、説明を受けても「理解できなかった」と回答する者がみられた。また、検察審査員には特別な知識は必要ないとされるが、実際には45%が審査の際に「法律の知識」が必要だったと回答している。今後、必要な知識の教示方法とその効果について検討する必要があるだろう。

「被害の大きさ」、「審査申立て人の処罰感情」、「社会に与える影響」、「被害者が裁判で有罪となる可能性」が判断に及ぼした影響の程度は相互に関連がみられたが、「法律家と同じように判断しようと思った」程度とは関連がみられなかった。

54%が「法律家と同じように判断しようと思わなかった」とし、42%が検察審査会制度の意義について「市民の常識的判断の司法への反映」を挙げており、検察審査会制度の趣旨である司法への「民意の反映」に重きが置かれる傾向があるといえる。改善点として挙げられた、審査で目を通す文書の量、任期期間等については、審査に影響を及ぼす要因として、今後検討する必要があると思われる。

2. 模擬検察審査会実験

過去に検察審査会に申し立てされ、注目を浴びた事案について、市民がどのように判断するのか、また判断にどのような要因が影響するかを明らかにする目的で、模擬検察審査会実験を実施した。

方法

材料

- (1) 検察審査会の概要に関するDVD(最高裁製作。全編約35分)。
- (2) 配布資料
 - A (A3用紙1枚) 検察審査会概要(最高裁HPより抜粋)

<http://www.courts.go.jp/kensin/seido_gaiyo/index.html>
 - B (A4用紙1枚) 2005年4月25日に発生したJR福知山線脱線事故で歴代3人の社長が責任を問われた事案。事故当時、鉄道本部長が安全管理の統括をしていたとして起訴されたが、歴代社長は起訴されず、被害者遺族が

これを不服として申し立てを行った。

C (A4用紙1枚) 2011年1月12日に沖縄市で発生した米軍軍属の男性が起こした交通事故(日本人男性が死亡)の事案。日米地位協定により「公務中」の事故という理由から第一次裁判権は米国にあると判断された。米軍は加害者に免許停止5年という判決を下したが、これを不服として遺族が申し立てを行った。

(3) 質問紙 ①検察審査会制度についての知識を問う内容 ②検察審査会制度についての理解度および意義を問う内容 ③検察審査員としての判断を問う内容 の3種類。

協力者 大学生34人

手続き 実験は、5人～12人のグループ毎に実施した。協力者は質問紙①に回答し、質問紙は回答後に回収された。次に資料Aが配布され、検察審査会制度に関するDVDを視聴した。DVD視聴後、協力者は質問紙②に回答し、質問紙は回答後に回収された。その後、協力者は6人(あるいは5人)のグループ毎に集められ(協力者34人で計6グループを構成)、配布資料B(あるいは配布資料C)を配布された。そして、「これから検察審査員になったつもりで判断すること」、「自分が検察審査員だったらどう判断するかを考えながら読むこと」を求められた。配布資料を読み終えた協力者は、質問紙③に回答した。グループ内の全員が回答した後、「どのような判断が望ましいか」について10分～15分、議論を行った。議論終了後、配布資料B(あるいは配布資料C)と質問紙③は回収された。次に配布資料C(あるいは配布資料B)が配布され、上記と同様の手続きをくり返した。カウンターバランスを取るため、6グループのうち半数の3グループには配布資料B、残りの半数の3グループには配布資料Cが先に配布された。所要時間は約1時間30分であった。

結果

(1) 検察審査会制度についての認識、(2) JR 福知山線脱線事故に関する判断、(3) 米軍軍属の男性が起こした交通事故に関する判断 について、下記に示す。

(1) 検察審査会制度についての認識

①DVD 視聴前の質問「察審査会制度について知っ

ていること」に対する回答(自由記述)は、79%(27人)が未記入あるいは正しくなかった。

②DVD 視聴後の質問「察審査会制度について理解できたか」に対する回答(1 全く理解できなかった～9 十分理解できた)の平均は8.1 ($SD=0.89$)、質問「検察審査会制度の意義はあるか」に対する回答(1 全くない～9 非常にある)の平均は7.6 ($SD=1.6$)であった。検察審査会制度についての認識は非常に低いが、DVD 視聴後の理解度は高く、意義の評価も総じて高い。

(2) JR 福知山線脱線事故に関する判断

質問「検察審査員だったらどのように判断するか」、「被疑者が起訴された場合、有罪・無罪のどちらになると思うか」に対する回答結果をTable 9に示した。

判断によって、被疑者が起訴された場合の有罪・無罪の予測が異なるかを確かめるために、「起訴された場合の有罪・無罪判断」とその判断の確信の強さ(9件法)から、 -8.5 (無罪判断で確信度9)～ 8.5 (有罪判断で確信度9)の1刻みの数値になるように変換し、この数値を有罪確信とした。有罪確信について、判断を要因とする1要因の分散分析を行った結果、主効果が有意($F(2, 31)=4.75, p<.05$)で、下位検定(ライアン法、これ以降も同様)の結果、不起訴相当(-3.9)が、起訴相当(2.6)よりも有意に低かった($p<.05$)。

Table 9 判断及び被疑者が起訴された場合の予測

| | 起訴相当 | 不起訴不当 | 不起訴相当 |
|--------------|-------------|-------------|-------------|
| 起訴されたら 有罪 | 26% (9人) | 24% (8人) | 0 |
| 起訴されたら 無罪 | 12% (4人) | 24% (8人) | 15% (5人) |

質問「判断する際に、①被害の大きさ、②審査申立て人の処罰感情、③社会に与える影響、④起訴となった場合に有罪になる可能性、⑤法律の専門家ならどのように判断するか、⑥法律、⑦過去の検察審査会の議決、⑧世論、⑨裁判で真相が解明される可能性、をどの程度考慮したか」(9件法)の回答について、判断と質問項目を要因とする2要因の分散分析を行った結果、質問項目の主効果

が有意で ($F(8, 248)=14.85, p<.005$)、下位検定の結果、項目⑦ (2.3) が他のどの項目よりも低かった ($p<.05$)。また交互作用 ($F(16, 248)=2.70, p<.001$) が有意で、単純主効果の検定では、項目⑤、⑥、⑧における判断の効果が有意であった (それぞれ $F(2, 279)=4.06, p<.05$; $F(2, 279)=4.86, p<.01$; $F(2, 279)=3.07, p<.05$)。下位検定の結果、項目⑥で不起訴相当 (6.8) が起訴相当 (3.5) よりも有意に高かった ($p<.05$)。

次に、判断の背後にどのような要因が影響しているのかを確かめるために、質問項目①～⑨の回答について因子分析を行なった。質問項目⑦ (過去の検察審査会の議決) については、判断する際に考慮した参加者 (5 考慮した～9 非常に考慮した、を選択した参加者) が 15% と少数であったため除外した。因子間の独立性が予想されるため、主成分分析法を採用し、バリマックス基準による回転を行った結果、最終的に 2 因子を抽出した。Table 10 にその結果を示した。

第 1 因子には、被害者の観点にたった項目が高く負荷していることから「同情心」因子と命名した。第 2 因子には、法律に関する項目が高く負荷していることから、「法的観点」因子と命名した。

Table 10 因子分析結果 (因子負荷量)

| | 同情心 | 法的観点 |
|-----------|--------|--------|
| ①被害の大きさ | .975 | .088 |
| ⑧世論 | .598 | .008 |
| ②申立人の処罰感情 | .584 | -.043 |
| ⑤法律専門家の判断 | -.090 | .821 |
| ⑥法律 | -.100 | .759 |
| ④有罪になる可能性 | .228 | .500 |
| 因子寄与 | 2.089 | 1.912 |
| 寄与率 (%) | 34.819 | 31.862 |
| 累積寄与率 (%) | | 66.682 |

「同情心」、「法的観点」が判断に及ぼす影響の強さが判断によって異なるかを検討するために、「同情心得点」(質問項目①、②、⑧の回答の平均

値) および「法的観点得点」(質問項目④、⑤、⑥の回答の平均値) を算出し、判断と得点を要因とする分散分析を行った。その結果、交互作用が有意で ($F(2, 31)=6.69, p<.005$)、単純主効果の検定では、不起訴相当、不起訴不当、起訴相当における得点の効果が有意であった (それぞれ $F(1, 31)=4.31, F(1, 31)=5.46, F(1, 31)=6.08$, いずれも $p<.05$)。Figure 1 に判断別の得点を示した。

以上の結果から、模擬検察審査員の判断には異なる 2 つの因子、「同情心」と「法的観点」が影響し、どちらの影響が強いかによって、判断が異なることが示された。

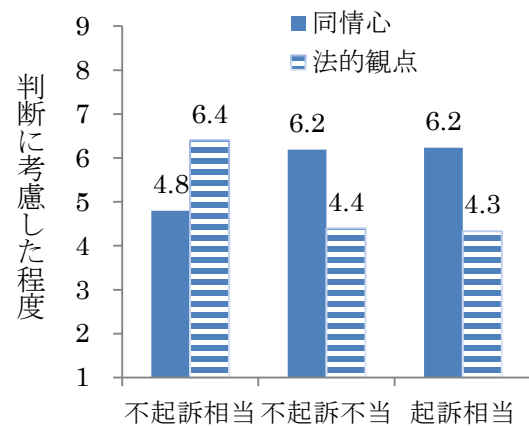


Figure 1. 判断に影響した要因

尚、検察審査会での議決を知る者はいなかった。

(3) 米軍軍属の男性が起こした交通事故に関する判断

手続き上の瑕疵があったため、1 人のデータを除外して以下の分析を行った。質問「検察審査員だったらどのように判断するか」、「被疑者が起訴された場合、有罪・無罪のどちらになると思うか」に対する回答結果を Table 11 に示した。

Table 11 検察審査員としての判断および起訴された場合の有罪か無罪かの予測

| | 起訴相当 | 不起訴不当 | 不起訴相当 |
|--------------|---------------|---------------|-------|
| 起訴されたら 有罪 | 39% (13 人) | 42% (14 人) | 0 |
| 起訴されたら 無罪 | 6% (2 人) | 12% (4 人) | 0 |

「起訴相当」と「不起訴不当」と判断した者で、「被疑者が起訴された場合の有罪・無罪判断」が異なるかについて確かめるために、(2)と同様の方法で有罪確信を算出し、判断を要因とする1要因の分散分析を行ったが、有意な効果は得られなかった($F(1, 31)=.12, p>.1$) (平均3.9, $SD=4.2$)。

質問「判断する際に、①～⑨(2)と同様)をどの程度考慮したか(9件法)の回答について、項目と判断を要因とする2要因の分散分析を行った結果、項目の主効果が有意で($F(8, 248)=20.06, p<.001$)であった。また、交互作用が有意傾向で($F(8, 248)=1.96, p<.1$)、単純主効果の検定では、項目③、⑤、⑦、⑧における判断の効果が有意であった(それぞれ $F(1, 279)=4.07, F(1, 279)=4.01, F(1, 279)=4.67, F(1, 279)=5.26$ 、いずれも $p<.05$) (項目③、⑤、⑦、⑧において、不起訴不当(それぞれ7.3, 4.0, 3.4, 5.2)が起訴相当(それぞれ5.7, 2.5, 1.7, 3.5)よりも考慮する程度が高い)。

次に、判断の背後に存在する要因を明らかにするために、(2)と同様の方法で因子分析を行ない、最終的に2因子を抽出した(Table 12)。第1因子には社会への影響に関する項目に加え刑罰に関する項目が高く負荷していることから「正義感」因子と命名した。第2因子には、法的観点に加え、被害の大きさがマイナス方向に高く負荷していることから、「法律遵守」因子と命名した。

Table 12 因子分析結果(因子負荷量)

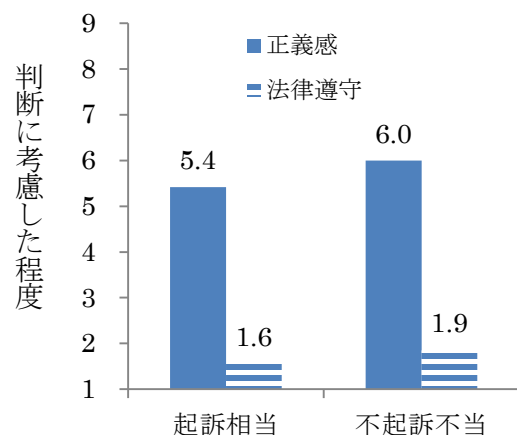
| | 正義感 | 法律遵守 |
|-----------|--------|--------|
| ③社会に与える影響 | .775 | .073 |
| ②申立人の処罰感情 | .658 | -.243 |
| ⑧世論 | .645 | .398 |
| ④有罪になる可能性 | .599 | .187 |
| ⑤法律専門家の判断 | .366 | .800 |
| ⑥法律 | -.337 | .748 |
| ①被害の大きさ | -.143 | -.618 |
| 因子寄与 | 2.370 | 1.545 |
| 累積寄与率 | 29.667 | 26.261 |
| 累積寄与率(%) | | 55.928 |

「被疑者が有罪になる可能性への考慮」が(2)の事案(福知山線脱線事故)では「法的観点」因子の影響を受け、本事案では「正義感」因子の影響を受けたのは、「有罪か否か」の判断が前者の場合、法律の解釈に関わる一方、本事案の場合、被疑者が事故を起こしたのは事実であり、「有罪は当然」と認識される傾向にあったためと考えられる。

「正義感」、「法律遵守」が判断に及ぼす影響の強さが判断によって異なるかを確かめるために、「正義感得点」(質問項目③、②、⑧、④の回答の平均)および「法律遵守得点」(質問項目⑤、⑥の回答と、負の値に変換した①の回答の平均)を算出し、判断と得点を要因とする分散分析を行った結果、得点の主効果が有意であった($F(1, 31)=124.29, p<.001$) (正義感5.7、法律遵守1.7)。

以上、模擬検察審査員の判断には異なる2つの因子、「正義感」と「法律遵守」が影響するが、後者の影響はほとんどみられないことが示された。

尚、本事案について、検察審査会で審査されたことを知る者はいなかった。



考察

市民(大学生)の多く(79%)は、検察審査会制度についての知識をもたないが、DVD視聴後には、その意義を高く評価する傾向がみられた。

2つの事案に対する判断には、「申立人の処罰感情」が強く影響した。また、判断に影響を及ぼす要因として、両事案とも処罰感情や世論の考慮に影響する因子と、法律の考慮に影響する因子の存在が示され、どちらの因子が強く影響を及ぼすかによって、判断が異なることが示された。

子どもへの司法面接：改善その評価・中間報告

仲 真紀子

(北海道大学大学院文学研究科)

キーワード：司法面接，客観的聴取，子どもの証人

1. 本研究課題の目標

子どもが被害者，あるいは目撃者となった可能性のある事件や事故，虐待等の事案では，子どもの精神的負担に配慮しつつ，正確な情報を引き出す面接を行うことが重要である。仲班では，先行研究においてそのような面接法（司法面接），ならびのその研修プログラムを開発してきた。本研究課題「子どもへの司法面接：改善その評価」の目的は，この司法面接や研修プログラムを，以下の3つのアプローチ，すなわち【1】基礎研究（実験調査や国外調査や文献研究），【2】研修等の活動により専門家や実務家に提供し，そのフィードバックを得て，【3】現場における面接の利用を支援し，改善し，推進し，評価を行う。

2. 2011-2012 年度の成果

(1) 実験的研究

2011-2012 年度は，主として①異なる面接法の効果に関する結果を論文にまとめ，②子どもの証言の評価，③出来事を報告するための語彙，④司法面接研修の効果について調査・分析を進めた。

①異なる面接法の効果：すでに収集済みであったデータを分析し，公刊した。この調査の目的は，自由再生(FR)，文脈復元を伴う自由再生(CR)，誘導的な質問(Q)，オープン質問による個別面接(O)という異なる面接のあり方が，目撃した出来事に関する児童の報告とその後の記憶に及ぼす影響を調べることであった。参加者は249人の8歳児と10歳児である。児童はビデオを提示され，上記4条件のいずれかによる面接(1度目の報告)と，再認テスト(2度目の報告)を受けた。また，数日後，出来事に関する自由再生(3度目の報告)とともに，その再認テスト(4度目の報告)が繰り返された。その結果，1度目の面接では，オー

ブン質問による個別面接(O)はその他の3条件に比べて多くの正確な情報を引き出すこと；文脈復元を伴う自由再生(CR)は高学年の児童においては自由再生(FR)と誘導的な質問(Q)の2条件よりも誤りを増やすことなく，正確な情報をより多く引き出すこと；低学年の児童においては出来事の再認記憶は自由再生(FR)，オープン質問による個別面接(O)で面接を受けた場合により正確であること，などが見出された。これらの結果から，正確な情報を引き出すのみならず，後の記憶を比較的正確に保つためには，司法面接を行う方法としてオープン質問による個別面接が最も効果的であることが示唆された。【仲真紀子(2012)．面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果．心理学研究，83，303-313．】

②子どもの証言の評価：本調査は，司法面接により得られた情報を，模擬裁判員(学生，市民)がどのように受け止めるかを調べるために行われた。実験1では92人の大学生に対し，幼児への虐待が問題となる事案を示し，目撃者である5歳児の証言を2つの面接条件(オープン質問を主体とした面接か，クローズド質問を主体とした面接か)×3つの媒体条件(子どもの姿の近景録画か，遠景録画か，録音のみか)の6条件で提示し，その後，子どもの証言の信用性，説得力等の評定，有罪・無罪判断，量刑判断を求めた。また，一般に，証言が可能な年齢があるとすれば，何歳くらいかを尋ねた。その結果，面接の質は，証言の信用性，説得力等の判断に影響を及ぼすこと，有罪率はオープン質問条件で多いこと(91%v66%)が示された。面接の評価に対する映像の撮り方(カメラパースペクティブ)の効果は見られなかったが，近景を

見た参加者は、それ以外の刺激を見た参加者よりも、証言が可能だとする年齢を低く見積もっていた(7歳v10歳)。実験2では42人の市民を対象とし、ライブの模擬裁判のなかで、面接の質と専門家証言の有無の効果を検討した。オープン質問による面を見た参加者は、子どもの面接の信用性等をより高く評価したが、有罪無罪犯罪への影響はなかった。有罪無罪判断に影響を及ぼしたのは「評議」だとする反応が最も高く、より総合的な判断がなされたと考えられる。専門家証言の効果はほとんど見られなかったが、専門家証言あり条件では、子どもの証言の評価における「わからない」が多かった。専門家証言は、より慎重な判断を促した可能性がある。これらの結果については、今年度、来年度、学会等において報告する。

③出来事を報告する語彙:4歳から15歳までの幼児、児童を83人対象とし、各年代の子どもがどの程度、今日、昨日、おととい、明日、あさって、午前、午後、1週間前、1ヶ月前といった時間概念を理解しているかを調査をした。入力が終わり、分析を進めている。

④司法面接研修の効果:司法面接の遅延効果を検討するために、2009年～2011年に研修を受けた45名に調査依頼を行い、33名より回答を得た。7名は面接無し、5名は未到着。届いたものについて書き起こしを進めている。

(2) 論考・文献研究

これまでの活動を踏まえ、①面接法を裏付ける科学的知見についての文献レビュー、②科学的証拠にもとづく取調べの高度化、③心理学鑑定について、論文をまとめた。また、④日本における面接法に関する研究や面接研修の実施について、英国で出版される予定の書籍のために章を執筆し、⑤日本におけるNICHDプロトコルの使用について、国際共同執筆を行った。また、⑥より広く、目撃証言について、英語による論文を投稿した。以下、①～③について報告する

①面接法を支える科学的証拠:この論文は、子どもへの面接の問題や課題を示し、その解決に貢献し得る司法面接の概要、およびそれを支える実証

的研究を概観した。その要旨は以下の通りである。

十分な捜査ができず、見逃されてきた事案のなかには、誘導や暗示により、子どもからの正確な事情聴取が困難であったケースが少なくない。こういった問題に対し、発達心理学研究、認知心理学研究、そして法と心理学研究が貢献しつつある研究領域の一つに、事実の聴取を目的とした面接法の開発と訓練がある。これらは司法面接(forensic interview)、捜査面接(investigative interview)、事実/被害確認面接(庄司, 2010)などと呼ばれ、子どもから出来事の報告をできるだけ正確な情報をより多く引き出すこと、また、面接の繰り返しによる二次被害から子どもを守ることを目指している。

本稿ではこの10-20年の間に著しく発達してきたこの領域の研究に焦点を当てて概説した。まず司法面接の必要性について述べ、司法面接の概要、司法面接を構成する要素、特にグラウンドルール、ラポール、およびエピソード記憶の練習、オープン質問による自由報告の重要性について、実証的な研究を挙げながら説明した。また、日本での司法面接の訓練やその効果についても紹介した。【仲真紀子(2012). 子どもの証言と面接法, 日本心理学会(編)根ヶ山・仲真紀子(責任編集)発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 pp. 284-296.】

②科学的証拠にもとづく取調べの高度化:総称としての司法面接には、被害児童のみならず、目撃者や被疑者への面接も含まれる。本論文は、司法面接の高度化を目指し、2011年11月3日、法と心理学会で行われたシンポジウムを受けて執筆したものである。要旨は以下の通りである。

被害者、目撃者、被疑者のいずれに対しても、その情報を出来るだけ正確にたくさん収集することは、正確な手続きや判断のためだけでなく、その権利を守るためにも重要であることを指摘した。すなわち、不正確な面接は、

- 目撃者の場合、正確な聴き取りがなされなければ、わざわざ時間を割いて協力した、ということが尊重されない。
- 被害者の面接では、情報が適切に聴取できなければ、加害者を訴えることができない。加えて、

嫌な出来事を繰り返し報告することにより、精神的な二次被害を負ってしまうかもしれない。

- 被疑者の場合、不適切な面接を受け、虚偽自白をし、誤った情報にもとづき誤った判決が出され、それが極刑であれば生き死にに関わる問題である。

国連の自由権規約、拷問等禁止条約、児童の権利条約は、ビデオ録画の使用や弁護士との立ち会いなどを求めてきたが、それは被面接者のもっている情報を正確に判断者に届けるという、個人の権利を保障することでもある。

このことにもとづき、近年の心理学的知見を踏まえた目撃者への面接法（特にフィッシャー・ガイゼルマンらによって開発されてきた認知面接）、被害者への面接法（ラムらにより開発され、日本でも児童相談所等で使用されるようになったNICHDプロトコル等、狭義の司法面接）、被疑者への面接法（英国で用いられているPEACEモデル）を紹介し、その重要性を論じた。【仲真紀子(2012). 科学的証拠にもとづく取調べの高度化：司法面接の展開とPEACEモデル. 法と心理, 12 (1) 27-32.】

③心理学鑑定：この論文は、仲班のメンバーである白取祐司氏（刑事訴訟法）の編集による著書に収められる論文である。これまでの鑑定経験や、上記の実証研究を踏まえ、日本における心理学鑑定のあり方をや今後の課題について論じた。特に、US v Amaral (1973) で指摘された専門家証言に関する4つの基準、(1) 専門家証人は適格な専門家でなければならない、(2) 証言は適切な対象について行われなければならない、(3) 証言は『一般的に受け入れられている説明理論と一致する』ものでなければならない、(4) 専門家証言によってもたらされる説明の価値は、陪審に与え得る偏見的な効果を凌ぐものでなければならない、に照らし現状を分析した。

また、(2) の「適切な対象」について (a) 社会的フレームワーク（一般的な知見を提供）、(b) 事案と類似した状況でシミュレーション実験、(c) 供述調書の事後的分析：誘導の有無等の検討、(d) 誘導のない面接で、被面接者の言葉の信用性を検討する、という方法が用いられていること、(a) < (b) < (c) < (d) の順で、「適切性 (relevancy)」

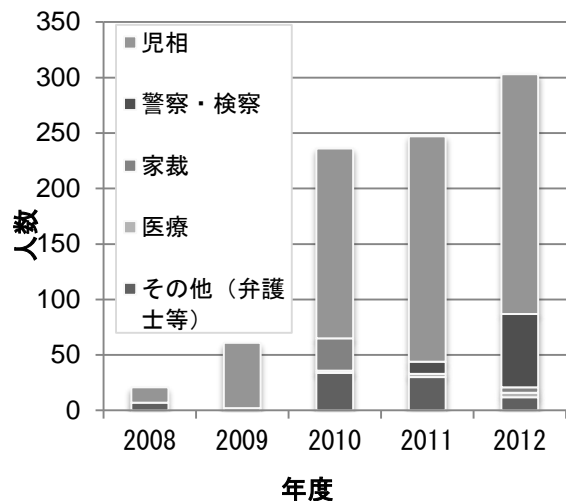
が高まることを示唆した。(d) を行うためには、司法面接等による、誘導のかからない客観的な聴取、電子媒体を用いた正確な記録が求められる。これらの要件を満たすことで、面接の形式（誘導がかかっていないか等の手続きの妥当性）のみならず、内容の分析（語られた内容の詳細さ、整合性等）が検討できることを示唆した。【仲真紀子(印刷中) 心理学鑑定に必要な4つの要件. 白取祐司(編) 刑事司法における心理学と心理学鑑定の可能性. 日本評論社.】

これらの(1)(2)の基礎研究により得られた知見は3の専門家に対する研修において提供する。

3. 知見の提供：専門家・実務家への研修

約10回の研修を通じて、知見の提供を行った。研修は、講義、グループワーク、ロールプレイ、会話分析等を含む16時間の演習を基本とし、フィードバックを得て、これらを改善する。

2012年より、児童相談所職員のみならず、検察官、警察官に対する研修も開始した。情報を収集する。英国のPEACEモデル(情報収集アプローチ)を踏まえ、被疑者面接への拡張を試みた。その結果、司法面接研修者数は図1のように推移している。



主たる業績

●2011年度（著書・訳書）

仲真紀子(2011). 法と倫理の心理学:心理学の知識を裁判に活かす-目撃証言, 記憶の回復, 子どもの証言-. 培風館.

仲真紀子(2011). 子どもの目撃証言. 越智啓太ほか(編著) 法と心理学ハンドブック. 朝倉書店.

仲真紀子(2011). 認知心理学授業 認知心理学教育の視点とスキル. ナカニシヤ出版. Pp. 52-53.

仲真紀子(2011). 供述心理学 (Pp. 522-523), 司法面接 (Pp. 526-527), 松原達哉 (編) カウンセリング実践ハンドブック. 丸善.

仲真紀子(2011). 法律. 子安増生・齋木潤・友永雅己・大山泰宏 (編) 京都大学子どもの目撃証言. ナカニシヤ出版. Pp. 276-278.

仲真紀子(2011). 司法面接と可視化. 指宿 (編著) 取調べの可視化へ! 日本評論社.

仲真紀子(2011). 目撃証言. 発達科学入門. 東大出版会. Pp. 78-100.

仲真紀子(2011). 法と認知科学. 石口彰 (監) 認知心理学演習テキスト 応用・実践編. オーム社.

白石紘章・仲真紀子(2011). 認知面接. 越智啓太ほか (編著) 法と心理学ハンドブック. 朝倉書店.

仲真紀子(2011). 嘘ではない嘘, 本当ではない本当. 世界思想, 38, 春. 29-32.

仲真紀子(2011). 書評「犯罪心理学 - ビギナーズガイド: 世界の捜査, 裁判, 矯正の現場から」青少年問題, 642号(58巻), 62. (青少年研究会. 自著を語る).

仲真紀子(2011). 法と心理学と面接法. 家庭科教育, 23, 8-11.

●2011年度 (論文)

Fletcher-Flinn, C. M., Thompson, G. B., Yamada, M., & Naka, M. (2011). The acquisition of phoneme awareness in children learning the hiragana syllabary. *Read and Writing*, 24, 623-633.

名畑 康之・仲 真紀子・高田 理孝(2011). 正導・誤導情報と出来事の情動性が事後情報効果に及ぼす影響. 法と心理, 10(1), 123-130.

仲真紀子(2011). 目撃証言. 日本児童研究会(編). 児童心理学の進歩2011年版(第50巻). 78-100.

仲真紀子. (2011). . NICHDガイドラインにもとづく司法面接研修の効果. 子どもの虐待とネグレクト, 13(3), 316-325.

仲真紀子(2011). . 事実確認と子どものケア: 感情を交えずに話を聞く事. 世界の児童と母性, 71, 2011-10, 41-45.

Naka, M., Okada, Y., Fujita, M., & Yamasaki, Y. (2011). Citizen's psychological knowledge, legal knowledge, and attitudes toward participation in the new Japanese legal system, Saiban-in seido. *Psychology, Crime & Law*, 17, 621-641.

仲真紀子(2011). 嘘ではない嘘, 本当ではない本当. 世界思想, 38, 29-32.

多田伝生・佐藤薫・藤本真由美・小山和利・二口

之則・畠中さおり・仲真紀子(2011). 児童相談所における司法面接 (事実確認面接) の在り方と課題等について. 北海道児童相談所研究紀要, 30, 1-45.

瀧川真一・仲真紀子(2011). 懐かしさ感情が自伝的記憶の想起に及ぼす影響 - 反応時間を指標として - . 認知心理学研究, 9(1), 65-73.

上宮愛・山本健一・岡田悦典・山崎優子・仲真紀子(2011). . 録画された子どもへの面接: 証拠としての価値と法廷における問題. 法と心理学, 10(1), 101-106.

●2012年度 (著書・訳書)

仲真紀子 (2012). 子どもの証言と面接法, 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 Pp. 284-296.

仲真紀子・根ヶ山光一 (2012). あとがき: 発達を支える環境・身体・心の視点から. 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社. Pp. 297-298.

根ヶ山光一・仲真紀子 (2012). 発達を支える身体・認知・情動. 日本心理学会 (編) 根ヶ山・仲真紀子 (責任編集) 発達科学ハンドブック 4. 発達の基盤: 身体, 認知, 情動. 新曜社 pp. 1-4.

仲真紀子. (印刷中). 目撃証言と認知. 伊東昌子 (編著). コミュニケーションの認知心理学. ナカニシヤ出版.

仲真紀子(2012). 子どもの証言をどう得るか-司法面接法の研究. 北海道大学 (編) 知のフロンティア. pp. 8-9.

仲真紀子(2012). 法と人間科学. 科研費 NEWS, 2012, Vol. 1, p. 6.

●2012年度 (論文)

Maki, Y., Janssen, S., Uemiya, A., & Naka, M. (2012). The phenomenology and temporal distributions of autobiographical memories elicited with emotional and neutral cue words. *Memory*.

仲真紀子(2012). 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果. 心理学研究, 83, 303-313.

仲真紀子(2012). 法と心理学会大会企画シンポジウム: エビデンスにもとづく取調べの科学化. 法と心理, 12 (1). 10-11.

仲真紀子 (2012). 科学的証拠にもとづく取調べの高度化: 司法面接の展開と PEACE モデル. 法と心理, 12 (1). 27-32.

刑事裁判における心理鑑定の可能性

白取祐司
(北海道大学)

キーワード：刑事裁判、心理学、心理鑑定

1 はじめに

近時、足利事件などを契機に、刑事裁判における科学的証拠ないし科学鑑定のあり方が注目されている。これには、DNA鑑定など多種多様な問題があるが、本稿ではとくに、心理鑑定（心理学鑑定）に着目する^{*1}。結論を先取りして言うなら、とくに人的証拠に関する適正な証拠評価のために、もっと心理学を活用してよいのではないかと^{*2}。

活用する方法として、ひとつには、裁判官、検察官、弁護士など訴訟関係者が、正しい心理学的素養ないし知見をもつこと、法と心理学の成果を学ぶことなどが考えられる。これはこれで、大きな意味があるのだが、さらに進んで、刑事裁判手続において、心理鑑定を今よりもっと積極的に採用してはどうか。心理鑑定が、裁判官および裁判員に、専門的な知見・分析を提供することによって、これまで以上に分かりやすく、多面的な視野で証拠評価をすることが可能になるのではないかと。

しかし、日本の現状は、心理鑑定が法廷に提出された事例が散見されるものの^{*3}、精神鑑定の場

合以上に、裁判官と心理学鑑定との距離は大きいようにも思われる。供述の信用性について、法律家は決して専門家ではない。幼児の証言能力を確かめるのに児童心理学の知見は不可欠であるし、目撃証言の信用性判断に認知心理学の有用性を否定することはできまい。刑事裁判に心理学、心理鑑定が有用なことは、否定できない。

そこで、日本法と比べ、心理鑑定が刑事司法の中で活用されているフランスの例を参照しながら、日本の刑事裁判における心理学鑑定の可能性および有用性について、以下検討を加える。

2 被疑者・被告人と心理鑑定

1) フランスにおける発展と現在

心理鑑定が刑事司法の場で公的に用いられるようになったのは最近のことであり、それまでは事実上、利用されてきたにすぎない^{*4}。それが初めて法文上認知されたのは、1945年2月2日オールドナンスであった。このオールドナンスにより、少年係判事は、必要があれば、医学鑑定に付随して「心理検査 (un examen médico-psychologique)」を行

*1 足利事件でも、DNA鑑定のほかに、被告人の供述の任意性に関して供述心理の問題が大きな論点であった。佐藤博史「足利事件の取調べテープが教える取調べの技術—との可視化の究極の課題—」日本法学 76 卷 4 号 (2011 年) 8 頁参照。

*2 村井敏邦編『刑事司法と心理学』(日本評論社、2005 年) 11 頁参照。

*3 甲山事件では、浜田寿美男が園児らの供述分析を意見書として提出し(同氏の『証言台の子どもたち』[日本評論社、1986 年] 参照)、梅田事件再審抗告事件では、裁判所が職権で心理学者に「行動科学鑑定」を依頼しその鑑定結果が抗告棄却決定の理由書に引用されている(渡部保夫「刑事裁

判と行動科学鑑定」石松竹雄判事退官記念論文集『刑事裁判の復興』[勁草書房、1990 年] 327 頁参照)。城丸君事件では、幼児の証言能力に関する心理鑑定が意見書として提出された(秀嶋ゆかり「幼児の証言能力について」季刊刑事弁護 16 号 [1998 年] 91 頁参照)。

*4 A. Penin, "Quels sont les problèmes posés par l'articulation de l'examen médicopsychologique et de l'expertise psychiatrique, notamment devant la cour d'Assises ?", in *Expertise psychiatrique pénale*, Editions John Libbey Eurotexte, 2007, p.178.

うようにこととされた（8条5項）。少年係判事は、少年の物的、精神的および家庭的状況に関する情報を得るため社会調査（une enquête sociale）を命じるほか（オルドナンス8条4項）^{*5}、必要があれば刑事訴訟法上の鑑定（expertise）を命じることもできる（フランス刑訴法156条以下）。オルドナンス8条5項は、医学的鑑定のほかに心理鑑定を明文で認めたのである。ここで行われる心理鑑定は、正常値との比較で少年の人格の諸側面を摘示し、知的水準および手先の敏腕性を確定することによって、少年の知的適性および能力を評価するものである^{*6}。また、8条5項の鑑定は、犯行時のみならず犯行にいたる過程も対象としており、精神鑑定（examen psychiatrie）とは区別される^{*7}。

1958年、現行刑事訴訟法が制定されるが、それ以前は、刑訴法上に鑑定についての明確な規定はなかった。鑑定制度については後述するが、現行刑訴法は、156条以下に「鑑定」（l'expertise）に関する一節を設け、鑑定制度について詳細に規定するほか、81条6項で、予審判事の権限として、医学検査（examen médical）を命じることができ、必要があれば医師をして「医療心理検査」（examen médico-psychologique）を行わせることができる」と規定した。ここに「心理検査」（簡易な心理鑑定）が初めて登場するが、行う主体は医師

*5 事案が軽罪の場合、ここでいう社会調査は、もっぱら心理鑑定（心理調査）になるが、犯罪が性犯罪のときは、精神科医に医学的心理鑑定が命じられるようである。Cf. B.Durand, "Quelles sont les spécificités et les difficultés de l'expertise pénale du mineur ?", in *Expertise psychiatrique pénale*, Editions John Libbey Eurotexte, 2007, p.164. フランスの精神鑑定については、田口寿子「諸外国における刑事精神鑑定—フランス」『司法精神医学・2・刑事事件と精神鑑定』（中山書店、2006年）277頁参照。

*6 J.-F.Renucci, *Droit pénale des mineurs*, Masson, 1994, p.189.

*7 J.Pradel, *Procédure pénale*, 15e éd., Ed.Cujas, 2010, p.406.

に限られていた^{*8}。予審段階で精神科医に、精神的ないし心理的側面について検査を義務付けたのは、1945年オルドナンス（少年法）の影響を受けたものだと言われているが、同時に、犯罪の重大性だけでなく行為者特性（individualité）も考慮すべきであると主張する当時の犯罪学者の要望に応えるためだったと説明されている^{*9}。

1960年代になり、予審判事は、医師とは別に心理学者自身に心理鑑定を任命するようになる。ただし、心理学者はなお非合法な存在だった（刑訴法は、心理学者だけでは被疑者と面接できず、重罪院でも単独では証言できないとしていた）^{*10}。

以上のような消極的な受容から、法律による認知に進むのは、1993年1月4日法（法律93-2号）によってであった^{*11}。同法により、まず、刑事訴訟法81条に新たに第6項が追加される。6項は、予審判事に、「医学的検査、心理学的検査を命じ、又は有用なあらゆる処分」を命じる権限を認める。医学的検査と独立して、心理検査（心理学的検査）（examen psychologique）が認められることになった。また、それまで、心理鑑定人は、医師（鑑定人）と異なり、裁判官、弁護人などの立会いなしに予審対象者（mise en examen）に対して質問できなかったが、1993年1月4日法によって、医師と同様に単独で面接できるようになる（刑訴法164条[新]3項）。

フランスでは、精神鑑定および心理鑑定は、重罪事件では必要であり、責任能力が争われない一般のケースでも行われる。鑑定した精神医学者、心理学者は、重罪法廷に出頭して証人として証言する。また、軽罪事件でも裁量的にこの種の鑑定

*8 A.Besson, R.Voin et P.Arpaillange, *Code annoté de procédure pénale*, Libraires techniques, 1958, p.92. 同書によれば、「立法者の意思によって、心理検査は医師にしか付託できない」とされた。

*9 J.Brouchet, J.Gazier et F.Brouchet, *Analyse et commentaire du code de procédure pénale*, Libraires techniques, 1958, p.66-67.

*10 A.Penin, *op.cit.*

*11 同法については、白取祐司『フランスの刑事司法』（日本評論社、2011年）42頁参照。

が行われることになっている。

2) 日本の現状と問題点

日本においても、少年事件については、少年法8条で、家裁の裁判官が家庭裁判所調査官に命じて調査をさせることになっており、その調査にあたっては、「少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的智識」を活用して行うことが定められている（同9条）。さらに、少年の「心身の状況については、なるべく、少年鑑別所をして科学的鑑別の方法により検査」すべきとの規定もある（少年審判規則11条3項）。これは、欧米諸国を参考にして科学主義を採用したものと解されている^{*12}。心理鑑定というかたちを採ってはいないが、医学など他の諸科学とともに心理学が活用されているといつてよい。

これに対して成人の刑事事件では、起訴前に勾留された被疑者について責任能力の有無が問題になりそうな場合に、捜査機関の囑託による精神鑑定（簡易鑑定）が稀に行われることはある。その場合、鑑定を行うのは精神科の医師で、心理学者が関わることはない。被疑者の生活史、犯行にいたる心理過程は、捜査官が詳細な供述調書にまとめあげ、争いのない事件であれば（刑訴法326条参照）、これが証拠として公判廷で朗読される。

心理学者が、関係者の過去の供述分析を鑑定書ないし意見書にまとめて法廷に提出することはあっても、被疑者・被告人の精神面について、たとえば責任能力、訴訟能力について心理学者が何らかの役割を果たすことはない。まして、犯行時ないし犯行にいたる経緯に関する心理学的な分析が行われ、裁判の資料とされることは、日本ではありえないといつてよい。

ただし、数は多くないが、情状鑑定が行われるケース（成人被告人事件）で、家裁調査官に「精神病、精神病質」などのほか、「本件犯行に至る心理の過程」を鑑定事項としたものがある^{*13}。こ

^{*12} 平場安治『少年法 [新版]』（有斐閣、1987年）234頁、田宮裕＝廣瀬健二編『注釈少年法 [第3版]』（有斐閣、2009年）125頁参照。

^{*13} 上野正吉ほか編著『刑事鑑定の理論と実務』（成文堂、1977年）337頁以下にある鑑定事例集

れも一種の心理鑑定といえよう。最近の刑事弁護に関するマニュアル本にはより明確に、被告人の性格に偏りがあるような場合、情状鑑定人として「臨床心理士に依頼する」ことを提言している点は注目される^{*14}。

3 被害者等と心理鑑定

1) フランスの被害者に対する心理鑑定

フランスでは、犯罪被害者を対象とする心理鑑定も、しばしば行われている。心理学者の行う被害者鑑定には2種類ある^{*15}。1つは、とりわけ性犯罪の場合についての、被害者が提出した供述に関する鑑定であり、2つ目は、被害者が受けた精神的損害を評価するために命じられる鑑定である。1つ目の鑑定について、法は被害者鑑定のための特別の規定をおいていないため、各控訴院設置の鑑定人リストから同じ事件の加害者鑑定をした鑑定人を選任することもありうる。これに対しては、フェミニスト団体からの反対の声もあるようである^{*16}。1つ目の被害者鑑定は、性犯罪について被害者から告訴があったとき、検察官から鑑定人に委嘱されることが多い。この場合の被害者は、その大多数が性的侵害、強姦、近親姦の被害を訴える未成年である。彼らは、被害にあつて非常に傷ついており、二次的な被害を防ぐためにも、面接にあつても特別の配慮が必要である。この場合の鑑定は、告訴内容に関する確認のほか、とくに犯罪から数年たつてからの告訴の場合なぜ告訴するにいたつたのかについても対象となる^{*17}。

2つ目の鑑定について、刑事訴訟法81-1条(2000

参照。最近の文献として、上野正雄「情状鑑定」
「情状鑑定」菊田幸一ほか編『社会のなかの刑事
法と犯罪者』（日本評論社、2007年）362頁。

^{*14} 『季刊刑事弁護増刊・刑事弁護 Beginners』（現代人文社、2007年）149頁。

^{*15} J.-L.Viaux, *Psychologie Légale*, Editions FRISON-ROCHE, 2003, p.283.

^{*16} *Ibid.*

^{*17} M.Vitry, "L'expertise des victimes", in *L'expertise psychocriminologique*, N.Combalbert (sous la dir.), Armand Colin, 2010, p.108 et s.

年6月15日法)は、予審判事が職権で、あるいは検察官、私訴原告人の請求により、被害者の受けた損害の性格と重要性を評価するためのあらゆる行為を行うことができると定めた。これにより、実務上はすでに行われていた被害者の心理鑑定に、法的根拠が与えられた。注意すべきは、請求者に被疑者が列挙されていないことで、立法者は、被害者鑑定等が被疑者の武器になることを望まなかったということであろう^{*18}。心理鑑定人も鑑定人であり、裁判官の役割にとって代わるものではないので、仮に鑑定書で「信用性」(crédibilité)と言ったとしても、これは文字通り信用できる、できないを述べたにすぎず、その発言が「真実でない」ことまで意味するものではない^{*19}。

なお、刑事訴訟法706-48条は、性犯罪の被害少年は、受けた損害の性格と重要性を評価し、適切な治療が必要かどうかを明らかにするため心理鑑定を受けると規定している。これは、1998年6月17日法によって設けられた未成年の性犯罪被害者保護制度の一環である^{*20}。

2) ウトゥロ事件の教訓

被害者に関する心理鑑定で最も困難なのは、被害者証言の信用性に関するものであろう。とりわけ、ウトゥロ事件(affaire Outreau)のように、事件が性犯罪で被害者が幼児のとき、その困難性は一層増す。ここでウトゥロ事件の概要と問題点について述べることにしたい^{*21}。

(1) 2000年の暮れ頃、ウトゥロという人口1万7000人ほどの町で子どもに対する性的暴行事件が発覚する。最初は、2組の夫婦と3人の子ども

達の事件だったが、被害者の子どものひとり(当時9歳)が、町の「名士」たち(司祭、執行吏、看護師等)の名前を次々にあげ、その母親も追認したため、事件は大がかりな小児性愛事件に発展し、40人もの「被疑者」と20数人の子どもの「被害者」が登場することになる。その後の経緯だが、2004年7月2日、サントメール(Saint-Omer)重罪院は、2組の夫婦を含む17人の被告人のうち、7人について無罪を言い渡し、同年12月1日、控訴した6人に対してパリ重罪院は、全員に無罪を言い渡した。結局、発端となった2組の夫婦とその子ども4人以外は、すべてえん罪であったことが明らかになったのである。

そこで、このようなえん罪をもたらした原因究明のため、直ちに、国民議会内に調査委員会が設けられた(2005年12月7日法)。「司法の機能不全原因調査委員会」と名付けられた調査委員会は、約半年間の間に精力的に調査を進め、2006年6月6日、報告書を議会に提出した。ここではその中から心理鑑定に関する部分をみていくことにしよう(以下、報告書からの引用)。

(2)ウトゥロ事件では、精神鑑定および心理鑑定が84件行われた。その結果、この3年間で大人たちの一部は4回鑑定を受けた(うち3回は心理鑑定)。関係する子どもたちも、全員2回以上(一部の子は4回)心理鑑定を受けている。このように多数回、鑑定の対象とされることについて、心理学者ボナフェ(B.Bonnafé)は、調査委員会の聴聞で次のように言った。「心理検査を多数回、反復されることは、成人、未成年を問わず、そのパロール(parole)に影響を与え、彼らの表現を汚染するにいたる」、と^{*22}。

(3)捜査過程で委嘱された鑑定事項として、①彼[彼女]の道徳心(sens moral)はどうか、②予審対象者は性的侵害者(abuseurs sexuels)の特質を備えているか、③(予審対象者および被害児童の)各供述の信用性(crédibilité)はどうかの3つが主なものであり、それぞれ次のような回答があった(心理鑑定のみ)。①については、「減退している」、「(道徳心といっても)基準がない」、「評価不能」などの回答があった。報告書

* 18 G.Lopez, S.Portelli et S.Clément, *Les droits des victimes*, 2e éd., Dalloz, 2007, p.39.

*19 J.-L.Viaux, *op.cit.*, p.284-285.

*20 同法は、増加する性犯罪に対処するた、未成年性犯罪被害者の事情聴取の全面録画の制度、危険な性犯罪者に対する監視制度などを含む法律である。Cf. B.Laville, "Surveiller et soigner les agresseurs sexuels : un des défis posés par la loi du 17 juin 1998", *Rev.sc.crim.*, 1999, p.35.

*21 ウトゥロ事件の顛末とその後の立法については、白取・前掲書 99 頁以下および同書に引用する文献参照。

*22 *Ibid.*, p.160.

は、「予審判事は、道徳心が科学によって説明されることに疑いをもたなかったのか」と疑問を呈している。②について、報告書は次のように言う。心理鑑定人は、感情の未成熟、感情の自己中心的作用、性衝動の重層、他者との過度に功利的関係、支配欲、潜在的攻撃性などの専門用語のリストから2つほどの特徴を拾い出し、性的侵害者の人格プロフィールに結びつける傾向がある。③の供述の信用性については、より問題が大きい。心理鑑定人らは、上記第1期では「子どもらの証言はすべて信用性がある」との鑑定をだしていたが、第2期になると、彼らの証言に疑いを示す鑑定書も複数あらわれる。そこで、改めて4人の子どもについて、10項目の鑑定事項を定めて心理鑑定が行われる。結果は、「子どもたちに、虚言癖の傾向は認められない」、「作話をする病的傾向は認められない」などであった。報告書は、「信用性概念への過度の依存」と題して、「信用性」に関する控訴院審査部の判決(2002年6月19日)を引用して次のように言う。「信用性の問題」は、信用性に程度があることは別として、供述が虚偽なのか、真実を反映しているかという問題にまで立ち入るべきではないのであるから、精神鑑定(心理鑑定)人の権限属さないのである、と^{*23}。2006年に出版された『重要誤判事例』(Grandes erreurs judiciaires)の中でも、ウトウロ事件と心理鑑定について、「被害者供述が『信用できる』(crédible)」という用語法の危うさが指摘されている^{*24}。

(3)なお、鑑定人の人数であるが、第1期の鑑定では、8件の鑑定を別にすれば、40人の子どもたちは全員、1人の心理学者が鑑定し、成人の十数人の被疑者は全員、別の心理学者1人が鑑定した。これだけ多数で複雑な事件について、1人で行うことについて、報告書は疑問を提示している。第2期以降、複数の鑑定人によって鑑定が行われるようになったが、第1期のときと同じ鑑定人が任命されたため、当初の鑑定結果に引きずられた可能性が高いと指摘されている。

(4)刑事裁判における心理鑑定は、ウトウロ事件

*23 *Ibid.*, p.183.

*24 *Grandes erreurs judiciaires*, Editions Prat, 2006, p.607.

で評判を大きく落とした。ペナンは、2010年に刊行された著書『犯罪心理鑑定』(L'expertise psychocriminologique)の中で、心理鑑定人に向けられる「鑑定人の評価が大雑把で不正確だ」という批判を踏まえ、「有罪性の先験的な証明、まして信用性(créibilité)に対して、科学的支援を与えてはいけない」、「標準的なものとして科学共同体によって承認された評価の言語を用いることが肝要である」と戒めている^{*25}。

3) 日本の現状

まず、日本の少年司法手続において、家裁調査官による社会調査のひとつとして「被害者調査」が行われる(少年法8条)。この調査は、被害者側からも情報を得て非行の背景や被害実態を正確に把握し、的確な非行理解を行うこと、被害者に対する少年の賠償、贖罪の有無を確認して的確な要保護性の判断を行うこと、被害者の声を少年に伝え少年に責任を自覚させることなどを目的とするものであり^{*26}、心理学的手法に依拠することはあっても、いわゆる心理鑑定とは異なる。

日本では、刑事事件における被害者に対して、精神鑑定あるいは心理鑑定が行われることは、稀有である。近年、被害者保護の一環として、被害者に対するカウンセリングが、従前よりは行われているようだが、これは司法鑑定ではない。

近時、心理学者による子どもの「司法面接法」の研究と実践の動きが注目される^{*27}。

*25 A.Pennin, "De l'expertise psychologique à l'expertise psychocriminologique", in *L'expertise psychocriminologique*, N.Combalbert (sous la dir.), Armand Colin, 2010, p.23-25.

*26 田宮裕=廣瀬健二編・前掲書121頁。

*27 文献として、仲真紀子=斎藤憲一郎=脇中洋訳、M・アルドリッジ=J・ウッド著『子どもの面接法-司法場面における子どものケア・ガイド-』(北大路書房、2004年)、仲真紀子「司法面接：事実焦点を当てた面接法の概要と背景」『ケース研究』299号(2009年)3頁。仲真紀子を中心とする、「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト(北海道大学文学研究科)が実務家向け研修などの実践活動も行っている。

4 心理鑑定の制度化への課題

1) フランスにおける沿革と現在

フランスの心理鑑定の歴史は、精神鑑定の歴史と比べると非常に短い。後者は、ナポレオン刑法典（1810年）が責任能力の概念を認め、「痴呆」（*démence*）のときは刑事責任を問わないとしたことから始まる^{*28}。ただし、「痴呆」概念は適切ではないため、1992年には廃止され、1993年の現行刑法では、「精神障害」（*trouble psychique*）という表現に代えられた。先にも述べたように、成人の刑事手続において心理鑑定（心理鑑定人）が認知されるのは、1958年の現行刑事訴訟法の制定によってである。当時、以下の3つの種類の鑑定が法制化された。①精神鑑定（*expertise psychiatrique*）、②医療・心理鑑定（*expertise médico-psychologique*）、③心理鑑定（*expertise psychologique*）の3つである^{*29}。このうち、②医療・心理鑑定（*expertise médico-psychologique*）というのは分かりにくい名称だが^{*30}、心理学者（臨床心理士）が一般医または精神鑑定医と共同で鑑定する場合をいう。当時はなお、心理学者は医師の下におかれていたようだ。このような状態が解消される第1歩として、1979年の規則の改正

（*Décret n 79-235 du 19 mars 1979*）があり、心理鑑定人に対しても鑑定費用が支払われるようになり、1999年の再度の規則改正（*Décret n 99-203 du 18 mars 1999*）によって、正式に、「1回または数回の心理検査を含む心理鑑定」に対し鑑定費用が支払われることになった（刑事訴訟法R120-2条）。

心理鑑定人を、刑訴法上、医師によって行われる精神鑑定とは独立に位置付けたのは、1993年1月4日法である。同法にもとづいてだされた通達によって^{*31}、「81条8項に規定する心理検査は、

伝統的な精神鑑定とは区別される。（中略）心理鑑定は、心理鑑定人に付託される」ことが明記され、心理鑑定人が公的に認知されたのである。

2) 心理鑑定の担い手と職務—フランスの場合の整理

心理鑑定の担い手としては、特別の資格があるわけではない。ただ、心理鑑定人に限らないが、鑑定人として検察官、予審判事、あるいは公判裁判所から委嘱される心理学者には、破毀院または各地にある控訴院の作成する鑑定人名簿に登録された者と、登録されていないが必要に応じて委嘱を受ける者がいる（フランス刑訴法 157条参照）。名簿に登録されるためには一定の要件が必要だが、だされた鑑定書の評価の際に両者の間で有意的な違いがあるわけではない^{*32}。

3) 日本における制度化の課題—制度化の功罪

これまで見てきてフランスと比較したとき、日本の刑事司法は、心理鑑定を正式に委嘱し、その鑑定結果を事実認定、量刑の資料にするケースが非常に少ない。そこで、さしあたり、心理学者への情状鑑定の委嘱を増やしてはどうか。情状鑑定は、一般には事実認定に争いのない事案について行われることになるが、心理鑑定人によって犯行の動機、犯行にいたる心理過程が解明されることによって、より精緻な事実認定が可能になるかもしれない。犯行により重大な結果が生じた事件で、結果だけでなく被告人の人格、更生可能性などまで視野を広げた適正な量刑が期待できるのではないか。情状鑑定を行う例が極めて少ないのは、時間とコストの問題があるほか、被告人・弁護人側に不利な結果がでた場合を考えて躊躇することなどがあげられている^{*33}。しかし、心理鑑定で被告人自身の事情を明らかにしていくことは、（罪を認めている）被告人の納得する裁判の実現という点でも意味があるように思う。

*28 精神鑑定の沿革については、M.David, *L'expertise psychiatrique pénale*, L'Harmattan, 2006, p.13, 田口・前掲論文 277頁以下参照。

*29 M.David, *op.cit.*, p.95.以下の叙述も、基本的に本書及び次注のペナン論文に負う。

*30 ペナンは、「奇妙な」名称だと言う。V. A.Pennin, *supra* note 28, p.15.

*31 *Circulaire générale*, C 81 (Cir. 1er mars

1993).

* 32 Cf. *L'expertise psychocriminologique*, N.Combalbert (sous la dir.), Armand Colin, 2010, p.9.

*33 上野・前掲論文・362頁。

情状鑑定の現状と課題

城下 裕二

(北海道大学大学院法学研究科)

キーワード： 情状鑑定 裁判員裁判 量刑

1 これまでの状況

「情状鑑定」とは、一般に、「訴因事実以外の情状を対象とし、裁判所が刑の量定、すなわち被告人に対する処遇方法を決定するために必要な知識の提供を目的とする鑑定」¹であるとされてきた。鑑定事項としては、人格調査・環境調査・犯行動機・再犯予測ないし予後判定・処遇意見があり、これらはまた、①被告人の知能・性格などの資質、②犯行の動機・原因に関する心理学的あるいは社会学的分析、③処遇上参考とすべき事項、に大別されることもある²。主たる鑑定の方法としては、面接（被告人面接、家族面接、関係人面接）・社会調査（犯行場面の調査、生活環境の調査、学校職業状況、友人等対人関係についての調査、行動観察（鑑定期間中の行動）が挙げられる³。

わが国では英米などで制度化されている判決前調査制度（pre-sentence investigation）を導入することの是非をめぐる議論が昭和 30 年代からなされており、手続が事実認定と量刑に二分されていないこと、あるいは専門調査官設置の困難さなどから実施には至らなかったものの、その代替的機能を情状鑑定に求めようとする立場も有力となってきた⁴。特に、昭和 44 年に刑事部裁判官有志と家裁調査官有志の間に、情状鑑定に関する協議が行われたことを

契機として、調査官に対する鑑定命令が増加し、昭和 60 年ころから、退職した家裁調査官の知識・経験を社会に還元し情状鑑定を活用しようという機運が徐々に生まれたといわれる。また、すでに昭和 35 年最高裁判所事務総局刑事局通達「被告人に対する処遇方法を決定するため鑑定を命じた事例の報告について」において、「刑の量定に科学性を付与して、被告人に対し適切な処遇方法を決定することについて、被告人の素質、経歴、家庭その他の環境、犯行前後の心理状態を総合的に把握することが必要である」との指摘があり、「医学、心理学、社会学その他の専門的知識を有する家庭裁判所調査官その他の者に鑑定を命じた事例」を紹介して執務の参考に供してきたとされている⁵。

学問的にその重要性が認識された契機も比較的古いことであり、わが国では 1977（昭和 52）年に、刑事鑑定研究会による『刑事鑑定の理論と実務—情状鑑定の科学化をめざして』が刊行されている。しかしながら、その後は、学界において情状鑑定をめぐって格別の動きがあったわけではない。実務上も、時間と費用の問題はもとより、実際の効果に対する疑問、量刑における犯罪事実重視の傾向、量刑上個別的事情を考慮することへの不公平感などを理由として、むしろ消極論が一般的であったとの

指摘もみられる⁶。

他方で、裁判員裁判が導入されたことにより、近時、情状鑑定の意義が見直されつつある。特に、時間的な制約の中で、裁判員に対して量刑上考慮すべき不足のない情報を提供し、適正な判断へと至るための前提を構築するためには、情状鑑定が有益であるとの見方も増えてきている⁷。そこで以下においては、裁判員裁判の量刑を念頭に置きつつ、情状鑑定の意義について若干の検討を行うこととする⁸。

2 死刑求刑第一号事件（東京地判平成 22 年 11 月 10 日（LEX/DB 文献番号 25470396））

本判決は、裁判員裁判における死刑求刑第一号事件として、社会的にも注目を集めた事例に関するものである。

被告人は、客として通っていた A 店の従業員である B を殺害する目的で、平成 21 年 8 月 3 日午前 8 時 52 分ころ、B 方に無施錠の玄関から侵入し、①同所 1 階 8 畳和室にいた B の祖母である C（当時 78 歳）に見つかるや、B 殺害の目的を遂げるため、とっさに C も殺害しようとして決意し、同人に対し、その頭部等をあらかじめ用意していたハンマーで数回殴り、頸部等をあらかじめ用意していた果物ナイフで多数回突き刺すなどし、よって C を頸部刺創による右内頸静脈切破に基づく失血により死亡させ、②引き続き、同所 2 階東側 6 畳和室において、B（当時 21 歳）に対し、殺意をもって、その頸部等をあらかじめ用意していたペティナイフで数回突き刺すなどし、よって、同年 9 月 7 日午前 5 時 14 分ころ、病院において、B を気管断裂による窒息及び頸部刺創による出血性ショックに基づく低酸素脳症により死亡させたものである。

被告人は、住居侵入、殺人、殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反で起訴された（訴因変更後の罪名は住居侵入、殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反）。本件を担当した弁護人によれ

ば、「責任能力を争うよりも、情状として、被告人が心理的に追い込まれて犯行に至った状況を克明に出し、被告人にやむをえない事情、同情すべき事情があったことを主張する」との方針の下に情状鑑定が実施され⁹、鑑定人は、被告人について「犯行に至る経緯の困惑感から意識狭窄が徐々に始まっており、犯行前日には殺害を考えるようになり、意識狭窄ゆえに、殺害を実行するかどうかは逡巡していたが、殺害以外の選択肢が考えられない状態に陥っていた。犯行時は、意識狭窄状態で、被害者祖母が予測外に登場するという事態では、パニック状態となり、被害者祖母を殺害し、その際の記憶は欠損している。さらに、被害者殺害時は、怒りの感情のみに支配されている状態で、その際にも記憶の欠損が認められ」、「本件の場合、彼が被害者との関係について自分を追い込むほどに考え困惑感を強めていくダイナミックな過程は、彼自身が自らの内面に必要以上に真剣に向き合っていることを示している」という趣旨の意見を述べた¹⁰。検察側が死刑を求刑したのに対して、弁護側は無期懲役が相当であると主張した。

東京地裁は、「何の落ち度もない被害者 2 名を身勝手な動機から連続して惨殺した被告人の刑事責任は極めて重大であり、本件で有期懲役刑を選択する余地はなく、死刑か無期懲役刑かの選択が問われている」として、永山基準に依拠しながら判断することを明らかにしたうえで、①本件被告人の犯行に至る経緯及び動機について「本件は、誠に身勝手に短絡的な動機に基づく犯行といわなければならないが、他方、当時の被告人は、B に対して恋愛に近い強い好意の感情を抱いていたからこそ、同人から来店を拒絶されたことに困惑し、抑うつ状態に陥るほど真剣に思い悩み、もう同人に会えないとの思いから絶望感を抱き、抑うつ状態をさらに悪化させ、結局、同人に対する強い愛情が怒りや憎しみに変化してしまったことから殺害を決

意するに至ったと認められる（本件が、相手が自分の意に沿わなくなったから、その相手を殺害した事件であるとする検察官の要約は不相当である。）。そして、このような被告人の心理状態の形成には、約1年間にわたって店に通い詰めていた当時の被告人とBとの表面上良好な関係が、少なからず影響していることも否定できない」として、「被告人が本件犯行に至った経緯やB殺害に関する動機は、極刑に値するほど悪質なものとまではいえない」と指摘した。また、②本件におけるC殺害の計画性に関して、「被告人はBにもう会えないとの絶望感から、抑うつ状態を悪化させ、同人に対する憎しみを募らせ、ついには殺意を抱くに至ったと認められるところ、犯行のころには、その思いにとらわれ、家族のことまで具体的に想定していなかったとしても不自然とは思われない。また、被告人がCを殺害したのは、同人を黙らせて、B殺害の目的を遂げるためであったとしか考えられないところ、被告人は、Cの頸部等を少なくとも16回突き刺すなどしている。同人を黙らせるために、これほどの回数突き刺す必要がなかったことは明らかであり、にもかかわらず、被告人が何の恨みもないCに対してこれほど執拗かつ残虐な攻撃を加えてしまったのは、被告人が、Bに対する殺意にとらわれている心理状態において、Cに遭遇するという想定外の出来事によって激しく動揺した結果であり、C殺害後、そこで犯行を思い止まることなく、Bの殺害を実行しているのも、それほどBの殺害にとらわれていたからと考えられる。被告人が、C殺害後、Bの殺害を実行する一方で、同人の母親や兄に対して何ら攻撃を加えていないことはこれを裏付けるものである」として、「Cの殺害には計画性が認められないだけでなく、被告人にとっても想定外の出来事であったというべきであるから、Cの殺害が、計画に伴う必然的な結果であるとする検察官の主張は採用できない」と述べた。さらに、

③被告人の反省の態度について「被告人が、正面から事実と向き合い、本当の意味での反省を深めているとは認められず、「本件犯行に至ってしまった最も大きな原因は、相手の立場に立って物事を見ようとならない被告人の人格・考え方にあるのに、公判の最後に至ってもなお、そのことに気付かない、あるいは気付こうとならない被告人の言動には許し難いものがある」としながらも、「被告人の言動や態度は、被告人の人格の未熟さ、プライドの高さなどに起因するものであって、ことさらBの名誉を傷付けたり、遺族を傷付けたりしようとする意図があったとまでは認められない。また、今現在被告人が置かれた立場からすれば、被告人は必要以上に防御的になるのは理解できないことではない」とした。

以上のことから本判決は、「被告人に対しては、この裁判を契機に、B及びCの無念さや遺族の思いを真剣に受けとめ、人生の最後の瞬間まで、なぜ事件を起こしてしまったのか、自分の考え方や行動のどこに問題があったのかについて、常に強くそれを意識し続け、苦しみながら考え抜いて、内省を深めていくことを期待すべきではないかとの結論に至った」として、被告人を無期懲役に処したものである。

3 情状鑑定のあるり方

本判決は、①犯行の動機②計画性③反省の態度の点からみて、死刑を回避した事例であるが、このいずれの点に関しても、情状鑑定において指摘された内容が反映されていることが特徴的である。すなわち判決文からは、①意識狭窄状態が動機形成過程に作用し、②予測外の事態によるパニック状態から犯行計画にはなかったC殺害を行い、③困惑感を強めるなかで、犯行後も必要以上に防衛的態度を示したものと理解されたことが看取される。量刑基準の構造からみるならば、①および②は主として「責任」判断（あるいは「犯情」の判断）、③は「特

別予防」判断（あるいは「一般情状」の判断）に関係するものであるが、情状鑑定は、この（責任と予防の）両者にわたって影響を与えていることになる。視点を変えていえば、本判決においては、情状鑑定の項目と、量刑基準（さらには量刑事情）との関連性が明確に示されているということが出来る。

近時、現役裁判官の立場から、情状鑑定を念頭に置きつつ「鑑定を行うかどうかの判断においては、対象事項が・・・刑の量定に不可欠な事情に関するものなのか、そしてその認定において・・・裁判所に知識経験が不足し専門家の調査報告が必要となる事項なのか、という分析・検討が必要である。もちろん裁判所が自らの知識経験の不足に関して真摯に向き合い、必要な鑑定が行われるべきは当然である。しかし、一方で、前記の分析・検討を経ない鑑定の実施は、何が裁判所に不足し自らが補充すべきなのか、リクエストされた専門家にも明確にならず、その結果、調査・報告も問題となっている事実認定との関係が曖昧になるおそれがあるし、それを提示された裁判所も、目的的な活用をなし得ない、といった事態を招致することにもなりかねない。これは回避すべきであろう」との傾聴すべき指摘がなされている¹¹。ここでの「分析・検討」の一部を構成する、「刑の量定に不可欠な事情に関する事項か否かの判断」も、(実体法的な量刑理論からみれば)まさに「情状鑑定項目と量刑基準・量刑事情との関連性」ということに帰着する。この関連性が明らかにされていなければ、情状鑑定の結果を、量刑において「活用」することは不可能である。公判前整理手続において、当該鑑定項目によって、責任判断、あるいは予防判断のどの要因を説明しようとしているのかを予め明確にしておき、それに沿った形で鑑定が実施され、量刑評議に生かされることが重要であろう。

また、情状鑑定が責任判断に影響を及ぼす場合は、精神鑑定と共通の性質を有することにな

る点にも留意が必要である。精神鑑定は、責任能力の有無ないし程度に関するものであり、当然のことながら犯罪の成否のみならず犯罪の程度（ひいては刑罰の程度＝量刑）についても意味を有する。責任能力の有無ないし程度は、刑法上規定された、いわゆる法律上の減軽・不処罰事由であるが、量刑理論的には、法律上の減軽・加重事由は、実質的には「立法者の定めた量刑事情」なのであり、通常の（裁判上の）量刑事情＝情状と法的性格を共通にする。すなわち、何が法律上の減軽事由であり、何が裁判上の減軽事情となるかは、立法政策上の問題に還元される。その意味で、責任能力の有無・程度に関わる精神鑑定と情状鑑定には連続性が認められる。従来判例においても、精神鑑定の結果が(仮に責任能力の不存在を否定するものであっても)量刑事情としては考慮されているものもあり¹²、裁判員制度導入後の判例でも、弁護人が公判前整理手続において精神鑑定の請求を行う際に、責任能力の有無のみならず、情状鑑定を含めての請求であることを明らかにして、情状鑑定の結果を量刑事情とすることが想定されていたことを判示しているものがある¹³。裁判官経験者からも、精神鑑定と情状鑑定の両立可能性を示唆する見解が主張されており¹⁴、本来の情状鑑定と並行して、こうした方法論を追求していくことも、情状鑑定の活発化という点からみて考慮に値しよう¹⁵。最近、裁判員に対する精神鑑定のあり方が、特に鑑定書・鑑定期間・鑑定人尋問・裁判官による説示などの工夫・改善を中心に議論されているが¹⁶、こうした議論の成果は、当然のことながら、情状鑑定においても生かされる必要がある。

さらに、情状鑑定の結果を、刑罰の執行過程（行刑）に生かしていくことが提案されている。2005（平成17）年に成立した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」では、「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社

会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」(30条)と規定し、また「矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実際の要領をいう・・・)に基づいて行うものとする。」(84条2項)としている。同条3項においては、処遇要領は、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとしており、5項では、矯正処遇は、必要に応じて、医学・心理学・教育学・社会学のその他の専門知識・技術を活用すべきものとされている。処遇要領を適正かつ有効なものとするためには、資料的な裏づけが不可欠とされるが、施行規則43条により、処遇要領は、開始時指導が終了するまでに作成することとされていることと併せて、刑事施設における人的資源の実態を考慮すると、現実問題として十分な処遇要領を作成するのは困難である。そこで、当該受刑者について情状鑑定が実施されて、その内容が行刑機関にも伝達されるならば、処遇要領の作成に寄与するところが大きく、ひいては矯正処遇をより一層効果的なものにすることが期待できるとするのである¹⁷。裁判員が被告人の更生可能性だけでなく更生の実効性に関心を有しているとするならば¹⁸、そして量刑が「行刑の出発点」であることを考慮に入れるならば、量刑を単なる「刑の宣告」にとどまらず、真の意味で被告人にとって(さらには社会にとって)意味のあるプロセスに変容させていくことは極めて重要である。その意味で、情状鑑定と行刑の連携を推進する方向性は、十分な検討に値するものと思われる¹⁹。

¹ 兼頭吉市「刑の量定と鑑定—情状鑑定の法理」上野正吉＝兼頭吉市＝庭山英雄(編)『刑事鑑定の理論と実務』(成文堂、1977年)114-115頁。

本来、情状という概念は多義的であって、広義では、犯情(直接または間接的な犯罪事実の

内容に属するもの＝構成要件該当性・違法性・有責性に関する事情)、および狭義の情状(被告人の年齢・性格・前科・前歴・生活環境などの主観的事情ならびに被害回復の有無などの客観的事情)からなり、このうち狭義の情状のなかの主観的事情が情状鑑定の対象になるとの見解もある(上野正雄「情状鑑定」菊田幸一＝西村春夫＝宮澤節生(編)『社会のなかの刑事司法と犯罪者』(日本評論社、2007年)360頁)。ただし、たとえばここで「主観的事情」に含まれている「生活環境」は、犯情(有責性に関する事情)の判断に際して考慮される可能性もあり、必ずしも一義的に区別されるわけではない点に注意を要する。

² 佐藤學「情状立証と情状鑑定—弁護活動についての若干の感想等—」日本弁護士連合会(編)『平成14年版・現代法律実務の諸問題』(日本評論社、2003年)93頁。さらに、萩原太郎「情状鑑定について」日本法学60巻3号(1994年)205頁以下参照。

³ 岡本吉生「情状鑑定の方法及び課題」青少年問題647号(2012年)19頁。

⁴ 守屋克彦「情状鑑定について」季刊刑事弁護30号(2002年)41頁41頁参照。

⁵ 以上の経緯については、兼頭・前掲注1・119-121頁参照。

⁶ 佐藤・前掲注2・89頁以下参照。

⁷ たとえば、安藤久美子「裁判員制度における情状鑑定の利用—精神鑑定の視点から—」青少年問題647号(2012年)30頁以下、須藤明「裁判員制度における経験科学の役割—情状鑑定事例を通して—」駒沢女子大学研究紀要18号(2011年)152頁、上野・前掲注1・365-366頁など。

⁸ なお、フランス法との比較検討として、白取祐司「刑事司法における心理鑑定の可能性」浅田和茂ほか(編)『村井敏邦先制古稀記念論文集・人権の刑事法学』(日本評論社、2011年)577頁以下、特に591頁。

⁹ その経緯については、山本剛「耳目を驚かし、死刑判決が予想された事件で無期懲役となった事例(裁判員裁判レポート)」季刊刑事弁護66号(2011年)84頁以下参照。

¹⁰ 木村一優「意識狭窄及び情動行為と情状鑑定」精神医療66号(2012年)83-86頁。

¹¹ 河本雅也「情状の性質と鑑定の意義から」青少年問題647号(2012年)10-11頁。

¹² たとえば、東京地判平成12年6月6日(判時1740号109頁)、京都地判平成18年1月23日(LEX/DB文献番号28115133)。

13 東京高判平成 22 年 4 月 14 日(LLI/DB ID 番号 06520209)は、「被告人が本件各犯行当時、心神耗弱ではなかったとしても責任能力が相当程度減弱していたから、いかに事案が重大で、被害が甚大であっても、減軽されるべきである」との弁護人の主張に関して、「原判決は、量刑の理由としては・・・『被告人は、精神遅滞であるのに、両親の認識不足等の理由によりこれまで適切な手当がなされてきておらず、それが被告人の鬱憤を高めた根本原因となっている。そのようなハンディを背負いながらも、被告人は、これまで前科前歴はなく、職を転々としてはきたものの、就労を続け、本件時も右手を負傷するまでは板金工として真面目に勤務してきたのであり、反社会的性格や犯罪的傾向は格別認められない。』と説示するのみで、精神遅滞という事情を、被告人にとって有利なあるいは酌むべき事情として、特に考慮した指摘はされていない」としつつ、「原審において、弁護人は、第 3 回公判前整理手続期日において、『犯行当時の被告人の精神状態及び被告人の知能程度・精神疾患並びにそれらが本件犯行に与えた影響(本件犯行に至った被告人の心理的メカニズム)』を立証趣旨として精神鑑定・・・を請求し、第 4 回公判前整理手続期日において、『精神鑑定については、刑事責任能力の有無のみならず、情状鑑定も含めての請求である』旨釈明し、第 1 回公判期日の冒頭陳述においても、被告人の責任能力に関する事実は情状酌量の対象になる旨主張している」と指摘し、さらに「原審裁判所も、第 2 回公判期日において、弁護人申請の上記精神鑑定を、その立証趣旨を変更することなく、検察官の異議申立てを却下した上で採用しているから、精神鑑定の結果を被告人の量刑上の資料とすることは、原審の審理上からも想定されていたとみられる」とした上で、「被告人が精神遅滞にあるという事情は、生育歴の一環として考慮すれば足りる(原判決はこのように見たのかもかもしれない。)ものではなく、被告人にとってより強く酌むべき事情に当たるものと解される」ことを認め、この限度で上記弁護人の主張には理由があり、「被告人の精神遅滞について量刑の理由として上記程度の説示をするにとどまっている原判決の判断は、支持できない」と結論づけている。

14 佐藤・前掲注 2・94-95 頁。

15 ただ、精神の障害は、量刑において責任を軽減する方向に作用しうる半面で、特別予防的には(予防の必要性が高いという理由から)刑を加重し、あるいは減軽を阻止する方向に働く

可能性がある(いわゆる「刑罰目的のアンチノミー」)。たとえば、精神鑑定の結果、心神耗弱が認定されて責任は軽くなっても、予防の必要性があるので刑罰は重くなるという事態も生じうるのである。

また、精神鑑定の利用とは逆に、情状鑑定を実施した場合に、その結果を責任能力などの事実認定資料として心神耗弱などを認定することの当否については、消極的に解する立場が有力である(米山正明「被告人の属性と量刑」大阪刑事実務研究会(編)『量刑実務体系・第 3 巻・一般情状等に関する諸問題』(2011 年、判例タイムズ社) 154 頁参照)。

16 たとえば、岡田幸之「裁判員制度と精神鑑定」五十嵐禎人(責任編集)『刑事精神鑑定のすべて』(中山書店、2008 年) 63 頁以下、司法研究所「難解な法律概念と裁判員裁判」司法研究報告書 61 輯 1 号(2009 年)32 頁以下。

17 上野・前掲注 1・367 頁以下参照。

18 この点については、城下裕二「裁判員裁判における量刑の現状と課題」犯罪と非行 170 号(2011 年)71 頁以下を参照。

19 森武夫「情状鑑定について一実務経験から」専修大学法学研究所紀要 36『刑事法の諸問題 VII』(2011 年)64 頁以下は、少年事件における少年調査記録と同様に、成人についても、情状鑑定の結果を処遇に生かせるシステムを導入すべきことを指摘する。

犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究

石塚 伸一
(龍谷大学法務研究科)

キーワード：犯罪者、非行少年、E B P (Evidence-Based-Policy)、危険性予測、処遇評価

1. 研究計画

(1) 目的 目的本研究は、犯罪者および非行少年の処遇の調査研究および政策提言に際して、心理学等の人間科学的知見をどのように活用すべきかを総合的に検討することを目的とする。

(2) 組織 上記の目的を達成するため、**総論研究、各論研究および意識調査の3つの研究セクター**を置き、前2者にはそれぞれユニットを設け、その有機的連関を意識して研究計画を遂行している。共同研究者は、石塚伸一、浜井浩一、赤池一将である。また、**連携研究者**として津富宏および丸山泰弘が研究に協力している。

(3) スケジュール 5年間の研究期間を3期に分けている。

まず、**第1期(2011・12年度)**には、研究体制を確立し、**総論的研究**を中心に刑事司法に人間科学的知見を活用する際の方法論的諸問題を明らかにする(①日本の行動科学現状、②諸外国との比較および③E B Pの導入など)。これと併行して、これまでの研究実績も踏まえて、近年の刑事政策における重要なトピックである4つの問題を取り上げ、**各論研究**を進める(①発達障害、②性犯罪者、③薬物依存症者および④刑事施設における宗教活動など)。

第2期(2013・14年度)には、上記の調査研究を通じて明らかになった問題点を精査し、これらを踏まえて、**刑事司法に対する意識調査**を実施する。人間科学的知見に関する一般市民と刑事司法の専門家との認識や期待の異同を分析検討する

ことが目標となる。

第3期(2015年度)は、**総括**の段階であり、上記の総論的および各論的な調査研究の結果を分析し、これと意識調査の結果とを比較検討することによって、裁判員裁判の時代における人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を検討し、具体的改善策を提案する。

本中間報告の対象である2011・12年度は、第1期に当たる。

2. 進捗状況

(1) **総論セクター(石塚伸一)**には、以下の3つのユニットを設け、方法論的諸問題を明らかにすることを目標としている。キーワードは、**透明性と実証性**である。

方法論ユニットでは、刑事司法における人間科学的知見の活用に関する方法論を調査研究している(石塚)。諸外国の動向を踏まえ、広く方法論的諸問題を検討すると同時に、不定期の拘禁(保安処分や終身刑)の正当化の根拠とされる危険性予測や処遇評価の指標を分析検討している。フランスの保安処分(2012年2月赤池調査)、アメリカの終身刑(2013年2月石塚調査)などの調査の成果を踏まえ、分析をより深めていく予定である。これまでの研究成果の一部は、すでに、アジア犯罪学会(2012年8月韓国ソウル、石塚、丸山)、欧州犯罪学会(2012年8月ビルバオ、石塚)、アメリカ犯罪学会(2012年11月浜井)などの国際学会で報告した。

再犯予測ユニットでは、再犯予測と効果測定に関する比較研究を行なっている(赤池)。現在、

「危険性（リスク）」をキーワードに不定期の拘禁（保安処分、終身刑など）が正当化され、その対象領域が増大している現状を社会的文脈の中に位置づけようと試みている（赤池：2011年）。

イタリア（2012年3月浜井調査）、ノルウェー（2012年3月石塚調査）、フランス（2012年2月赤池調査）、ドイツ（2012年9月・2013年3月石塚調査）、スペイン（2012年9月石塚調査）、韓国（2012年8月石塚調査）、アメリカ（2012年2月石塚調査）などの海外調査を実施し、成果の一部はすでに公表している（浜井：2013年、石塚：2012年）。

オスロ大学犯罪学研究所におけるニルス・クリスティー教授のインタビュー調査、ドイツにおける保安監置の調査、フランスの研究者からの聴取りなどによって得られた保安拘禁に関するさまざまな知見は、赤池がオルガナイズした2012年7月29日の刑法学会関西部会（於・姫路獨協大学）共同研究「保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題」において一部報告した。その際、石塚は「ドイツにおける保安拘禁の近年の状況について～保安監置をめぐる内外の動向～」報告した（刑法雑誌掲載予定）。

EBPユニットでは、エビデンス・ベイストの政策形成に寄与することを目標として、津富の協力を得て、キャンベル共同調査の成果を翻訳し、ホームページで公開している（<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~campbell/index.html>）ほか、冊子媒体でも刊行した（津富：2012）。

（2）各論セクター（赤池一将） 以下の4つのユニットを設けて各論的研究を進めている。

発達障害ユニットでは、発達障害を有する少年・成人の処遇に関する調査研究を実施する予定であり、現在、その準備段階にある（浜井：2012a）。

性犯罪ユニットでは、性犯罪者の処遇に関する調査研究を実施する。現在、総論セクターと連携して、諸外国の性犯罪対策について調査している（赤池）。

薬物依存ユニットでは、薬物依存症者の処遇に関する調査研究を実施する。薬物依存症者回復支援者研修セミナーを開催した（札幌、京都、川崎、

沖縄、名古屋）。第16回国際犯罪学会（2011年8月・神戸）では丸山の協力を得てセッションとラウンド・テーブルを主催した。また、丸山の協力を得て第4回アジア犯罪学会で共同報告した（詳細は、『矯正講座』第32号に掲載予定）。2012年12月には薬物検査問題に関する公開研究会を開催した。これらの研究の成果を学術書として刊行した（石塚編著：2013）。

宗教意識ユニットでは、刑事施設における宗教活動に関する調査研究を目標としている。これまでの研究（アンケート調査等の結果）などを学術書として刊行した（赤池＝石塚編著：2012）。

（3）意識調査セクター（浜井浩一） 市民と専門家が「矯正と更生保護に対してどのような意識と期待を有しているか」についての実証研究を目指している。アンケート調査の準備を行なった。2014年度には本格的な調査に着手する予定である。

（4）総括（石塚伸一） これらの調査結果を踏まえて、裁判員裁判の時代における市民のための矯正・保護と人間科学的知見の活用との関係について、そのあるべき姿を考察し、その成果を発表する。その際、U-Stream や Facebook などの新しい情報媒体の活用を予定し、その検討を始めている。

3. 予算執行状況

2011年度には、研究基盤と情報発信能力の向上のため、PC、大型モニター等を配備し、基礎的文献を購入した。イタリア、フランス、ノルウェーなどの海外調査、国内の刑事施設等の実態調査、講演会・研究会への参加、打ち合わせのための会議などに旅費を支出した。外国からの招聘者、その通訳などによる専門的知識の提供に対する謝金を支出した。キャンベル共同計画成果報告書の刊行のために印刷費を支出した。

2012年度には、管理運営用PCの追加購入、関連図書を購入などに備品費を支出した。ドイツ、スペイン、アメリカなどの海外調査、国内の北欧犯罪学の研究会、薬物検査研究会の開催、学会へ

の参加、研修会・研究会の開催、打ち合わせの会議などに旅費を支出した。内外から講師を招き研究会を開催し、専門的知識の提供に対する謝金を支出した。

このほか、新領域全体会議への出席や研究支援者への謝金を共通費として支出している。

この2年間を通じ、龍谷大学矯正・保護総合センターには、人的・物的側面において、全面的な支援をしていただいている。とりわけ、リサーチ・アシスタントの我藤諭さんと南口芙美さんには献身的に支援していただいている。この場を借りて、ここから御礼申し上げたい。

まとめ

～展開期に向けての課題～

全体として見れば順調に進んでいると思われるが、意識調査を実施するための人材の確保などでは若干の遅れがみられる。2013年度には、若手研究者や研究支援者の研修や組織化を進めながら、本格的な実証研究に向けての体制の整備を図りたいと考えている。

【参考文献】

- 赤池一将(2010)「「危険性」の系譜と新しい刑罰装置について」(『龍谷法学』(第42巻3号)995～1019頁。
- 赤池一将(2011a)「[講演] La peine de mort et le systeme penal au Japon」(『龍谷法学』第44巻2号)568～578頁。
- 赤池一将(2011b)「日本の被拘禁者と国際人権法～国際人権法と新監獄法下の受刑者の権利～」(『法律時報』第83巻3号16～21頁。
- 赤池一将(2012)「[課題研究] 刑罰としての拘禁の意味を問い返す～刑務所研究の現在と『監獄の誕生』後の刑罰論～」(『犯罪社会学研究』第37号)4～102頁[4～11頁]。
- 赤池一将＝石塚伸一編著(2011年『矯正施設における宗教意識・活動に関する研究-その現在と歴史』(日本評論社)
- 石塚伸一(2011a)「宗教教誨における一宗派・強制主義にいついて——プロイセン監獄学の日本監獄学への影響史の一断面——」(浅田和茂＝石塚伸一＝

葛野尋之＝後藤昭＝福島至編『村井敏邦先生古稀記念論文集』日本評論社)871～895頁。

—石塚伸一(2011b)「刑事裁判は変わったか?——精密司法から核心司法へ——」(『憲法理論叢書⑨』政治変動と憲法理論』敬文堂)135～152頁。

—石塚伸一(2011c)「特集・人間を大切にする刑事政策を求めて:ノルウェー犯罪学の実験(基調講演 解題 N・クリスティは、かく語った)」(『龍谷大学矯正・保護総合センター研究年報』第1号)4～62頁[54～60頁]。

—Ishizuka, S. (2012a) "Die Untersuchung ueber die Vereiteln der Zwangsvollstreckung: Eine strafgesetzgebungspolitische Ueberlegung" Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center Journal, No.1, 2011, S.98-103.

—石塚伸一(2012b)「経済危機と犯罪統制政策——財産犯罪と経済犯罪の象徴的操作」(同大会実行委員会発行/報告書編集委員会編『国際犯罪学会第16回世界大会・報告書』)30～36頁。

—石塚伸一(2012c)「刑罰の再社会化機能——日本の新行刑法典——」(金尚均＝ヘニング・ローゼナウ編著『日独シンポジウム・刑罰論と刑罰正義』(成文堂)169～185頁。

—石塚伸一(2012d)「日本版ドラッグ・コートを越えて～新たな早期介入の可能性～」(『犯罪と非行』第169号、2011)132～151頁。

—石塚伸一＝堀川恵子＝布施勇如(2012)「死刑は残虐である～『此花パチンコ店放火事件』傍聴記」(『龍谷法学』第45巻1号)155～242頁。

—石塚伸一編著(2013)「薬物政策への新たな挑戦～ドラッグ・コートを越えて～」(日本評論社)

—津富宏編訳(2012)『キャンベル共同計画 介入・政策評価 系統的レビュー・第6号』

—津富宏編訳(2013)『キャンベル共同計画 介入・政策評価 系統的レビュー・第7号』(刊行予定)

—浜井浩一(2011a)「触法障害者の支援『司法と福祉の連携』を考える」(『ノーマライゼーション』第31巻4号)9～13頁。

—浜井浩一(2011b)「少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方～犯罪学からの提言～」(『犯罪社会学研究』第36号)76～106頁。

—浜井浩一(2011c)「少子・高齢化社会における犯

- 罪・非行対策～持続可能な刑事政策を目指して～
 (『犯罪社会学研究』第36号) 4～10頁。
 ー浜井浩一著(2011)『実証的刑事政策論～真に有効な犯罪対策へ～』(岩波書店)
 ー浜井浩一(2012a)「触法高齢・障がい者の支援における刑事司法の問題点と社会福祉の役割」(『社会福祉研究』第114号) 2～11頁。
 ー浜井浩一(2012b)日本の刑務所はなぜ社会的弱者でいっぱいなのか」(『ホームレスと社会』第6号) 15～20頁。
 ー浜井浩一(2012c)「イタリアにおける薬物依存症の処遇」(『刑事弁護』第69号) 218～223頁。
 ー浜井浩一(2012d)「メディアリテラシーとしての犯罪学」(『刑事弁護』第71号) 165～170頁。
 ー浜井浩一(2012e)「再犯防止と数値目標」(『刑事弁護』第72号) 135～142頁。
 ー浜井浩一著(2013)『罪を犯した人を排除しない～イタリアの挑戦～隔離から地域での自立支援へ～』(現代人文社)
 ー浜井浩一＝津島昌寛(2012)「社会調査(世論調査)の理論と仕組み：『Trust in Justice』」の調査結果から」(『刑事弁護』第70号) 132～137頁。
 ー犯罪社会学会編(浜井浩一責任編集)(2012)『持続可能な刑事政策とは・地域と共生する犯罪者処遇』(現代人文社)

【学会報告】

- 第38回日本犯罪社会学会大会(2011年10月13日〔於〕立命館大学)オルガナイザー・赤池一将「シンポジウム・刑罰としての拘禁の意味を問い直す」
 ○刑法学会関西支部会(2012年7月29日〔於〕姫路獨協大学)オルガナイザー・赤池一将「保安処分化する刑事罰と責任論・刑罰論の課題」
 ○第16回国際犯罪学会大会(2011年8月〔於〕神戸国際会議場)

Ishizuka,S./Y.Maruyama,"The Concept of Japanese Drug Court: From Punishment to Harm-Reduction" in: 16 World Congress of the International Society of Criminology, August 2011, Kobe, Japan

- 第4回アジア犯罪学会大会(2012年8月〔於〕韓国・ソウル)

Ishizuka,S.(2012),"A New Trend of Drug Treatment in Japan: from Punishment to

Harm-reduction.

Maruyama,Y(2012).,"Japanese Drug Policy: Compulsory and Coerced Treatment for Drug Addicts in Criminal Justice" in: Asian Criminological Society 4th Annual Conference, ○シンポジウム「『法と人間科学』という学融的領域が切り開く未来」(2013年1月12日〔於〕東京商工会議所国際会)(報告)石塚伸一「刑法思想史から」 「刑法思想史から」

大学のカルト対策

櫻井義秀

(北海道大学大学院文学研究科)

キーワード：カルト対策、キャンパス内勧誘、学生相談

1 はじめに

2012年に行った主な研究活動は次の二つである。

①2012年5月22日に北海道大学で開催された日本学生相談学会第30回大会のシンポジウム「大学のカルト対策」を企画し、カルト問題のフロンティア・シリーズ第1号として北海道大学出版会から刊行したことである。

②日本脱カルト協会、全国霊感商法対策弁護士会の会員になっている臨床心理士に呼びかけ、カルト・レジリアンス研究会を立ち上げた。研究準備会は2回、本研究会は年度内、10月28日と2013年2月16日の2回を開催し、プロジェクトをスタートさせた。

本報告では、①の大学のカルト対策に関わる論点と活動に関してのみまとめ、②については次年度のまとめとさせていただきたい。

2 大学のカルト対策はなぜ必要か

大学のカルト対策とは、キャンパス内外において学生に正体を隠して近づき、ダミーサークルや擬装団体に加入せしめ、徐々に教化活動を行って信者の養成を行う新宗教と一部の既成宗教団体の活動に対して、ガイダンスやビラ・張り紙等で学生に注意喚起し、関わってしまった学生には学生相談によって対応することを骨子とする学生支援のことである。

おそらく、大学において学生部や学生支援の部署を担当したことがある教職員であれば、実感として対応が必要であるとの認識を持っていると思われる。しかし、そのような現場を幸いにも経験していない教職員、とりわけ法律の専門家や宗教

の専門家にかぎって、「カルト対策」は困難という結論からこの問題を捉えてしまう傾向がある。

曰く、「カルト」の定義が学問的に可能か? 「カルト」と宗教は同じものか、違うものか? 宗教学や宗教社会学において学術的に認められた見解はあるのか? もし、カルトと宗教の区別が原理的にできないとしたら、「カルト対策」は憲法二〇条で保障された信教の自由を侵すことにはならないか? よしんば対策が法律的に認められるとしても、オウム真理教(アレフ)のようなリスクの高い団体に大学が対応しきれるのか? 大学や当事者となった教職員にクレームや嫌がらせをしてくるのではないか?

というわけで、何もしない大学が日本の大学の三分二を占める。実のところ、同種の議論がいわゆるハラスメントに関しても論じられてきたのである。セクシャルハラスメント/アカデミックハラスメント。今では大学FDにおいて必須の問題であり、ハラスメントに対応する大学の規定や委員会、相談室の体制が整っていない大学を探す方が難しいほどになった。その理由は、大学の教職員の人権意識が向上したとか、教育を研究より重視したとか、あるいは大学教育の進展があったというような美しい話ではない。ハラスメントの被害者が加害者と大学を告訴し、裁判において双方とも相当の損害賠償金を被害者に支払い、教員・大学共に大いに面目を失ったからである。

よくよく考えてみれば、学生はハラスメントを受けるために大学・大学院へ入学したわけではない。良好な勉学・研究の環境を提供し、安全配慮に努めるのは大学の法的義務である。ハラスメントを許容し、常習化させた大学側の責任は重いとされるのは当然だろう。

同じことが、キャンパス内外のカルト勧誘に関

しても言える。おそらく、ここで、ハラスメントは本人の意に反しての加害行為であるのに対し、カルトの勧誘には本人の同意があるように見えるのではないかという反論が予想される。20歳を超えた成人が自由意志で行う行為には愚行も含まれるのではないか（正確には愚行と社会が認識しようとするような行為でありながらも、本質的には規定不能な不可解な行為）といった極論も聞いたことがある。

カルト問題として被害者からアピールがある多くの事例において、先にも述べたように正体を隠した勧誘がなされることが多い。また、いずれかの時点において教団名が明かされたとしても、活動の目的や予想される結末を聞かされることなく、違法行為を信仰的従順という名目で強要されることがある。こうした事例を正確にみていくならば、カルト的な勧誘とは、まず学生達の自由な意志決定が阻害された状況においてなされ、次いで、学生の修学目的や学資支援者の意に反した結果を招く行為であるという点からも問題になり得るのである。

私は、いずれこの問題も大学が教育上の安全配慮義務に瑕疵がなかったかどうかで、裁判上争われることになるのではないかと予想している。当事者や学資支援者が大学を訴えてもおかしくない状況がある。典型的な事例で言えば、オウム真理教の勧誘は全国の主要な大学で行われ、最盛期には1万5千人の信者が活動し、大半は若者だった。学内での勧誘活動はおろか、学祭において講演会を企画し多くの聴衆を集めたことも明らかになっている。この教団に巻き込まれた若者たちの所業とその最悪の結末を私たちが知らないはずはない。

1995年に起きたオウム真理教による地下鉄サリン事件は日本のみならず全世界の人々を震撼させた。死者12名、重軽傷者6000名を数える無差別テロ事件であり、カルト教団による無差別殺人事件は集団自殺以外、世界に例はない。教団は信者のリンチ殺人や坂本弁護士一家殺害を含め総計29名を殺害した。事件から18年が経過し、首謀者で教祖の麻原彰晃こと松本智津夫他事件の実行犯には死刑(13名)、無期懲役(5名)の刑が確定している。逃亡犯3名も2011年、12年に相次いで逮捕され、オウム事件は終結したように見えるが、

教団はアレフ、ひかりの輪として存続し、現在も1400名程度の信者を擁している。半数はオウム事件以降に入信したものであり、その中に少なからぬ大学生や大学院生が含まれている。友人を経由した勧誘やSNS・インターネットを利用して勧誘が進められている実態がある。

こうした事実を知った時に、高校生同然の新入生に対して自分の身は自分で守るよというのでは、あまりにも非現実的すぎるのである。

3 『大学のカルト対策』の構成

書籍の内容を簡単に紹介したい。

第一部「日本のカルト問題」において、カルト問題にかかわる学術的な問題には宗教社会学者(櫻井義秀)が、キャンパス内の勧誘実態と対応については宗教学者(川島堅二)が、対応の法的な根拠の問題には弁護士(久保内浩嗣)が、最近のカルトの勧誘手法についてはカルト・カウンセラー(瓜生崇)が、そして、統一教会を相手に25年間の訴訟を戦ってきた弁護士(郷路征記)が、カルト問題の核心を解説している。

第二部は日本学生相談学会第30回シンポジウム「カルト問題——学生相談との関連」を収録しており、ここでは、1980年代以降のカルト問題の解説を宗教社会学者(櫻井義秀)が、大学におけるカルト・カウンセリングの問題にはカルト問題に詳しいカウンセラー(パスカル・ズィヴィー)や臨床心理士(平野学)が、そして、大学によるカルト対策は学生相談に実績のある教員(大和谷厚、大畑昇)がケースに基づいて具体的に対策を述べる。

幸いにも、本書は中外日報(2012/12/13)、仏教タイムス(2013/1/10)、朝日新聞の道内版の書籍紹介欄(2013/1/14)で書評が掲載され、朝日新聞では、『『カルト的思考は学問の対極にある』との指摘は説得的で、問題の根深さと関係者の真剣な取り組みがよくわかる。より多くの大学関係者や学生に手にとって欲しい本だ』と好感を持って受けとめられた。

4 カルト団体側からの反発

カルトの被害をなくすには大学での対策が最も肝心であり、その方法はカルトに関する情報を新入生の段階でしっかり伝えていくこと、予防が最も有効であることがわかっている。しかし、どれほど大学が予防に役立つ情報を学生に提供したとしても、勧誘され入信してしまう学生はいる。そうした学生が学内で勧誘活動を展開した際に大学はどう対応したらよいのか、そうした課題も明確になってきた。2012年日本学生相談学会シンポジウム「カルト問題——学生相談との関連」では、学生相談業務の一部にカルト被害学生への対応を明確に位置づけたものである。こうした学生への支援は学内のカウンセラーだけではなく、担任教員や指導教員、学生支援窓口の事務職員、場合によっては学外の弁護士やカルト問題に詳しいカウンセラーとも連携しながら組織的に対応することで実効性を高めていくことができる。

しかしながら、このような大学のカルト対策に対して一部のカルト視される教団から、「大学のカルト対策」は信教の自由を侵害する、特定教団の信者（学生）への差別的行為を助長するハラスメント行為であるといった主張がなされ、対策に熱心に取り組む大学の学長や総長に申し入れ書が出されたり、カルト対策に熱心な教員が所属する学部の学部長宛にも同様の文書が出されたりしている。文書を受け取った大学や学部では毅然とした対応を取っているところだが、いよいよ大学教育の根幹が問われてきた。

5 手作りのカルト対策を支援する

この書籍は大学がカルト対策を行う上で必要なカルト問題にかかわる基本的な知識、対応の実例とその法的・教育的根拠を示している。ただし、ガイドにはなってもマニュアルにはならない。学問の教授法や学生指導に先進的な事例提示や経験則の共有はあっても、これで必要十分というものがないのと同じである。学生はひとりひとりが個性的であり、カルト信者となったとしても一人一人の入信背景や抱える問題に応じて対応の仕方は変わる。その意味でカルト予防ガイダンスにしても毎年ひと工夫されていていいし、学生相談や学資支援者への対応も状況に合わせて柔軟に取り組み

るべきものである。

編者と執筆者は、大学関係者が試行錯誤しながら自らの手でカルト対策を実施されることを望んでいる。そのことが教職員であれば、学生への指導・支援能力を豊かにし、カウンセラーであれば問題対応の幅をさらに広げることにつながる。

及ばずながら、その一助として、本プロジェクトの法と心理学者による実務家研修において、「大学のカルト対策—被害者への具体的な援助と方策」を2013年4月27日、北海道大学において予定している。関係各位のご理解とご協力に感謝し、今後とも大学のカルト対策支援を実践し、併せて、カルト問題の調査研究も進めていきたいと考えている。

（本報告は、書籍の「はじめに」の文章と一部重複していることをお断りしておく）

参考文献等

櫻井義秀

2006、『「カルト」を問い直す』中央公論新社。

2009、『霊と金—スピリチュアル・ビジネスの構造』新潮社。

2009、『カルトとスピリチュアリティ 現代日本における「救い」と「癒し」のゆくえ』ミネルヴァ書房。

2010、『統一教会—日本宣教の戦略と韓日祝福』北海道大学出版会（中西尋子と共著）



犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築

唐沢 かおり¹ 白岩 祐子¹ 小林 麻衣子²

(¹ 東京大学大学院人文社会系研究科)

(² 筑波大学大学院人間総合科学研究科)

キーワード：被害者支援、ステレオタイプ、メタ推論

問題と目的

本研究は、犯罪被害者やその家族・遺族（以下「被害者」とする）に対し第三者が行う「心の推論」と、「他者からの心の推論」に関して被害者自身が行う推論（メタ推論）に焦点を当て、それぞれの特性や対人態度に及ぼす影響を明らかにする。あわせて、被害者のニーズと第三者・支援者が捉える「被害者のニーズ」とのかい離の状況、およびそのようなギャップが被害者の心理的状态にもたらす影響を特定するものである。

被害者支援の重要性と問題点

犯罪被害がもたらすインパクトは、加害行為を直接受けた被害者本人に加え、家族や遺族にも波及し、その生活を一変させる。とりわけ被害者死亡事件の場合、遺族は、家族の生命が突然奪われるという事態に直面するだけでなく、犯罪という特殊事象に伴う様々な出来事（*e.g.*, 周囲の配慮に欠けた対応やステレオタイプ・偏見、報道への曝露、刑事司法との関わり）とも向き合わなければならない。多くの遺族にとり、これらは人生で初めて体験する事柄であり、事件により日常生活が一変する中で、これらに自力で対処していくことには、大きな困難が伴う。そこで重要になるのが、被害者に対する周囲の支援である。

我が国では、2004年に犯罪被害者等基本法が成立し、被害からの回復は被害者の権利であると位置付けられた。同法では、被害者支援は国や地方自治体および国民の責務であると明記されているが、公的な支援・制度に対する被害者の認知は低く（内閣府, 2009）、遺族を対象とした調査では、事件直後の支援提供者として、家族・親戚や友人など、被害者にとって身近な人が挙げられることが多い（*e.g.*, 大久保・阿久津, 2002; 大和田,

2003）。その割合は、弁護士などの専門家や公的機関による支援より大きく、被害者の周囲にいる人々が、実質的な「支援の担い手」となっていることがうかがわれる。その一方で、被害者が事件後に経験する付随的な被害、すなわち二次被害をもたらすのもまた、被害者の身近にいる人々であると指摘されている（大和田, 2003; 奥村, 2005; 内閣府, 2009）。

このように、被害者の周囲の人々は、支援の実質的な提供者として期待される反面、その支援内容が実情にそぐわない場合には、被害者にさらなる精神的苦痛をもたらし、その回復を妨げる存在ともなりうる。したがって、どのような支援をいつ、どの程度提供することが被害者にとって有益であるのかを把握し、潜在的な支援者を含む一般にひろく周知することは、実効性ある被害者支援、ひいては犯罪被害者等基本法の理念を実現していくために不可欠であるといえるだろう。

本研究の目的と2つのプロジェクト

以上の議論からは、被害者の置かれている状況やそのニーズに関連して、次のような3つの視点を導き出すことができる。すなわち、1) 国民一般は被害者の心の状態をどのように捉えているのか（人々が被害者に対して行う「心の推論」）、2) 被害者は自身がどのような状態にあると考え、またどのように推論されていると認識しているのか（「他者による心の推論」の推論、すなわちメタ推論）、そして、3) 両者の異同の状況と、それが被害者の心理的状态にどのような影響をもたらすのか、という視点である。本研究はこれらを明らかにするため、1) に関連して第三者を検討対象とするプロジェクトと、2) に関連して被害者およびその周囲の人々を検討対象とするプロジェクトによ

って構成される。以下、それぞれの目的と進捗状況、今後の予定を報告する。

プロジェクト1

：被害者の心に対する一般的な理解

本プロジェクトでは、被害者の心の状態に対する一般の人々のステレオタイプの認知の詳細を明らかにする。第三者である一般の人々の認知をとりあげるのは、被害者支援の政策実現には社会的支持が不可欠であることと、犯罪被害が内包する予測不可能性に基づいている。すなわち、一般の人々は、事件により突然被害者の立場になるのと同様に、突然「被害者の周囲の人間」にもなりうるものであり、その意味で、一般の人々もまた潜在的な支援者であるといえるからである。

被害者の心の状態に対するステレオタイプの研究としては、*rape myth* と呼ばれる、性犯罪被害者の潜在的願望に関する個人の信念研究が知られており、このような信念と被害者非難との関係が多く検証されてきた (e.g., Abrams, Viki, Masser, & Bohner, 2003; Frese, Moya, & Megias, 2004; Jenkins & Dambrot, 1987)。しかし、これらの研究が着目してきたのは、性犯罪被害者の「動機」をめぐる第三者の推論であり、このように限定的な知見を被害者全般に一般化することには困難が伴う。そこで本研究では、一般化可能性や支援の重要性などを考慮し、重大事件のうち殺人など死亡事件の被害者を検討対象とすることとした。その上で、被害者に対する一般的なステレオタイプの認知を収集・尺度化し、*Stereotype Content Model* (Fiske, Cuddy, Glick, & Xu, 2002) との関連付けから、社会における被害者の位置付けを明らかにする (調査 I・II)。さらに、これらのステレオタイプが、人々の犯罪理解や、被害者に対する支援意図に及ぼす影響などを把握する (調査 III)。

調査 I : パイロット調査

被害者に対するステレオタイプの認知をひろく収集し、尺度化するための予備的調査を行った。具体的には、被害者特性を「どのような人が被害者になるのか」という被害化ステレオタイプと、「被害者 (遺族) はどのような状態にあるのか」という被害後ステレオタイプに区別し (Buddie

& Miller, 2002 は前者を「文化的ステレオタイプ」、後者を「個人的信念」と呼んでいる)、それぞれについての自由記述を収集し、分類した。

調査会社に依頼して、全国に居住する 20 歳から 70 歳までの男女を対象に Web 調査を実施し、100 名から回答を得た。被害化ステレオタイプについては、加害者との面識の有無や被害状況などによる違いを考慮し、「強盗目的で自宅に侵入した加害者/ストーカー/知人/通り魔に殺害される被害者」ごとに、「性別や年齢などの属性」「社会的地位や職業・経済力」「性格」「交友関係や行動」について、思い浮かんだ被害者特性を記述するよう求めた。その結果、「強盗目的」および「知人」により殺害された被害者に対しては、性格や対人行動上の欠点を指摘する記述が相対的に多くみられ、「裕福だが情は薄い」「社会的地位はあるが自分中心的」など、ポジティブ・ネガティブ要素の混在する相補的なイメージを付与される傾向が確認された。

また被害後ステレオタイプについては、「心理的/身体的/経済的/日常生活における状態」ごとに、「どのような状態にあるか」「必要とされる助け」を尋ねたところ、すべての項目において困窮度の高さを示す記述が多数を占め、とりわけ「精神的ダメージの大きさ」と「加害者に対する恨み」および「カウンセリングの必要性」に対する言及が多くなった。

調査 II : ステレオタイプ尺度化

この調査では、尺度化によって被害者ステレオタイプを体系的に捉えるとともに、社会における被害者の位置付けを明らかにすることを目指す。具体的には、調査 I で得られた内容に基づいて尺度を構成し、被害化ステレオタイプ、すなわち「どのような人が被害者になるのか」に関する認知と、*Stereotype Content Model* (Fiske, *et al.*, 2002) との関連を検討する。その際、先行研究で検討されてきた他の社会的集団 (e.g., 高齢者) との異同もあわせて確認する。

また、被害後ステレオタイプ、すなわち「被害者 (遺族) はどのような状態にあるのか」の認知については、第三者の測定に加え、もうひとつのプロジェクトを通じて同一項目につき被害者本人と支援者にも適合度を尋ね、3 者間比較を行うこ

とにより、被害者の心の状態および必要な支援に関する推論の乖離状況を明らかにする。

調査実施時期（予定）：2013年2月

調査Ⅲ：ステレオタイプの社会的帰結

この調査・実験では、被害者に対するステレオタイプの認知がもたらす社会的影響を特定するとともに、ステレオタイプの認知の低減方法についても検討する。

第一に、被害者ステレオタイプの社会的な帰結、すなわち、被害者に対する支援意図や、犯罪原因の推論、法的判断など、被害者支援に関わる要因に及ぼす影響を明らかにする。具体的には、調査Ⅱにおいてとくに高く評定された被害化ステレオタイプ項目に沿って、シナリオ上「典型的被害者」と「非典型的被害者」を記述し、上記の意図・推論・判断における差異を比較検討する。第二に、被害者ステレオタイプを低減し、より実情に即した心の推論を可能にする条件を特定するため、被害者の視点取得を促進する操作が、被害後ステレオタイプにもたらす効果を検証する。

調査・実験実施時期（予定）：2013年5月

プロジェクト2

：被害者自身の心の推論

個人がストレスを受けた時期の対人関係が、以降の適応状況に及ぼす影響については、ソーシャルサポート研究において多数検討されている。この中には、死別を体験した人の精神的健康度に対するソーシャルサポート効果に着目したものがある（Lehman, Ellard & Wortman, 1986; Dakof & Taylor, 1990; 大和田, 2003）。犯罪被害による死別は、間違いなくもっとも大きなストレスのひとつであり、被害からの回復は、そうした状況下で被害者がどのようなソーシャルサポートを得てきたかに左右されるものと考えられる。ソーシャルサポート、つまり被害者に対する社会的支援は、ただあれば良いというものではなく、どのような支援をいつ、どの程度提供していくことが受け手である被害者のニーズ充足につながるのか、ということへの理解に基づいて行われる必要がある。

とりわけ、支援提供者である被害者の周囲の人々は、被害者との関係性において正負両面の影響力を持ちうる、非常に重要な存在であり、この

対人関係の成否は、被害者のその後の回復に大きな影響力をもつだろう。その意味で、被害者の身近にいる人々が実際にどのような支援を行い、そして、それについて被害者がどのように受け止めているのか把握することは有益である。本プロジェクトでは、被害者支援をソーシャルサポートの一形態と捉え、被害後の周囲の支援が、被害者のその後の適応に与える影響について詳しく検討する。具体的には、以下2つの調査を実施し、被害者支援を受け手、送り手の両視点から捉えることにより、支援の現場で起こりうるニーズのギャップを測定し、そうしたギャップがどのように改善可能であるかについて検討を加えるものである。

調査Ⅰ：被害者調査

犯罪被害が対人関係の構造にもたらす影響に着目し、被害者が周囲からの支援をどのように受け止め、自身が支援者や周囲の人からどのように見られているか（メタ推論）、「支援者」に対してどのような印象を抱いているか、そしてそのことが現在の心理的状态にどのように影響しているかにつき、面接法を用いて明らかにする。

対象者は、殺人・交通事件を含む犯罪被害により家族を失った遺族のうち、年齢や事件発生時期などを考慮して抽出する30名程度である。具体的には、調査による心理的な負担を考慮して、年齢は20代から70代までとし、なおかつ事件から3年以上が経過している遺族を対象とする。対象者への協力依頼の方法は、主として被害者団体の定例会などの場において調査主旨の説明を行い、協力の意思がある場合には個別に連絡先を伝えてもらうというものである。可能な場合には、団体代表者に斡旋を依頼することもある。その他、調査協力が可能と思われる対象者に直接、調査協力の依頼を行う。

調査は一対一で行われる、60分から75分程度の半構造化面接である。面接は、あらかじめ決められた設問に沿って進行する。面接内容は対象者の同意のもと、メモとして記録すると同時に、ICレコーダーに録音したのち、逐語化する。

調査実施時期（予定）：2012年11月～2013年2月

調査Ⅱ：支援者調査

被害者の周囲の人々が、被害者に対してどのよ

うな内容の支援をどの程度提供しているのか、そして、行われた支援の有効性についての認知、また、支援する中で生じる被害者との葛藤の有無やその内容、被害後ステレオタイプ（「被害者（遺族）はどのような状態にあるのか」）の支援前後の変化などについて明らかにする。

具体的には、(本研究の直前に実施する) 調査 I への協力被害者の紹介を通して、親戚、友人・知人、地域の人々に調査協力を依頼する。調査票の配布方法は、被害者と対象者の希望を踏まえ、直接郵送あるいは被害者を経由した間接郵送とする。調査 I の対象者は 30 名を予定していることから、遺族 1 名につき約 3~4 名の紹介を依頼するとして、合計 100 部程度の調査票を配布する予定である。配布に際しては、協力依頼書と切手を貼った返信用封筒を同封し、郵送法にて調査票の回収を行う。

調査実施時期 (予定) : 2013 年 2 月~3 月

現時点での総括

以上のとおり、本研究は、1) 被害化要因や被害後の状態に対する第三者のステレオタイプの認知、2) 被害者のメタ推論、に着目した 2 つのプロジェクトから構成される。最終的にはこれらの知見が統合され、被害後の状態 (被害後ステレオタイプ) に関する第三者・支援者・被害者の推論が比較検討される予定であり、これにより、被害者の真に必要なとする支援と、実際に提供されている支援、あるいは「必要である」と社会に認識されている支援におけるギャップが明らかになる。必要-実際のギャップが特定されたならば、それらを埋めるために必要な事柄を具体的に議論することが可能となり、このような手続きを通して、被害者が望む支援の在り方の構築に資する知見を生み出すことが、本研究の最終的な目的である。

引用文献

- Abrams, D., Viki, G. T., Masser, B., & Bohner, G. (2003). Perceptions of stranger and acquaintance rape: The role of benevolent and hostile sexism in victim blame and rape proclivity. *Journal of Personality and Social Psychology*, 84, 111-125.
- Buddie, A. M. & Miller, A. G. (2002). Beyond rape myths: A more complex view of perceptions of rape victims. *Sex Roles*, 45, 139-160.
- Dakof, G. A. & Taylor, S. E. (1990). Victims' perceptions of social support: What is helpful from whom? *Journal of Personality and Social Psychology*, 58, 80-89.
- Fiske, S. T., Cuddy, A. J. C., Glick, P., & Xu, J. (2002). A model of (often mixed) stereotype content: Competence and Warmth respectively follow from perceived status and competition. *Journal of Personality and Social Psychology*, 82, 878-902.
- Frese, B., Moya, M., & Megias, J. L. (2004). Social perception of rape: How rape myth acceptance modulates the influence of situational factors. *Journal of International Violence*, 19, 143-161.
- Jenkins, M. J. & Dambrot, F. H. (1987). The attribution of date rape: Observer's attitudes and sexual experiences and the dating situation. *Journal of Applied Social Psychology*, 17, 875-895.
- Lehman, D. R., Ellard, J. H. and Wortman, C. B. (1986). Social support for the bereaved: Recipients' and providers' perspectives on what is helpful. *Journal of Consulting and Clinical Psychology*, 54, 438-446
- 内閣府 (2009). 犯罪被害類型別継続調査 <<http://www8.cao.go.jp/hanzai/report/h20/indei.html>> 2012 年 12 月 1 日
- 奥村正雄 (2005). 犯罪被害者のニーズ : 2 回の犯罪被害者実態調査をとおして 被害者学研究, 15, 21-33.
- 大久保恵美子・阿久津照美 (2002). 犯罪被害者支援に求められるもの : 被害者遺族のアンケート調査から 被害者学研究, 12, 18-30.
- 大和田摂子 (2003). 犯罪被害者遺族の心理と支援に関する研究 風間書房

DV 被害母子への支援とその連携可能性（中間報告）

安田裕子

（立命館大学衣笠総合研究機構）

キーワード：DV 被害母子，地域援助，連携

1. はじめに

（1）家族での暴力の発生とその被害—ジェンダーの視点から捉えるドメスティック・バイオレンス

家族は、社会における最も暴力的な制度であり、暴力を高い確率で産み出す社会制度だと見なすべきである（Gelles, 1993）。家族内での構造を強固にしているのが、ジェンダーという社会的に男性と女性に期待されている役割である。幼少時から、男性は、強くたくましく辛いことがあっても我慢をして泣いてはいけないのだと、また、女性は、つつましく他人をサポートするべく家事や子どもの世話ができて当然だというように、育てられる。そして、結婚すれば、男性が働き一家を養うだけの収入を得、女性は男性のサポートをして、家事をこなす子どもの世話をするのだと、子どもの頃から社会化されていく。結婚という制度は、男性は女性を従えてこそのものであり、夫に仕えることが妻の役目である、という伝統的な規範によって、男性（夫）と女性（妻）の役割をさらに強固にし、夫が妻をコントロールする構造を是認する（松島，2000）。松島（2000）は、性差や世代差が存在する家族という枠組み自体が権力的強者と弱者を生産しやすい構造をもつものであることを踏まえたうえで、女性がふるわれてきた暴力の深刻さ、それがこれまで認知されてこなかった現状からすれば、夫婦や恋人といった親密な関係にあるパートナーから受ける暴力は、男性から女性に対する暴力であるというジェンダーの視点で解明することが求められると述べる。女性への暴力の根本には、必ずや、社会における女性の地位の低さと女性差別がある（村本，2001）。

ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence：DV）という用語は、女性たちの社会運動や権利擁護運動から生まれた（松島，2000）。

DV は、パワーとコントロールの関係で説明され、社会の性差別構造を背景に、力で優位に立つ男性が、社会的・経済的・肉体的な優位性を利用して身体的暴力とそれ以外の心理的暴力・経済的暴力などをたくみに操り、弱い立場の女性を支配しようとする構造がある（「夫（恋人）からの暴力」調査研究会，2002）。

DV を、社会構造・社会制度の観点から読み解くこうした指摘は、暴力発生メカニズムを、パートナー関係にある男性と女性の個と個の私的な関係性にのみ起因させるような局所的な見方ではなく、巨視的に理解し、社会や地域といった場において被害に遭った女性の生活と権利を擁護していくことの重要性を明確にする。

（2）当事者母子の被害の諸相

女性への暴力とは、女性に対する身体的、性的もしくは心理的危害または苦痛（かかる行為の威嚇を含む）、強制または恣意的な自由の剥奪となる、またはなるおそれのある性に基づく暴力行為をいう（村本，2001）。被害に遭った女性はもとより、DV を目撃した子どもの、感情や行動の問題や身体的健康上の負の影響が認識されるようになっている。夫が妻を虐待する家庭の 30% から 60% において、子どもも虐待されている（Unger, 2001 森永・青野・福富監訳 2004, p.419）というが、たとえ直接的な暴力を受けていなくても、DV 家庭で育つことによる子どもへの負の影響は、長い時間軸を見通せばなお計り知れない。心理・身体・性的暴力を受けた女性は身体機能の支障や精神面での症状を呈し、喫煙や飲酒や薬に依存したり自殺念慮・企図をもち、子どもも行動・情緒・学習面などでさまざまな困難を抱えることになる（2007, 吉浜・釜野）。

社会的・経済的な負の影響も甚大である。加害男性は、女性が家庭の資産を利用するのを制限し、意思決定や家庭での子どもの生活、女性の就労を制約・統制する。そして、女性は収入を得ることや仕事を継続することが困難になるのはもとより、身につけた技能や既に得た収入、社会生活への参加機会、社会的および経済的発展への貢献を、著しく低減させられることとなる。また、必要に応じてただちにケアを受けることが妨害されたりもする。とりわけ地方に住む女性は、移動やコミュニケーションの手段を利用できないようにさせられるというDV被害の一形態が見られる(Unger, 2001 森永・青野・福富監訳 2004, p.419)。

(3) DV防止法とそこからはじまる支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)は、2001年10月に、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的に施行された。2004年12月には一部改正法が施行され、その改正のポイントは、「配偶者からの暴力」の定義が拡大され、身体的暴力に限定されていたものから言葉や態度などによる精神的暴力も含むようになったこと、保護命令制度が拡充され、元配偶者も保護命令の対象とされたことである。さらに、2008年1月施行の一部改正法では、生命などに対する脅迫も保護命令の対象となったほか、電話などの禁止、親族などへの接近禁止が制定されるなど、さらに保護命令制度が拡充されている。

DV防止法のもと、被害者は、配偶者暴力相談支援センターや警察などに相談、援助、保護を求めたり、裁判所に保護命令の申立てをすることができる。暴力の防止と保護は国や地方公共団体の責務であることが明確に示され、行政はもとより、弁護士・裁判所の意識にも変化がもたらされた。

DV被害に遭った母親とその子どもは、日常的に恐怖を覚え安心感が奪われ、選択肢のない、心理的にも社会的にも孤立した状況に追い込まれていく。よって、当事者が、法律という社会制度の枠組みによって公的に護られながら、一方で、孤立化を防ぎ、自己の尊厳を回復していくことができるような心理的・社会的な資源が、生活の場で提供されることが必要となつてこよう。そのためには、法律や制度といったマクロな枠組みと、実

質的な支援といったマイクロな実践をむすんでいく必要がある。すなわち、日常において、自己の有り様や生活を立て直す心理面や福祉面での社会的支援がどのように行われているのか、そして、それらが、行政や司法による支援といかにむすび合わされているのかといった、異分野の専門職種間での連携体制の視点が重要になってくる。

2011年3月に、内閣府男女共同参画局が実施した「地域における配偶者間暴力対策の現状と課題に関するアンケート調査」では、自治体を対象に、官・官(官庁・官庁)ならびに官・民(官庁・民間)のDV被害者支援に関する連携状況が捉えられた。都道府県では「関係機関・団体による協議会等を設置し、定期的に意見交換・情報共有を行っている」が91.5%、市では「必要に応じて関係機関・団体による意見交換・情報共有の場を設けている」が32.0%、「特に行っていない」は41.6%、町村では「特に行っていない」が63.5%となっている。そして、定期的に意見交換・情報共有の場を設けている自治体の連携先機関について、官・官に関し、都道府県では「国の法務局・地方法務局」「都道府県警察」が95.3%、市では「都道府県警察」が82.4%、町村では「都道府県の福祉事務所」「市町村の福祉部局」が65.0%となっている。一方、官・民に関し、都道府県では67.4%、市では25.5%、町村では15.0%とやや低い数値が記されている。

ここで、上記調査が、自治体を対象に行われたアンケート調査であることに留意する必要がある。実際には、草の根的にDV被害者支援を継続してきたのは民間の支援団体に多い。たとえば、DV家庭に育つ子どもへの支援も視野に入れた女性支援や母子支援が、民間支援団体により先駆的に実施されてきた(渡邊, 2010)。時代や政治の動向、予算の配分、および組織や上司の意向などに左右されることなく、必要な支援を被害に遭った当事者の生活に根ざしたかたちで実質的に提供してきた有り様を、民間支援団体の側から具体的に照らし出すことは、DV被害に遭った母子支援の実態を把握し、他職種間における必要かつ有用な連携体制を検討するうえで重要なことである。

2. 目的

本研究では、2012年度-2013年度の2年間の研

究期間において、次の3つの目的を設定している。目的1は、DVに関わる民間支援団体が各地でどのような援助を組み立て、いかに実践活動を継続してきたのか、そして都道府県内外で関連諸機関・団体といかに連携体制をとってきたかを明らかにすることである。目的2は、現場支援者（福祉、心理）と弁護士（司法）といった異なる専門職の間での、DV支援に関する連携の現状と今後の展開可能性を把握・検討することである。目的3は、これらの調査を総括したシンポジウムを開催し、また、報告書を作成・配布することである。そして、2年間を通した本研究全体として、母親と子ども、援助者同士、地域内外、福祉・心理と司法をむすぶ、DV支援の連携体制の構築と展開の可能性を探究する。なお、目的1と目的2は、2年度にまたがってインタビュー調査により並行して捉えていくものであるが、1年目にあたる2012年度は、その前半部分に該当する。

3. 方法

インタビュー調査の実施、および、学会での報告という形態により、研究活動を行った。

(1) インタビュー調査

調査手続き 日本各地でDV被害に遭った母子への支援を行っている、NPO法人などの民間支援団体をインターネットで調べ、公開されているメールアドレスを宛てた電子メールもしくは所在地に宛てた郵便物により、インタビュー調査を依頼した。そして、依頼に応じられた団体を対象に調査を実施した。研究代表者の安田裕子が4団体、研究協力者の渡邊佳代氏が2団体、川本静香氏が1団体を担当した。なお、調査の実施に際しては、調査協力者が希望する場所に向いた。

また、女性の権利擁護の視点に立って弁護活動を行っている1人の女性弁護士を対象に、連携研究者の村本邦子氏の紹介を通じて、安田がインタビューの依頼を行い、調査を実施した。

調査時期 2012年6月～2013年1月

調査協力 民間の支援団体7つ、ならびに女性弁護士1人を対象に実施した。調査協力団体(者)を、表1に、インタビュー調査を実施した順に列記する。

表1 調査協力団体(者) 2013.1.31現在

| 所在地 | 対象 |
|-----|-------------------------|
| 京都府 | 女性弁護士 |
| 長崎県 | NPO法人DV防止ながさき |
| 岡山県 | NPO法人さんかくナビ |
| 東京都 | NPO法人女性ネット Saya-Saya |
| 北海道 | NPO法人女のスペース・おん |
| 宮城県 | NPO法人ハーティ仙台 |
| 茨城県 | NPO法人ウィメンズネット「らいず」 |
| 東京都 | NPO法人レジリエンス |

民間支援団体に関し、組織の代表者もしくは準代表者が、1～2名でインタビュー調査に応じた。

調査内容 インタビュー調査項目は、①DV被害者の回復の段階に応じた当事者支援の内容（母親支援、子ども支援、家族（親子）支援）、②DV被害の当事者同士をつなげる働きかけ、③一援助者あるいは組織として、DV支援を継続してきた際に直面した困難と解決方法・工夫、④都道府県内外における他のDV支援関連諸機関・団体、および弁護士など司法関係者や行政との連携体制の現状と今後の展望、である。質問項目を事前に調査協力者に伝え、調査を実施した。また、調査の過程で、適宜、追加の質問や確認を行った。

なお、質問項目に必ずしも沿わない場合でも、いかなる目的でどのような支援を構成し、いかに母と子どもというタテの関係、母親同士・子ども同士というヨコの関係をむすび、また、援助者としていかに他の関連諸機関・団体や異分野の専門職と関係しながら、DV支援を継続してきたかを捉えることを念頭に、インタビュー調査に臨んだ。

(2) 学会報告

2012年12月8日(土)に開催された、対人援助学会第4回年次大会(於:神奈川県立保健福祉大学)の企画ワークショップにて、「DV被害母子への支援の実態と可能性—福祉・心理・行政・司法はいかに連携しうるのか」(企画・司会 安田裕子; 発表者 渡邊佳代氏, 川本静香氏, 安田裕子; 指定討論者 村本邦子氏)と題し、報告を行った。

各発表者は、それぞれが実施したインタビュー調査の内容について、DV支援の特徴をまとめる

かたちで報告を行った。そして、指定討論者からは、より広い観点から、連携について考えることの必要性和重要性が提言された。すなわち、DV被害者支援の連携を主題とした当ワークショップの登壇者を、異分野の専門職で構成することによって開かれる連携に向けた可能性や、登壇者が全員立命館大学所属であることを踏まえた時、うかがった内容を大学としてどのように引き受け社会貢献にむすびつけていくことができるのか、といった課題が述べられた。フロアを交えた質疑応答では、DV被害から避難してくる当事者母子の子どもの年齢層、DV被害によって子どもに現れる影響と発達障害との関連などについて、やりとりがなされた。一人ひとりの顔が見える規模のワークショップであったことを活かし、一言ずつ発言いただき、相互作用性を高め、つながりや連携を体感しながらのセッションになるよう心がけた。

4. 結果と考察

上記の方法により捉え明らかにした知見を、インタビュー調査項目順に、以下に簡潔にまとめる。

①DV被害者の回復の段階に応じた当事者支援の内容(母親支援、子ども支援、家族(親子)支援)／初期には、安全を確保し、安心感を得ることが重要である。そのための具体的な支援として、相談(電話もしくは対面)、情報提供、シェルター入居あるいは都道府県が運営するシェルターの紹介・同行、弁護士や法テラスの紹介、アドボケイト活動(行政機関や弁護士事務所、裁判所への同行)、家事支援などが挙げられる。中期的には、つながりの感覚を獲得しながら、心身をエンパワーすることが目標とされる。具体的な支援としては、カウンセリング、クローズドもしくはオープンな(自助)グループ(構造化されたもの、非構造化のもの)、暴力防止に関する心理教育、健康相談や身体感覚にアプローチするセラピーやワーク(芸術療法、アロマセラピーなど)、通院の促しならびに通院時の託児・自宅への保育者派遣などが挙げられる。中長期的には、社会参加が目指される。そのために、ステップハウスへの入居、自立・就業支援(パソコンや資格などの講座の案内と実施・指導、生活用品の提供など)がなされている。

以上が、回復の段階に応じた支援の概要である

が、必ずしも中長期を見据えて関わることができないこともあり(一時的に加害者の元から逃げてきたケースなど)、その場合は、情報提供とあわせて暴力に関する心理教育を行うなど、限られた時間でできる支援を提供することとなる。つまり、回復の段階に応じた支援を基本としながらも、当事者の状況や必要に応じて、各時期を超えて臨機応変に支援がなされている。たとえば、アドボケイト活動が、離婚に向けた弁護士相談や裁判所への動向支援として、中長期的に続くこともある。

母親を対象とした支援がより多く見られるが、母親の心身の回復や生活基盤の安定は、基本的に、子どもの支援につながっていく。心理教育やカウンセリングは、母親が、子どもへのDVの影響を理解したり、子どもとの関わり方を考える機会にもなる。なお、カウンセリング(絵画療法など非言語のものを含む)やグループ活動(キャンプなどの野外活動を含む)は、子どもを対象に組まれた支援でもある。子どもへの直接的な支援としては、児童期の子どもへの、学習の補償、ならびに学習支援を通じた心の回復支援などが挙げられる。

その他の活動として、支援者養成講座や思春期・青年期を対象とした暴力防止やデートDVに関する講座の実施、地域の情報収集・情報提供、リーフレットやニュースレターの作成・配布などが行われている。こうした活動は、必ずしも当事者に向けたものではないが、社会啓発や教育的な営みを含み、予防を視野に入れた、地域に根ざして社会に広く働きかける支援となっている。また、各種講座に当事者が参加する場合もあり、被害経験のある母子のなかから援助者が育っていてもいる。

②DV被害の当事者同士をつなげる働きかけ／①でまとめた、中期的な支援としてあげたさまざまなグループ活動に、人と人をつなぐ働きかけが組み込まれている。たとえば、当事者同士の語り合いの会や、各種講座やイベント(ものづくりや食事会、キャンプやクリスマス会などの行事など)の企画・開催、母子並行の心理教育プログラムなどにより、母親同士や母親と子どもをつなぐ場が創出されている。また、そうした企画の案内(電話や封書など、当事者の状況によって連絡の仕方が工夫・配慮されている)を通じて、実際には参加することのできない当事者に対しても、つ

ながりを感じてもらえるようにと意識されてもいた。学習支援を、子ども同士のつながりの場にむすびつけることを意図している団体もあった。

なお、当事者間で境界線があいまいな場合、つながることで、踏み込んだり踏み込まれたりし、かえって回復が阻まれる場合がある。したがって、当事者同士がつながる場合には注意を促しながら、むしろ支援者とのつながりの構築を目的に、講座などの企画に力を入れているとする団体もあった。

③一援助者あるいは組織として、DV 支援を継続してきた際に直面した困難と解決方法・工夫／おおよそ、当事者側の問題特性が絡む支援の限界と、支援者側の課題が絡む活動の継続の困難が挙げられる。前者について、DV の影響や世代関連鎖が関連して支援の難しさが露呈したり、支援が必要な当事者から支援が拒否されたり、結局加害者のところに戻ってしまうケースがあることなどが挙げられた。その解決策・工夫としては、メンバー間で常にケースの情報共有ならびに相談を合いながら支援に臨むこと、当事者にとって受け入れやすい提案をしつつ（無理な要求を受け入れることではない）、一方で支援にあたる担当者を孤立させないこと、回復していく（なかには援助者になっていく）当事者の姿に希望をもって支援をしていくことなどが挙げられた。後者に関し、学び続けていくこと、できることをやっていくという姿勢でいること、メンバー間で諦めずに絶えず価値観の共有を行っていくこと、そして、大きな展望として、DV 被害者支援そのものを支える社会的基盤が整備されることの必要性が述べられた。

④都道府県内外における他の DV 支援関連諸機関・団体、および弁護士など司法関係者や行政との連携体制の現状と今後の展望／民間支援団体間では、全国女性シェルターネットという全国組織を通じてつながり支え合うことをはじめとして、電話相談の分担や、講師派遣、知見の共有などのかたちでなされていた。公的機関（行政や警察）との連携は、講師派遣、プログラムの協働実施、交付金・業務委託などによってなされていた。そして弁護士とは、当事者への直接支援を行うなかで対応に困った時などに相談をもちかけつつ、協働的な関係を築きながら、必要に応じて互いにリファーし合うといった連携体制がとられていた。

5. おわりに—今後の課題と展望

2012 年度は、主に、民間支援団体を対象に、インタビュー調査を行った。本研究課題の最終年度となる 2013 年度は、DV 支援に関与する弁護士を中心に、他職種間の協働の有り様について調査を進める。そして、初年度の調査もあわせて総合的にまとめ、連携の観点から、支援活動の、時（現在と未来）空間（地域間）的なつながりの有り様、法（司法）と心理学（臨床）の具体的・実践的な協働の現状を捉え、どのような仕掛けや働きかけが DV 支援における連携体制を推し進めることとなるのかを検討・提案する手立てとしていきたい。

引用文献

- Gelles, R. J. (1993). Through a sociological lens: social structure and family violence, In R. J. Gelles & D. R. Loseke (Eds.), Current controversies on family violence. Sage Publications, pp.34-35.
- 松島京 (2000). ドメスティック・バイオレンス (Domestic Violence) という用語が持つ意味 立命館産業社会論集, 36, 141-163.
- 村本邦子 (2001). 暴力被害と女性——理解・脱出・回復—— 昭和堂
- 「夫（恋人）からの暴力」調査研究会 (2002). ドメスティック・バイオレンス——実態・DV 法解説・ビジョン—— 有斐閣
- Unger, R. K. (Ed.). (2001). Handbook of the psychology of women and gender. John Wiley & Sons, Inc. (森永康子・青野篤子・福富護 (監訳) (2004). 女性とジェンダーの心理学ハンドブック 北大路書房)
- 渡邊佳代 (2010). DV・虐待被害にあった母子への支援をめぐる 20 年 女性ライフサイクル研究所 (編) 女性ライフサイクル研究第 20 号 女たちの 20 年——女性を取り巻く社会は変わったか—— 女性ライフサイクル研究所 pp. 62-69.
- 吉浜美恵子・釜野さおり (編著) (2007). 女性の健康とドメスティック・バイオレンス——WHO 国際調査／日本調査結果報告書—— 新水社

司法面接における子どもの語り：質問形式と応答の関係性について（予備調査報告）

田中晶子

（四天王寺大学 人文社会学部）

キーワード：司法面接・NICHD プロトコル・学童

児童虐待の増加に伴い、日本においても欧米で用いられている司法面接の導入が始まっている。しかし、日本における司法面接の基礎的な研究は少なく、その有効性については未だ不明確な部分も多い。本研究は、日本での司法面接における子どもの応答の特徴を明らかにすることを目的としている。特に実務において面接の困難さが訴えられることの多い就学前から学童期（6歳前後）の子どもの対象に、面接者の質問と子どもの応答との関係性や、子どもの語りの特徴を概観することにより、今後の実証的なデータを積み重ねる起点の資料とすることを目指したい。

本稿では、本調査に先立ち実施した予備調査について報告し、本調査へ向けた展望を述べる。

方法

調査の概要：2012年7月に被面接者（子ども）の自宅において、NICHD プロトコルのガイドラインに則った司法面接による聴き取りを行った。

面接者：NICHD プロトコルのガイドラインによる司法面接の研修を受けた面接者（30歳代女性）が面接を実施した。

被面接者（子ども）：小学2年生の女兒Aちゃん（7歳6カ月）であった。面接者とは調査以前に数回会ったことがあり、ある程度の面識がある。なお、本児には2008年3月（3歳1カ月の時）に、MOGPの手法に則った司法面接による聴き取り調査を行っている（田中,2008）。

材料：邦画DVD（岩井俊二監督『打ち上げ花火、下から見るか？横から見るか？』）の冒頭部分11分間を刺激として使用した。内容は、小学生の夏休みの登校日の出来事（登校前の自宅での様子

や登校風景、教室での理科の実験、学級活動、プールでの競争等）が描かれている。

手続き：予備調査を行う前に、子どもの保護者に対し調査に関する説明書を送付し、調査の目的や手続き等について確認を行った。

調査当日は、子どもの自宅にあるテレビで刺激となるDVDを子どもに視聴してもらった。その際、面接者は部屋の外で待機した。DVD視聴後、面接者が部屋に戻り、子どもに対しNICHDガイドラインに則った面接を行い、DVDの内容を聴き取った。面接はすべてICレコーダーにより録音された。面接時間は25分であり、DVD視聴などの時間も合わせると全体で40分程度であった。面接終了後に、保護者とともに子どもに対して調査目的について説明を行い、データの使用に関して子どもと保護者から許可を取った。また、調査全体に関する感想や意見等を聴取した。

結果と考察

結果の整理法：ICレコーダーで録音した内容を文字におこし、逐語録を作成した。25分間の面接中に面接者から177発話、子どもから176発話があり、合計353発話が記録された。そのうち、エピソード記憶の練習において面接者と子どもそれぞれから10発話、合計20発話が記録された。また、本題にあたるDVDの内容の報告に関する発話については面接者から158発話、子どもから158発話の計316発話が記録された。

エピソード記憶の練習における20発話と本題における316発話について、仲（2011）による発話タイプの定義に基づき、分類を試みた。具体的には、面接者の発話については、誘いかけ、手が

かり質問、時間分割、それから質問、返事、エコーイング、WH 質問、Yes-No 質問（以下 YN 質問）、選択式質問、タグ質問、語尾なし、補足、情報提供、コメント、繰り返し、その他の 16 項目に分類した。

子どもの発話については、文による応答、A or B の A、A or B の B、はい、いいえ、応答、質問、明確化、知らない・わからない、沈黙、はい・いいえ、その他の 12 項目に分類を試みた。また、それぞれの発話について文字数を求め、各発話の長さの指標とした。

エピソード記憶の練習について：エピソード記憶の練習として、子どもに今朝の出来事（朝起きてから面接者が訪れるまでの出来事）を思い出して話すよう求めた。面接者からの 10 発話における総文字数は 180 文字であった。発話タイプに分類したところ、返事が 8 発話、時間分割が 1 発話、情報提供が 1 発話であった。

また、子どもからの 10 発話における総文字数は 52 文字であり、発話タイプはすべて文による応答であった。相対的に面接者の発話文字数が多い印象があるが、エピソード記憶の練習を促すための最初の発話におけるものがほとんどであり（128 文字）、その後は子どもの応答に関する返事のみであった。子どもは、今朝の様子について短文ではあるが少しずつ自分の言葉で語っていることが示された。

本題について：面接者からの 158 発話における総文字数は 3238 文字であり、1 発話における平均文字数は、20.49 文字であった。発話タイプに分類し、それぞれの出現頻度を求めた（図 1）

NICHD プロトコルで推奨されるオープン質問は、誘いかけ・手がかり質問・時間分割・それから質問・返事・エコーイングである。本面接では、それらの質問が 88 発話（全体の 55.7%）を占めた。なかでも最も使用されたのが返事の 57 発話であり（36%）、これは面接者がうなずき（「うん」等）を多用したことによるものと考えられる。しかし、手がかり質問やそれから質問は一定の使用が認められたが、誘いかけの使用は少なく、時間分割については使用がなかったためその効果について検討することができなかった。様々な発話タイプの効果を分析するためには、推奨されるオー

プン質問を一定数使用できるようあらかじめ詳細に面接計画（用いる質問を準備する等）を立てる必要があると思われる。

次に、ある程度応答を限定するものの比較的オープンな質問であるとされる WH 質問が 19% を占め、先述のオープン質問とあわせると全体の 74.7% を占めた。これは今回の面接の中で多くのオープン質問が用いられたことを示している。

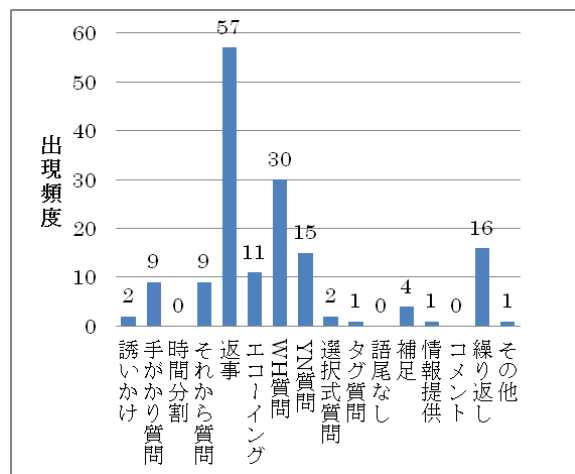


図 1 面接者の発話タイプの出現頻度（本題 158 発話）

一方、使用を控えるべきとされるクローズ質問の中では、YN 質問が 15 発話あり全体の 9% と比較的多く使用された。また繰り返しについても 16 発話使用された。繰り返しについては、エコーイングの使用を意図した発話が結果として繰り返しの分類されることが多かった。エコーイングについては、確認と取られる可能性があるという指摘があり（仲，2011）、繰り返しも含めて使用についてはさらなる検討が必要である。

次に、子どもからの 158 発話における総文字数は、1655 文字であり、1 発話における平均文字数は 10.47 文字であった。発話タイプに分類したところ、最も多く示されたのは、文による応答で 136 発話あり、全体の 86% を占めた（図 2）。これは、面接において子どもが自身の言葉で DVD の内容を語っていることを示すものであると考えられる。しかし、1 発話における平均文字数は 10.47 文字であり、面接者の 20.49 文字の半分程度であった。この原因の 1 つとして、面接者がうなずきを多用したため、子どもの 1 発話が短く区切られてしまい、1 発話あたりの文字数が少なくなったことが

あげられる。今後は子どもの語りのペースにあわせて面接者からの発話（過度のうなずき）を控えることによって、より子どもの語りが豊かになる可能性がある。

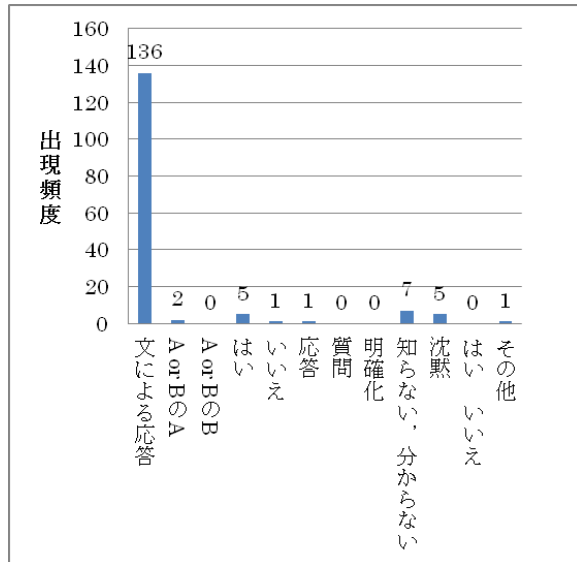


図2 子どもの発話タイプの出現頻度 (本題 158 発話)

また、知らない・わからないが7発話あった。この結果から NICHD プロトコルのグラウンドルールが子どもに伝わっていることが示唆されていると考えられるが、一方で DVD の内容等が理解できなかった（あるいは、報告が難しい内容であった）可能性もある。今後は、面接後の内省報告を利用することにより、グラウンドルールの理解について確認する必要があるだろう。

面接者と子どもの発話の関係性：面接者の発話と子どもの発話の関係性を検討するため、本題における面接者の発話タイプごとに子どもの発話の平均文字数を求めた（表1）。子どもから最も長い発話を引き出したのは、繰り返しで平均22.31文字であった。先述のように、ここではエコーイングを意図した発話が繰り返しになっている場合が多い。エコーイングや繰り返しの効果は不明確な部分もあるが（仲 2011）、ここでは、面接者の繰り返しの後に子どもが比較的長く語るという結果を得た。今後、繰り返しの後に子どもがどのような内容を語ったのか（正しい情報なのか誤った情報なのか等）といった質的な検討を行うことで、繰り返しやエコーイングの効果が明らかに出来る

と思われる。

表1 面接者の発話タイプにおける子どもの発話の長さ

| 面接者の発話タイプ | 出現頻度 | 割合 (頻度) | 子どもの発話 (平均文字数) |
|-----------|------|---------|----------------|
| 誘いかけ | 2 | 0.01 | 1.5 |
| 手がかり質問 | 9 | 0.06 | 4.89 |
| 時間分割 | 0 | 0 | — |
| それから質問 | 9 | 0.06 | 16.78 |
| 返事 | 57 | 0.36 | 11.04 |
| エコーイング | 11 | 0.07 | 6.64 |
| WH 質問 | 30 | 0.19 | 7.17 |
| YN 質問 | 15 | 0.09 | 6.4 |
| 選択式質問 | 2 | 0.01 | 6.5 |
| タグ質問 | 1 | 0.01 | 7 |
| 語尾なし | 0 | 0 | — |
| 補足 | 4 | 0.03 | 12 |
| 情報提供 | 1 | 0.01 | 7 |
| コメント | 0 | 0 | — |
| 繰り返し | 16 | 0.1 | 22.31 |
| その他 | 1 | 0.01 | 12 |

繰り返しの他には、それから質問が平均16.78文字、補足とその他がそれぞれ平均12文字、返事が平均11.04文字の発話を引き出した。つまり、オープン質問として推奨されているもののうち、それから質問と返事において子どもが長く語っていることが示されている。

一方、引き出した発話文字数が最も少なかったのは、誘いかけで平均1.5文字であった。誘いかけはオープン質問として推奨されているが、今回の面接では最初に本題に入る場面でのみ用いられる傾向にあったため、子どもが沈黙することが多く、発話文字数が少なくなったと思われる。ある程度子どもが語り始めてからも（面接の様々な段階で）誘いかけを用いることで、その効果について検討することができると思われる。

次に、面接者の発話タイプごとにどのような子どもの発話が引き出されているのかについてまとめた（表2）。

最も多く用いられた返事57発話のうち、55発話が子どもから文による応答を引き出しており、沈黙を引き出したのが1発話、知らないを引き出

したのが1発話であった。

表2 面接者の発話タイプと子どもの発話タイプの関係性

| 面接者の発話タイプ | 出現頻度 | 子どもの発話タイプ |
|-----------|------|----------------------------------|
| 誘いかけ | 2 | 文による応答1, 沈黙1 |
| 手がかり質問 | 9 | 文による応答8, 覚えてない1 |
| 時間分割 | 0 | — |
| それから質問 | 9 | 文による応答6, 沈黙2, 知らない1 |
| 返事 | 57 | 文による応答55, 沈黙1, 知らない1 |
| エコーイング | 11 | 文による応答11 |
| WH質問 | 30 | 文による応答26, 知らない2, 応答1, いいえ1 |
| YN質問 | 15 | 文による応答7, はい5, 知らない1, わからない1, 沈黙1 |
| 選択式質問 | 2 | A or BのA(a):2 |
| タグ質問 | 1 | 文による応答1 |
| 語尾なし | 0 | — |
| 補足 | 4 | 文による応答4 |
| 情報提供 | 1 | 文による応答1 |
| コメント | 0 | — |
| 繰り返し | 16 | 文による応答16 |
| その他 | 1 | その他1 |

WH質問は、30発話のうち子どもから文による応答を引き出したのが26発話、知らないが2発話、応答が2発話、いいえが1発話であった。繰り返しは16発話すべてが、子どもから文による応答を引き出した。

また、YN質問は15発話のうち文による応答を引き出したのが7発話、はいを引き出したのが5発話、知らない・わからないを引き出したのがそれぞれ1発話、沈黙を引き出したのが1発話であった。

子どもの発話のほとんどが文による応答であったため、どの発話タイプに対しても文による応答が多く示されている。ただ、頻度は少ないが推奨されるオープン質問において沈黙が多く示される傾向がみられる（誘いかけで1、それから質問で

2、返事で1）。また、YN質問に対しては、はい（Yes）反応が多く示され、イエステンデンシーの傾向が見られるようである。

まとめ（本調査に向けて）：今回の予備調査では、NICHDプロトコルで推奨されるオープン質問が多用され、子どもも文による応答を中心とする反応をしており、司法面接の枠組みに沿って子ども自身が積極的に語る面接が実施されたと思われる。しかし、推奨される発話タイプの中には十分に使用されなかったものもあり、様々な発話タイプの効果を充分検討するには限界があった。今回の面接では、子どもの語りに沿いながら、オープンな質問を中心に面接を進めて行ったが、面接者の発話と子どもの発話の関係性を検討するためには、より綿密な計画をたてておく方が良いであろう。例えば、あらかじめ面接において用いる質問を一定数設定しておくなどの準備をすることなどが有効であると思われる。

また、ここでは子どもの発話の文字数を指標として子どもが語った情報の量に基づき分析を試みたが、今後は子どもが語った内容（情報の正確性や報告されやすい情報とはどのようなものか等）についても検討する必要がある。

さらに、グラウンドルールの理解やエピソード記憶の練習の効果、面接者の発話に対して実際に子どもがどのような印象を持つのか等について、子どもに直接聴き取りを行うことも必要かもしれない。例えば、面接後の内省報告として上記の項目について子どもから直接意見を聴取することも有益ではないかと思われる。

なお、今回の予備調査終了後、子どもと保護者に調査手続きについて意見や感想を聴取したところ、DVDの長さや内容、調査全体にかかる時間等についてはおおむね適切であるという意見を得た。しかし、なぜ1人でDVDを見なければいけないのか、なぜ後でお話を聴くのか（何のための面接なのか）についての説明が子どもにとって不明確であり、戸惑いを感じるとの感想も得た。今後の調査の実施においては、子どもにとって自然な導入になるよう手続きについて再考したい。

最後に、司法面接における子どもの語りの特徴を知るには、統制群として司法面接によらない聴

き取りをした場合との比較が必要となるであろう。
調査協力者の状況にもよるが、統制群の設定についても検討したい。

引用文献

仲真紀子 2001 子どもの面接—法廷における「法律家言葉」の分析— 法と心理, **1**, 80-92.

仲真紀子 2011 N I C H Dガイドラインにもとづく司法面接研修の効果—子どもの虐待とネグレクト **13**(3), 316-325.

仲真紀子 2012 面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす影響—心理学研究, **83**(4), 303-313.

田中晶子 2008 子どもへの事実確認面接—司法面接を使った3歳児への面接事例より:量的分析の報告— 四天王寺大学紀要 **47**, 63-74.

文部科学省科学研究費補助金・新学術領域研究
「法と人間科学」 中間報告書

発行 2013年3月31日

発行者 北海道大学大学院文学研究科

法と人間科学 総括支援室

〒060-0810 札幌市北区北10条西7丁目 E402室

TEL : 011-706-3912

E-mail : lahs@let.hokudai.ac.jp

HP : <http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>

編集責任 仲真紀子

印刷・製本 北海道大学生生活協同組合 印刷・情報サービス部

TEL : 011-747-8886

FAX : 011-756-7971

March 31, 2013

Grant - in - Aid for Scientific Research on Innovative Areas
(Research in a proposed research area)

Humanities and Social Sciences
Law and Human Sciences
Progress Report

Support Center of Law and Human Sciences
Graduate School of Letters, Hokkaido University
Kita 10, Nishi 7, Kita-ku, Sapporo, 060-0810 Japan

